

平成 29 年 第 3 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（9 月 4 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（25 日間）	4
1. 日程第 3. 行政報告（加藤市長）	4
1. 休憩宣告	17
1. 再開宣告	17
1. 日程第 4. 議案第 1 号 名寄市特別職報酬等審議会条例の一部改正について	17
○提案理由説明（加藤市長）	17
○原案可決	17
1. 日程第 5. 議案第 2 号 ふうれん地域交流センター条例の一部改正について	17
○提案理由説明（加藤市長）	17
○原案可決	18
1. 日程第 6. 議案第 3 号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○原案可決	18
1. 日程第 7. 議案第 4 号 名寄市地域包括支援センター条例の一部改正について	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○原案可決	18
1. 日程第 8. 議案第 5 号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施する ために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正に ついて	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○原案可決	19
1. 日程第 9. 議案第 6 号 名寄市農業委員会に関する条例の全部改正について	19
○提案理由説明（加藤市長）	19

○質疑（川村幸栄議員）	19
1. 休憩宣告	20
1. 再開宣告	20
○原案可決	21
1. 日程第10. 議案第7号 工事請負契約の締結について	21
○提案理由説明（加藤市長）	21
○追加説明（天野建設水道部長）	21
○質疑（熊谷吉正議員）	22
○原案可決	26
1. 日程第11. 議案第8号 市道路線の廃止について	
議案第9号 市道路線の認定について	26
○提案理由説明（加藤市長）	26
○原案可決	26
1. 日程第12. 議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	26
○提案理由説明（加藤市長）	26
○原案可決	27
1. 休憩宣告	27
1. 再開宣告	27
1. 日程第13. 議案第11号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第2号）	27
○提案理由説明（加藤市長）	27
○追加説明（中村総務部長）	28
○原案可決	28
1. 日程第14. 議案第12号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）	28
○提案理由説明（加藤市長）	29
○原案可決	29
1. 日程第15. 議案第13号 平成29年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1 号）	29
○提案理由説明（加藤市長）	29
○原案可決	29
1. 日程第16. 議案第14号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予 算（第1号）	30
○提案理由説明（加藤市長）	30
○原案可決	30
1. 日程第17. 議案第15号 平成28年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第16号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定 について	
議案第17号 平成28年度名寄市介護保険特別会計決算の認定につ	

いて

議案第18号	平成28年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第19号	平成28年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	
議案第20号	平成28年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第21号	平成28年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第22号	平成28年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第23号	平成28年度名寄市水道事業会計決算の認定について	30
○提案理由説明（加藤市長）		30
○決算審査特別委員会設置・付託		30
1. 日程第18. 報告第1号	専決処分した事件の報告について	31
○提案理由説明（加藤市長）		31
○質疑（山田典幸議員）		31
○報告済		32
1. 日程第19. 報告第2号	平成28年度名寄市一般会計継続費精算報告について	32
○提案理由説明（加藤市長）		32
○報告済		32
1. 休会の決定		32
1. 散会宣告		32

第 2 号（9 月 1 9 日）

1. 議事日程	3 3
1. 本日の会議に付した事件	3 3
1. 出席議員	3 3
1. 欠席議員	3 3
1. 事務局出席職員	3 3
1. 説明員	3 3
1. 開議宣告	3 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3 4
1. 日程第 2. 一般質問	3 4
○質問（山崎真由美議員）	3 4
1. 休憩宣告	4 5
1. 再開宣告	4 5
○質問（佐久間 誠議員）	4 5
1. 休憩宣告	5 7
1. 再開宣告	5 7
○質問（東川孝義議員）	5 7
1. 休憩宣告	6 8
1. 再開宣告	6 8
○質問（大石健二議員）	6 8
1. 散会宣告	7 9

第 3 号（ 9 月 2 0 日）

1. 議事日程	8 1
1. 本日の会議に付した事件	8 1
1. 出席議員	8 1
1. 欠席議員	8 1
1. 事務局出席職員	8 1
1. 説明員	8 1
1. 開議宣告	8 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	8 2
1. 日程第 2. 一般質問	8 2
○質問（野田三樹也議員）	8 2
○質問（高橋伸典議員）	9 3
1. 休憩宣告	1 0 2
1. 再開宣告	1 0 2
○質問（塩田昌彦議員）	1 0 2
○質問（奥村英俊議員）	1 1 3
1. 散会宣告	1 2 5

第 4 号（ 9 月 2 1 日 ）

1. 議事日程	1 2 7
1. 本日の会議に付した事件	1 2 7
1. 出席議員	1 2 7
1. 欠席議員	1 2 7
1. 事務局出席職員	1 2 7
1. 説明員	1 2 7
1. 開議宣告	1 2 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 2 8
1. 日程第 2. 一般質問	1 2 8
○質問（川村幸栄議員）	1 2 8
○質問（熊谷吉正議員）	1 3 9
1. 休憩宣告	1 5 1
1. 再開宣告	1 5 1
○質問（山田典幸議員）	1 5 1
1. 日程第 3. 報告第 3 号 平成 2 8 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	
報告第 4 号 平成 2 8 年度決算に基づく資金不足比率の報告について	1 6 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 6 3
○追加説明（中村総務部長）	1 6 3
○訂正発言（橋本副市長）	1 6 4
○報告済	1 6 5
1. 休会の決定	1 6 5
1. 散会宣告	1 6 5

第 5 号（ 9 月 2 8 日 ）

1. 議事日程	1 6 7
1. 本日の会議に付した事件	1 6 7
1. 出席議員	1 6 8
1. 欠席議員	1 6 8
1. 事務局出席職員	1 6 8
1. 説明員	1 6 9
1. 開議宣告	1 7 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 7 0
1. 日程第 2. 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第 1 6 号 平成 2 8 年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第 1 7 号 平成 2 8 年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第 1 8 号 平成 2 8 年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 1 9 号 平成 2 8 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	
議案第 2 0 号 平成 2 8 年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第 2 1 号 平成 2 8 年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 2 2 号 平成 2 8 年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第 2 3 号 平成 2 8 年度名寄市水道事業会計決算の認定について	1 7 0
○決算審査特別委員長報告（高野美枝子委員長）	1 7 0
○認定	1 7 0
1. 日程第 3. 議案第 2 4 号 名寄市開業医誘致条例の制定について	1 7 1
○提案理由説明（加藤市長）	1 7 1
○原案可決	1 7 1
1. 日程第 4. 議案第 2 5 号 公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1 7 1
○提案理由説明（加藤市長）	1 7 1
○公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関わる審査特別委員会設置・付託・閉会中継続審査	1 7 2
1. 休憩宣告	1 7 2
1. 再開宣告	1 7 2

○公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関わる審査特別 委員会の正副委員長の互選結果	172
1. 日程第5. 意見書案第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書	
意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強 化を求める意見書	
意見書案第3号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を 求める意見書	
意見書案第4号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書	
意見書案第5号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見 直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教 育を求める意見書	
意見書案第6号 教職員の長時間労働是正を求める意見書	172
○原案可決	172
1. 日程第6. 報告第5号 例月現金出納検査報告について	173
○報告済	173
1. 日程第7. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	173
○決定	173
1. 日程第8. 議員の派遣について	173
○決定	173
1. 日程第9. 委員の派遣について	173
○決定	173
1. 日程第10. 委員の派遣報告について	173
○総務文教常任委員長報告（東 千春委員長）	173
○報告済	175
1. 閉会宣告	175
1. 質問文書表	177
1. 議決結果表	181

平成29年第3回名寄市議会定例会会議録
開会 平成29年9月4日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|---|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第16 | 議案第14号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第17 | 議案第15号 平成28年度名寄市一般会計決算の認定について |
| 日程第3 | 行政報告 | | 議案第16号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第1号 名寄市特別職報酬等審議会条例の一部改正について | | 議案第17号 平成28年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第2号 ふうれん地域交流センター条例の一部改正について | | 議案第18号 平成28年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第3号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | | 議案第19号 平成28年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第4号 名寄市地域包括支援センター条例の一部改正について | | 議案第20号 平成28年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第5号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について | | 議案第21号 平成28年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第6号 名寄市農業委員会に関する条例の全部改正について | | 議案第22号 平成28年度名寄市病院事業会計決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第7号 工事請負契約の締結について | | 議案第23号 平成28年度名寄市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第8号 市道路線の廃止について | 日程第18 | 報告第1号 専決処分した事件の報告について |
| | 議案第9号 市道路線の認定について | 日程第19 | 報告第2号 平成28年度名寄市一般会計予算継続費精算報告について |
| 日程第12 | 議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について | | |
| 日程第13 | 議案第11号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第2号） | | |
| 日程第14 | 議案第12号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） | | |
| 日程第15 | 議案第13号 平成29年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号） | | |

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定

- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第1号 名寄市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第5 議案第2号 ふうれん地域交流センター条例の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 名寄市地域包括支援センター条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 名寄市農業委員会に関する条例の全部改正について
- 日程第10 議案第7号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第8号 市道路線の廃止について
議案第9号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第13 議案第11号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第12号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第13号 平成29年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第14号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第15号 平成28年度名寄市一般会計決算の認定について
議案第16号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について

- 議案第17号 平成28年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について
- 議案第18号 平成28年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第19号 平成28年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について
- 議案第20号 平成28年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について
- 議案第21号 平成28年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第22号 平成28年度名寄市病院事業会計決算の認定について
- 議案第23号 平成28年度名寄市水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第19 報告第2号 平成28年度名寄市一般会計予算継続費精算報告について

1. 出席議員（18名）

議長	17番	黒	井	徹	議員
副議長	14番	佐	藤	靖	議員
	1番	浜	田	康子	議員
	2番	山	崎	真由美	議員
	3番	野	田	三樹也	議員
	4番	川	口	京二	議員
	5番	川	村	幸栄	議員
	6番	奥	村	英俊	議員
	7番	高	野	美枝子	議員
	8番	佐	久間	誠	議員
	9番	東	川	孝義	議員
	10番	塩	田	昌彦	議員
	11番	山	田	典幸	議員
	12番	大	石	健二	議員
	13番	熊	谷	吉正	議員

15番	高橋	伸典	議員
16番	佐々木	寿	議員
18番	東	千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	久保	敏
書記	倉澤	富美子
書記	開発	恵美
書記	長正路	慶

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	橋本	正道	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	中村	勝己	君
参事監	松岡	将	君
市民部長	三島	裕二	君
健康福祉部長	田邊	俊昭	君
経済部長	白田	進	君
建設水道部長	天野	信二	君
教育部長	小川	勇人	君
市立総合病院事務部長	岡村	弘重	君
市立大学事務局長	松島	佳寿夫	君
こども・高齢者支援室長	廣嶋	淳一	君
営業戦略室長	水間	剛	君
上下水道室長	粕谷	茂	君
会計室長	常本	史之	君
監査委員	上田	盛一	君
農業委員会事務局長	今	正人	君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成29年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

6番 奥村英俊議員

18番 東千春議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月28日までの25日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月28日までの25日間と決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、平成29年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた平成28年度の各会計決算について申し上げます。

一般会計については、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支で3億8,962万3千円の黒字となり、翌年度に繰り越しすべき一般財源4,167万2千円を差し引いた実質収支は、3億4,795万1千円となりました。ここから、名寄市基

金条例に基づき、減債基金へ1億8千万円を積み立て、残り1億6,795万1千円を平成29年度へ繰り越しました。

特別会計では、国保の保険事業勘定で5,320万2千円、介護の保険事業勘定で4,697万円、それぞれ黒字となりました。

国保・介護の保険事業勘定を除く特別会計については、一般会計繰入金で調整を行い、収支同額となっています。

次に、基金について申し上げます。

それぞれ基金の設置目的に沿った経費の財源として、総額1億3,375万3千円を取り崩しましたが、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金などに、合計13億2,014万2千円を積み立てたことから、一般会計における基金残高は91億9,461万4千円で、前年度末に比べて、11億8,638万9千円の増加となりました。

また、特別会計における基金残高は国民健康保険支払準備金基金で1億4千円、介護給付費準備基金で1億8,231万2千円となりました。

これらの基金については、今後も、有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

本市とヤマト運輸株式会社は、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図る為、連携・協力することに合意し包括連携協力に関する協定を締結いたしました。

協定内容は、名寄市観光キャラクター「なよろう」や天文台、ひまわりのデザインに加え、全国初となるQRコードをプリントした「ご当地ボックス」による地域産業PR支援に関することや災害時における物資輸送・物資拠点に関すること、環境に配慮した低炭素な社会づくりのため、宅配荷物の不在対応に伴う二酸化炭素排出の削減に寄与することなど7項目となっており、お互いの資源を有効に活用した取組を推進してまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

名寄市町内会連合会主催による町内会長と行政との懇談会は、7月5日にグランドホテル藤花において開催されました。平成29年度における市の主な事業などについて報告し、情報共有を図ったほか、地域の課題などについて意見交換を行いました。

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

6月23日から29日の男女共同参画週間に合わせて、市内小中学生にリーフレットの配布を行なったほか、男女共同参画に対する理解を深める取組としてパネル展を実施し、第2次推進計画についても周知を図りました。

今後も、男女共同参画推進に向け、市民の皆様のご意見を伺いながら進めてまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

山形県鶴岡市との交流事業については、少年少女交流事業として、藤島剣道スポーツ少年団の児童をはじめ11人が本市を訪れ、8月18日から3日間、市内2つの少年団と交流試合や北国博物館の見学、交流会などを通じて、本市についての理解と友好を深める役割を果たしました。

東京都杉並区との交流事業については、6月17日と18日に開催された第38回ふうれん白樺まつりに、杉並区から代表団6人と高円寺阿波おどり親善訪問団34人に加え、東京商工会議所杉並支部から和田会長をはじめ10人が来名され、阿波おどりなどを通じて広く市民との交流を深めました。8月26日と27日に杉並区で開催された第61回東京高円寺阿波おどりに、本市から代表団と市民合わせて26人が参加して、本市のPRを行うとともに、杉並区民との交流を深めてきました。

ふるさと会との交流事業については、7月7日から4日間、東京なよろ会会員など25人が本市を訪れ、ゴルフやなよろ市立天文台「きたすばる」の見学を行ったほか、市民交流パーティーなどを通じて、ふるさとでの楽しいひとときを満喫

していただきました。

また、8月19日から2日間、さっぽろ名寄会発足40周年記念「名寄ふるさと訪問の旅」が実施されました。本市を訪れた18人の皆さんは、市民文化センターEN-RAYホールや名寄市立大学図書館の見学を行うほか、なよろ産業まつりへの参加などを通じて、ふるさとでの楽しいひとときを満喫しました。

姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流事業については、7月7日から8月29日までの54日間にわたり、交換学生2人を受け入れました。交換学生は、ホームステイや学校訪問、地域イベントへの参加などを通じて、市民との国境を越えた友情を育みました。

友好都市ロシア連邦ドーリンスク市との交流事業については、名寄・ドーリンスク友好委員会が主体となり、7月29日から5日間、訪問団20人を受け入れました。訪問団は、名寄・ドーリンスク友好交流コンサートinなよろで素晴らしい舞踊を披露したほか、名寄高校と名寄東中学校の吹奏楽部との交流会やロシア料理教室への参加などを通じて、これまで育んできた市民との友好の絆をさらに深めました。

台湾との交流事業については、名寄日台親善協会が主体となり、8月10日から3日間、嘉義県から訪れた農業視察団25人を受け入れました。視察団は、歓迎会で市民と交流したほか、農業の視察やなよろ市立天文台「きたすばる」の見学などを行いました。

また、名寄市・台湾交流実行委員会及び名寄日台親善協会では、5年目を迎えた台湾との交流推進体制などについて協議するため、双方で検討をはじめました。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

地域おこし協力隊・農業支援員として、6月26日付けで高橋涉さんを委嘱しました。現在は、東風連地区に移住し、農業振興センター、東風連地区の受入農家にて農作業研修に励みながら、農

閑期における地域貢献活動に向けて、地域とのつながりを深めています。

次に、平和行政の取組について申し上げます。

本市は、平成19年3月に恒久平和と幸せな市民生活を守るため、非核平和都市宣言を行い、過去に多くの人が犠牲となった戦争を二度と繰り返させないことを固く誓いました。この宣言の趣旨にのっとり、7月10日に名寄市戦没者追悼式や平和音楽大行進が開催され、また8月15日には全国戦没者追悼式に合わせて、正午に1分間のサイレン吹鳴を行いました。

加えて、「日本非核宣言自治体協議会」から原爆に係るパネル及びポスターの貸出しを受け、8月24日から27日まで駅前交流プラザ「よろいな」において、「名寄原爆の絵を見る会実行委員会」が主催しました「原爆の絵 名寄展」に併せて展示いただいたところです。

今後とも、戦争や原爆の記憶を風化させず、恒久平和への願いを後世に伝えていくため、様々な取組を進めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

市立総合病院の第1四半期における一般科の患者取扱状況については、入院患者数が延べ2万331人で前年比77人の減、率にして0.4パーセントの減少、また、外来患者数は、延べ4万6,263人で前年比1,802人の減、率にして3.7パーセントの減少となっています。

医業収益については、一般科と精神科を合わせた入院収益が13億9,822万円で前年比753万円の増、率にして0.5パーセントの増加、また、外来収益は5億5,972万円で前年比554万円の減、率にして1.0パーセントの減少となっています。

この結果、入院収益と外来収益の合計額は、19億5,854万円となり、前年比199万円の増、率にして0.1パーセントの増加となっています。

次に、新名寄市病院事業改革プランについて申し上げます。

「新名寄市病院事業改革プラン」は、昨年7月に公表し、本年3月に計画初年度を終了しました。本プランは毎年点検及び評価を実施することとされており、市立総合病院、東病院双方の運営委員会において点検評価内容を報告するとともに、内容について承認をいただいたことから、点検評価事項及び平成28年度病院事業会計決算の内容を反映し、変更後のプランを両病院のホームページにて公表したところです。

今後もホームページや広報、市民公開講座などを通じて、地域医療構想を踏まえた病院機能の強化及び経営の効率化の取組について市民周知を図り、地域医療の充実に努めてまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

地域における育児の相互援助活動の活性化と子育て支援体制の充実を図るため、本年度から実施している子育て支援活動助成事業については、現在1団体から補助金の申請があり事業を推進しています。

また、名寄市地域子育て支援センター「ひまわりらんど」の暑さ対策として本年6月に冷暖房設備の設置が完了し、本年の夏から快適な環境のもと、子どもたちが楽しく遊んでいます。

名寄幼稚園については、平成28年8月から認定こども園への移行に向けた施設整備を開始し、本年6月3日に新園舎の落成式が執り行われました。本年から全ての幼稚園が「子ども・子育て支援法」に基づく新制度へ移行し、施設型給付費による施設運営が行われています。

ひとり親世帯などの要保護世帯の支援施策推進では、保育料の負担軽減措置を拡大し本年4月分適用を開始しています。

今後も、国の施策を注視し、子育て支援の向上を図ってまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

戦没者追悼事業は、実行委員会を組織し7月10日に実施しました。追悼式は市民文化センターを会場に、御遺族をはじめ約200人の参列のもの

と、厳粛に執り行われました。

また、第61回を迎えた平和音楽大行進では、北海道警察音楽隊が初参加し、15団体の力強い演奏を多くの市民が楽しむとともに、悲惨な戦争が繰り返されないよう願いが込められました。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

要介護度3以上の認定を持ち、在宅で生活されている高齢者などに対し、介護の経済的負担を軽減し在宅生活を支援するため、「名寄市要介護高齢者等紙おむつ用ごみ袋支給事業」を本年4月から開始し、8月14日時点で68件の申請を受けています。

また、介護予防の充実と地域の支え合い活動の拡大を図るため、住民主体による「通いの場」を実施する個人や団体への運営費用を助成する「名寄市地域介護予防活動支援事業」を6月からスタートしました。

現在、1団体から申請があり、引き続き広報などによりPRを行いながら、制度の周知と利用の拡大を図ってまいります。

今後も高齢者の方々が、住み慣れたこの地域で暮らし続けることができるよう、支援体制の構築や介護予防に資する活動の育成と支援を推進してまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

ごみの発生抑制と減量化、資源化に向けた取組など、廃棄物の分別排出が重要なことから、環境衛生推進員の協力をいただき、6月には風連最終処分場で一般搬入者に対する分別指導を実施しました。

また、8月20日に開催されたなよろ産業まつり会場内で、来場者から排出されるペットボトルや空き缶などの資源ごみの出し方、食べ残しなどの食品残渣や埋立ごみの分別について協力を求めてきました。

これらの取組により、本市の分別・排出方法の啓発と、ごみの減量化やリサイクル促進の啓発が図られました。

次に、広域最終処分場建設工事について申し上げます。

8月11日における、最終処分場浸出水処理施設建設工事の進捗率は79.0パーセント、最終処分場埋立処分地施設建設工事の進捗率が70.9パーセントとなっているところであり、平成30年3月末の完成を予定しています。

次に、消防事業について申し上げます。

本年1月から6月までの上半期における火災及び救急・救助出動状況について報告いたします。火災件数は5件で、前年比1件の増、火災種別では、建物火災4件、車両火災1件となり、火災による負傷者1人が発生しました。

救急件数は542件で、前年比2件の増、事故種別では、急病396件、一般負傷67件、転院搬送38件、交通事故17件、そのほか24件となっています。

救助出動件数は17件で、前年比4件の減、交通事故によるもの8件、そのほか9件となっています。

火災予防については、4月から6月までに防火対象物66事業所、危険物施設47カ所の立入検査を実施し、法令違反の対象物・施設に改善指導を行っています。また、一般住宅1,125世帯と高齢者独居住宅391世帯の防火訪問を実施し、住宅防火対策の推進に努めています。なお、住宅用火災警報器の設置率は89%となっています。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

本年7月19日、名寄市防災訓練・FIG-aなよろ「課題を見つける避難訓練」を、市が指定した町内会、旭川地方気象台、名寄河川事務所、名寄消防署、名寄警察署ほか関係機関などの協力により約150人規模で実施しました。

訓練では、参加者自らが、様々な「避難」に関する課題を確認し、自助共助の推進に大きく弾みがついた訓練になりました。

また、8月2日には、旭川地方気象台、名寄河川事務所の協力により名寄市防災訓練「確実な避

難のための防災セミナー」を開催しました。

セミナーでは、町内会、一般市民のほか、福島県南相馬市の児童など約100人の参加により浸水深の理解や、防災意識の高揚を図ることができました。

次に、8月1日から3日の間、本年度から復興元氣事業として「なよろ夏休み防災科学スクール2017」を、福島県南相馬市の小学5年生と6年生の児童10人のほか、名寄市内の児童5人とともに「防災科学」をテーマに実施しました。

スクールでは、8月2日開催の「確実な避難のための防災セミナー」に参加したほか、旭川地方気象台の最先端の機器を見学するなど「防災」に対する理解を深めることができました。

次に、防災の日に地域住民などと連携した訓練を実施し、地域における防災対策の強化を図ることを目的とした「北海道シェイクアウト」に参加登録を行い、本市における地震を想定とした「シェイクアウト」を9月1日に名寄市内全小学校の児童の参加により実施しました。

シェイクアウトでは、児童それぞれが、ドロップ（姿勢を低く）、カバー（体・頭を守って）、ホールドオン（揺れが収まるまでじっとして）を体験し、地震時の安全行動を学ぶことができました。

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりに向け、市民や関係団体の御理解と御協力のもと、7月11日から「夏の交通安全運動」を10日間実施しました。期間中、関係団体・地域住民による街頭啓発、早朝パトロールやパトライト作戦に取り組むとともに、7月11日には高齢者の交通事故撲滅を目指して「高齢者交通安全宣言大会」を開催し、188人の参加をいただきました。

また、7月13日は「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」で「飲酒運転根絶の日」と定められており、本市におきましてもマイカーでの移動が多くなる夏の観光シーズンを迎え「道の駅もち米

の里なよろ」において、名寄警察署、交通安全協会などの関係機関と連携して飲酒運転防止の啓発パンフレットなどの配布を行い「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識啓発を図ったところです。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業の北斗団地については、昨年度着手した鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の8月末現在の進捗率が約70パーセントとなっており、10月の完成を予定しています。

また、新北斗団地については、6月に着手したプレキャストコンクリート造平屋建て2棟8戸の全面的改善工事の8月末現在の進捗率が約20パーセントとなっており、9月の完成を予定しています。

さらに、北斗団地の本年度着手分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸については9月に着手し、平成30年10月の完成を予定しています。

長寿命化型改善工事については、6月に着手したノースタウンなよろ団地1棟30戸の8月末現在の進捗率は約60パーセントとなっており、10月の完成を予定しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画に基づく施設整備については、本年度計画していたエルム公園と名寄児童公園の遊具の更新工事を8月に完了しています。また、現在施工中の仲よし公園、錦町公園、西町公園、栄町公園については10月に、名寄南公園については、11月の完了を予定しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、北8丁目西通ほか5路線、延長1,624メートルが完了しています。

配水管網整備については、風連東4号南線配水管網整備工事ほか3路線、延長545メートルが完了し、現在は風連東11号線、延長430メートルの整備を8月下旬に着手し、10月中旬の完

成を予定しています。

また、有収水量向上に向けた漏水調査業務は7月下旬に終了し、漏水箇所の修繕を8月下旬に完了しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事については、6月中旬に名寄下水終末処理場における水処理及び汚泥処理機械設備の更新工事に着手し、来年3月上旬の完成を予定しています。

また、公共樹取替工事については、3工区に分けて5月下旬に着手し、合計65カ所の取替を7月下旬に完了し、併せて管路長寿命化計画に基づく管渠長寿命化工事についても8月下旬に完了しています。

個別排水処理施設整備事業については、風連地区において2基の合併浄化槽の設置が完了し、現在は風連地区で1基の整備を進めており、9月下旬の完成を予定しています。

次に、道路の整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている南1丁目右仲通と西4条仲通及び風連東8号北線は9月に、南3丁目通は10月に、北1丁目通は11月に完了を予定しています。

次に、地域公共交通について申し上げます。

JR北海道が鉄道事業を抜本的に見直すことを表明して1年が過ぎました。

本市では、宗谷本線活性化推進協議会において、6月29日、8月8日にJR利用実態調査アンケートを実施し、その調査結果をJRとも共有しながら、利用促進策の検討や今後の協議に活かしてまいります。

また、8月30日には石破茂衆議院議員にお越しいただき、「鉄道網を活かした地方創生について」と題しまして、宗谷本線活性化推進フォーラムを開催いたしました。

沿線自治体関係者や地域住民など多くの参加をいただき、鉄道の必要性について改めて認識することができました。

引き続き、沿線自治体や関係団体と連携を図り、路線維持・存続に向けて取り組んでまいります。

市内バス路線については運行形態の見直しを検討中である風連御料線について、地域の皆様に御協力いただき実施したアンケート並びに協議の結果を踏まえ、一部区間をデマンド型交通へ移行することとし、実証運行に向けて準備を進めてまいります。

今後とも、名寄市地域公共交通活性化協議会並びに運行事業者とも連携を図り、利用しやすく効率的な公共交通を確保できるよう検討してまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

はじめに、8月15日現在の農作物の生育状況については、水稻については、もち米・うるち米ともに平年に比べやや遅れて推移しています。

秋小麦については、雪ぐされ病の影響や6月の低温の影響を受けて平年より減収していますが、春小麦については、収量・品質において平年並みの見込みで、現在調製作業を行っているところで

大豆・馬鈴しょ・てん菜については、生育は順調に推移しています。なお、アスパラガスについては、7月9日に収穫を終え平年よりやや少ない収量となりました。

次に、農業振興センター事業について申し上げます。

新たな取組として、農業者の方を対象に試験栽培などの取組状況などを紹介することを目的に、8月1日に農業振興センター圃場・施設の公開事業を実施しました。ICT（情報通信技術）を活用したハウス内の環境制御システムや、実証圃場における各試験栽培の内容について紹介するとともに、農業用ドローンの実演などを行いました。

次に、労働力確保対策について申し上げます。

農作業の繁忙期における労働力不足が課題となるなか、陸上自衛隊名寄駐屯地の地域貢献活動の一環として、延べ200人を超える隊員の方に南

瓜などの収穫作業の支援をいただくこととなりました。収穫期の労働力不足を補っていただくことに感謝を申し上げますとともに、取組結果について調査を行い今後の労働力確保対策に生かしてまいります。

次に、農業担い手育成・支援について申し上げます。

名寄市新規就農者等に関する条例の改正に伴い、制度の一部を見直し、担い手育成の取組を進めてきました。新規就農者支援事業では、2人から申請を受け、それぞれ機械・施設整備の支援に取り組むとともに、農業改良普及センター、JAと共同で新規就農者支援チームを組織し巡回による現地視察と相談・指導に取り組んでいます。今後も安定した農業経営の確立に向けて支援をしてまいります。

また、農業後継者支援事業では、就農初期の方から6人、経営継承準備時期の方から7人の事業申請があり、後継者の就農による規模拡大や、経営継承に向けた取組に対して支援を行い、担い手の育成を図ってまいります。

次に、有害鳥獣駆除対策事業について申し上げます。

8月21日現在の捕獲状況は、エゾシカで昨年度より69頭少ない323頭、アライグマは27頭の駆除を行ってきたところです。

次に、ヒグマの出没について申し上げます。

本年度は、8月21日現在で、昨年度の34件に対し15件多い49件の報告件数となっており、特に風連地域での出没が多くなっています。また、住宅地付近での出没も確認されています。

出没場所では近隣住民への注意喚起や看板設置など情報提供を行うほか、民家に近い場所では、夜間パトロールも実施しています。

今後、農作物の収穫時期やキノコ採りのシーズンを迎えることから、広報やチラシ・ホームページによる出没状況の情報提供を引き続き行うとともに、警察をはじめ関係機関・団体と連携して注

意喚起を図りながら、被害防止対策を実施してまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

食育推進計画については、第3次計画の策定に向けて食育推進協議会を開催し、食育に関する市民アンケートの結果や関係機関・団体の取組状況などを踏まえ第2次計画の総括及び、第3次計画策定の方向性について御意見をいただいたところです。引き続き食育推進に向けて計画策定に取り組んでまいります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

地産地消の推進と地場製品の良さを広め、農業・農村の理解と農畜産物の消費拡大を図るため、8月20日に、なよろ健康の森を会場に開催し、多くの市民の皆様にご来場をいただきました。

山形県鶴岡市からの訪問団、株式会社赤福をはじめ御協力をいただきました関係機関・団体の皆様にお礼申し上げます。

次に、農業・農村環境の保全と取組について申し上げます。

近年大雨による冠水などの農業被害が発生をするなか、水田の貯水機能を活用した田んぼダムが効果をあげていることから、取組の推進に向けて「田んぼダム」啓発会議を名寄市多面的機能支払連絡会の主催により7月25日に開催されました。

会議では市・土地改良区・農業改良普及センターなど関係機関からの情報提供のほか、各地域の取組状況や今後の課題について議論が交わされ、改めて田んぼダムの必要性が確認されたところです。

今後も地域の自主的な取組が円滑に進むよう支援してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

北海道が公表した平成29年第2四半期（4～6月）の上川北部地域の地域別経済動向調査の結果では、建設業、運輸業は堅調に推移していますが、建設業、運輸業、製造業は引き続き人材不足が続いています。小売・サービス業に関しては、

消費者の購買力は低いままで厳しい状況が続いており、地域全体の業況としては普通と判断されています。

市の融資制度の利用状況では、7月末における経営資金については、融資件数で13件、融資額は9,810万円となっており、前年同期比では件数で9件の減、金額では3,110万円の減となっています。また、設備資金については、融資件数で7件、融資額は4,529万円となっており、前年同期比では件数で10件の減、金額は1億2,704万円の減となっている状況です。

昨年10月から事業を開始した名寄市住宅改修等推進事業については、7月末現在で137件の申請があり、今後も降雪期までは設備など更新も含め引き続き需要があると見込んでいるところです。

本市の中小企業振興施策などの諮問機関である名寄市中小企業振興審議会の本年度第1回目の会議を7月19日に開催し、新たに3人の委員を含む13人の委員に委嘱状を交付いたしました。会議では昨年、一部改正を行いました中小企業振興条例に基づく支援制度について御意見をいただき、商工関係団体、金融機関と様々な情報を共有し、事業者ニーズを的確に把握しながら今後の施策に反映させてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における6月末の月間有効求人倍率は1.16倍で、前年同月比0.11ポイント上昇し、依然として求職者に対し求人数が上回っている状況となっています。3月末の新規学卒者の就職内定状況も就職希望者全員が内定となっており、引き続き高水準を維持しています。一方で若年層の持続的な人材の確保がより一層重要となってきたことから、7月6日、名寄公共職業安定所長、上川総合振興局長、上川教育局長と4者で名寄商工会議所に対し平成29年度新規学卒者の求人要請を行ったところです。

また、8月1日には就職希望の生徒たちが実際

の職場体験を通じて就職への意欲を高める取組として、企業見学会を士別地区と合同で実施しました。当日は4校26人の生徒が参加し、管内3社の企業などを見学しています。

また、7月25日にはハローワーク名寄、上川総合振興局、上川教育局、ジョブカフェ旭川及び士別市と連携し、高等学校卒業者向け企業説明会が開催され、前年よりも12社多い45の企業などと、近隣の高等学校から6校102人の生徒が出席し、各企業の経営理念や求められている人材などについて学ぶ貴重な機会となりました。

今後も関係機関と連携して情報収集を行い、就職活動の支援に努めてまいります。

次に、ひまわり観光について申し上げます。

本年度もひまわりボランティアを募集し、6月10日には播種作業を、7月8日には市民の皆様、また、7月25日には名寄高校陸上部による除草作業を道立サンピラーパークで行うなど、市民のおもてなしの心を育み、ホスピタリティあふれる観光地づくりに努めました。

道立サンピラーパークにおけるひまわり観光については、6月の低温と日照不足による天候不順が影響し、一部に生育の遅れ、また未生育が生じる状況もありましたが、新たに「星とひまわり」をコンセプトとして天文台職員による星空案内に取り組むなど、7月28日から8月19日までの間「なよろひまわりまつり」を開催し、併設したひまわり案内所やなよろひまわり観光マップの作成、名寄産業高校生徒によるひまわりカフェの開催、市内飲食店などと連携したスタンプラリーを開催するなど期間中の市民、観光客の受入を行なったところです。

また、7月29日には名寄ひまわりまちづくり大使の有森裕子氏を招いて、なよろ健康の森や道立サンピラーパークをコースとした「第5回有森裕子なよろひまわりリレーラン」を開催しました。市内外から78チーム312人の参加があり、ひまわりという地域資源を活用した交流人口の拡大

が図られました。

広域観光について、昨年度、国により「きた北海道広域観光周遊ルート」が認定され、札幌から稚内までを結ぶインバウンド集客に向けた5カ年の事業が開始されました。本年度は地域における小型周遊ルートを構築する事業実施にあたり名寄市と美深町が選定され、事務局のなよろ観光まちづくり協会が中心となり、事業が進められることとなっています。

次に、イベント関係について申し上げます。

「第38回ふうれん白樺まつり」は、6月17日と18日にふうれん地域交流センター及びふうれん望湖台自然公園において開催され、東京都杉並区の阿波踊りの連が本市に集い市民を含めた交流が図られました。

本市の夏を彩る「てっしフェスティバル」は、7月30日に天塩川曙橋下流河川敷において開催されました。天候にも恵まれたほか、野外ライブや各種団体のステージ、さらにはフィナーレを飾る花火など、昨年より6千人多い約1万3千人の来場者で賑わいました。

第39回を迎えた「風連ふるさとまつり・風舞あんどんオン・エア」は、8月13日夜、13団体14基の行燈がJR風連駅前通り特設会場を練り歩き、帰省者や多くの市民が夏の風物詩を堪能しました。

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育指導の充実に関する研究グループにおいて、新学習指導要領で求められている主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善についての研修会を行いました。具体的には、子どもたちが見通しをもって学ぶ場面や子どもたちが協働して課題を解決する場面を単元や題材のまとまりの中でどのように位置付けるかなどについて、具体的な実践例を通して研修を深めました。

今後は、授業研究を行い、授業改善の取組を進

めてまいります。

豊かな心を育てる教育の推進については、いじめの根絶に向け、7月25日、名寄東中学校において、本年度から高校生の参加も得て、名寄市小中高いじめ防止サミットを開催しました。同サミットでは、いじめを許さない意識と態度を育成するため、全小・中学校、高等学校の児童会・生徒会の代表者が一堂に会し、名寄市小中高いじめ防止宣言の浸透状況について意見を交換し、各学校のいじめ根絶に向けた取組のよさや工夫しなければならない点などについて話し合いました。

昨年同様に、いじめ防止標語を募り、優秀な作品についてはポスターを作って市内の各学校のほか市の公共施設などに掲示し、地域全体でいじめをなくす取組を進めています。

また、開催案内を広報なよろに掲載するほか、保護者に案内文書を配布するなど、例年より多くの方の参観を得て地域総ぐるみでいじめ対応を行うことの大切さについての意識を高めることができました。

さらに、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育指導の充実に関する研究グループが中心となり、7月4日、名寄南小学校を会場に、旭川市の教師を講師として、「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」の効果的な活用に関する研修会を行いました。

今後は、このアンケートの結果を分析し、学級経営の充実やいじめ、不登校などの未然防止の取組を進めてまいります。

健やかな体を育てる教育の推進については、7月上旬までに市内の全小・中学校において、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施しました。

今後は、各学校及び教育改善プロジェクト委員会が、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を分析し、児童生徒の体力などのより一層の向上に向けて、体育指導などの充実を図る取組を進めてまいります。

学校給食では、これまで道産小麦粉を使用したパンを提供していましたが、夏休み明けからは名寄産小麦「春よ恋」を使用したパンの提供を開始しており、児童・生徒に好評を得ているところです。今後も、地元産の原料や新鮮な野菜などを積極的に使用してまいります。

特別支援教育の推進については、学校などの要請に基づき、専門家チームを4校1園に計10回派遣し、障がいの有無にかかわらず困り感を抱えている児童生徒に対する適切な支援のあり方についての協議、研修を行いました。

また、全国30地域を対象とした文部科学省の新規事業「インクルーシブ教育システム推進事業」の指定を平成29年度から31年度までの3年間受けることになりました。本事業では、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制を整備してまいります。

具体的には、名寄市特別支援連携協議会の体制の整備、名寄版個別の支援計画「すくらむ」が効果的に活用されるための取組の充実、上川北部9市町村を対象にした特別支援教育に関する講演会やセミナーの開催、医療的ケアのための看護師の配置などについて取り組んでまいります。

社会の変化に対応する力を育てる教育の推進については、7月6日に第2回名寄市学校教育情報化推進委員会を行い、小中学校におけるICT環境の現状と新学習指導要領を踏まえたICT環境整備のあり方について意見を交換しました。

今後は、9月にICTの利活用に関する先進校の視察を行うとともに、学校教育情報化推進モデル事業対象学校の決定及び具体的な推進計画の立案などに取り組んでまいります。

信頼される学校づくりの推進については、教職員の資質向上を図るため、6月20日に学校力向上に関する総合実践事業アドバイザーを招いて教育講演会を開催しました。当日は、市内外から約100人の教職員が参加し、日常の授業改善や学

級経営のあり方などについて研修を深めました。

智恵文小学校・智恵文中学校における小中一貫コミュニティ・スクール導入の取組については、7月19日に第2回の学校運営協議会を行い、小中合同運動会・体育祭の成果と課題を話し合い、学校と地域がより一層一体となった学校づくりに向け熟議を行いました。

名寄東小学校、風連中央小学校においては、コミュニティ・スクール推進委員会を2回行い、コミュニティ・スクールへの理解が、さらに深まるよう取り組んでいます。

今後は、地域住民や保護者対象の制度説明会を開催するなどして、学校運営協議会の設置に向けた取組を進めてまいります。

また、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育経営の充実に関する研究グループが中心となり、本市の小中学校の校長・教頭・教諭を対象として7月12日に、パネルディスカッション形式による制度説明会を行いました。具体的には、智恵文小・中学校、名寄東小学校、風連中央小学校の校長などがパネラーになり取組状況を交流するとともに、上川教育局社会教育指導班主査から国や道における本制度導入に向けた取組についての説明を受けるなどして、コミュニティ・スクールの制度についての共通理解を図りました。

次に、学校施設の整備について申し上げます。

風連中央小学校の校舎等改築については、7月上旬から本体工事に着手し、今後も児童や工事関係者の安全対策に配慮しながら、平成30年11月の完成に向けて進めてまいります。

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

名寄市内高等学校在り方検討会議を7月25日に開催し、北海道教育委員会から示されている平成29年度公立高等学校配置計画（案）について意見交換を行いました。特に、名寄産業高等学校では平成32年度から1間口減の計画（案）が示されていることから、中学生の進路希望の状況、

市内の人材育成や確保などの観点から様々な意見が出されました。

今後も、名寄産業高等学校生徒の出身中学校や進路先の分析を行いながら学科編成も含め協議をしていくこととしました。

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

名寄市立大学では、本年3月に策定した、本年度から今後10年間における大学運営の基本的な方針である「名寄市立大学将来構想」の基本構想・基本計画を踏まえて、平成31年度までの3年間における具体的な取組事項を示す「前期実施計画」を策定し、基本構想・基本計画に前期実施計画を加えた、「名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）」を冊子にまとめ、先般、公表したところです。

名寄市立大学が今後も地域に根ざした市立大学として、ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学であり続けるために、絶えず教育・研究の維持・向上を図りながら、全教職員一体となってこの「将来構想」で掲げた目標の達成に向けて取組を進めてまいります。

大学新棟の建設工事については、8月24日現在69%の工事進捗率となっており、来年2月の完成に向けて引き続き工事を進めてまいります。

また、名寄市立大学への理解を深め、進路決定の参考としていただくため、7月22日と8月19日に、高校生と保護者を対象にオープンキャンパスを開催しました。2回合わせて高校生397人、保護者306人の参加があり、昨年と比較して高校生で21人の増となりました。なお、3回目のオープンキャンパスは10月14日の開催を予定しています。

7年目を迎えた特別支援学校教諭免許状の取得向上に向けての取組として、北海道教育委員会が主催し、名寄市立大学が指導大学として実施している免許法認定講習は、7月28日から12日間にわたり開催しました。道内では、北海道教育大

学が指導大学となって実施した3会場と合わせて4会場で実施されています。名寄会場では、市内小中学校から参加した19人の教員をはじめ、道内の教員、幼稚園教諭など81人が受講し、先進的な教育理論や教育実践の講義に熱心に取り組みました。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

市民講座「バイオリン体験教室」は、青少年が音楽に親しむ機会の創出と、昨年の講座がきっかけとなり発足した名寄市少年少女オーケストラの支援を目的に7回にわたり実施しました。また、本年度は新たにチェロコースを設け、全体で22人の参加がありました。最終日の7月9日には成果発表会を開催し、来場いただいた70人の方に上達した姿を披露することができました。市民講座終了後には、11人が新たに名寄市少年少女オーケストラのメンバーとして加入し、活動を続けています。

ピヤシリ大学の公開講座は、第1回目として6月13日にもち米の里ふうれん特産館代表取締役の堀江英一氏、第2回目として7月13日に北海道大学名誉教授の木村純氏と同大学学務部長の出口寿久氏を講師に迎え開催しました。名寄ピヤシリ大学の学生をはじめ、多くの市民の参加があり、地域農業の歩みや地域づくりについて学びました。

夏を締めくくる市民盆踊り大会は、雨の影響により8月16日の1日開催となりましたが、子ども盆踊りに151人、仮装盆踊りには、個人4人、団体13組の参加をいただき、1,290人の人出で賑わいました。また、今回新たに子ども仮装盆踊りを行い、5人の参加がありました。開催にあたり御協力をいただきました実行委員及び協賛事業所などの皆様に感謝を申し上げます。

次に、市立図書館について申し上げます。

子どもの読書普及のために、絵本の読み聞かせを行っているボランティア団体と読み聞かせの活動状況や連携についての情報交換を6月15日に

行いました。さらに、名寄本よみ聞かせ会の田村悦子さんによる、「しかけ絵本」をテーマにした講座を行いました。

学校への読書活動の支援として、7月5日に智恵文小学校でブックトークを実施しました。ひとつのテーマに沿って何冊かの本を紹介することで、読書に対する興味を引き出し、本を読むきっかけをつくることができました。

夏休みには、子どもが本と出会う機会をつくることを目的に、「ガチャポンで本をよもう」を実施しました。カプセルの中には、「平成29年度版北海道青少年のための200冊」の中から選んだ司書おすすめの本の紹介文が入っていて、ゲーム感覚で楽しく本を選ぶことができると大変好評を得ました。さらに本館、分館において「夏のおはなし会」や「一日司書体験」「夏の工作」などの事業を行い、多くの子どもたちが参加しました。

8月からは「北海道ゆかりの作家と作品」をテーマに39回目となる文学講座を開催し読書の普及に努めています。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

開台8年目となる7月13日に累計入館者数が10万人に達しました。10万人目となった方には、認定証のほか、年間パスポートや名寄の地元特産品を贈呈いたしました。

また、6月27日から7月7日にかけては、市内外の保育所や幼稚園児、大学生、来館者などの協力をいただき、七夕の短冊飾り付けイベントを行い、500枚以上の短冊を飾り付け、多くの家族連れの皆様には星空と七夕短冊を見ていただきました。

さらに、7月29日には、星と音楽の集い実行委員会による「きたすばる星と音楽の集い2017」が開催され、子どもたち向けに、星の絵本の読み聞かせや星座早見盤の作成などを行いました。また、夜に行われた、望遠鏡に来館者のスマートフォンを付けての月の撮影会が大変好評でした。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

家庭教育学級2学級の合同研修会として、市民文化センターを会場にフジスポーツクラブの渡邊優樹氏を講師に迎え、「親子でのびのび体操教室」を7月25日に行いました。参加された66人の親子は、身近な道具を使った運動などを通じてコミュニケーションを深めました。

次にスポーツの振興について申し上げます。

スポーツ大会の開催では、7月15日から17日にかけて「高円宮賜杯第37回全日本学童軟式野球大会マクドナルド・トーナメント北北海道予選大会」が本市で初めて開催されました。

大会は市内の少年団3チームを含めて、各地の予選を勝ち抜いた16チームが出場し、応援に駆けつけた家族の声援に全力プレーで応え大会を盛り上げました。

また、7月30日には、サンピラー国体記念第15回サマージャンプ大会が開催され、名寄出身の鴨田選手や瀬川選手、名寄ジャンプクラブ所属の安澤選手が出場しました。国内トップ選手の豪快なジャンプと、会場の雰囲気盛り上げる音楽と実況放送、さらには大会映像がライブ配信されるなど、約650人の観客が最後まで楽しんで観戦していました。

これらの大会の開催にあたり、各連盟をはじめ関係する皆様の御尽力に心から感謝を申し上げます。

生涯スポーツの推進では、スポーツによる健康づくりとして、「阿部雅司ノルディックウォーキング教室」を開催するなど、市民がスポーツに取り組む機会を提供しています。また、市内企業主催の教室や、事業所の健康づくりなどにおいてもノルディックウォークが行われています。

スポーツ合宿の誘致では、道内の高校サッカーチーム、ジュニア及び大学の陸上チームの合宿、さらに社会人及びジュニアのクロスカントリー合宿がなよろ健康の森陸上競技場を拠点として行われるなど、新たな合宿も含め受け入れています。

ジュニア選手の育成では、小学校やスポーツ少

年団と連携し、ジュニア期における運動能力の底上げに必要なトレーニングを授業や練習に取り入れる取組を進めています。

また、7月1日と2日には、名寄青年会議所と共催で「なよろのちから！ドリーム合宿2017」を開催し、参加した小学生29人が競技力を高める上で必要なトレーニング方法など、多くのことを学びました。

さらに、市立総合病院の全面的な協力により、2人のジュニア選手をモデルとして、医学サポートがスタートしました。

統括診療部長の北村医師を中心に、院内サポートチームを結成し、血液検査や心電図などの結果を基に、医学的な見地から選手にアドバイスを行っていただくなど、地方自治体病院として全国でも先進的な取組となりました。

今後は、多くのジュニア選手がこのようなサポートを受けられるように取組を進めるとともに、「冬季版ナショナルトレーニングセンター」の誘致にも繋げていきたいと考えています。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

子ども会育成連合会と共催のリーダー養成事業「わくわく！体験交流会」は、本年度25人の児童の登録があり、6月17日には飯ごう炊飯による調理実習、7月1日から2日にかけては、なよろ健康の森でキャンプなどの野外体験活動を行いました。また、8月19日から20日にかけてはネパール砂川に宿泊し、カヌーやウォークラリーを体験するなど集団生活を通してリーダーとしての心構えを学びました。

本年度で29回を迎える野外体験学習事業「へっちゃらLAND」は、小学4年生から6年生の児童23人の参加のもと、7月28日から3泊4日で実施しました。キャンプや登山、川釣りなど、野外での団体生活を経験した子どもたちは、ひとまわりたくましく成長し、元気に家庭に帰って行きました。

名寄市・杉並区小学生体験交流事業では、名寄

市・杉並区それぞれの小学4年生から6年生までの児童が25人ずつ参加し、7月28日から31日は名寄会場、8月5日から8日は杉並会場において、それぞれの文化や自然環境の違いなどについて学び合いながら交流を深めました。班行動では、本交流会に参加経験のある社会人、大学生、高校生などのボランティアリーダーに指導を受けながら6班で行動し、多くの体験をするとともに、友情を育み、すばらしい思い出を作ることができました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

7月24日と28日に名寄警察署の協力を得て、北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施しました。具体的には、青少年に対して有害となる図書・DVD・刃物などの販売状況の確認、カラオケボックスにおける青少年深夜入場禁止の指導、携帯電話販売店へのフィルタリング機能の利用徹底などを依頼するため、市内全31店舗に訪問指導を行いました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

7月22日に、市民文化センターENRAYホールにおいて、落語家の「林家卯三郎」氏を招いて「延齢寄席」を開催し、82人の御来場をいただきました。また、名寄南小学校と名寄市特別養護老人ホーム清峰園において、アウトリーチを実施していただきました。

8月26日には、名寄市子ども会育成連合会の設立10周年を記念し、「劇団四季ファミリーミュージカル ガンバの大冒険」を市民文化センターENRAYホールで開催しました。開館以来ミュージカル公演を望む声は多く、家族連れなど、多くの方に本格的な舞台を鑑賞いただくことができました。

次に、北国博物館について申し上げます。

7月1日から8月27日の期間中、特別展「宗谷本線～名寄と歩んだ1世紀～」を開催しました。名寄までの鉄道開通や稚内までの全線開通に至る

経過や鉄道と共に発展してきた名寄の歴史を振り返りながら、市民が語った駅舎の思い出や名寄駅で販売されていた駅弁などを紹介しました。期間中多くの来場者に足を運んでいただき、公共交通、とりわけ鉄道の存続のため、宗谷本線を再認識する機会を市民の皆様にご提供することができました。

8月9日には、通算で3度目の開催となる夏休み体験講座「コウモリ観察会」を開催し、23人の参加がありました。当日は、旭川市のオサラッペ・コウモリ研究所代表出羽寛氏を講師に迎え、館内で生態や特徴を学び、引き続き野外で観察や捕獲調査を体験し、名寄公園一帯の自然の豊かさを実感したところです。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ報告いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で行政報告を終わります。

11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（黒井 徹議員） 会議を再開します。

日程第4 議案第1号 名寄市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

現在名寄市病院事業については、地方公営企業法の全部適用に向けた作業を行っておりますが、同法の全部適用を行った場合、新たに管理者を設置することが可能となります。管理者は、地方公務員法第3条第3項第1号の2の規定により特別職とされることから、管理者の報酬に関する審議について名寄市特別職報酬等審議会の所掌事項に加えるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第2号 ふうれん地域交流センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 ふうれん地域交流センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

ふうれん地域交流センターを拠点とし、風連地区における文化芸術の振興や地域の活性化、施設の利用促進のために同施設の指定管理者が主体的に各種事業を企画をし、円滑に実施をしていくように本条例の一部を改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第3号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、子どものための教育・保育給付の認定を行った際に交付する支給認定証について、申請があった場合のみ交付することを可能とすること、あわせて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、事務の権限移譲に関する条項が追加をされたために本条例の一部を改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第4号 名寄市地域包括支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市地域包括支援センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づく介護保険法の一部が改正をされたことに伴い、条文の改正及び条項が繰り上がることなどから本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第5号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づく介護保険法の一部が改正をされたことに伴い、条項の繰り下げが行われること、介護保険法施行規則の一部改正による主任介護支援専門員の定義が明確化されたことから本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第6号 名寄市農業委員会に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市農業委員会に関する条例の全部改正について、提案の理由を申し上げます。

平成27年9月に農業委員会等に関する法律が改正をされ、農業委員の選出方法が公選制及び農業団体と市議会の推薦で選任していたものから、候補者の推薦、募集の手続により市長が市議会の同意を得て任命をする方法に変更となったことから、同法第8条第2項に基づいて農業委員の定数を定めるため本条例の全部を改正するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 今回の農業委員会の委員の選任が変わるということで、条例が変わるのですが、パブリックコメントも行われています。この中での御意見等どのようにあったのか、お知らせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 今農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（今 正人君） それでは農業委員会法でどのように変わったのかという御質問をいただきましたので、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

平成26年6月の規制改革実施計画に基づきまして、平成27年9月に農業委員会法が改正とな

りました。この改正では、2つの大きな変更がなされておりまして、1つには農業委員は市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命に変更されたこと、2つ目には農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を新設することです。改正法は28年4月から施行されておりますが、現行の農業委員の任期満了をもって新制度のもとに新体制に移行することになっておりますので、本市では平成30年7月の任期満了時点に向けて移行準備を進めているところでございます。

農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化をこれまで以上に確実に果たせるようにするため、所要の規定を整備したところでございまして、この趣旨にのっとり、農業委員会事務の重点化では農業委員会の重点事務として農地利用の最適化の推進を図ることを明確化し、改正法ではこれが必須義務と引き上げられたところでございます。

また、農業委員の選出方法の変更につきましては、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任できるようにするため市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更となり、原則として認定農業者が農業委員の過半を占めること、利害関係を有しない中立委員を置くことの要件が付加されたところでございます。

また、農地利用最適化推進委員の新設については……

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

今農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（今 正人君） パブコメにつきましては、平成29年7月4日から8月2日まで実施いたしまして、提出者、提出件数ともゼロ件ということでございました。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） パブコメの中では御意見はなかったということでありましてけれども、今回農業委員の選任に当たって、今まで選挙で公選でありますから、透明性という部分ではどういった方々が立候補し、そしてどういった方々が選挙で選任されたかということが明らかにされるわけですが、今回からは市町村長ということで、市長が任命するということになると、非常に透明性も薄らいでくるのかなというふうに思っているのですが、その点についてどのように取り組んでいこうとされているのか、1つお聞かせをいただきたいと思っております。

また、今制度の中身の御説明も若干していただいたのですが、毎年行われている建議書についても提出しなくてもいいというような中身になっていかなというふうに思うのですが、やはり農業を基幹産業としている名寄市として、この中で農業委員からの建議書は重要な位置を占めているというふうに思っているのですが、これの扱いについてどのようにしていこうとされているのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 今農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（今 正人君） 公選制が廃止された影響ということでございますけれども、農業委員の選出方法、市町村長の選任制に移行する情報が寄せられたときから、地域の代表も担保する方法ということで求めてきたところでございますが、その結果といたしまして地域からの選挙で選ばれた代表としての自覚と責任を持って業務に当たる農業委員の公選制にかわる選出方法として市町村長が議会の同意を得て任命するほうに改められたということで、その趣旨を広く地域に伝えまして、委員候補者の募集、応募に当たっていきたくと思っています。

また、建議の関係でございますけれども、建議

につきましては法律条項から削除されましたけれども、本市、名寄市農業委員会といたしましては建議は引き続き実施しております、昨年度も実施しているところでございます。引き続き農業委員の農業者の代表という立場から、建議については実施していく考えであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 委員を選任する方法が変わったという中で私がお尋ねしたのは、当然候補者の推薦であったり、募集をして選んでいくのですけれども、27名という人数は決まりました。募集したところ、もし27名以上、30名、何名というような大きな数になったときに、そこから市長が27名を任命するわけですけれども、そのどのように任命されたかというあたりの市民に対する透明性をどのように担保されていくのかについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 今農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（今 正人君） 農業委員の選出に当たりましては、中間時点、そして最終時点についてそれぞれホームページで公表することになっておりますし、地域を限定しての募集ということはできませんので、広く地域に対して募集の周知を図りたいと思いますが、いずれにいたしましても地域の隔たりがないような形での選出を求める形で進めていきたいと思っておりますし、また農業団体につきましても農業団体を指定してということの募集はできなくなりましたので、農業団体に対しても周知を図っていきたくと。広く周知を図っていくということで、透明性の確保については進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第7号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成29年度北斗団地公営住宅建設工事について、本年8月22日、3社による一般競争入札を執行した結果、大野組・坂下経常建設共同企業体が1億8,250万円を落札をし、これに消費税及び地方消費税1,460万円を加え、1億9,710万円を契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案の概要について申し上げましたが、詳細については建設水道部長より説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 追加説明を天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 議案第7号、平成29年度北斗団地公営住宅建設工事（建築工事）の市長提案の追加説明を申し上げます。

本工事は、名寄市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した北斗団地、新北斗団地の建てかえ事業により建設を行うものであり、昨年度の実施設計に基づき平成30年10月中旬の完成に向け準備が整い次第工事に着手いたします。

本日議決をお願いいたします平成29年度北斗団地公営住宅建設工事（建築工事）の事業概要について説明いたします。本工事は、鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ面積は住宅部分が892.86平方メートル、物置、自転車置き場が47.79平方メートルで、合計が940.65平方メートルであります。住宅の戸数は2DKが6戸、2LDKが2戸、3LDKが2戸で、合計10戸の建築工事であります。また、工事期間は議決後の翌日から平成30年10月15日までを予定しております。

次に、お手元の資料について御説明をいたします。初めに、資料1、建物の概要、配置図をごらんいただきたいと思っております。図面上部は来年度発注する駐車場であり、台数は住宅戸数分を確保しております。図面中央は公営住宅で、図面下部は入居者が自由に使える菜園等のスペースとなっております。

次に、おめくりをいただきまして、資料2、1階の平面図をお開きください。図面上部が雁木や物置及び自転車置き場等の共有スペースであり、下部が住宅となっております。

続いて、資料3をおめくりいただき、2階平面図となります。各住戸の配置及び戸数は、1階と同様となっております。

続いて、資料4の立面図をお開きください。入居者の除排雪作業軽減に配慮し、無落雪屋根を採用、外壁は東西面を金属板仕上げ、南北面を塗装仕上げとしております。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 議決に当たって二、三お尋ねをしたいと思います。

北斗団地の工事もことしで7年目ぐらいかなというふうに思いますが、来年もう一棟発注すれば大体終わるというふうにお伺いしているのですが、少し振り返ってみて、今回は1棟10戸ですね。1棟12戸などもありますけれども、年限の変化と伴って、いわゆる予定価格、今回の予定価格はネットで見ますと約2億157万円ぐらい。予定価格の推移について、この間の数年間の状況について概括で結構ですけれども、お聞かせをいただきたいというふうに思っております。

2つ目には、この工事が終わればもうわずかの、当初公募によらない入居者もだんだん減ってきているのではないかと思いますけれども、来年発注後の予定で、公営住宅全体的になかなか抽せんで当たらないという話もいただくものですから、最終的には北斗団地の工事全体的にどういう状況になるのか、見通しとしてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

あと、前段言ったものに関連するのですが、仕様の変化もこの間当然発注側としてあったのではないかと思います。特徴的なものございましたら、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 熊谷議員からおおむね3点にわたりまして御質問いただいてございます。手元にあります資料でお答えできる範囲でございますが、お許しをいただきたいなというふうに思っております。

今回の契約金額、落札金額、予定価格等々の関係でございますけれども、ちょうど落札、契約金額の推移ということで私の手元にあるものですから、これをちょっと御紹介して答弁とさせていただきますというふうに思っております。今回

御承知のとおり1億9,710万円ということで契約をということに進めさせていただいてごさいます。振り返りまして、昨年の同時期に同じ形で10戸のタイプを契約をさせていただいてごさいます。それが1億9,386万円。一昨年、27年度、これも同タイプの10戸でございすけれども、1億8,090万円ということでございす。平成26年は12戸タイプでございすので、ちょっと金額については参考となりませんかもしれませんが、1億9,602万円といった金額でございす。また、本事業の始まりました当初で10戸タイプということになりますと、23年と24年が同じ10戸タイプがございすので、そのときの落札契約金額でございす。23年で1億3,020万円、24年が1億4,574万円ということでございす。当然これに電気、機械、建具等々のそれぞれの工事等々が追加になってまいりす。私も改めて今回の金額確認、資料見まして、その電気から建具も含めまして22、23年当初は平米当たりで申しますと約20万7,000円前後ということでございす。ここ近年、とりわけ26年以降、金額でいいますと先ほど申し上げました20万六、七千円前後から26年度ですと24万4,000円、27年ですと26万6,000円、前年ですと27万6,000円等々、こういった形で金額が右肩上がりといひますか、といった傾向でございす。当然これにつきましては、これまでも御指摘や御議論があつたかと思ひすけれども、それぞれ労務賃金の上昇や資材費等々の値上げが大きく反映しているものということで御理解をいただければというふうに思ひてございす。

2つ目、公募の関係でなかなか入居の関係が難しいぞということで、北斗団地、今後どういった見込みかということで、これまでも建てかえ事業につきましては随時入居者への説明会等々入居者の御意向等々を確認しながらずっと作業を進めてございす。本日の行政報告の中にもこの秋に完

成いたします7棟目となります10戸、そして今回の議決をお願いをします10戸、そして来年12戸の予定をさせていただいてありますが、住みかえを予定をされている方々、それぞれ3戸、3戸、3戸という形で私どもとしては承知をしてございまして、当然残るものにつきましては公募のほうに回させていただく、そんな予定でございす。住居人の方々のそれぞれの生活に合わせた動向等もございすので、今時点で承知している部分ということで御理解いただければと思ひます。

最後、仕様等々で大きな変更はなかつたのかという御質問でございす。22年から設計が始まりまして、基本的には仕様等、御視察いただいた機会もこれまであつたかというふうに存じすけれども、大きく変わるものというはなかつたというふうに考えているのですが、実は2点変更がございす。1つについては間取りでございす。当初23年度に完成、24年度に完成した間取りの中に1LDKがございす。これが入居いただいた方々から使い手含めてやはりもう少し改善等々の御意見もございまして、平成25年度の完成分からこれを2DKに変えさせていただいて入居等々をしていただいているということが1つ。もう一点は、27年度にいわゆる省エネ法、エネルギーの使用の合理化に関する法律ということで、この法改正に伴ひまして公営住宅の整備方針、とりわけ熱電源に関する、大きく変化をせざるを得ない時代となつてございす。今後北斗団地の建てかえにつきましては、当初オール電化方式ということで、大変使いやすさを求めてということでこういった形でスタートをさせていただきましたが、先ほど申し上げました法改正等々の理由、そしてそのコスト等々の事案から、28年度の設計分からその方向を大きく変更させていただき、灯油、ガスと変更ということでさせていただいてございすので、28年度の設計分からということでございすので、先ほど申し上げましたこの秋から完成いたします1棟、そして明年度の

1棟、再来年の1棟、この3棟につきましては灯油、ガスということになります。この北斗団地の建てかえ全体で9棟の建物ということになりますので、そのうち当初から完成いたしました6棟、そして近年になりますと3棟についてはそれぞれ年度の早いものは電化、そして近年のものについては灯油、ガスといったような形になるということで御理解賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 再質問ですけれども、最後のほうの平成27年の省エネ法の改正についての理解はしているつもりでありますけれども、特に3.11の東電の関係以降国も一定の動きがあったわけなのですが、この当時以前、北斗団地の建設が始まる段階で、新北斗は灯油、ガスで、それから北斗はオール電化というすみ分けで、いろいろ業界や市民の意見なんかもさまざまありましたけれども、当初行政は北斗団地について市内の業界からもやっぱりガス、灯油の要望もあったわけでありまして、文書もたしか出ていたと思うのですが、同じ団地の中で利用する側として電気とガス、灯油、これは市場価格との関係もございまして、別なのはどうかという話の中で、ある面理解をいただいてオール電化でスタートしているわけですが、これは国の動き等の変化もありますけれども、一部電気以外のを採用すること、補助要件の関係で当然そのようになっていくのは自然なわけですけれども、入居されている方で同じ団地の中で当初行政が言っていて、いわゆる利用する熱源の違いがあってはいけないというようなことを言っていましたけれども、実際に入居されてオール電化の人もいれば、まだ少数ですが、ガス、灯油の方も入居され始めているわけですが、それに対する利用者の側の要望、意見、苦情というのは特に私も余り聞いてはいませんけれども、実際どうであったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

あと、入札の競争性の関係で、私は予定価格というふうに聞きましたけれども、実際には落札価格で構わないのですけれども、現状は1億9,000万円台、1億8,000万円台、ここ3年ぐらいはそういう感じで、当初のスタート段階では1億3,000万円、1億4,000万円ぐらいで、数千万円単位の差がありますけれども、今天野部長言った原因が労務費の関係や資材やら、経済状況の関係もあるので、一定程度理解をしますけれども、今回のいわゆる2%幅ぐらいの1番札、2番札、3番札、やや2%の幅の中で違いがあって落札が決定をしていますけれども、これはこの数字というのは、経済状況の関係もありますけれども、ほぼ競争性が保たれているという認識なのかどうか、改めてお答えをいただきたいというふうに思います。

仕様の変化については、おおよそわかりましたし、その関係はいいです。先ほどの前段の質問で聞いております。

最終的な入居者の見込み、ある程度何割かは、公募によって入れる可能性も数戸単位くらいありますけれども、市民の期待もまたそれはそれなりに大きいものがあると思うのですが、さらに数字は変更もなるのでしょうかけれども、住環境改善のための確保としてより一層透明性をはっきりしながら対応していただきたいと思いますので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 電気、そして灯油、ガスとの関係でございますけれども、私の承知している範囲で大変恐縮でございますけれども、当然時代の流れといいますか、灯油やガスが主流だった時代から各御家庭も含めて電気が大変大きく御家庭の中にも使われる時代ということになりましたのは、つい数年前のことというふうに記憶をさせていただきます。当然入居者の皆様にもそういったニーズ等々の御意見をいただきながらの判断といたしまして、今回の長寿命化計画に基づく、

その北斗団地については電化が、とりわけ安全性、高齢者の方が入居された場合、安全性がやはり第一義的にあったというふうに理解をしてございます。また、それぞれ地元のガス云々、業者等々については、そうではなく基本、あくまでも北斗、新北斗、それぞれ利用者の利便性を配慮しながらといったような形だというふうに基本的には認識をしてございます。ただ、思いもかけずといえますか、大変残念なことで3.11以降電気代の大変な高騰がございまして、当然その電化を推進する立場からある面そこで立ちどまって、その時点でのベター、ベストな選択肢といった中でそういったことでの方向性を変えざるを得なかった。27年度のちょうど28年1月下旬に北斗の入居者と説明会の中でも熱源についての説明会もさせていただいて、とりわけ苦情等々はございませんでしたので、これも御理解いただけたものだというふうに思っております。

あと、入札価格等々についてでございますけれども、当然それぞれJVで検討いただいておりますので、適切な入札、契約というふうに私も理解してございますので、何分御理解賜ればと思っております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 入札の結果については尊重しますけれども、それぞれ役所側の情報提供、仕様だとか、そういう判断もあったり、積算能力の向上なども含めて妥当な数字というふうにお答えもいただいておりますけれども、受けとめておきたいと思っております。

最後に1点だけ、7年、8年、9年と、最終的には10年予定でしたけれども、1年早く終わる計算になるのかもしれませんが、当初は1億3,000万円か1億4,000万円ぐらい、今は約2億円近い工事で、ちょうど1年ぐらいですね、入居まで。状況の変化、人材の確保なんかや骨材の高騰なんかもあったりはしておりますけれども、その

辺の地域経済の裾野の広がりみたいな、北斗団地に関してはどのように実際受けとめておられるのか、最後にお聞きをしたいと思っておりますし、電気がだめだという固定観念は私も全く持っていませんけれども、地域の業界、そういう関係の皆さんからすると、省エネ法の改正に伴って1棟10戸、あるいは12戸の中のほとんどがそういうものに切りかえるのではないかということの期待感もありましたけれども、最後ことしあるいは来年発注に向けてのそういう状況を踏まえた対応についてお答えをいただいて、終わります。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 公営住宅等の工事による地域への影響と申しますか、経済効果ということで、本来なら総務部長がお答えするのがよろしいのかと思っておりますけれども、簡潔に、当然事業でございますので、大変多くの業界、業者の方に、JVが承りまして、それぞれ建具を初め電気、さまざまな業界、そして労働者の方が事業にかかわっていただけるものだと思います。やはり建物というのは、多くの手にかかわりまして、それぞれ仕事を完了していただけるものだというふうに思っております。数字的にどれぐらい影響があるかということは、そこまでは私ではつかめませんが、連日現場なども含めて多くの方々にかかわっていただいている、こういった基本にあるということは私ども十分承知しながら、これからも工事等の発注については努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、公営住宅の今後の予定等々ということになるのかもしれませんが、お話しのとおり北斗団地についてはあともう一棟といいますか、させていただく形で、31年度には完了してということになります。それ以降名寄地域のほかの地域の改善だとか改修、一部建てかえなども平成30年代の中盤ぐらいから取り組む予定、長寿命化計画に基づきまして取り組んでまいりたいというふうに思っております。29年度に見直しをしております。

ますので、折り返しては当然見直しも必要だと思いますけれども、現在この計画にのっとって事業発注してまいりたいと、以上に考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第8号 市道路線の廃止について、議案第9号 市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 市道路線の廃止について及び議案第9号 市道路線の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第8号 市道路線の廃止について申し上げます。整理番号9108、路線名、風連22線は、終点側で旭川開発建設部が施行いたします北海道縦貫自動車道土別剣淵から名寄間の改良工事に伴い、支障となる一部を移転することになることから廃止をしようとするものでございます。

次に、議案第9号 市道路線の認定について申し上げます。議案第8号により廃止をする整理番

号9108、路線名、風連22線をつけかえ箇所を含めて改めて路線認定を行うものでございます。また、つけかえ工事が完了するまでにおいても既存の区間においては供用を行うことから、整理番号9311、路線名、風連22線支線として市道認定を行うものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第8号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第8号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市も組織団体となっている北海道市町村職員退職手当組合の組織団体のうち西胆振消防組合及び江差町ほか2町学校給食組合の名称変更に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約

別表の変更について協議をするために、地方自治法第286条第1項及び第290条に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第11号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 平成29年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出それぞれ5,487万1,000円を追加をし、予算総額222億3,394万9,000円にしよう

とするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして成年後見制度法人後見支援事業委託料316万4,000円の追加は、名寄市社会福祉協議会に成年後見センター事業の運営を業務委託をし、法人で後見人の受託をすることができる体制を構築しようとするものでございます。なお、財源として国庫支出金で158万2,000円と道支出金で79万1,000円を計上してございます。

7款商工費におきまして住宅改修等推進事業補助金2,000万円の追加は、中小企業の振興並びに地域経済の活性化を図るとともに、良質な住環境の整備などを促進するために実施をしております補助金について現在の状況と今年度の需要を踏まえて当初予算から増額して対応しようとするものでございます。

8款土木費におきまして市道除雪・排雪対策事業費435万1,000円の追加は、北海道からの除排雪機械の払い下げに係る購入費と雪堆積場確保に向けた用地の取得費について補正しようとするもので、効果的で即効性のある除排雪事業の展開を目指すものでございます。

9款消防費におきまして災害対策事業費147万円の追加は、最大想定規模の降雨による浸水想定により非常用電源の確保に向けた各工事を実施をし、災害時における市役所名寄庁舎の本部体制を維持しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更などに伴う特定財源の調整のほか、収支の調整を前年度繰越金で実施いたしました。

次に、第4表、地方債補正では、臨時財政対策債について限度額を変更しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げますが、細部につきまして総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 追加説明を中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて追加説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきます。議案第11号の10、11ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費の公共施設整備基金積立金100万円の追加及び8目企画振興費の地域振興基金積立金50万円の追加は、それぞれこれまでいただいた寄附金を寄附者の意向に沿い各基金に積み立てを実施しようとするものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の社会福祉一般行政経費170万円の追加は、各事業の精算に伴う国、道費負担金の返還が生じたことにより補正しようとするものであります。

同じく3款民生費、1項7目障害者福祉費の障害者福祉一般行政経費33万7,000円の追加は、障がい者のスポーツ活動の推進を図ることを目的にいただいた寄附金を財源に誰もが参加でき、パラリンピック正式種目のスポーツであるボッチャの用具購入をしようとするものであります。

12、13ページをお開きください。4款衛生費、5項1目上水道費の共同飲料水供給施設等事業費補助金67万円の追加は、風連旭地区の11の3、水道利用組合の給水ポンプ取りかえのほか1件の共同飲料水共同施設改修に係る補助申請に対応し、予算を計上しようとするものであります。

6款農林業費、1項2目農業振興費の多面的機能支払交付事業費766万円の追加は、施設の長寿命化に対する活動分として追加交付を見込み、補正しようとするもので、財源として道支出金で574万5,000円を計上しております。

16、17ページをお開きください。10款教育費、6項2目青少年育成費の学童保育所コロポックル窓取替工事の210万円の追加は、児童の安全、安心な保育環境を確保するため、窓枠等の

改修工事を実施しようとするものであります。

同じく10款教育費、6項6目図書館費の図書館運営事業費164万9,000円の追加は、老朽化によりふぐあいが頻発し、図書館資料の提供サービスに支障が生じている市立名寄図書館のマイクロフィルム機器の更新を実施しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。6、7ページをお開きください。18款寄附金で総務費寄附金から教育費寄附金の合わせて316万円の追加は、これまでに寄附いただいたものを予算計上するもので、先ほど歳出において一部説明させていただきましたが、寄附者の意向に沿い公共施設整備基金に100万円、地域振興基金に50万円、さらには地域福祉基金に5万円を積み立てるほか、ポッチャ用具の購入、交通安全推進事業費、国際交流事業費、大学費の特別研究事業費、冬季スポーツ拠点化事業費の財源として充当しようとするものであります。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第1

2号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ908万1,000円を追加し、予算総額を36億1,850万1,000円にしようとするものでございます。

補正内容を歳出から申し上げます。4款前期高齢者納付金では納付金の額の決定により1万2,000円、11款諸支出金では軽減判定所得の算定誤りに係る保険税変更による還付金として17万5,000円、同じく還付加算金として1万2,000円、平成28年度療養給付費等負担金の確定に伴う精算返還金として888万2,000円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。9款繰越金において908万1,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第13号 平成29年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 平成29年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ851万4,000円を追加をし、予算総額24億6,086万4,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。6款諸支出金におきまして平成28年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金などとして851万4,000円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。9款繰越金におきまして851万4,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第14号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、家畜伝染病に対する防疫体制を強化するために輸送車両の消毒用ゲート設置に必要な経費を補正しようとするものでございまして、歳入歳出それぞれ276万円追加し、予算総額を1,893万2,000円にしようとするものでございます。

まず、歳出について申し上げます。1款衛生費では、北海道食肉センター運営協議会が実施をする消毒用ゲート設置に伴う地元負担金として276万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款繰入金におきまして276万円追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第15号 平成28年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第16号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第17号 平成28年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第18号 平成28年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第19号 平成28年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第20号 平成28年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第21号 平成28年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第22号 平成28年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第23号 平成28年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号から議案第23号までの平成28年度名寄市一般会計決算、各特別会計決算、病院事業会計決算及び水道事業会計決算の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

各会計の決算につきましては、議案第15号から議案第21号までは平成29年5月31日、議案第22号及び議案第23号は平成29年3月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖し、決算を行いましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

なお、細部につきましては別途御説明をさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第15号外8件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委

員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号外8件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事件の内容は、平成25年8月8日に実施をした農地売買のあっせんの成立により、農業経営基盤強化促進法に基づく登記権利者の請求を受けて所管をする名寄市農業委員会が平成26年2月中に所有権移転の嘱託登記をすべきところ、本年8月16日に嘱託登記をいたしました。このことから、登記権利者及び登記義務者双方に本来は負担の必要がない経費が生じたため、本市が3万1,800円を負担をすることで示談が成立をし、和解したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

山田典幸議員。

○11番（山田典幸議員） ただいま報告第1号ということでありましたが、今回の件、そ

れぞれ相手方の方とは示談が成立しているということでありませけれども、まず今回のことに至った原因をしっかりと押さえておくことが今後このようなことがないようにするために大事なことだと思います。まず、今回のことに至った原因について、農業委員会事務局のほうでどのように押さえておられるか、お答えをいただきたいと思ます。

○議長（黒井 徹議員） 今農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（今 正人君） 今回の件を管理監督する者として大変申しわけなく、この場をかりましておわび申し上げたいと思ます。

本来なら管理監督する者としてきちんと一連の流れを把握し、そしてチェックをしなければならぬところ、そういう体制になっていなかったということによってこういう事態が発生したと思ます。登記がおくれるということが何件がございましたので、2年ほど前から管理表というのを作成いたしましたので、それぞれ今どこまで進捗、進んでいるかということ等を常に把握するような体制に努めておりますが、この件につきましては3年5カ月ほど前のことでございまして、まだそういう体制ができていなかった時代でのことでございまして、今はそういうことがないよう、この件で全体で214件さかのぼって調査しましたところ、ほかに漏れているのはございませませんでした。今後もこのようなチェック体制は万全を期して、農業者に迷惑がかからないように進めていきたいと思ます。どうも済みませせん。おわびいたします。申しわけありませんでした。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 原因も含めて、あとさかのぼって特に登記の未了案件確認できなかったということでもありますからあれなのですけれども、以前から私も含めて少し農業委員会事務の手續が遅いというような声も幾つかお伺いしてましたし、当然事務局のほうにもそういったお声のほうは農業者の方からも多分行っていたのだとい

うふうに思います。いずれにしましても、農地の売買ですとか、農業者年金等も扱われるのだというふうに思います。農業者の方の財産を扱うということで、今回損害賠償の額そう大きな額ではありませんけれども、額の大小ではなくて、やはり農業者の方の財産を扱うという観点から、しっかりとこの原因、検証を局長もきちっとされたようでありまして、今後起こらないためにもチェック体制の強化改めて求めて、終わりたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 今農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（今 正人君） 議員のおっしゃったとおり、チェック体制に万全を期したいと思いますので、今後ともどうぞ御指導のほどよろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 報告第2号 平成28年度名寄市一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 平成28年度名寄市一般会計継続費精算報告について申し上げます。

本件は、平成27年度から平成28年度まで事業を実施をしましてまいりました北斗・新北斗公営住宅建設事業及び大学図書館建設事業が完了したことに伴い、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月5日から9月18日までの14日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月5日から9月18日までの14日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時25分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 奥 村 英 俊

署名議員 東 千 春

平成29年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成29年9月19日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 長 正 路 慶

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 中 村 勝 己 君
参 事 監 松 岡 将 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健 康 福 祉 部 長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建 設 水 道 部 長 天 野 信 二 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市 立 総 合 病 院 長 岡 村 弘 重 君
事 務 部 長
市 立 大 学 局 長 松 島 佳 寿 夫 君
こ だ も ・ 高 齢 者 支 援 室 長 廣 嶋 淳 一 君
営 業 戦 略 室 長 水 間 剛 君
上 下 水 道 室 長 粕 谷 茂 君
会 計 室 長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（18名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副 議 長 14番 佐 藤 靖 議員
1番 浜 田 康 子 議員
2番 山 崎 真 由 美 議員
3番 野 田 三 樹 也 議員
4番 川 口 京 二 議員
5番 川 村 幸 栄 議員
6番 奥 村 英 俊 議員
7番 高 野 美 枝 子 議員
8番 佐 久 間 誠 議員
9番 東 川 孝 義 議員
10番 塩 田 昌 彦 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 佐 々 木 寿 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏
書 記 倉 澤 富 美 子

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

13番 熊谷吉正 議員

16番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

安全、安心な暮らしを守る取り組みについて外2件を、山崎真由美議員。

○2番（山崎真由美議員） おはようございます。議長の御指名を受けましたので、通告順に従い順次質問してまいります。

名寄市では、「安全・安心のまち名寄」を合い言葉に市民一人一人が互いに協力し合い、明るく、住みよいまちを実現するため、平成19年3月15日、安全・安心都市宣言が制定されました。そこでまず、大項目1番目、安全、安心な暮らしを守る取り組みについてお伺いいたします。

最初に、小項目1、有害鳥獣に対する取り組みについてお伺いいたします。エゾシカ、キツネ、アライグマ、ヒグマなど有害鳥獣による農業被害や出没状況及び防止対策の状況については報告もされていますが、関係者の困り感は依然として大きなものがあります。また、8月21日午後7時30分ごろ、JR風連駅付近でのヒグマ目撃情報は、市街地への出没であり、大きな衝撃が走りまわりました。関係者の迅速な対応により人的被害を出すことなく現在に至っておりますが、改めて危険な状況を回避するための防止対策及び出没時の対応策についてお伺いいたします。

次に、小項目2、緊急時への対応についてであります。緊急事態発生に際しては、まず何より情報が正確に、かつ迅速に届けられることが重要です。広範囲における情報の伝達手段としてはJアラートやテレビもあり、情報の受け取りもできますが、今回のヒグマ出没情報のように限られた地域への発信については別の対応が必要であると考えます。全国的に見て防災行政無線を設置している自治体の状況を知るにつけ、名寄市でも必要があると考えますが、対応についてお伺いいたします。

次に、小項目3、防災意識の啓発についてお伺いいたします。昨日台風18号が北海道を縦断し、名寄市においても11時16分、避難準備及び高齢者等避難開始情報が緊急速報メールとして配信されています。いつ何どき発生するかわからない災害に対し、以前から防災訓練や防災セミナーが展開されてきていますが、多世代にわたり広く市民に防災への意識を持っていただくことが何より大切なことであると考えます。災害を知る、地域を知る、人を知るの観点から、市民全体への継続的な啓発活動をどのように行っていくのかお伺いいたします。

次に、大項目2、名寄市の目指すインクルーシブ教育についてお伺いいたします。平成29年第1回定例会において、小野教育長から名寄市教育委員会の教育行政執行方針として、特別支援教育の推進に関してはインクルーシブ教育システムの構築のための方策が述べられました。名寄市における特別支援教育は、過去の実績とともに名寄市立大学との連携により、一人一人の子供の見取りからそれぞれに適した教育実践、その後の方向づけに至るまで丁寧な教育活動がなされていると考えます。

そこで、今年度もおおよそ前期が終わろうとしている時期に当たり、小項目1、インクルーシブ教育の現状と課題についてお伺いいたします。

さらに、小項目2、障がいのある子供と障がい

のない子供が可能な限りともに学ぶという観点に立った上での名寄市の目指す姿についてお伺いいたします。

最後に、大項目3、若年世代のまちづくりへの意識を高める取り組みについてお伺いいたします。今年度名寄市総合計画第2次がスタートいたしました。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略については、5カ年計画の中間年を迎えています。しかし、残念ながら名寄市の人口は減少傾向にあります。そこで、将来必ず名寄市の担い手となる若年世代の皆さんとともにまちづくりを考えていくことが未来に向け大きな力を育むことになると考えます。

そこで、小項目1、若年世代のまちづくりへの参画についてお伺いいたします。以前から市長と中学生との懇談会も持たれていますが、若い世代の柔軟な視点からまちづくりをともに考えることは大変有意義であると考えています。若年世代のまちづくりへの参画状況と参画を促す取り組みについてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） おはようございます。ただいま山崎議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目の1のうち小項目の1につきましては私のほうから、同じく大項目1のうち小項目の2、3及び大項目の3につきましては総務部長から、大項目の2につきましては教育部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

それでは、大項目1、安全、安心な暮らしを守る取り組みについて、小項目の1、有害鳥獣に対する取り組みについて申し上げます。有害鳥獣に対する取り組みのうち、農作物被害の防止対策につきましては、市、JA、猟友会及び生産者で構成をします名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会におきましてエゾシカ、アライグマ、キツネの捕獲などに取り組んでございます。本年度の被害、

出没状況の大きな傾向といたしましては、エゾシカは昨年度より少なく、キツネ、アライグマ、ヒグマについてはふえている状況となっております。

ヒグマ出没時の対策といたしましては、猟友会から御推薦をいただいた方を名寄市ヒグマ駆除隊として委嘱を行い、ヒグマ対策に御協力をいただいております。出没情報を受けた際の対応といたしましては、市担当職員と警察署が連携をし、速やかに現地確認や看板設置を行ってございます。さらには、出没地区などの町内会長及び近隣住民、耕作者等への注意喚起を行うとともに、教育委員会や学校などの関係機関にも情報を伝達しまして、登下校時などの対応につきまして協力をいただいております。また、ヒグマの目撃や真新しい痕跡が発見された場合には、ヒグマ駆除隊に出動を要請し、現地確認に同行いただいております。

危険な状況を回避するための防止対策といたしましては、4月以降市広報に2回記事を掲載し、そのほかにもチラシ配布を2回実施してございます。また、農業生産者に対しましては、JAの御協力をいただき、ファクスを送ってございます。周知の内容といたしましては、屋外にヒグマの餌となるようなものを放置しないことやヒグマに出会わぬよう山菜とりや農作業の前には音を出すなどして警戒していただくこと、さらには農作物を被害から守る方策といたしまして、電気柵の設置要綱などについて周知、協力をお願いしてきたところでございます。また、市ホームページにも出没情報位置や、あるいはただいま申し上げました留意点なども掲載し、随時更新をしながら市民の皆様への周知に努めているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目1の小項目2、3、大項目3、若年世代のまちづくりへの意識を高める取り組みについて申し上げます。

初めに、大項目1の小項目2、緊急時の対応についてお答えいたします。緊急時における情報伝達として、特に自然災害についてお答えいたします。自然災害の情報伝達では、災害対策基本法、土砂災害防止法等により自治体の情報伝達について定められており、東日本大震災発生後多様な情報伝達手段の確保に取り組むべきことが求められている状況であります。平成27年1月には、共助としての観点から、緊急告知ラジオを町内会に3台配付し、各種避難情報等の伝達、情報伝達などで使用していただいております。また、平成26年からはJアラート、いわゆる地方自治体が直接発信する情報伝達の仕組みが急速に進化し、充実が図られ、テレビや携帯、スマートフォン、情報機関に緊急情報が同時配信される仕組みが構築され、今後ますます充実することが想定されています。また、国の行う情報伝達では、直接Jアラートから伝達する方法により、Lアラート同様にテレビや携帯、スマートフォンに緊急情報が同時に配信される運用がされており、Lアラート及びJアラートは現在多様な情報伝達手段の確保の軸になっているところであります。

このほか、総務省消防庁告示第1号、消防力の整備指針第21条では、災害時において住民に対する迅速かつ的確な災害情報の伝達を行うための同報系の防災行政無線を市町村が設置することについて規定がされているところであります。防災行政無線は、デジタル化が推進されており、北海道内の導入率は平成29年6月時点で自治体数179のうち、同報系53.6%、移動系74.3%となっており、今後ますます導入する自治体がふえていく状況です。防災行政無線を導入することにより、一斉配信、遠隔地への情報伝達、双方向機能等のさまざまな情報伝達の仕組みが構築できるメリットがあります。また、サイレン音のみでなく、Jアラートと連携した自動合成音声による24時間瞬時の音声による情報伝達が可能になるほか、国が設定した緊急時の音、サイレン音を吹鳴するこ

とも可能になります。今後北海道内の導入率の推移や補助制度を把握してまいります。

次に、小項目3、防災意識の啓発についてお答えいたします。近年自然災害が激化する中、平成28年10月、国は水防法の改正により想定最大規模の降雨による浸水想定を発表したところであります。名寄市は、北海道の3大水系の一つである天塩川が流れ、名寄川の合流地点に市街地が形成されていますが、水防法、災害対策基本法の施行後、全国的に堤防によって水害が大きく軽減された経過から、長い間大きな水害の経験がない状況が続いています。しかし、近年の大雨がふえ、降水量も増加している背景から、市街地が万が一浸水するとそのほとんどが浸水することが想定され、特に浸水が深い地区等の避難対策を急ぐことが求められる状況になりました。このことから、防災意識の向上及び自助、共助力の向上を柱とした防災意識の向上や避難に対する理解を深めていくことが喫緊の課題であります。

また、これまで大規模な河川の洪水を想定した避難訓練が全国的にも取り組まれていない背景を踏まえ、7月19日、FIG-aなよろ、課題を見つける避難訓練として住民の気づきによる自助、共助力の向上を目的とし、市内の5つの町内会、個人参加及び関係機関を含む総勢169名参加により新しい試みの避難訓練を実施したところであります。本訓練は、浸水想定周知のためのハザードマップの作成に時間がかかることから、水防法第15条第3項に規定するその他の必要な措置に位置づけた訓練として、避難行動を実際に行っていたほか、住民の避難に対する理解を深めるために北海道開発局旭川開発建設部名寄河川事務所による浸水深の研修及び名寄消防署による逃げおくれた者の救助訓練展示並びに旭川地方気象台による防災研修、参加者による課題発表等の新しい試みを組み入れ、住民の防災意識及び知識の向上に大きな成果がありました。また、8月2日の確実な避難のための防災セミナーでは、総勢120名

の参加により南相馬市危機管理課職員、星慶一氏による南相馬市の被災状況、復興状況、名寄河川事務所長、黒田保孝氏による想定最大規模の降雨による浸水想定研修、旭川地方気象台による防災ゲーム、児童向けの防災講話を実施するなど、住民の防災意識及び知識の向上に大きく効果があったものと認識いたしました。

避難訓練の参加による課題発表では、避難場所、避難路、避難のタイミング、自主防災組織の大切さ、要配慮者対策等について気づきの効果により自発的主体性の発言が多く出たことは、訓練の大きな成果となりました。また、訓練後の町内会がみずから避難行動や避難支援を再検討する取り組みが生まれるなど、報道機関及び他の自治体並びに関係機関からも大変注目され、訓練の実施前からテレビ報道のほか、ラジオでは全国で紹介されたほか、訓練実施の内容は国土交通省本省及び北海道開発局のホームページにおいて報告が予定されているなど、関係機関から大変高い評価をいただいた取り組みになりました。今後の避難訓練の周知や実施により、浸水に対する他の自治体における避難対策に効果が波及したほか、関係機関の浸水対策の推進にも大きく効果を果たしています。

避難の取り組みは、気象警報の進化や関係機関の防災対策が充実されても、住民みずからが避難行動を起こす主体性がなければ効果が発揮されないことから、今後さらに町内会の具体的取り組みが推進されることを期待するほか、避難訓練では今後地区を変え実施することで、住民に自助、共助の考え方が十分浸透、蓄積されるよう取り組みを継続してまいります。このほか、幅広い層から出前トークの利用がふえており、各町内会の防災への関心が大変高くなっています。これは、住民の防災意識の向上のあらわれでもあることから、今後も引き続き自助、共助の推進のために防災啓発に努めてまいります。

次に、大項目3、若年世代のまちづくりへの意識を高める取り組みについてお答えいたします。

若年世代のまちづくりの参画については、さまざまな場面が想定されるところです。近年行ってきた具体的な参画の機会としましては、第2次名寄市総合計画へ市民意見を反映させるため、若年世代を中心としたまちづくりや市民活動にかかわりのある多くの方の参加により、市民ワークショップを開催し、これらのまちづくりについて考え合う機会としてきました。また、名寄市立大学の学生を対象とした懇談会を開催してきたほか、第2次名寄市総合計画ダイジェスト版作成に当たり名寄市立大学の学生による市長インタビューや紙面制作にアイデアをいただくなど、直接的な参画もいただいています。さらには、若年世代を中心とした団体がそれぞれテーマを持ってまちづくりを考え、名寄市の活性化に向けて実施する各種取り組みやイベント開催に対し、名寄市まちづくり推進事業助成金により財政的な活動支援を行っており、事業実施に向けた相談から申請までサポートし、推進してきているところです。

また、今年度設置しました広報のあり方検討委員会では、高校生3人、大学生3人に委員として参画いただくなど、まさに若年世代の意見が届けられており、名寄市の将来について考える場や機会を創出してきているところです。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目2の名寄市の目指すインクルーシブ教育についてお答えいたします。

初めに、小項目1の現状と課題についてですが、本市の小中学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みの現状と課題についてですが、学校においては障がいのある子供が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きるために一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うとともに、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育システムを構築することが求めら

れております。インクルーシブ教育システムを構築するためには、障がいのある子供と障がいのない子供ができるだけ同じ場所でともに学ぶことができるよう合理的配慮の提供とそのための基礎的環境を整備する必要があります。合理的配慮とは、学校の設置者及び学校が障がいのある子供に対し、その状況に応じて教育内容や教育方法、支援体制、施設、設備などについて配慮することです。個々の合理的配慮については、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズなどに応じて設置者、学校と本人、保護者が可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが重要であります。このため本市では、例えば見えにくさ、聞こえにくさ、健康面や安全面での制約など個々の児童生徒の困難さに応じて学習内容を変えたり、指導方法を工夫したり、施設、設備を整えたりしております。

基礎的環境整備とは、専門性のある指導体制の確保や施設、設備の整備など障がいのある子供に対する支援のために必要な教育環境が整備されることです。このため本市では、学校の基礎的環境整備の充実を図るため、特別支援教育学習支援員や看護師、生活支援員の配置やエレベーターなどの設置など一人一人の障がいの状態に応じた教育環境の整備に努めているところであります。

また、学校では、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るため、特別支援教育コーディネーターを配置し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するとともに、校内の教職員に指導、助言を行ったり、関係機関等と連携した取り組みを推進しております。さらに、教職員の合理的配慮や基礎的環境整備等に係る理解を深めるため、名寄市特別支援連携協議会ではインクルーシブ教育の概要とユニバーサルデザイン等の研修会を実施し、その理念については教職員に浸透しつつありますが、十分な状況であるとは言えないことが課題であります。今後教育委員会といたしましては、学校には全ての教職員がインク

ルーシブ教育システムの理念について理解を深めるため、名寄市立大学と連携した研修会等の実施や道教委が作成した発達障がいのある子供の指導や支援のあり方に係る校内研修プログラム等の積極的な活用を促すなど、特別支援教育に係る教職員の専門性の一層の向上を図ってまいります。

次に、小項目2の名寄市の目指す姿についてですが、インクルーシブ教育システムの構築を実現するためには、次の3つの視点から特別支援教育を充実させていくことが必要です。まず、障がいのある子供が医療や保健、福祉、労働等の社会全体のさまざまな機能を活用して十分な教育を受けられるようにすることです。2つ目は、同世代の子供や地域の人々との交流等を通じて地域での生活基盤をつくることです。3つ目は、周囲の人々が障がいのある子供とともに学び合うことを通じて障がいについての理解を深めることです。そのため、本市においては障がいのある子供と障がいのない子供ができるだけ同じ場所でともに学ぶことを目指し、交流及び共同学習の推進、学習支援員や看護師等の配置、環境・設備の整備などに努めております。

ただ、名寄市特別支援連携協議会専門委員会においては、幼稚園、保育所、保育園、認定こども園、小中学校、高等学校、名寄市立大学、就労機関等の関係機関が特別支援教育に係る課題を共有する取り組みを推進してきましたが、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加するまでの切れ目のない支援体制により一層充実させることが課題となっております。そこで、本年8月から全国30地域を対象とした文部科学省の新規事業、インクルーシブ教育システム推進事業の指定を平成31年度までの3カ年受け、取り組みを推進することにいたしました。本事業では、名寄市特別支援連携協議会の体制の整備、名寄版個別の支援計画「すくらむ」の効果的な活用、上川北部9市町村を対象とした特別支援教育に関する講演会やセミナーの開催、医療的ケアのため

の看護師の配置などの取り組みを推進してまいります。具体的には、名寄市特別支援連携協議会における教育、福祉、労働分野等の関係部署や関係機関との連携の強化、名寄版個別の支援計画「すくらむ」の冊子の全幼児、児童生徒への配布、名寄版特別支援教育ハンドブックの作成、配布、名寄市立大学が取り組んでいる上川北部発達支援連携推進事業と連携した特別支援教育に関する研修体制の構築などに取り組んでまいります。今後教育委員会といたしましては、文部科学省のインクルーシブ教育システム推進事業の取り組みを通して、健康福祉部や名寄市立大学、名寄公共職業安定所等と連携を図りながら特別な支援を要する子供への就学前から学齢期、社会参加まで切れ目のない支援を充実させ、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築を目指してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問させていただきたいと思っております。

まず、大項目1番目の1にかかわる部分で、先ほどヒグマ出沒に関しての丁寧な御説明をいただきましたけれども、関係機関の連携というところにかかわって、特に7月21日出沒時の連携について、さらに具体的なおところをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） ただいまJR風連駅付近に出たヒグマの対応についてということで再質問いただきました。冒頭今回のことに関しては、町中の出来事でもありましたので、御迷惑をかけた皆さんにおわびを申し上げたいと思っておりますし、また多くの方に御協力をいただきましたので、この場をかりてお礼を申し上げたいというふうに思います。

それでは、そのときの対応について少し報告を

させていただければと思います。まず、あのときには市民から名寄警察署のほうに通報があったのが始まりでありまして、通報を受けた名寄警察署においてはJR風連駅周辺及び近隣の住宅街をパトカーで広報活動を行ったという状況にあります。また、市としましても担当職員とヒグマ駆除隊3名が合流をしまして、駅周辺の警戒と、そして広報活動を実施をさせていただいたということでありまして、今回の出沒については、市街地に出沒をしたということでありまして、これまでがない緊急の事態という判断をいたしまして、消防及び地域住民課にも応援を依頼し、消防については風連市街地中心部へ熊が移動しないようにサイレンを鳴らしての警戒パトロールを実施いただきました。また、地域住民課においては、駅周辺の町内会へマイクによる広報活動を実施をさせていただいたということでありまして、このときあわせて市街地の関連する町内会長さんへヒグマの出沒情報を伝達をさせていただきましたし、町内会員への皆さんの注意喚起についてもあわせて御依頼をさせていただいたところであります。また、子供の登下校の関係もございましたので、先ほども申し上げましたけれども、小中学校に対しての情報伝達については教育委員会を通じ、さらに翌日には早朝に幼稚園、保育所、各高等学校に対しても情報を伝達し、安全の確保を図ってきたということでありまして。

今回の風連駅のヒグマの出沒でありますけれども、これまでの農村地域の出沒と異なりまして、市街地であるために鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律というのがあるのですけれども、実は発砲が禁止をされているということがありまして、緊急回避として認められた場合については発砲が可能となるのですけれども、今回のケースについてはそれに当たることは難しいということでありましたので、市の職員あるいは消防職員による市街地のヒグマの侵入阻止に向けて警戒を夜間も継続をさせていただいたということ

であります。また、翌早朝の4時半から日の出とともにとなりますけれども、市及び警察、猟友会で再捜索を実施をさせていただきました。結果として、駅周辺には潜伏していないだろうという判断をさせていただきましたけれども、さらに22日午後以降につきましても捜査範囲を広げての巡回、さらには夜間についてもパトロールを継続をさせていただいたということでもあります。

駅裏に出没した個体についてありますが、防風保安林を伝って東へ向かったかと思われる痕跡がございましたので、探査結果及び注意喚起のチラシを23日に該当する町内会に配布をするとともに、23日以降につきましても31日までの間、防風保安林付近について重点的にパトロールを実施し、安全の確保を図ってきたということでもありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 多くの地域の方が本当に初めての出来事と口にされるほど特別な出来事が起きたというふうに思っております。その中でできる限りの対応をしていただいたということに関しては、先ほども申し上げましたけれども、一人の人的被害を出すことなく過ごすことができたということについて感謝申し上げたいなというふうに思っています。

その中で地域の方から1点、これは課題として受けとめたほうがいいなと思えることが提示されていますのが地域住民課の方だと思うのですが、それから警察等の広報の声が家庭の中にあっては届かない。何か騒いでいるなという状況しか届いていないということが多く述べられていました。音としては何かあるというふうに認識されても、言葉として丁寧に伝わってくるのがなかったので、朝起きてみてびっくりしたという方も多かったものですから、広報のあり方について今後やはり課題であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 私どもの広報の方法についてということで、内容が聞き取れなかったということで、これについては私どもも直接的に市民の皆さんからも声が寄せられているということでもあります。最近、住宅の気密性も上がったという要因もあるのだというふうに思いますけれども、これら緊急時の広報活動につきましても、今回のヒグマにかかわらずに災害時の防災広報にも関連することだろうというふうに受けとめているところでもあります。いただいた意見を真摯に受けとめまして、今後の広報活動について経済部のみということではなくて関係する部局とも協議をしながら検討を進めてまいりたいと思います。

ただ、改めて今回気づいたのは、私どもの工夫も当然必要だというふうに認識しておりますけれども、市民の皆様もまさか町中にヒグマが出没するだろうという意識は持っておられなかったと思いますので、そういった意味では自然災害同様に受け手側の皆さんの意識を高めるということも必要だというふうに思っておりますので、私どもも日ごろから啓発にも努めていきたいというふうに考えてございますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 確かに双方向で安全、安心な暮らしを守っていくということについては必要なことだと思いますので、住民の側も1つ教訓になったというふうには捉えております。

先ほども申し上げました音が十分に聞き取れなかったということも含めて、小項目の2のところにもかかわってきますが、音源を家庭の中に置くということに関しては防災行政無線というもののあり方について必要だなというふうに考えています。さきに視察研修で勉強させていただきましたときに、防災行政無線を設置している豊岡市においてもやはりどれだけ外からの広報を充実させても、家の中から流れてくる音としての情報については、それが最も正確な、かつ迅速な情報源だと

いうことを担当者の方も話されておりましたので、先ほど白田経済部長もおっしゃられていたけれども、各課連携の中でぜひ進めていただきたいというふうに考えていますけれども、その点について見通しとしては名寄市はどのような状況にありますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 防災行政無線にかかわっての御質問ということでございますけれども、先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、現状名寄市においては緊急告知ラジオということで町内会のほうに3台それぞれ配付をさせていただいている状況ということで、現在防災行政無線については予算的なこともございまして、今のところは道内的な設置の状況等を十分勘案をしながら検討はしていかなければならないなというふうに思っているところでございますけれども、現状といたしましては確かに室内から周知をするということについては大変有効な手だてだというふうには思いますけれども、その後の避難の対応ですとか、トータルとして防災行政無線、さらには具体的になかなか避難が難しい方の対応も含めて、その中で防災行政無線については今後道内の導入状況ですとか、研究をさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） ぜひ研究を進めていただいて、検討していただきたいというふうに思っております。金銭的なものについては大きなハードルがあるということについては十分承知していますけれども、別な行政地区におかれましては住民から負担をいただきながらというような設置もされたという情報もいただいておりますので、ありとあらゆる方法を検討していただくということについては要望しておきたいと思っておりますし、そこになかなか時間かかるということであれば、ラジオの配置を町内会3台ということではなく、

必要な方に必要な台数提供するというのも一つの手だてかなというふうに考えますが、今現在町内会3台配置されておりますラジオの配置については、それ以上に必要なところには配置されているのだと思いますけれども、今後さらにふやすというお考えについてはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 先ほども報告させていただきましたけれども、現状は町内会3台ということで、実は場所によっては、あるいはラジオの位置によってはなかなか電波が届かないような状況も、建物の中で聞きにくい状況があったり、あるいは地域によっては確かに電波が弱いようなところもあって聞き取りにくいという状況等については担当のほうでも把握をしている状況でございまして、現在のところ全戸に緊急告知のラジオを配置をするということについては担当としての考え方はありません。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） ただいまの中村部長の御答弁をお聞きいたしますと、課題は十分把握していただいているということだと思います。その上でよりベターなところを探っていかれているということだと思いますが、とにかく課題を解決していくときに行政だけではなく、市民においてもその責任があるということは十分に考えますけれども、時間をかけないで連携をとって進めていくということ、それからその連携のあり方、進めていかれている経過については住民は知りたいと思っておりますので、そのことについては御答弁いただかなくて結構ですけれども、強く要望しておきたいと思っております。

それから、災害についてではなく、災害の一つにも含まれますけれども、火災に対する対応として、先日風連地区におきましては9月号の風連地区の広報紙お知らせ「風」で、名寄消防署風連出張所の対応について掲載がございました。安全、安心のために緊急出動態勢には万全を期している

という内容で、それぞれ救急について、それから火災出動についての対応について丁寧な説明をいただいていたのですが、合併後そういう形に変わってきたということについて、住民の中には少しその認識が足りなかったという部分も含めて、その対応がこれで本当に安心なのだろうかという声も届いております。情報を受けとめるだけではなく、その後安心、安全に暮らしが継続されていくときの対応として、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今緊急時の対応の中で風連の出張所の消防ということで少しお話がありましたけれども、私ども消防の体制について答える立場にはないのかなというふうに思っていますが、事市民の安全、安心ということであれば、ちょっと議員のほうが把握をされている先ほどの内容について十分把握はしておりませんが、あくまでも現在の体制については合併以降火災の状況ですとか、出動の状況ですとか、いろいろデータをとりながら、その中で体制が一定程度でき上がってきているのかなということでありまして、市民の皆さんにまだ不安感があるということであれば、その点については消防のほうにお伝えをしていきたいというふうに考えていますし、また今後も風連地区の皆さんの安心、安全、そういったことに努めていきたい、不安の解消に努めていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 消防団の方、それから消防署の職員の方ももちろん地域の仲間、住民の仲間でありますので、具体的な検討会の場だけではなく、日ごろからそういう話をし合っております。お互いに自分の果たす役割、それから職場として果たしていく役割等についても日ごろから話をしておりますので、それを改めて捉えていただきまして、安全、安心という立場で名寄市の継

続的な対応についての御確認をお願いしたいというふうに思っています。地域の中は、当然一年一年状況が変わっておりますので、改めて継続的な御確認をお願いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから、少し前に戻らせていただきますが、小項目1にかかわりまして、先ほど風連のヒグマの出動にかかわって駆除隊の方が動いてくださったというところがございました。猟友会の方だというふうに思っていますが、委嘱もされて動いているという予定どおりの対応であったと思いますが、聞くところによりますと猟友会の方もかなり御高齢が進んでいる状況も伝わってきています。そして、熟練者になるとそうそう資格を取ったからすぐ動けるという状況ではないということもお話を伺っておりますので、継続的に安心な状況を地区として担保していくための育ていただく、育成にかかわっての助成の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 猟友会の皆さんの育成ということで御質問いただいたかと思っております。先ほど申し上げましたようにヒグマ駆除隊として多大な御協力をいただいているということでありまして、現在22名委嘱させていただいておりますけれども、60歳未満が5名、60歳以上が17名ということでもありますので、熟練が必要な技術だというふうには認識はしておりますけれども、後継者の育成が必要だろうと考えているところであります。現在市といたしましては、猟友会の名寄支部と連携をしながら、28年、29年の春にヒグマ対策技術者育成事業というのに取り組んでいます。これは、ハンターさんの熟練度を増すと。経験の浅い方のスキルを上げていくという事業でありますけれども、こういった事業を継続しながら必要な技術を伝承していくことも1つ必要だと思っておりますので、ここは猟友会の皆様とも十分情報交換を行いながら、これらの事業

について引き続き取り組んでいきたいというふう
に考えておりますので、ぜひ御理解をいただければ
と思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 全く言う必要はないの
ですが、育成には時間がかかりますので、計画的
にぜひ進めていただきたいと思います。

次に、インクルーシブ教育について再質問させ
ていただきます。名寄市の今までの教育実践が高く
評価されての文科省の指定であると認識してい
ます。特に区別しての教育については、支援員の
配置、支援員も学習支援員、生活支援員、本当に
細かな手だてをとってきていただいていると思っ
ていますが、やはりインクルーシブ教育でありま
すので、ある子とない子のともに学ぶ姿の構築が
必要であるというふうに思っております。この件
に関しては、障がいがある、ないにかかわらず一
人一人の個性をきちっと尊重し合う人間関係の構
築であるというふうに考えておりますので、特に
学校を卒業した後につながる学校教育が必要であ
るというふうに思っています。その点から、先ほ
ど小川部長から「すくらむ」の話もございました
が、今現在具体的に「すくらむ」はどのような活
用がされておりますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 議員からありました
ように、子供のころから社会担って自立するまで、
その子の状態をしっかり把握しながら、支援も含
めて、そしてまた先ほどから言っています障がい
のある子、ない子も含めてともに同じ場で学ぶこ
とを通じて、社会に出てもお互い尊重し合いなが
ら、状態をしっかり把握しながらともに生きてい
く、そういった姿をつくっていくのは大変重要だ
というふうに思っています。その一つとして「す
くらむ」の活用ということで、これは幼児期から
社会に出るまでこの子はどういうふうに成長して
育ってきたか、こういった状態の変化があったか、
いろんな情報を次のステップにつなげていくのは

大変重要だというふうに思っていますので、総合
戦略の中でも掲げておりますけれども、そういつ
た活用を障がいがある、困り感ある子だけではな
くて、できれば全ての児童生徒が活用していただ
いて、その子の成長記録としてやっぱり将来にわた
って持ってもらう、そういったふうに考えている
ところでもあります。そういった意味では、今回
の新規事業を通しまして全児童生徒にも配布しな
がら、そして保護者にも理解をいただいて、多く
の方々にしっかり活用してもらっていくことが大
変重要だというふうに思っているところでありま
す。そういったことを通して、全ての人がお互い
の人格だったり体の状態、そういったものを尊重
しながら生きていく、そういった社会をつくって
いくことが大事だと思っておりますし、個々の状態
をしっかり把握できる、そういったものも将来に
わたって自分自身で持っていくことが何かあった
ときに、例えば病院に提示すればすぐ経過がわか
ったり、どこかの機関に出せばそういった育ちの
状況がわかる。大変重要だと思っておりますので、
全ての児童生徒に配布しながら幅広く活用でき
るように取り組みを進めてまいりたいと思ってい
ますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） おっしゃるとおりだ
と思っております。それで、「すくらむ」につい
て今後結局個人情報にかかわるところも多いもの
ですから、やはりそれを受けとめる、進める側の
教員なり関係者がそのことを十分に理解して進め
ていくことが重要であるというのは、先ほども理
念の定着が課題の一つになっているというふう
におっしゃられた、その中身だと思っております。
特に広く全部を外に出すことは当然まだできませ
んし、なかなかそれをできるものではないと思
いますが、職業につながる場所で「すくらむ」を
学校卒業後どのように活用されていかれる計画が
あるのか、その部分についてお伺いしたいと思
います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 「すくらむ」につきましては、個人情報でありますので、その取り扱いには常に慎重にしなければならないと思っています。幼稚園から先ほども言いました就労機関まで含めまして特別支援連携協議会の中に参画をしていただいて、その活用方法も含めて検討しながら、改善を図りながら進めていきたいというふうに考えております。基本的には、幼稚園、保育所など、そして小学校、中学校、高校、就労とつながっていくので、やっぱり保護者、家庭の中でしっかりそのことを認識してもらって、その記録も含めて押さえていただいて、大切に保管をしながら、適時必要に応じて必要な言われている就労機関であったり、場合によっては病院であったり、そういったところ出せるような、そういった備えをしていただければというふうに思っています。小中学校については、きちんと教職員に対してもそういった情報管理も含めて進めていますが、ただ就労機関まで私どもはなかなか届かない部分がありますけれども、そこは公共職業安定所も入っていただいていますので、そういうところと連携しながら、各事業所にどういったことが伝達できるか、そんなことも研究しながら、特別支援連携協議会をしっかり中で議論をしながら改善を図って進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） それぞれの年齢に合わせて子供たちが丁寧に支援を受けながら、バトンがきちっと受け渡されていく名寄スタイルがおぼろげながら見えてきているのかなというふうに感じておりますので、今教育部長から御発言いただきました内容について確実に進めていただきますことをお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、大項目3にかかわって、若年世代の方々のまちづくりへの参画なのですけれども、先ほど丁寧にいろいろな事例を報告していただき

したけれども、総合計画第2次にかかわって、若い方たちの意見をいただきました。そのことは、今どのように継続されてきているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 総合計画にかかわってということで、世代間も含めたいろいろな懇談会とかやらさせていただきましたけれども、特に総合計画にかかわってということでありまして、その後継続的にそういった機会をつくっているという状況にはありません。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 少しもったいないかなという感想を持たせていただきます。やはり若い人たちの意見を聞く場所ということにかかわって、若い人たちから発信できる状況をつくっていかねばいけないそれぞれの、例えば子ども会ですとか、いろいろな学校もそうかもしれません。役割もあるのかもしれませんが、行政のほうでも何らかの手だてをとっていただくということも必要であるかなというふうに思っておりまして、先般視察研修に出させていただきました高知県の須崎市におきましては、須崎未来塾という形で若い人たちのまちづくりへの参画を促すプログラムをつくっておりました。これは、年間7回、その1回が土日ですので、2日間で、一月に2日ずつ14日講座を開きながらまちづくりの具体的なところを考えて実践までしていただく。その実践していただいたことについても報告をし、市民に還元していく。それをずっと繰り返して、まちづくり応援隊に当たる人たちを3年間で50人つくっていききたいという具体的な目標の中で動かれています。それから、高知市におかれましてはこどもファンドということで、子供たちが3人集まって進めていくときに、大人の協力も必要なのですが、上限で20万円助成をする中で、例えばお年寄りに食事を提供する、または防災にかかわって子供の目線から取り組みを進めるなど、いろいろなまちづくりに対して取り組みをしていくところがあ

りました。前にも求めさせていただきましたが、士別市においては子ども議会もございます。議会ということになりましたらそれぞれ考え方の違いもございますけれども、とにかく子供たちの、もしくは若年世代の方たちが名寄市のことをきちっとまちづくりとして継続的にかかわれるような取り組みについて、ないわけではないと思っています。今後の方向性も含めて再度御答弁いただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 先ほど総合計画にかかわってということでお話をさせていただいたというふうに考えておまして、総合計画以外でもそれぞれいろんな機会を通じまして若年層の皆さんとの懇談については持たせていただいております。特に市長室を開放する事業ですとか実施をしておりますし、また市内のいろいろなサークルの皆さんの御意見等私も集約をしながら、それぞれ施策に生かしているという状況でございまして、議員がおっしゃるとおり毎年若年層ということで、そういったくくりの中でということでの開催については至っておりませんが、それ以外で私どもとしてはいろいろな意見を集約をさせていただいて、行政の中では生かしているというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 一過性のものでなく、継続した取り組みを求めたいというふうに思っております。決して閉ざされているというふうには思っておりません。継続的な取り組みの中で人材として育てていただく取り組みについて伺いして、終わりにしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） なかなかこれは参加する皆さん、いわゆる若年層と言われる皆さんの考え方、意識もそれぞれあろうかなというふうに思っているところで、議員が以前に質問をされた

主権者教育、学校現場におけるいろいろな教育も含めて熟度がどんどん上がっていく中で、主体的に若年層の皆さんがそういった機会があれば参加をするということになるのだろうというふうに思っているところでございまして、学校現場のほうでは年3回、4回教育長あるいは市長が給食等を食べながら懇談をするという場面もつくらせていただいておりますので、先ほども言いましたが、あらゆる面で機会を捉えましていろいろな意見については集約をさせていただきたいと思っておりますし、そういった継続をした取り組みについて議員のほうから御意見がございましたので、十分参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

種子法廃止に伴う地域農業への影響について外2件を、佐久間誠議員。

○8番（佐久間 誠議員） 昨日来の台風18号の影響でそれぞれ避難の対策に当たられている皆さん、お疲れさまです。そして、冒頭に被災された各地の皆様にお見舞い申し上げたいと思えます。

議長から指名いただきましたので、通告順に従いまして、大項目3点について質問いたします。まず、大項目の1、種子法廃止に伴う地域農業への影響について、小項目（1）、種子法廃止に対する本市の見解について伺います。主要農作物種子法、以下種子法と略しますが、この法律の廃止法案が本年4月14日、国会で可決成立し、来年4月より種子法は廃止となります。このことにより、これまで米、麦、大豆の種子を100%国産で賄うことを維持してきた法的根拠や財源が失われることとなります。種子法は、米、麦、大豆な

ど主要農作物の品種改良を国、都道府県の公的研究機関が行い、良質で安価な種子を農家に安定的に供給してきた法制度であります。種子法の廃止は、主要食料を安定的に供給するためにこれまで築き上げてきた制度、体制を弱め、米、麦などの優良種子の供給が不安定になって種子価格の高騰を招き、必要なときに手に入らなくなってしまうおそれがあります。種子法廃止に対する本市の見解について、また種子法廃止による地域農業への影響についてお伺いいたします。

小項目（2）、公的種子事業のこれまでの役割について。公的種子事業は、都道府県や各地域の農業試験機関がそれぞれの条件に適合した米や麦の品種育成、奨励品種普及に極めて重要な役割を果たし、農業振興に大きく寄与してきました。これまでの種子法が課してきた義務を十分に果たしてきたと言えます。そして、この義務が種子法に規定されることが根拠になって、試験機関の育種費用の確保を財政当局に求めることができました。その種子法を廃止されるとどうなるのか、原種及び原原種の生産は多くの人手と費用が必要です。規制緩和の名のもとに国の責任を放棄するような種子法の廃止は、他の品種がまざらないよう遺伝的な純度を高くする原原種の生産、純度を高く種子生産に必要な量を確保する原種の生産など、人手と費用のかかる事業から手を引かせることになりかねず、結果的に今日まで営々と優良な種子をつなぎ、守ってきた国内農業の衰退につながっていくのではないかと、このように考えるところであります。そこで、名寄の農業振興センター、上川農業改良普及センター名寄支所、種子農家などへの影響は出ないのかどうかについてお伺いいたします。

小項目（3）、遺伝子組み換え種子と食の安全について。バイオテクノロジーの発展に伴い、遺伝子組み換え作物、GMOの種類もふえ、海外においては作付面積が年々増加しております。近年除草剤や病害虫に抵抗性を持つ作物が開発され、

殺虫成分であるBt毒素、殺虫性たんぱく質、これを作物自体に持たせ、害虫に食べられないようにしてある種子が海外で流通しております。通常農薬を使った野菜は、水で洗えば多少は落ちるものです。しかし、作物自体に殺虫成分などを遺伝子的に組み込むので、その毒性は洗っても当然落ちることはありません。人体にとってももちろん有害であります。また、除草剤耐性作物は除草剤をかけても枯れない作物ということで、強い除草剤が際限なく使われていけば人体にも当然悪影響を及ぼします。日本では、遺伝子組み換え作物の栽培はまだ行われておりませんが、世界一遺伝子組み換え作物を輸入している国が日本であります。現在の輸入量は2,000万トンを超えていると言われております。米の国内生産が800万トンでありますから、これらのことから考えますと相当の量が国内に入っております。これらの輸入作物はそのまま市場で流通はしていないものの、加工食品や家畜飼料、食品添加物の原料として使われております。

我が国では、2001年4月より分別生産流通管理、IPハンドリングに基づくGMO食品の表示が義務づけられたものの、原料の上位4番目以降、あるいは重量の割合が5%未満なら、あるいはたんぱく質、DNAが残っていなければ表示の義務がありません。そのため知らず知らずのうちに遺伝子組み換え作物からつくられたものを摂取しております。近年相次ぐ食品のさまざまな問題が続き、消費者の食品への不安は増大し、食品表示に対する関心が高まってきております。そこで、全ての食品を遺伝子組み換え表示の対象とすること、これらについて道や国に対し働きかけることを提案したいと思います。それが地域の農業を守ることにつながるし、生産者の顔が見え、安心して食べることのできる食の安全に結びついていくと思いますが、本市の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

小項目4、日本の種子保全のための取り組みに

ついて。種子法の廃止法案成立に当たって、参議院で4項目の附帯決議が盛り込まれました。都道府県での財源確保、種子の国外流出防止、種子独占の弊害の防止などがありますが、今般の種子法廃止に伴い、国内の種子保全のために危惧される問題点や新たに法律を整備していく点を農業者や農業関係者などと意見交換し、道や国に要請していくべきと思いますが、本市の考え方についてお聞かせください。

次に、大項目2、日EU、EPA合意と地域農業、酪農、畜産業支援について、小項目1、地域酪農家への経営安定対策について。日EU、経済連携協定、EPAの交渉が本年7月6日大枠合意に達しました。このことによってEUからの輸入はワイン、パスタ、革製品などの関税を最終的に撤廃、カマンベールやモッツァレラチーズなどソフト系と呼ばれるチーズも新設する輸入枠内について関税が撤廃となります。一方、日本からEUへの輸出については、主要品目である自動車の関税を段階的に下げ8年目でゼロに、自動車部品は大半が即時撤廃となることが明らかになりました。自動車など機械工業製品の輸出を伸ばすために農業が踏み台にさせられる、こうした国の政策が繰り返されてきました。農業を基幹産業に置く地域としては、ゆゆしき事態だと思っております。そこで、日EU、EPA合意により影響を受ける地域の酪農家への経営安定化対策について伺います。国や道の動き、経営安定化対策にかかわって伝わってきている情報等があればお知らせいただきたいと思っております。

小項目(2)、乳価下落への影響と補給金制度の強化について。EUから良質のチーズが国内に入り、安く流通すると、国内のチーズ加工業者の撤退が懸念されます。EUは、世界のチーズ生産量の約5割を占める最大の生産地であります。日本では、現在ナチュラルチーズに最大29.8%の関税を課しておりますが、発効後は輸入枠分の数万トンが低関税で流入することになります。EU

産チーズ到来で酪農家が打撃を受けるのは、避けられない見通しであると言われております。チーズの国内シェアを奪われることで生乳が余り、牛乳価格の下落につながる懸念も指摘されているところであります。乳価下落に対する酪農家への補給金制度について、さらに積み増しし、支援するよう国や道に働きかけていくべきだと思いますが、この点について本市の考え方を伺いたいと思っております。

大項目3、名寄市の除排雪のあり方について、小項目(1)、福祉施策と連動した除排雪施策について。名寄市には、道営住宅マーガレットヴィラ23戸、市営住宅の緑丘第1、東光27戸のシルバーハウジングがありますが、新たな公営住宅建設を考えるとときに高齢化の進行あるいは進捗化を見通して、シルバーハウジングの戸数をふやしていく必要があるのではないかと考えております。シルバーハウジングは、入居高齢者に対して約30戸に1人の割合で生活援助員が配置されるシステムであり、除排雪の心配もなく、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅であることから、買い物支援、その他デイサービスなどを組み込み、申し込みの際の審査基準の段階的緩和により安心して本市に暮らし続けられる環境整備を図れるのではないかと伺います。今後の住宅マスタープランと福祉施策において検討を深められないか伺います。

現在シルバーハウジングは、道営、市営合わせて50戸と数が少なく、需要に追いついていないのではないかと伺います。そこで、今後の公営住宅建設に組み込み、1階部分はシルバーハウジングとし、戸数をふやすことによって、除排雪などを苦しむ名寄から離れなくても住み続けられる環境をつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

小項目(2)、年次計画での除排雪対策の強化について。今年度空き地の取得による雪堆雪箇所確保、払い下げ除雪機械、小型ロータリー車の購入や除雪ドーザー新車の購入等機械力を備え、

効率的な運用により除排雪体制を進めようとの意気込みが見えるわけですが、次年度からの計画として、これまで以上の改善、施策を検討しているかどうかについてお伺いいたします。

小項目（3）、市民要望に応える除排雪体制の目指し方。これまでの各種アンケート結果からも、市民要望や関心事の多くは生活に直接影響の出る生活インフラの整備であり、その一つとして除排雪体制のさらなる強化が求められていると受けとめております。町内会から要望の強かった学校周辺の歩道や交差点などの適切な除排雪など、課題は多いのではないかと思います。市民要望に応える除排雪体制について担当所管の考え方を伺いいたしまして、以上壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ただいま佐久間議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目の1及び2につきましては私のほうから、大項目の3につきましては建設水道部長から答弁となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、大項目の1、種子法廃止に伴う地域農業への影響について、初めに小項目の1、種子法廃止に対する本市の見解について申し上げます。主要農作物種子法につきましては、戦後の食料増産という国家的要請を背景として、米、麦、大豆の種子に特化し、都道府県に種子の生産及び普及を義務づけてきたものでありますが、国は都道府県がみずから開発した品種を優先的に奨励品種に指定をし、公費で普及をさせており、民間の種子開発への参入を阻害しているとしまして、本年4月に廃止法案を成立させました。これまで主要農作物種子法のもと、都道府県を中心に気候などそれぞれの地域の生産条件に適合する品種や消費者の多様なニーズに応える優良な品種が数多く開発をされ、高品質で安全な農作物の安定生産を支えてまいりました。

御質問のありました主要農作物種子法の廃止に

伴う地域農業への影響についてであります。品種開発が民間事業者を主軸に展開をされた場合、本市のように栽培条件が厳しい地域に適合する品種の開発や研究が立ちおくれる可能性や消費者の多様な選択への制約のほか、道が行っております品種開発などの体制が縮小されることも懸念をされ、今後の種子確保や農作物の安定供給に不安が残りますことから、農業者が安定的かつ高品質な農作物の生産が継続できるよう引き続き優良で品質の高い種子を農業者に安定供給できる農業施策の推進について関係機関、団体と連携をしながら国に求めてまいりたいと考えてございます。

次に、小項目の2、公的種子事業のこれまでの役割について申し上げます。道内における公的種子事業につきましては、道立農業試験場を中心に品種の試験、研究など育種に取り組み、奨励品種の選定を行うとともに、種子生産につきましては採種法を指定し、品質の確保と安定生産に取り組みられてきております。また、農業改良普及センター寄支所におきましては、奨励品種の普及を図るため、栽培技術の指導や生育調査などに取り組みられており、奨励品種決定試験では上川農業試験場の委託を受け、本市の農業振興センターにおきましても道北地域における適応性について試験栽培に取り組みられております。

主要農作物種子法廃止による影響についてであります。現在のところ北海道におきます次年度の事業実施体制につきましては変更の予定はなく、今後国の方針などを受け検討をされていくもの伺っておりますけれども、種子法に関する業務につきましては普及センター、市農業振興センターともに業務の一部であり、普及指導などの両センターの本来の事業に支障はないものと考えているところであります。

次に、小項目の3、遺伝子組み換え種子と食の安全について申し上げます。日本での遺伝子組み換え農作物の安全確保の仕組みにつきましては、食品安全基本法のほか、食品の安全性につつまし

ては食品衛生法、飼料の安全性につきましては飼料安全法、生物の多様性への影響につきましてはカルタヘナ法に基づき、それぞれ科学的に安全性を審査をし、全てに問題が生じないと評価をされ、初めて使用できる仕組みとなっております。現在食品として国内で生産されています遺伝子組み換え農作物はなく、全てが輸入によるもので、加工品として流通をしてございます。

加工品の表示につきましては、遺伝子組み換え農作物を原料とする加工食品については表示義務があるものの、DNAやたんぱく質が残っていない食品については表示義務がない状況となっております。このことから、現在消費者庁で遺伝子組換え表示制度に関する検討会が設置をされ、表示拡大の検討がされておりますけれども、本市といたしましても食の安全、安心への関心が高まる中、遺伝子組み換え食品に関して正確な情報の積極的な提供などについて近隣市町村や関係団体などと連携をし、国に求めてまいりたいと考えてございます。

次に、小項目の4、日本種子保全のための取り組みについて申し上げます。主要農作物種子法の廃止法案成立に伴い、品種開発が民間事業者を主軸に展開をされた場合、外資系企業の参入や大企業による種子の独占などが懸念されております。国は、1つとして都道府県への財政措置につきましては優良な種子の供給に必要な地方交付税を今後も確保すること、2つとして都道府県を含めた官民の総合力を発揮し、種子の研究開発を促進すること、3つとして今後民間事業者との連携により種子の開発、供給を活性化をし、国際競争力を高めることなどをあらわしてございます。本市といたしましては、地域農業の持続的な発展に不可欠な良質で安価な種子の安定供給の継続に向けた農業施策について、関係機関、団体と連携をし、国に求めてまいります。

続いて、大項目の2、日EU、EPA合意と地域農業、酪農、畜産業支援について、初めに小項

目の1、地域酪農家への経営安定対策について申し上げます。日EUの経済連携協定、いわゆるEPAにつきましては、本年7月に大筋合意に達し、麦や乳製品の国家貿易製品、豚の差額関税制度といった基本制度が維持されるとともに、セーフガードなどの再生産可能な国境措置が確保される一方で、ソフト系チーズにつきましては新たに横断的な関税割り当てが設定されるなど、農畜産物における関税の撤廃や削減などにより、地域への影響が懸念をされているところであります。

国におきましては、日EU、EPA交渉の大枠合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針が示されておりました、合意内容を踏まえた強化対策といたしましては、まず1点目として総合的なTPP関連政策大綱に盛り込まれております施策であります体質強化策について、これまでの実績の検証を踏まえて見直しを行い、必要な対策を講じることや経営安定対策におきましては大枠合意の内容、TPPの状況などを踏まえまして必要な検討を加えるとされてございます。また、2点目といたしましては、チーズを中心とする乳製品について、日本産チーズなどの競争力を高めるため、原料乳の低コスト、高品質化の取り組み強化、製造面でのコスト低減と品質向上、ブランド化を推進することなどがあらわされております。本市におきましてもEPA合意による畜産農家への影響が懸念をされますことから、国の情報などに十分に留意をし、関係機関、団体と連携をしながら畜産農家の経営強化に努めてまいりたいと考えてございます。

最後に、小項目の2、乳価下落への影響と補給金制度について申し上げます。国内におきますチーズ生産のほぼ全量を道内産チーズが占めておりますことから、今後のチーズ工房や乳価への影響が懸念をされているところであります。現状の加工原料乳生産者補給金制度につきましては、加工原料乳の生産地域における再生産の確保を図ることを目的としまして、生乳生産のコストから乳製品

向け乳価を差し引いて補給金の単価計算が行われて
ございます。乳価下落や生産コストの高騰など
の経済状況の変化に応じまして見直しが行われて
ございます。また、加工原料乳生産者経営安定対
策事業につきましては、加工原料乳価格が下落し
た場合の経営への影響緩和を目的としまして、生
産者と国が拠出をして造成をした積立金から補填
基準価格との差額の8割が補填される仕組みとな
ってございます。今後とも乳価が下落した場合は、
それぞれの事業により対策が講じられるものと
受けとめているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、大項
目3、名寄市の除排雪のあり方についての小項目
1、福祉施策と連動した除排雪施策についてお答
えいたします。

平成27年度からの3カ年を計画期間とする名
寄市第6期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事
業計画におきましては、高齢者施策の基本的方針
の一つとして、高齢者のニーズに応じた住まいの
確保をうたっており、その中でもシルバーハウジ
ングは緊急通報システムやバリアフリー構造等高
齢者の生活に配慮した設備仕様が施された公営住
宅であり、生活支援員を配置することで安否確認
や相談、緊急時の対応等が行えるものです。高齢
者施策の推進の理念の一つであります地域包括ケ
アシステムにおきましても、住まいはその中心と
して描かれており、重要な要素となっています。
現在当市におきましては、高齢者向けの住まいと
して民間活力による有料老人ホーム等の建設が続
いておりますが、低所得者への支援は本市の責務
であり、低廉な家賃の住まいを推進する必要があ
ると考えております。

本市のシルバーハウジング公営住宅の現状につ
いて申し上げますと、緑丘第1団地14戸、東光団
地15戸の計29戸が平成7年から17年にかけて
建設されました。名前のとおりシルバーハウジ

ングも公営住宅であり、緊急通報システムや生活
支援員の配置以外は一般の公営住宅と同様の対応
で、住宅周囲の除排雪についても入居者が管理す
るとともに、入居者同士で共益費を出し合って除
雪作業を委託する場合があります。シルバーハウ
ジング計画が必要な場合は、福祉部局と建設水道
部で策定することが必要となることに加え、国の
許認可にかかわるもので、十分な根拠や必要性が
求められます。さらには、参考までにお知らせし
ますが、道内でのシルバーハウジング公営住宅建
設は、市町村営及び道営とも平成17年を最後に
建設実績はありません。現在整備されている公営
住宅は、ユニバーサルデザインに基づく設計とな
っており、世代を問わず使いやすい仕様となっ
ているため、特に高齢者からは好評です。しかし、
今年度第2次住宅マスタープラン策定作業を行っ
ていることから、策定委員会等で全体議論したい
と考えております。

また、シルバーハウジング公営住宅の公募状況
ですが、入居するとほとんど長期入居傾向にある
ことと退去後の応募状況は1倍程度となっており、
所管としては住宅が足りないとの認識は持って
いないところです。最近の窓口での相談では、夫婦
ともに高齢なことと持ち家の老朽化もあり、地域
に居住することに不安を感じていたようで、定期
公募で応募がなく、随時募集していたシルバーハ
ウジング公営住宅に入居された例があることから、
年齢や持ち家に不安がある場合はまずは窓口で相
談いただきたいと考えております。

次に、大項目3、小項目2、年次計画での除排
雪対策の強化についてを申し上げます。議員御承
知のとおり、この間本市としましてもより快適で
効率的な除排雪、安全で安心のできる冬期の道路
空間確保を目指し、取り組みを進めてまいりまし
た。平成28年度は雪が少なかったものの、市民
の関心が高い除排雪事業につきましては、さまざ
まな角度から御意見や御指摘、御要望をいただ
いているところであります。今年度におきましても

町連役員や委託業者との意見交換も実施しておりますし、先般開催されました第2回定例会の中でも経済建設常任委員会での検討項目でございました除排雪に関する調査研究の概要として御報告をいただき、これまでの議会の議論経過なども踏まえ、よりよい除雪サービスを推進すべく、本市といたしましても検討しておりました市街地の雪堆積場の確保についても地権者との調整が相整いまして、先日の補正予算で御承認いただいたところです。また、除排雪機械の増強についても本年度北海道からの払い下げ機械である小型ロータリー及び凍結防止散布車の購入についても御承認をいただき、あわせて入れかえになりますが、国の社会資本整備総合交付金を活用して除雪グレーダーの導入予定であります。本事業の導入で機械が増強になりますことから、直営での対応が可能となる路線もふえるものと想定しております。このことにより、別路線を委託に回すことが可能になると考えられ、実質的に除排雪事業の早急で効果的な対応が図られるものと考えてございます。

ソフトメニューでは、モデル事業ではありますが、本年度からレンタル&ゴー事業を展開予定であり、市街地での交差点のカット排雪、通学路の雪山崩し、歩道の確保など町内会と連携した取り組みが期待でき、快適な道路空間確保や交通の安全性確保が図られるものと期待をしているところです。次年度以降につきましては、これまでの手法を取り入れながら、一方でさまざまな視点を持って市民からいただいた御意見や他市の状況等を考慮し、本市にとりましても数多くの方策がある中で、何がよりよいものなのかを取捨選択しながら、限られた財源を有効活用するとともに、一歩ずつ市民と協働で除排雪事業に努めてまいります。

続きまして、小項目の3、市民要望に応える除排雪体制の目指し方についてお答えします。生活インフラの整備については、議員からの御指摘もありませんとおり、市民要望も多く、担当所管であります建設水道部、とりわけ道路整備や除排雪を

担当しております都市整備課といたしましても大きな課題であると認識をしております。除排雪体制のさらなる強化につきましては、車両の更新、増強などのハード面、また町内会など地域の協力をいただくソフト面の両方からの施策について研究を重ねているところです。ハード面については、現有車両の計画的な更新や増強につきましては市としての予算面での課題もあります。また、業務委託先での機械更新についても夏場の公共事業の減少により除排雪機械を維持していただけても負担が多く、オペレーターの確保についても大きな課題になっている状況と伺っておりますが、経年に対し適時更新を目指してまいります。

ソフト面である部分につきましても、行政側で行える部分と地域との協働で行える部分についても模索しておりますが、地域からも町内会の高齢宅へのボランティアなどを行う町内会役員などが高齢化しており、対応が難しいというような意見も多くいただいております。このような情勢の中ではありますが、除排雪体制の整備や強化において、今の状況で十分ということではなく、町内会や直接除排雪業務に携わる市内業者、また社会福祉団体ともよりよい除排雪体制が組めるよう協議を重ねてまいりますし、計画的な除排雪機器の更新、予算の確保、雪堆積場の確保、大雪時の緊急対応等の部分については継続して実施していく所存でございますので、御理解お願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） それぞれお答えいただきましたので、順に再質問させていただきます。正確に聞き取れなかった点もありますので、その際は改めて御指摘お願いしたいと思います。

それです、種子法廃止の関係であります、それぞれお答えいただきました。品種開発だとか研究だとか、当地の特に雪の多い土地でありますから、研究の立ちおくれも含めた、そういったことを国に求めていくということでもあります。考え

方的には一致しているのではないかというふうに思っています。

それで、再質問なのですけれども、今般の種子法廃止について、やっぱり論拠が矛盾しているということについて、これは国のやりとりなのですが、指摘しておかなければならないというふうに思っております。大手マスコミは、これまで主要農作物種子法についてほとんど取り上げてきておりませんでした。したがって、生産者も、ある意味国民も蚊帳の外に置かれた中で種子法が決められたというふうに思っております。

昨年10月6日に、たどりますと規制改革推進会議農業ワーキング・グループが唐突に主要農作物種子法の廃止を打ち出しまして、この提案から半年余りで廃止法案が可決されるという極めて乱暴な決め方でありました。とても慎重に論議を重ねたと言いがたい中で決められたということでありまして、特に先ほども臼田部長のほうで触れられておりましたように、民間の品種開発の意欲を阻害しているというために廃止をするのだというようなこと、それから生産資材については高価格体質を理由にして規制改革を迫っているのですが、種子については公的種子の低価格が問題だというふうに言っているわけです。極めて論拠が矛盾する、この点についての本市の受けとめ方について改めて伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 種子法の廃止についてであります。私どもも経済部所管として農業新聞なども購入をさせていただいておりますので、そういったものを通じながら情報が流れてきたという状況であります。

私どもの受けとめということでもありますけれども、実は平成28年11月に農業者の所得向上を目指して政府が決定をした農業競争力強化プログラムというのがございます。この中では、生産者の所得向上に向けてということで、生産資材価格形成の仕組みの見直しをするのだというのがうた

われてございます。この中で国は、国内外の生産資材の生産、流通、価格などの状況を把握し、公表することですとか、あるいは民間活力を最大限に活用しながら、生産資材の安定供給と価格の引き下げなどを通じて、農業者はもとよりでありますけれども、生産資材の関連産業の競争力の強化も図っていききたいと、そういった考え方を示しております。議員が質問に上げられております種子、種苗についてもその生産資材の一つとして位置づけ、今後取り組みがされていくということだと思っております。今回の種子法の廃止についてでありますけれども、その農業競争力強化プログラムの具現化に向けての施策の一つとして取り組まれていくものでありまして、肥料や機械など他の生産資材とあわせて民間との連携による合理化、効率化などを通じまして価格の低減や、あるいは適正化が図られていくものだと、そのような受けとめをしているということで御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 特に私は、心配しているのはやっぱり今ちょっと触れられたのですが、地域農業への影響としては種子価格の高騰が非常に懸念されるということで考えております。水稻種子調べてみたところ、現在国内品種で300種類ほどあるそうであります。民間の開発した品種としては、日本モンサント社のとねのめぐみ、三井化学のみつひかりなどがあるわけなのですけれども、20キロ当たりの生産者渡し価格がとねのめぐみで1万7,280円、みつひかりで8万円ということです。それで、一方で公的機関で開発した福井県のコシヒカリは、同じ20キロ当たりの生産者渡し価格が7,920円、そして北海道のきらら397、これは同じ20キロで7,100円という価格で生産者に渡されると。だから、種子というのは先ほども申し上げましたように最も基本的な生産資材でありまして、この価格が上げられおのずと再生産品にはね返されると。おのずと米

価が上がっていくのではないかというふうに懸念しているわけであります。この辺についてちょっと考え方ありましたら、お答えいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今米を例として民間と公的機関の生産費といえますか、コスト等について紹介をいただいたということであります。ここはちょっと推測になりますので、あれですが、公的機関については法整備以降、あるいはそれ以前からなのかもしれませんが、技術等について、いわゆる知的財産の積み重ねがあるということも一つの要因となって、恐らく民間サイドよりも安い価格で提供ができる体制が構築されてきたのだろうというふうに推測をしております。私どもも求めるところについては議員と同じ考えで、まずは良質な種子が安定的に供給されるというのが最大の優先すべき課題だというふうに思っておりますし、その供給に当たってはやはり安いばかりがいいというふうに思いませんけれども、適正な価格でしっかりと提供されるということが必要だというふうに思っておりますので、冒頭の答弁の中で申し上げましたように、そういった体制が継続されるように国に農業施策の継続について求めていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 安定供給ということであります。私もそのとおりだというふうに思っております。

それで、北海道ではこれまで種子の関係についてはJAに委託をします。そして、JAは種子栽培農家に委託をして、これまで安定した種子の供給に努めてきたということであります。それで、公的研究機関の、それから地道な研究の中で、優良品種の普及を図ってきたというふうに私は思っております。それで、私がちょっと心配しているのは、政府の言う種子法が民間の品種開発の意欲

を阻害しているということから考えると、民間という中には国内の品種開発を目指す民間企業のみでなく、遺伝子組み換え作物の種子を販売している、いわゆる多国籍企業、ここも今後含まれていくのではないかというふうに考えるのですが、この辺についてどのように考えているかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 多国籍企業の参入についての懸念ということかというふうに思います。現段階で民間、事業の参入については当然表記はされておりますけれども、それが国内企業に限定されるのか等については今のところ私ども文言等としては確認ができていない状況にあるということでありまして、先ほどの申し上げました農業競争力強化プログラムにおきましては、国はこの種子、種苗については国家戦略、知的戦略として展開、供給体制を構築するというのが明記されておりますので、そういった考え方から施策が進められていくものだというふうに認識をしておりますので、いずれにいたしましても今後この法廃止に伴って詳細が示されてくると思っておりますので、注意深く監視というか、注意を払っていきたくと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） まだ確認されていないということなのですが、私は流れから見て今回の種子法廃止というのは外資からの圧力に屈したのではないかと、そのように映ってならないわけです。懸念しているということであります。

それで、遺伝子組み換え種子と食の安全の関係に入りますけれども、多国籍企業、先ほどちょっと触れたのですが、さまざまな遺伝子組み換え作物の種子を開発しておりまして、知らないうちに食べさせられているというものが最も怖いわけでありまして、消費者が判断して遺伝子組み換え食品を避けることができる表示制度、先ほどお答えい

ただきましたけれども、大切なことだというふうに私は思っております。

それで、輸入した遺伝子組み換え作物を原料とした家畜飼料についての安全性、先ほどの法律の中でちょっと触れられておりましたけれども、ここについて質問したいのですけれども、オランダだとか韓国における、殺虫剤成分フィプロニルが卵だとかふんだとか鶏肉、これから検出されまして、消費者の不安感が強まっているというふうに海外メディアが報じておまして、この原因の詳細は伝えられていないわけですが、国内における輸入家畜飼料の最近の成分分析だとか検査等どのように行われているのか、後学のためわかる範囲でお知らせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 輸入飼料の安全性の確保という視点でどのような取り組みが行われているかということだと思いますが、基本的には飼料の安全法と食品安全基本法がございまして、この法に基づいて全てに問題がないものについて国内で流通するという、そういう仕組みになっているということでもあります。少し具体的に申し上げますと、輸入飼料の家畜に対するリスクの評価ということでは、これは農林水産省の農業資材審議会というのがございまして、ここで飼料の残留農薬ですとか重金属あるいはカビ毒などについて検査を行っているということでもありますし、さらに遺伝子組み換え飼料についてはこれに加えて内閣府の食品安全委員会というのがございまして、ここにおいて遺伝子組み換え飼料または添加物を家畜が摂取をし、そこで生産される畜産物の人への健康の影響について評価が行われるということでありまして、飼料については農水、さらには遺伝子組み換え飼料については農水、さらには内閣府ということ、それに応じて必要な検査を行っているということでもあります。いずれにいたしましても、各検査機関で家畜あるいは人に影響がないという評価が行われたものについて流通をして

いるということで御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 日本の卵の自給率は96%ということでありますから、余り私は心配していませんけれども、時間ないので、次に移らせていただきたいと思っております。

それで、日本の種子保全のための取り組みということですが、食料の安全保障上の観点と種子は世界の人類のものなのだという考え方に立って、意識的に公的な機関がかかわって種子の国外流出防止に努めるだとか、あるいは優良種子の開発などに携わってきた研究機関を今後もなくさせないということだとか、それから有機農法、自然農法などで育種したものや、それからこれまで営々と引き継がれてきた国内の種子について、地域で保全を進めていくべきではないかというふうに思っておりますが、このあたりについてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 種子の保全という視点からの御意見だというふうに思っています。国内では、在来種などについて古くから存在するものについては有機栽培などの自然な環境で保全がされて、伝統的な食文化とともに守られている状況にあるというふうに思いますし、国のほうでも日本農産品の品質ですとか特色などをブランド化として、例えばJASの規格ですとか地理的表示などを使って知的戦略として保存していく必要があるだろうという考え方も示されているところがあります。ちなみに、本市においてということもありますけれども、今言われたような在来種などの事例については確認ができておりませんので、これまでどおり安定生産に取り組めるように種子の供給体制の維持を求めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） これはお答え要らないのですけれども、ぜひ国内法令の再整備、ここ

を訴えていただきたいと思っています。

それで、特に種子法の廃止によって農家が自主採種をすることの権利を盛り込む必要がある。これ海外では裁判になっておりますから、いわゆる遺伝子組み換えのものが入り込んで。だから、当然農家が自家採種をすることの権利を盛り込む、あるいは遺伝子組み換え作物を使った食品の全ての表示、先ほどもちょっと触れているのですが、特にEUでは家畜の飼料にもこれは遺伝子組み換え作物の使用の表示義務があるということで、今度輸出する段階になるとこれははっきりすると思うのですが、こういういわゆる遺伝子組み換え作物についても飼料についてもやっぱりちゃんと表示義務があるのだと。それと、ポストハーベストフリー、いわゆるPHF、収穫時に農薬散布しないで保管している農作物だとか、それからノンGMOということで、いわゆる遺伝子組み換えしていないものの分別流通システムの厳正化、ここについてやっぱりきちんと国内の食料安全保障の観点から訴えていくべきだろうというふうに考えているところであります。

次に、日EU、EPA合意と地域農業、酪農、畜産業支援について入っていきますが、再質問なのですが、地域にはワイン農家もおりますし、それから新規就農で夢を持って酪農経営に入った方もおります。チーズなど乳製品の加工販売を頑張っている方もおります。豚肉も部位によって低廉なものが入ってくるというふうに言われております。私は国策に翻弄されてはならないというふうに思うのですが、行政や、特に地域でできる応援について伺いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 臼田経済部長。

○経済部長（臼田 進君） 地域には、意欲を持って就農いただいた方がおられますし、就農後についても加工などを含めて精力的に取り組んでいただいている農家さんが多数いるということで私も認識しております。今例としてワインのところがありましたけれども、このワインについては

関税等の撤廃が盛り込まれておりますので、そういった意味では条件的には少し厳しくなるかと思っておりますけれども、ただ自家栽培のブドウによってワインをつくっているということもありますし、地元を含めて非常に好評を得ているものでありますので、ブランド化することによってそれらの影響については少なくおさめることができるのではないかなというふうに考えているところではありますけれども、いずれにしても私も地産地消ですとか、あるいは6次産業化の視点も持ってくださいますので、そういった意味からさまざまな機会を捉えながら、コマーシャルをするなど応援の体制を構築してまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） わかりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

乳価下落への影響と補給金制度の関係では、先ほどお答えいただきました。ぜひ酪農家が困らないような、あるいは畜産業全般の振興に結びつけるように働きかけを強めていただきたいと。それともう一つは、自給飼料です。飼料を国内でつくる、自前でつくるという、こういう施策も国のほうでも一定進めておられるようでありますから、ぜひその強化について国、道など関係機関に働きかけていただきたいというふうに考えております。

次に、時間もないので、名寄市の除排雪の関係でちょっとお伺ひしたいというふうに思っています。それで、先ほどそれぞれお答えいただきましたけれども、今住宅的にはどちらかというところユニバーサルデザイン、そちらのほうを進めているのだよということだとか、それからあとシルバーハウジングでは除雪費も実は取られているのだと。共益費というか、そういう中なのかなというふうに思いましたけれども、お答えありました。それで、私はやっぱり今高齢化が進行してきている中で、一定の判断ができるうちに、受け皿がそろっていれば、それこそ持ち家の整理だとか、譲渡だ

とか、処分だとか、行政にもほかの人にも迷惑をかけないでスムーズな移転も可能となるし、住み続けられる環境となるのではないかというふうに考えているところなのですが、市営住宅の関係で、実は私もいろいろ回っていますと、80歳になろうという方が独居で暮らしているわけです。そして、年金もわずかで、そしてその中から実は市営住宅の棟ごとに除雪費を集めて業者に払って雪捨てをしてもらっているのだと。近年古くなった市営住宅からの退去者が非常にふえているということで、空き室が多くなるとこれは残った者で、居住者で負担をするという、割り勘ですから、棟ごとに割り勘のお金を集めて除雪業者に払うということなのですけれども、防災上、保安上の観点からいうと空き室の部分は市の応分の除雪に対する手だては必要ではないかというふうに思っていますので、この辺についてちょっとお答えいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今議員から再質問いただきました。御存じのとおり、公営住宅というのは低廉な家賃ということで、その収入の制限なども含めて要件を満たす方に提供させていただいております。そして、なおかつ居住されている方々の協力、御負担等々で、先ほどお話しありました除排雪等々の対応をいただいているのが御指摘のとおりだというふうに思っています。除排雪、公営住宅にお住まいの方を初め本当に多くの皆さんが御苦労していただいて、力を寄せ合って、その作業に協力いただいているのだろうというふうに思っています。公営住宅の集合住宅の場合ですけれども、おおむね玄関先、2カ所なり3カ所が仮にあればその部分、また駐車場の除排雪、当然これまた入居される方が車を持ち、そうでない、いろいろなケースがあるかというふうに思っています、そういったそれぞれの公営住宅のさまざまな違いもあるかもしれませんし、その中で私ども管理者としてそういった部分に入り込

んで采配を振るうというのは、他の全体的なバランスや一般住宅にお住まいの方々のことを考えますと、現実的にはやはりあくまでもお住まいの方々の協力で対応いただければというふうに御理解をいただいて、今日まできているのではないかなというふうに思っています。高齢者の方にしてみれば、そういった御負担も年々重たいものがあるというふうに思っておりますけれども、空き家といたしましても当然平家では屋根の雪おろしなどは一応させていただきますが、集合住宅についてはその対応というのはかなり困難なものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 時間がなくなったので、最後に市長にお伺いしたいと思えます。

除排雪体制の改善施策については、近隣6市町を私も回らせていただきました。それぞれ工夫されて、特色ある取り組みについて学ばせていただきました。これらについて6月に経済建設常任委員会で報告しているところなのですが、名寄市に住み続けたい、しかし高齢で泣く泣くまちを離れざるを得ないという市民が住み続けられる生活環境、さらには特別豪雪地帯である本市の子供たちの通学時を初め日常の雪による事故から市民を守るための一層の生活環境整備の今後のお考え方、決意についてお伺いして、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 佐久間議員からの除排雪にかかわって総合的な見解のお尋ねがございました。言うまでもございませんけれども、我々この地域、北の大地で生活をしておりまして、これは先人の開拓の時代から冬の生活というのは大きなテーマでもあり、そしてその中で並々ならぬ先人の皆さんも御苦労と、あるいは御努力と知恵を絞って現在の冬場のスタイルが構築をされているというふうに理解をしております。北海道の中でも

我々の地域は豪雪地帯でありまして、その中でもさまざまな知恵を絞りながら、現在も施策を展開しているわけでありまして、除排雪についてはもうこれでよしという決定打はなかなかやはり見出せず、試行錯誤の連続であろうとも思っております。そのような中で、現在少子高齢化あるいは過疎等の問題について、それぞれの自治体でもまた同様の状況であるというふうにも考えております。さらには、現在の除排雪の機械による手法についても、かき分け除雪でありますとか、積み込みの運搬排雪、こうしたものは歴史的にもある程度確立された手法でありまして、抜本的な除雪水準の向上についてはなかなか難しいというふうに考えております。しかしながら、先ほども部長からもそれぞれ答弁させていただいておりますけれども、可能な部分については現在も実施しておりますし、また実施していくように担当のセクションに指示はしております、近隣自治体との情報交換も行いながら、さらなるよりよい除排雪について実施をしてみたいと考えております。

今年度は、岩見沢市の道路除排雪担当と福祉部門の担当が来市をされまして、当市のダンプ助成の概要あるいは福祉除雪助成券、除雪サービスの概要等について確認をされていかれました。除排雪について、従前では道路は道路部門、道路から玄関までが福祉部門と、さらには屋根の雪はどこも所管がないということで地域でと、こういったような縦割りがあった部分は否めないところでありまして、このことについては冬の環境整備の向上について横断的に議論を継続をしながら、よりよい冬の生活を確保できるように研究を重ねてまいりたいと考えておりますので、改めてまた御提言、御指導いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐久間誠議員の質問を終わります。

13時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時18分

再開 午後 1時30分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

冬季スポーツ拠点化事業の推進と展望について外2件を、東川孝義議員。

○9番（東川孝義議員） 議長より指名をいただきましたので、通告に従いまして、3件、10項目について順次質問をしてみたいと思います。

最初に、冬季スポーツ拠点化事業の推進と展望について伺いをいたします。名寄市は、積雪寒冷の地であり、降雪、着雪が早く、良質な積雪が確保され、冬季スポーツには恵まれた自然環境にあります。その自然環境や施設環境の強みを生かした中で、平成27年度の名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略において冬季スポーツ大会の開催誘致の推進に向けて冬季スポーツ拠点化推進プロジェクトが進められております。また、この計画は名寄市総合計画第2次においても重点プロジェクトとして位置づけられ、新規事業を含めて着実に推進されてきております。

具体的な推進に向けては、昨年4月に教育部組織にスポーツ・合宿推進課を新設し、リレハンメル冬季五輪ノルディックスキー複合団体金メダリストの阿部雅司さんをスポーツ・合宿推進課の特別参与、スポーツアドバイザーとして招聘し、市内のさまざまなイベントの企画やみずからも参加しての活動は、名寄市民の方にも理解が深まっていると思います。中でも昨年に引き続き今月の15日から4日間にわたり実施されましたウインタースポーツコンソーシアム競技会は、ジュニアの選手の発掘、強化に向けて当市で開催をされたということは、スポーツ拠点化事業を推進する上で大きな弾みになると思います。また、ことしの4月には日本に6名しかいないスポーツトレーニングの専門資格を持つ豊田太郎さんを迎えたことは、今後の推進に向けて大きな励みになると思いますし、期待をしているところであります。

そこで、小項目の1番目、各種大会及び合宿誘致について、小項目の2番目、ジュニアの育成強化について、関連がありますので、あわせてお伺いをいたします。冬季スポーツ拠点化事業の推進に向けて、各種大会を含めた合宿誘致事業は、スポーツによる交流人口の拡大並びに地域経済の活性化に大きな効果があると期待をされます。そこで、ことし2月に発足をしました官民連携を進めるなよろスポーツ合宿誘致推進協議会の活動、またスポーツコミッション協議会設立に向けての将来像を含めてお伺いをいたします。

また、先般報告を受けましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の事業評価において、合宿受け入れ人数は4,100人の推進値に対して、実質値は6,020人と前年を大きく上回る実績でありました。しかし、合宿受け入れ増加に伴う冬季スポーツ施設の充実、また総合評価においては指導体制や環境は整備されているものの、市民の盛り上げりを充実させる取り組みが重要との課題も指摘されており、今後の推進に向けての対応をお伺いをいたします。

また、ジュニアの発掘と指導者の確保ですが、先ほども申し上げました昨年4月に阿部雅司さん、そしてことしの4月には豊田太郎さんをお迎えをしてスポーツ・合宿推進課の皆さんとの連携により基本的なメニューの体制は整ったと思いますが、今後指導者の人材確保、育成に向けてどのように進めていこうとされているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、庁内組織の連携についてお伺いをいたします。昨年4月より組織機構が一部変更になり、スポーツ・合宿推進課と交流推進課との連携はどのように進められているのか、また名寄市総合計画第2次の重点プロジェクトにおいて冬季スポーツ拠点化プロジェクトは3部門での連携となっておりますが、具体的な取り組み状況についてお伺いをいたします。

次に、小項目の4番目、名寄市の将来を展望し

てお伺いをいたします。冬季スポーツ拠点化事業は、名寄市の将来を占う重要な事業の一つであると考えます。今後市民一体となった取り組みに向けて、よりの確な情報の発信はもとより、市民の健康づくり、いわゆる皆スポーツの振興を含めた考え方についてお伺いをいたします。

また、スポーツ・合宿推進課がスタートして1年半が経過をいたしました。中長期の展望についてお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、市道の維持管理についてお伺いをいたします。当市の道路整備計画は、高規格幹線道路、広域幹線道路、幹線道路、生活道路、市道の維持事業に区分され、事業規模が大きいことから国並びに北海道の補助金のウエートも高く、その年度の予算配分により事業内容も大きく左右されていると思います。ことし4月の議会報告会でも市民の方から強い要望のありました道路整備の現状と今後の推進計画についてお伺いをいたします。

小項目の1番目、市道の舗装、未舗装の現状ですが、現在当市の市街地内道路は153.2キロメートルにわたり管理され、平成26年度の舗装率は名寄地区で67%、風連地区で86%、全体では約70%になっておりますが、平成28年度末での舗装率についてお伺いをいたします。また、未舗装道路の維持管理についてはどのように行われているのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、工事発注の現状についてお伺いをいたします。簡易舗装道路や防じん道路では、雪解け後凍上並びに陥没が発生をしております。一定の時期になると補修箇所が表示が行われますが、実際の工事にはかなりの時間を要しております。市民の方からは、もう少し早く工事ができないかとの問い合わせがあります。そこで、融雪後の状況確認と工事発注の現状についてお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、今後の計画的な事業推進についてお伺いをいたします。生活道路を含め

た市街地道路舗装率について、名寄市総合計画第1次での進捗率は当初計画よりおくれております。総合計画の第2次では、今後10年間で5%の舗装率向上が計画をされておりますが、舗装率と指導の適正な維持管理事業、いわゆる防じん処理、路面整正、砂利散布などを含めた考え方についてお伺いをいたします。

次に、大項目の3番目、観光振興計画の推進についてお伺いをいたします。名寄市観光振興計画は、第1次の後期基本計画の具体的な戦略に基づき、平成29年度からは総合計画第2次とあわせて計画が策定をされております。

そこで、小項目の1番目、計画推進に向けてのチェック体制についてお伺いをいたします。観光振興計画は、長期的な視野で目標が設定されており、平成24年度から平成28年度までの後期5年間は播種期から育成期、開花期、そして収穫期という位置づけで進められてきましたが、事業推進に対する評価をどのように受けとめ、見直しに当たり名寄市観光振興計画市民検討委員会での論点も含めてお伺いをいたします。

また、観光振興計画では観光入り込み人数が一つの目安となります。平成27年度の北海道の観光入り込み人数は5,477万人と過去最高となっておりますが、名寄での観光入り込み人数の推移についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、資源の活用とストーリー性の創造についてお伺いをいたします。今回の計画では、戦略事業の推進に向けて3つの基本事業と6つの計画事業が定められております。当市は、観光資源が多いことはよいことだと思いますが、個々の取り組み推進に向けては集客を含めて力が分散をしてしまう傾向にあるのではと考えられます。計画の目的を達成する仕組みづくり、いわゆる的を絞った取り組みで、具体的にこれをこうしてこうすればできるという基本的なスキームづくりについてお伺いをいたします。

また、資源を活用した体験とか感動を与えるス

トーリー性も重要であり、戦略、いわゆる目標と目的、そして戦術を見きわめた取り組みについてお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、広域連携での取り組みについてお伺いをいたします。現在道北地域において天塩川シーニックバイウェイ、自転車ツアーのTEPPEN-RIDE、きた北海道エコ・モビリティ事業など道北の自然を生かしたアウトドア観光が企画をされておりますが、なよろ観光まちづくり協会と行政との連携はどのように進められているのかお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま東川議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2は建設水道部長から、大項目3は営業戦略室長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

大項目1、冬季スポーツ拠点化事業の推進と展望についてお答えいたします。初めに、小項目1の各種大会誘致及び合宿誘致支援についてですが、冬季スポーツ拠点化事業における各種大会誘致については、地方創生推進交付金実施計画のKPIでは、平成28年度から平成30年度までに全国規模の新規冬季スポーツ大会を3大会誘致することを目標としております。また、合宿誘致については、平成30年度までに年間5,050人の合宿者の受け入れを目標としているところであります。本年2月には、各種大会や合宿の誘致を推進するためになよろスポーツ合宿誘致推進協議会を設立し、地域の人材、自然、施設環境をセールスポイントとして協議会を中心に競技団体や旅館業組合などと連携を図りながら誘致活動を推進しており、現時点ではいずれも計画どおりKPIを達成しているところであります。

また、協議会では地域資源を生かしたジュニア育成、スポーツ産業の創設などにも取り組んでおり、これらの取り組みを有機的に結びつけ、地域

経済への波及や雇用創出を生み出し、さらには地域一体となったスポーツの振興による地域づくりにつなげていくこともテーマにしなが、各種事業を推進しているところです。今後は、協議会での取り組みを通じて総合戦略で掲げたKPIの達成を目指すとともに、協議会組織からスポーツコミッションへの移行も視野に入れながら、さまざまな事業が柔軟に展開でき、かつスピーディーに取り組める組織へと発展させていきたいと考えております。

次に、小項目2のジュニア育成の強化についてですが、冬季スポーツ拠点化事業では大会や合宿の誘致などにより経済効果や雇用創出につながる取り組みを進めていますが、地域の子供たちがスポーツに親しみ、スポーツで活躍する選手になること、さらには生涯にわたりこの地域でスポーツとかかわりながら暮らせる環境をつくることが本事業を推進していく上でとても重要だと考えております。このため、なよろスポーツ合宿誘致推進協議会では、ジュニア育成に関する事業として地元少年団との合同合宿などジュニアの育成に貢献してくれる合宿者に対する支援、またジュニア育成の鍵となる指導者養成を戦略的に実施しており、今年度は全8回シリーズによる指導者養成プログラムに着手するところでもあります。さらに、本年12月にはフィンランドのボカティオリムピックトレーニングセンターからノルディックスキーのコーチを招聘し、指導者のレベルアップを図るなど高い水準の技術やコーチングを学べる環境を整えることにはより、ジュニアの発掘、育成や指導者養成につなげたいと考えております。

次に、小項目3の庁内組織の横断的な連携についてですが、昨年4月にまち・ひと・しごと創生総合戦略における冬季スポーツ拠点化事業を推進するため、教育部スポーツ・合宿推進課を新設しました。また、庁内の横断的な連携を図るため、総務部企画課及び経済部営業戦略室に兼任職員を配置するなどしております。さらに、今年度から

スタートしました第2次総合計画では、総合戦略との整合性を重視して、戦略的かつ重点的な取り組みを図るために、3つの重点プロジェクトを設定しました。重点プロジェクトの実施に当たっては、他部局との連携をより一層図り、効果的、効率的に事業が推進できるよう体制づくりに努めてまいります。とりわけ冬季スポーツ拠点化事業の具体的な取り組みとしては、健康福祉部と連携し、子育て支援につながる親子で楽しもう！阿部雅司のトーク&スポーツの開催や経済部との連携によるモチ米アスリート食の研究に取り組んでおります。また、名寄市立大学コミュニティケア教育研究センターとの連携では、東風連地区町内会のスポーツによる健康づくり事業に取り組むなど、地域との連携も図りながら各種事業を推進しているところでもあります。今後も冬季スポーツ拠点化事業が幅広く展開できるように職員の事業に対する理解と意識を高め、庁内組織の連携を強化して取り組んでまいります。

次に、小項目4の名寄市の将来を展望してについてですが、本市では第2次総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略において新たな地域の活性化策としてスポーツに着目した施策を展開しております。特に冬季スポーツ拠点化事業では、JOCジュニアオリンピックスキー大会やウインタースポーツコンソーシアム事業ローラースキー競技会などの開催においては、競技関係者だけではなく、市民のボランティアによる手伝いや選手への応援など市民と一体となった取り組みになるよう努めております。このことは、市民のスポーツに対する関心を高めるとともに、施策の推進に対する理解を深めることになり、総合計画の将来像に掲げている「自然の恵みと財産を活かしみんなで作る育む未来を拓く北の都市・名寄」の実現につながると考えております。また、市民に各種取り組みを浸透させるためには情報発信も重要であり、平成24年度に実施した名寄市民のスポーツ環境とスポーツ意識調査の結果に基づき、広報

なよろや新聞媒体による情報発信を積極的に行っているところであります。さらに、施策を推進していくために、冬季スポーツのアスリートが集まるまちへ、スポーツになれ親しんだ健康な市民が暮らせるまちへ、この2本の柱をスローガンとして事業を展開しております。

本市には、世界に誇れる雪資源、活躍が期待できるジュニアアスリート、集約化された冬季スポーツ施設、医科学サポートが可能な機関があります。この恵まれた4つの基盤を生かして冬季版ナショナルトレーニングセンターの誘致を目指しております。また、トレーニングセンターはトップアスリートの受け入れだけではなく、地域の子供たちもサポートを受けながら世界で活躍するアスリートに成長できる環境も築き上げたいと考えており、国や道、日本スポーツ振興センターなどの関係機関としっかり連携を図り、地域としても有効に活用できるよう要望してまいります。今後においても市民の皆さんとともに各種事業に取り組みながら、一人でも多くの市民から施策に対する理解が得られるよう努め、冬季版ナショナルトレーニングセンターの誘致など、大きな目標ではありますが、その実現に向けて取り組んでまいりますので、議員皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、大項目2、市道の維持管理について答弁いたします。

初めに、小項目の1、市道の舗装、未舗装の現状について申し上げます。平成28年度末現在市内の市街地の道路延長は、名寄地区においては130.9キロメートル、風連地区においては22.3キロメートル、両地区合わせまして153.2キロメートルとなっています。この平成28年度末における市街地道路の舗装率は、名寄市街地では67.9%、内訳として本舗装は22.2%、簡易舗装は45.7%であります。風連市街地区では80.0

%、内訳として本舗装は20.2%、簡易舗装は66.8%でございます。また、両地区を合わせました名寄市街地全域では70.7%、うち内訳として本舗装は21.9%、簡易舗装は48.8%となり、合併後の第1次総合計画スタート時点となります。平成18年度当初より5.2%増、延長8.1キロメートルの進捗となっており、残りの29.3%、延長にして44.9キロメートルにつきましては、防じん道路でございます。

市街地の未舗装道路であります防じん道路の維持管理については、毎年現地調査した上で名寄地区を3ブロック、風連地区を1ブロックとして防じん補修や穴埋め等の工事を発注しております。郊外の砂利道路については、名寄地区で年2回、風連地区で年1回グレーダーによる路面整流を行う業務を発注しております。また、砂利道路の砂利が大雨等により流された場合には、適時砂利散布を行い、補修しております。

次に、小項目2、工事発注の現状について申し上げます。道路改良舗装工事の発注については、国土交通省所管である社会資本整備総合交付金を活用し、毎年継続して行っております。年度当初に国に対し工事の申請手続を行い、事業認可が決定された時点で事業費の配分も決定されます。その後業者への情報提供となる縦覧期間を経て入札の運びとなることから、時間を要することとなり、工事の発注時期は6月初旬ごろになっている現状であります。

また、道路の融雪後の状況確認等の対応については、日常の職員のパトロールや市民の皆様からの情報、また今年度より取り組みました町内会からの道路ふぐあい箇所の要望一覧をもとに状況を確認しているところであります。道路面が凍上現象により持ち上がり、凹凸となる道路については、融雪後の早い時期に補修をしてほしいという多くの要望をいただいておりますが、凍上がおさまる暖かい時期に施行しなければ、凹凸の箇所が特定できず、再度手直しの事業費がかかることになる

ため、舗装補修工事では毎年4月下旬に発注しておりますが、施行時期については6月初旬ごろからになってしまいます。発生する道路面の凹凸には大小がございますが、少なからず車両の通行に影響が出ることとなり、市民の皆様から連絡をいただいた場合は直ちに現地を確認して、経過観察の中、または危険な状況であれば注意喚起看板の設置や合材、砂利での穴埋め等の応急的な対応を行っております。

次に、小項目3、今後の計画的な事業推進に向けてを申し上げます。市道の維持管理については、限られた予算内ではありますが、舗装補修や防じん処理、砂利道の路面整正、砂利散布、草刈りなどを毎年行っている状況でございます。また、町内会などの協力のもと、道路愛護団体による草刈りも行っております。市民の皆様からの要望の多い案件であることから、引き続き維持管理に努めてまいりたいと思います。

第2次総合計画の10カ年で市街地内道路の舗装率5%の向上を目標として社会資本整備総合交付金事業の活用により道路整備を行っており、毎年継続して国に事業要望しております。しかし、昨今の国の情勢により事業費要望額に対して採択率が低い状況となっていることから、道路の施行事業量が減少し、舗装率の進捗が計画どおりに進めることができていない状況でございます。また、舗装率の向上には関連しませんが、既に舗装済みである老朽化した舗装道路の道路改築の事業化も模索しているところであります。道路整備を進捗させることにより、道路の安全性や利便性が向上することはもちろんですが、道路の凍上対策や雨水対策、除排雪の作業性の向上等効果もあることから、各地域より多くの要望をいただいております。今後も引き続き社会資本整備総合交付金や地方債の活用、市の単独予算の有効活用を模索しながら、舗装率向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目3、観光振興計画の推進についてお答えさせていただきます。

まず初めに、小項目1、計画推進に向けてのチェック体制について申し上げます。本市の観光振興計画につきましては、第1次総合計画後期基本計画の観光分野におけるアクションプランとして計画を策定し、平成24年度から具体的な戦略事業を定めております。昨年度新たに第2次総合計画が策定されるに当たり、名寄市観光振興計画については上位計画を補完する具体的な施策を定めることとしていることから、時代の変化に対応するべく、戦略事業の一部を見直し、さらには計画の目標値についても新たに外国人宿泊延べ数を加え、当計画の完成期の取り組みとして今年度から事業を進めております。

これまで計画に掲載されている各種戦略事業につきましては、なよろ観光まちづくり協会、風連まちづくり観光を中心にオール名寄体制での観光組織であります名寄市観光交流振興協議会が事業を企画、立案し、推進してまいりました。各年度における事業評価につきましては、名寄市観光交流振興協議会の各部会、総会において検証を行ってまいりましたが、客観的な視点からの事業検証として名寄市観光交流振興協議会構成団体以外の市民から構成された組織による検証は行ってきませんでした。昨年度本計画の見直しを行うため、建設、農業、商工業、福祉、教育関係等さまざまな分野から構成された10名の方々を名寄市観光振興計画市民検討委員として委嘱し、5回にわたり委員会を開催しました。これまでの取り組みの検証、戦略事業、計画目標値に対する検討を行ってまいりました。今後は、この市民検討委員会において当該年度の事業評価をしていただく予定でおります。

続いて、観光入り込み客数につきましては、北海道における観光入り込み客数につきましては、国際定期便の新規就航や増便、査証発給要件の緩

和、各種プロモーションによる需要喚起などから、訪日外国人の来道者数の増加もあり、平成27年度には過去最高の5,477万人を更新しております。平成28年度は、3月の北海道新幹線の開業、8月に新設された山の日の祝日など旅行需要の伸びは見られたものの、5月のゴールデンウィークや6月は天候に恵まれず、さらには8月から9月にかけて発生した台風等により、鉄道路線の運休や幹線道路の通行どめが続いたことなどから、5,466万人と若干の減少となりました。本市の観光入り込み客数は、道立サンピラーパーク、道の駅もち米の里☆なよろ、なよろ市立天文台きたすばるなどの観光教育施設の整備や映画「星守る犬」の公開などもあり、平成23年度には60万6,000人の観光入り込みがありました。その後台湾交流の開始や冬季スポーツの全国規模の大会開催など観光以外の側面でも交流人口拡大へ向け取り組みを進めてきましたが、映画公開効果が薄れてきたこと、イベント、ひまわり観光時の悪天候などにより観光入り込みの伸びはなく、平成28年度の観光入り込み数は48万5,000人となっております。

本計画では、効果的な事業を推進することにより観光入り込み客数の増加を目標とし、平成27年度の47万4,000人に対し、年次5%増の61万6,000人を最終年度である平成33年度の目標値と再設定させていただきました。さらに、2020年の東京オリンピックへ向け、さらなる増加が予想される外国人宿泊延べ数についても最終年度の目標として1,635泊を新たに計画の目標値として定めさせていただきました。

次に、小項目2、資源の活用とストーリー性の創造について申し上げます。名寄市観光振興計画は、名寄市総合計画の観光分野における具体的なアクションプランと位置づけていることから、名寄市第2次総合計画の基本目標Ⅳの地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり、Ⅳの6の観光の振興との整合、調整を十分に図り、上

位計画を補完する具体的な施策として3つの基本事業、6つの計画事業、24の戦略事業を設定し、事業を進めることとしており、計画目標として交流人口の拡大を目指し、観光だけではなくビジネスやスポーツ、移住、定住などを目的とする入り込みも計画に含めております。今年度からの完成期へ向けた取り組みとして、時代の変化に対応した戦略事業に修正し、今後5年間で必要性が高いと想定される日進地区再整備、ひまわり、食、スポーツツーリズム、インバウンド、広域観光などを重点事業と位置づけさせていただきました。各事業におきましては、なよろ観光まちづくり協会、風連まちづくり観光、名寄市観光交流振興協議会などの観光組織が中心となり、事業の企画、立案から実施までを行い、実施後の検証を行う中で改善を行い、より効果的で本市を訪れる方々に満足いただけるような体制づくりを進めてまいります。

本市において数多くある資源の中で、他地域では体験できないメニューの開発など、専門家や地域の声に耳を傾けながら、資源を磨き上げ、ストーリーづくりをすることにより、本市を訪れる動機づけとなるよう進めてまいります。また、名寄市だけではなく、近隣を含めた広域市町村との連携により各地域の資源を結びつけ、地域相互の魅力を補い、高め合うことがストーリーの幅が広がっていくこととなります。今後は、道北地域の観光の要衝としての役割も担いながら、訪れる方々がまた訪れたいと思える観光地づくりを地域住民の皆様とつくり上げていきたいと考えております。

次に、小項目3、広域連携での取り組みについて申し上げます。本市にかかわる広域観光組織として、道北9市町村により構成される道北観光連盟、天塩川シーニックバイウエイ、平成28年度に観光庁から認定された日本のでっぺん。きた北海道周遊ルートなどが中心となり広域観光を推進しております。このほかに観光における広域連携の重要性から、上川地方観光連盟、あさひかわ観光誘致宣伝協議会、道北着地型観光プロモーショ

ン推進協議会、きた北海道エコ・モビリティ推進連絡会議など近隣市町村や道北地方を中心とした市町村と連携し、事業を推進しております。

道北観光連盟におきましては、なよろ観光まちづくり協会が事務局となり、9市町村での広域観光PR、イベントの実施、広域パンフレットの作成などを行っております。また、景観、観光、地域づくりを目的とした天塩川シーニックバイウェイでは、なよろ観光まちづくり協会が事務局となり、9市町村の観光協会、商工会、商工会議所と5つの団体により構成され、各自自治体と連携しながら、地域の歴史、文化、自然、食などを生かした活動を推進しており、平成24年度に候補ルートが認定され、本年6月の審査委員によるルート視察を経て8月に本ルートの申請を行いました。現在道北観光連盟、天塩川シーニックバイウェイが中心となり、自転車、カヌー、フットパスやJR、バスなどの公共交通機関を移動手段としながら、自然風景や歴史、文化に触れ、御当地の食を味わい、そしてアクティビティーを遊ぶ旅としてきた北海道エコ・モビリティ事業を進めております。さらに、サイクリングに特化した旭川から稚内、宗谷岬までのTEPPEN-RIDEを実施するなど、サイクリストの受け入れ体制の整備も進められております。

平成28年度に観光庁により認定された広域観光周遊ルート、日本のてっぺん。きた北海道ルート。では、札幌から稚内までを結ぶインバウンドに向けた5カ年事業として開始され、本年度は地域における小型周遊ルートを構築する事業実施に当たり、本市と美深町が選定され、事務局のなよろ観光まちづくり協会が中心となり事業が進められることとなっております。今後も観光組織が中心となり、行政がサポートしながら広域連携によりメリットを生かし、観光客の滞在時間や宿泊数の増加へと導き、地域交流人口の増加による経済効果の拡大へ向けた取り組みを進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） 余り時間ありませんけれども、限られた時間の中で再質問させていただきたいと思います。

最初に、今答弁をいただきました観光振興計画の推進ということについて再度質問させていただきたいと思います。最初の中でお話をさせていただいたのですが、非常に名寄には多くの資源があって、いろんな取り組みができるという利点とあわせて、やっぱりどうも分散をしてしまうのではないかなということで、特にストーリー性という、あるいは感動だとか実感だとかという形の中で、今持っている名寄の資源、もっと有効に使った中で運用ができるのではないかなと。例えば前にも私お話をさせていただいたのですが、トマムの雲海、あれは本当にそのとき行っても必ず見られるとは限らないのですが、すぐお客さんが行かれているわけです。例えば名寄のサンピラー、ダイヤモンドダストをそこで見て、あるいは天文台に行くとか、やっぱりそういう一つのストーリーなり、あるいは個々に感動を与える、そのような取り組みについてどのようにお考えなのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 御質問いただきました関係ですが、今さまざまな地域で取り組まれていますことが物から事への変革ということで、そういった物を見るだけでなく事を体験することを常に視野に入れてさまざまな体験メニュー等をそれぞれの地域で考えております。私どもも物から事へということの視点を持っていろんな観光メニューを考えることによって、事をするということによって感動をしていただける可能性が高いということで、それにストーリーを付随することによって、さらに体験していただいた方が感動していただけるという可能性が高いと思いますので、その物から事への視点というものをきちっと念頭

に置いてさまざまな観光の部分の検討をしてみたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） ぜひ名寄にある有効な資源、今言われました物から事へという視点の中で新たな体制をつくり上げていていただきたいなというふうに思います。

それで、名寄の中にいろんな滝があって、名寄は日進橋のところからナイオロップの滝、あれは表示があるのですけれども、今回たまたま新聞で、上川総合振興局で名寄と美深の滝を回ろうというふうなイベントがあって、実はその前に私は比翼の滝にちょっと行こうかなと思ったのですけれども、入り口の看板がないのです。住友ゴムさんのタイヤテストコースを入れて行って2キロぐらい行ったところに比翼の滝はこちらという看板があるのですけれども、実際にあそこに入って行く看板がないのです。管轄はどこだか、私もまだ最終的に把握はしていないのですけれども、以前は何か入り口にあったというふうなお話も伺っているのですけれども、この辺の管理についてどのようにされているのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今の御質問にありました比翼の滝、晨光の滝も含めてなのですが、そちらのほうにつきましては管轄が北海道の北部森林室のほうが管轄となっているということで、近年大雨によって滝を見る遊歩道とかが崩れたり、そういったことがありましたので、私どものほうも森林室のほうに要望させていただいて、修繕等を行わせていただきました。

今御質問にありました道道美深名寄線の入り口にありました比翼の滝等の看板については、私どものほうが以前設置しておりましたけれども、老朽化によって数年前から撤去させていただいたというのが現状であります。これらの看板も含めて、それぞれ本市に来られた方々が資源を見るという

ことにとって非常に案内表示というのは重要でありますので、これらの比翼の滝の案内表示も含めて今後のあり方について案内表示にきちっと努めてみたいということで検討していきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） ぜひお願いをしたいと思います。

それとあわせて、あそこの滝へ行くところの管理なのですけれども、実は私はことし7月22日にあそこに比翼の滝、奥の晨光の滝を見に行きましたけれども、途中までの道路は結構広がっているのですけれども、先ほどの看板から、あった奥はもう狭くて車が草でぶつかって行けないような非常に狭い状態で、その後行った8月28日ですか、このときにはもうかなり横の草が刈られてあったのですけれども、看板の設置とあわせて名寄市として上川総合振興局とこの辺の連携を進めていただいて、ぜひ皆さんが行って楽しかったと言えるような場所にしていただきたい。特に晨光の滝については、ことし看板が新しくなってきちんと滝においていくところも新しい遊歩道がついていたのですけれども、その辺のところも連携をとってより進めていただきたいというふうに思います。

続いて、市道の維持管理なのですけれども、先ほど舗装率についての御説明もいただきました。26年度から実際には最終的には全体で70.7%というふうなことで、余り進んでいないのかなというふうなことで答弁をお聞きをいたしました。いずれにしても、事業規模が大きいということで、先ほどもお話ありました社会資本整備総合交付金ですか、この辺の運用、実際の配分によって変わってくると思うのですけれども、今の実際に進めている事業の中で、先ほどもちょっと答弁の中でお話があったのですけれども、今後のことを考えますと非常に採択率が低いという状態の中では、ある程度単費を投入しながらでもこの計画を推進

をしていく、その辺の考え方についてあればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今単費の扱いについてということでございまして、道路整備についてできるだけ単費も含めてということの話でございますが、まず基本的には道路、今私ども考えていますのは整備していくには国の交付金制度をしっかりと。そしてなおかつ、通常市の単費などで多いのですけれども、修繕だとか、補修だとか含めて大きく2本立てになっているというふうに思っています。国の交付金の動向というのが見えるのがどうしても年度当初の段階ぐらいになるということもございまして、それによる交付金の配分、そしてどの程度の事業進捗を図るのか、またある面補修に力を入れるなりといった面もあると思いますので、そういう面で両方見渡しながらか単費については検討されていくものだろうというふうに思っています。なかなかここにこれぐらい、ここにそれぐらいというわけにはちょっと今申し上げられなくて大変恐縮なのですけれども、基本的には先ほど申し上げたような形で、道路舗装は国の交付金ですけれども、他方、道路にかかわる単費で行う補修、修繕等々も両にらみをしてしながら、少しでも舗装率を上げられるよう、あんばいを見ながら対処していきたいというふうに考えてございまして、御理解いただければと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） 非常に市民の皆様からも要望の多い事項だと思いますので、この計画推進に向けてよろしくお願いをしたいというふうに思います。

時間が余りないので、最後冬季スポーツ拠点化について再質問させていただきたいというふうに思います。ウインタースポーツ事業、先ほどもちょっとお話をさせていただいたのですけれども、2年間という形の中で昨年とことし実施をされて、

非常にいい、名寄で開催をされたということでは今回が48名の方、そこから今後フィンランドだとか、そういうところに行かれる選手も選ばれたと思うのですけれども、2年間実施をして、その内容について、まだ終わったばかりではありませんけれども、今後の課題等についてあればお聞きをしたいというふうに思います。成果と課題ということでお聞きをしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 9月15日から4日間、ウインタースポーツコンソーシアム事業ということで当市で開催して、多くの市民や企業、団体、商店街など、また天候にも恵まれたこともありまして、成功裏に終了してきました。この場をかりてお礼を申し上げたいというふうに思っています。

日本スポーツ振興センター並びに道からは、自動車学校での教習コースや駅前の商店街の活用などほかにない事業内容ということで高い評価を得られてきております。議員からありましたように、この事業は2年間で一応終了ということで、一番大きな課題といえば来年度の開催がどうなるかということだというふうに考えております。基本的には、日本スポーツ振興センターでの事業では終了ということで、次の展開に行くということで終了しますけれども、これからこの間協力いただきました企業や団体なども協議しながら、またさらには道とも協議しながら、せっかくここまでやってきた事業このままで終わらせるのはどうかかと私どもも思っていますので、教育委員会としましては、また本市といたしましては何とか形を変えながらも事業の継続ができないか、先ほど言いました道も含めた中で協議を進めてまいりたいというふうに考えています。

今回の総括については、これから協力いただいた方々とまた意見交換会などを持ちながら、整理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） 今回2年間ということだったのですけれども、今部長がお話いただいたように、今回の2年間のステージをまた生かして新たな形でつなげていただければというふうに思います。

それで、合宿の関係についてちょっとお聞きをしたいというふうに思います。青少年の合宿という観点からいくと、やはり宿泊、食事、これをいかに安くできるかというのが非常に合宿を誘致する上で大切なことなのかなというふうに思います。たまたま隣の日本大学スキー部の方の3泊4日での研修の金額等もいただいて、ここではあえて公表しませんけれども、やはり大学の中でも非常に費用の面というのがウエートを占めるというふうな形になっております。今合宿誘致推進協議会、当然この中には旅館業も入っている。あるいはサンプラーの問題、サンプラーの施設等も本市にはあるわけです。この合宿誘致に向けて費用の関係、どういうふうな視点で捉えているのか、今の考えがあればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 合宿者に対する支援策という点だというふうに思っています。ほかの自治体に視察に行ったときに合宿の誘致先に対する宿泊なり、そういった部分での支援している自治体も見受けられたところでありまして、本市におきましては、これまでそういった合宿に対する宿泊費等々の支援はしておりません。本来合宿を誘致するに当たって、やっぱり大事なのは施設環境、トレーニングできる環境が1つだというふうに思います。もう一つは、受け入れ態勢、市民も含めて地域を挙げてやっぱり合宿する人たちを歓迎して、合宿の人たちが本当にいい環境で合宿、トレーニングできる、そういったソフト面での対応が重要だというふうに思っています。その点をしっかり対応していきたいというふうに考えているところであります。確かに助成金を出して格安で宿泊をすれば、ふえるのは1つあるかと思えます。

ただ、費用対効果も含めて経済効果としてどういうふうに捉えたらいいかと私自身ちょっと疑問を持っているところであります。やっぱり来てもらって、経済効果、それによって雇用なり地元産の食材を使ったり、いろんな面でお金が回るという点があると思いますけれども、それに公費を投入して来てもらって回すのがいいのかどうかというところでは、ちょっと今後いろいろ検討していく必要があるのかなというふうに思っているところであります。そういった面では、先ほど言いました施設面であったり、自然環境、ソフト面、そういったところをこれまで同様しっかりやりながら、やっぱり定着した合宿者を受け入れしていきたいというふうに思っているところであります。ただ、議員からありましたように、支援策についてはほかの自治体で取り組んでいる部分もしっかり見きわめながら、有効なものがあれば取り入れながら、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○9番（東川孝義議員） 部長言われましたように、全体的な取り組みという形の中で、部分的なというふうな意味は理解をしました。いずれにしても、来やすい環境、お金の面だけではなくて宿泊のことも含めた、そのことも含めて再度充実をお願いをしたいというふうに思います。

時間がなくなりましたので、本当はもっといっぱい確認をさせていただきたいことがあったのですけれども、最後に加藤市長にお聞きをしたいと思えます。先ほどお話をさせていただいたように、この冬季スポーツ拠点化事業というのは非常に今後第2次計画の中でも重点プロジェクトとして位置づけられておりますし、重要な施策の柱だというふうに思えます。9月4日の行政報告でも市長のほうから多くのジュニアの選手がサポートを受けられる冬季版ナショナルトレーニングセンターの設置、これにも積極的に取り組んでいきたいと

ということで、改めて冬季スポーツ、種をまいて芽が出てきて、これから大きく育てていこうという環境ですけれども、市長の考え方についてお聞きをして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 冬季スポーツ拠点化事業が具体的に新しい取り組みが進んでから1年半ぐらい経過をしているわけでありましてけれども、これまでさまざまな御協力を議員各位にもいただきまして、ありがとうございます。

一言で言うと、冬季スポーツを名寄市あるいは地域の文化にしていきたいという思いでございます。先ほど東川議員がおっしゃられたとおり、名寄市には圧倒的に優位性の高い冬の環境と冬季スポーツの施設拠点があるということ、加えて医科学サポートができる病院だとか、栄養あるいは健康を科学する大学、さらには冬季スポーツそのものを研究あるいは選手育成をしている自衛隊と、こういう特異な冬季スポーツに関連するなくてはならない人的あるいは物的資源がコンパクトに集約していると、こういった環境はもういろいろ調べてみるにつれて日本の中でも圧倒的なのではないかというふうに私は思っています。その中で冬のスポーツを通じて、冬のスポーツはもちろんだけけれども、ほかのスポーツもさらに引き上げていくことで、市民あるいは子供から高齢者までみんながスポーツを通じて健康で生き生きとしていくということにもしていきたいし、またジュニアのアスリートをさらに強化をする拠点化にしていくことで、あらゆる人的、物的資源がここに、もう今でも1つありますけれども、またさらに集約をしてきて、そのことが地域のあらゆる活性化につながっていくと。その積み重ねが最終的には冬季のナショナルトレーニングセンターにつながっていくのかなというふうに思います。

先般もお話ししたことあると思いますけれども、今もうスタートしております第2期の日本のスポーツ振興計画の中で冬季スポーツのナショナルト

レーニングセンターの可能性について少し言及をしていますし、また今月でしたか、2020年の後の2024、2028の次の夏のオリンピックが2大会同時で決定をしたということは皆さんも御承知のとおりで、こういう今なかなかオリンピックも手を挙げにくい環境になってきている中で、札幌が2026に手を挙げようとしているのだけれども、それがアジアがずっと続くので、難しいのではないかというふうに言われているのだけれども、それがひよっとしたら2026と2030と同時に発表されるということになると、札幌がどちらかで開催が決まる可能性が非常に高くなってきているのではないかというふうに言われています。そうすると、また冬のスポーツもさらに脚光を浴びていくことがこれからも続いていくのではないかというふうに思います。名寄は、札幌と比べて人口は少ないですけれども、海外を見みると名寄ぐらいの人口で冬のスポーツのナショナルの拠点を持っている国が幾つもございます。そうした意味でその可能性を模索しながら、国に訴えるだけではなくてその地域の文化としてしっかりとこれを定着をさせていくことで、国にも要請をしていき、冬のスポーツを、冬をこの地域のアイデンティティーとしてこれからも育てていきたいという覚悟でございますので、ぜひまた御指導、御協力をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

14時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時45分

○議長（黒井 徹議員） 会議を再開いたします。
加藤市政の執行に関して外3件を、大石健二議員。

○12番（大石健二議員） これより通告に従い4件について質問を行います。

国立社会保障・人口問題研究所は、このほど日

本の将来推計人口2017の改訂版を公表いたしました。それによると、我が国はいよいよ世界でも類例を見ない急速な人口減少社会に踏み入れたことが数字上からも明らかになりました。この推計値をもとにこれから名寄に起きると想定される事柄を年表にすることで、この先の人口減少で遭遇する深刻な症状への処方箋、地方都市の名寄市でできることなどについて対処していかなければなりません。起こり得る事象として、2020年ころには女性の過半数が50歳以上となり、出産可能な女性が大きく減り始め、2022年ころには全町内会の半数が限界集落に陥ると予見されます。これにより、行政では税収減、行政サービスと地域コミュニティ活動の維持は極めて困難視されるのを初め、生産人口、勤労世代の減少など地域経済、産業への打撃を初め、18歳人口減少に伴う入学志願者が激減する2018年問題に直面する市立大学など、人口減少に伴う事象を時系列に推計することが可能な未来カレンダー、年表の作成について御答弁をお願いいたします。

次に、新年度予算についてお聞きをいたします。国は、平成30年度予算編成について各省庁で予算要求する際のルールとなる概算要求基準を7月に閣議了承いたしました。今後市の新年度予算の編成作業も本格化してまいります。安定的な財政運営に必要な財源が引き続き確保されるよう国の動向にも注視をしていかなければなりません。平成30年度予算は、来春4月に予定される名寄市長選挙のために骨格予算となりますが、予算編成の基本的な考え方と編成の懸念材料についてそれぞれ御答弁をお願いいたします。

次に、医療、保健施策等から、特定健診とがん検診の取り組みについてお聞きをいたします。平成20年4月の高齢者の医療の確保に関する法律に基づく糖尿病や脳血管疾患などの予備群とされるメタボリックシンドロームに着目をし、生活習慣病予防に特化した特定健康診査、特定保健指導が医療保険者に義務づけられてから間もなく節目

の10年目を迎えようとしています。この生活習慣病予防の健診、国保特定健診の取り組み状況について御答弁をお願いいたします。

また、生活習慣病に関連する病気としては、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧、脂質異常症などの病気のほかがんが挙げられます。がんは、名寄市の死亡原因第1位であり、3人に1人ががんで亡くなっています。早期発見と早期治療が基本となるがん検診の状況、受診率向上に向けての取り組みについて御答弁をお願いいたします。

次に、1,000年に1度天塩川水系の洪水浸水対策について3点お聞きいたします。最初に、国は昨秋1,000年に1度発生する確率で想定し得る最大規模の降雨による洪水がもたらす浸水継続時間、家屋倒壊想定区域図を公表、これを受けて市は7月19日に防災訓練、課題を見つける避難訓練を実施、また8月2日には確実な避難のための防災セミナーをそれぞれ市民の皆さんや町内会を初め各関係機関を対象に防災意識の向上と啓発を狙いに開催をいたしました。この防災訓練及び防災セミナー開催後の総括について御答弁をお願いいたします。

2点目は、これまで洪水防御の基本としていた100年に1度発生する確率で作成された年超過確率100分の1の被害想定もあわせて、この1,000分の1の洪水による市内の医療、保健等の公共施設がこうむる被害想定について御答弁をお願い申し上げます。

3点目は、一昨年茨城県常総市において発生した鬼怒川の堤防決壊、また昨年この時期に北海道に3つの台風が上陸して道南地区に甚大な被害をもたらした大雨による自然災害は、今なお記憶に新しいところです。災害発生時には想定外のアクシデントが幾重にも起こり得ることなどから、改めて現状の課題と今後の対応について御答弁をお願いいたします。

次に、有害鳥獣対策等の住宅地に出没するキタキツネについてお聞きをいたします。近年冷夏と

長雨や暖冬などの異常気象により、野生動物の生息圏が拡大されると同時に、さまざまな要因が絡み合い、餌を求めて人間の生活圏にまで出没するようになっていきます。本年は、熊やエゾシカ、アライグマはもとより、春先からこの夏にかけてキタキツネが住宅地で頻繁に出没、目撃されています。このキタキツネの市街地への出没対策、排せつ物を媒介とするエキノコックスの感染症の対策について御答弁をお願いいたします。

同じく有害鳥獣対策のカラスの群飛についてお聞きをいたします。体力づくりやウエートコントロールなど美容と健康づくりのためにランニングやウオーキングに取り組む多くの市民の皆さんの雄姿を朝に夕に拝見する機会がふえています。こうしたランナーやウオーカーの皆さんから、今夏なよろ健康の森及び周辺に群飛するカラスの飛来に脅威を感じるとの指摘をする声がござります。市のカラスの捕獲数及び今後の対応についてお聞かせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松岡企画担当参事監。

○参事監（松岡 将君） ただいま大石議員からは、大項目4点にわたり御質問がありました。初めに、大項目1のうち小項目1については私のほうから、大項目1のうち小項目の2及び大項目3につきましては総務部長から、大項目2のうち小項目1について並びに大項目4については市民部長から、最後に大項目2のうち小項目2については健康福祉部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、私のほうから大項目の1、加藤市政の執行に関して、小項目1、名寄市の未来年表についてお答えいたします。まず、人口減少問題につきましては、国立社会保障・人口問題研究所日本の地域別将来推計人口、これ2013年3月推計であります。こちらの改訂版につきましては大体年度内めどでというふう聞いておりますけれども、こちらの地域別将来推計人口2013年の

ものを以下推計人口とさせていただきます。この推計人口をもとに2014年公表されました、いわゆる増田レポートにおきまして2040年時点で全自治体の半数が消滅可能性都市とされたことが国、地方双方において人口減少、東京一極集中是正のための地方創生の取り組みを推進していく契機となりました。名寄市におきましては、この増田レポートの言う消滅可能性都市には挙げられませんでした。推計人口の参照点である2005年の国勢調査と2010年国勢調査の間の特殊事情や足元の住民基本台帳人口を勘案すれば、実際の人口減少はこの推計より早く進むと想定をしまして、2015年10月に策定した名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、当面の人口減少につきましては推計人口よりも厳し目に想定をしまして、その後地方創生施策の効果の発現により人口減少が若干緩和されると想定をしたところであります。このビジョンに掲げた将来人口、以下展望人口とさせていただきますが、こちらを基礎としまして名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略や第2次名寄市総合計画を策定しまして、子育て支援や経済活性化の施策、冬季スポーツ拠点化などによるローカルブランディングなどの施策を推進しているところであります。

足元の住民基本台帳人口を見ますと、当初の想定よりも早いペースで人口減少が進んでおり、先行きは楽観できない状況にあります。人口減少に伴う事象は複合的なものであり、その処方箋も互いに連関するものとなっております。引き続き子育て環境の整備、経済の活性化等による社会減の抑制や担い手の確保、人口減少下における適切な行政サービス提供のための公共施設等総合管理計画の推進、定住自立圏域など周辺市町村との連携や地域の活力である大学生にとって魅力的な環境づくりなど、まずはこの総合計画、総合戦略に掲げた施策を推進するとともに、国、道や周辺市町村の動向を見ながら名寄市の置かれている状況を的確に把握し、御指摘もありましたような先のこ

とも想定も見据えながら適切な検証、見直しに不断に取り組んでいくことによって課題に対処してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目1の小項目2、新年度予算編成に向けて及び大項目3の1,000年に1度の天塩川水系の洪水、浸水対策からについて申し上げます。

初めに、平成30年度予算編成の基本的方針と取り組み、編成の懸念材料についてです。平成30年度は、第2次総合計画前期計画の最終年であることから、前期計画に掲げた基本計画の具現化を目指すとともに、前期2カ年の主要事業となる重要プロジェクトや名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略掲載事業についてしっかりと取り組みを進めていくことが必要であります。さらには、市民と行政との協働のまちづくりを進めていくためにも、市民のニーズを的確に把握し、多くの市民の意見等を集約していくことが重要であると考えているところです。しかしながら、本市の財政状況は人口減少、少子高齢化への対応、普通交付税の合併算定がえの縮減、公共施設の老朽化への対応、公債費の増加など容易に対応できるものではありません。昨年11月の名寄市における財政課題でお示しさせていただきましたが、本市歳入の約40%を占めている普通交付税の合併算定がえの縮減は平成29年度算定ベースから試算すると約1億5,000万円減額となることが想定されます。また、公債費についても増加傾向にあります。こうしたことから、限られた財源の中で財政規律を遵守し、引き続き健全な財政運営の維持に努めていくことが必要であります。

なお、平成30年度予算編成に係る今後のスケジュールですが、昨年同様11月上旬の市長からの予算編成に係る訓令を受けスタートしていくこととなるものと考えております。

次に、大項目3、1,000年に1度の天塩川水系の洪水浸水対策から、小項目の1、防災訓練及

びセミナー開催後の総括及び小項目3、現今の課題分析と今後の対応策について一括してお答えいたします。平成28年10月、水防法の改正により想定最大規模の降雨による浸水想定公表を受け、これまで大規模な河川の洪水を想定した避難訓練が全国的にも取り組まれていない背景を踏まえ、7月19日、FIG-aなよろ、課題を見つける避難訓練として住民の気づきによる自助、共助力の向上を目的とし、市内の5つの町内会等及び関係機関を含む総勢169名参加により新しい試みの避難訓練を実施したところです。本訓練は、浸水想定周知のためのハザードマップの作成に時間がかかることから、水防法第15条第3項に規定するその他の必要な措置に位置づけた訓練とし、参加町内会に避難行動を実際に行っていたほか、住民の避難に対する理解を深めるための北海道開発局旭川開発建設部名寄河川事務所による浸水深の研修及び名寄消防署による逃げおくれた者の救助訓練展示並びに旭川气象台による防災研修参加者による課題発表等の新しい試みを組み入れ、住民の防災意識及び知識の向上に期待をした訓練として大きな成果が得られたことを確認いたしました。また、8月2日の防災セミナーでは、総勢約120名の参加により南相馬市危機管理課職員、星慶一氏による南相馬市の被災状況、復興状況、名寄河川事務所長、黒田保孝氏による想定最大規模の降雨による浸水想定研修、旭川地方气象台による防災ゲーム、児童向けの防災講話を実施するなど、幅広い年代を対象に住民の防災意識及び知識の向上を目的に開催いたしました。

これら訓練等の総括として、課題を見つける避難訓練では参加者の課題発表において避難場所、避難路、避難のタイミング、自主防災組織の大切さ、要配慮者対策等について気づきの効果による自発的主体性の発言が多く出現したこと及び参加した住民それぞれが避難の理解を深めていただいたことが最大の成果であり、参加者とともに避難

訓練の大切さが共有されたところです。近年の異常気象から住民の防災意識が高い方も多く散見され、訓練後の町内会がみずから訓練行動や避難支援を再検討する取り組みが生まれるなど報道機関及び他の自治体並びに関係機関からも大変注目されました。訓練の実施前からテレビ報道のほか、ラジオでも全国で紹介されたほか、訓練実施の内容は国土交通省及び北海道開発局のホームページにおいて報告が予定されているなど関係機関から大変高い評価をいただいた取り組みになりました。また、今回の避難訓練の周知や実施により、浸水に対する他の自治体における避難対策に効果が波及したほか、関係機関の浸水対策の推進にも大きく効果を果たしています。

今後の対応策では、想定最大規模の降雨による本市の防災対策上の課題として、避難場所における浸水深の想定を踏まえた避難対策、各公共施設の浸水対策、行政機能の維持等さまざまな課題について確認することができました。避難の取り組みは、気象警報等の進化や関係機関の防災対策が充実されても住民みずからが避難行動を起こす主体性がなければ効果が発揮されないことから、今後訓練で得た課題の分析を生かしながら継続して取り組み、自助、共助を柱とした避難対策を地区住民に浸透させるため、避難訓練対象地区をかえて実施するなど関係機関とともに自助、共助力の推進のための支援に努めてまいります。

次に、小項目2の公共施設の浸水対策についてお答えいたします。1,000年に1度の確率で発生する降雨による浸水想定を受けて、各施設の浸水対策を行っていくことが喫緊の課題として求められています。昨年の平成28年台風10号による上川管内南富良野町の浸水被害でも公共施設が浸水し、大きな被害を目の当たりにしたところです。このような被害事例から、浸水が想定される名寄市立総合病院では名寄市防災計画で想定される大雨災害が発生した場合、地下の給食設備及びMRIなどの医療機器、1階の外来診療施設及び

CTなどの医療機器の浸水被害が想定されることから、その対策について検討してまいります。また、病院のほかその他保健施設等では1,000年に1度の確率で発生する降雨による浸水想定により浸水する可能性が高い施設がふえ、仮に施設等にとどまる方法で対応するとした場合には、土のうや防水扉等の浸水対策等の対応の有効性を把握するとともに、利用者の安全を確保するために対策が急がれるところから取り組みを行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の2、名寄市の医療、保健等施策に関して、小項目の1、特定健診の取り組みについて申し上げます。

平成20年度に高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて40歳から74歳までの方を対象として高血圧や高脂血症、糖尿病などに代表される生活習慣病に特化した特定健康診査、特定保健指導が医療保険者に義務づけられました。名寄市では、平成25年度に受診率の向上と早期発見対策として対象年齢を30歳に引き下げまして、若年層の受診率向上を図るほか、広報なよろや地元新聞での特集あるいは出前トークなどの啓発活動を中心に受診勧奨を行ってまいりました。

平成27年度の実績といたしましては、集団健診受診者が1,097人、旭川がん検診センターでの受診者が158人、人間ドック104人と対象者4,564人中1,359人が受診をし、受診率が29.8%となっております。名寄市の受診率は、国が示す目標受診率60%、また第二期名寄市特定健康診査等実施計画の目標受診率45%を下回る状況が続いており、これまでも未受診者対策として地区担当保健師を中心に家庭訪問、電話勧奨等により健康状態を把握しながら健診の受診勧奨を継続的に実施をし、あわせて保険証の更新時にお知らせチラシを配布をするなど受診勧奨を行ってまいりましたが、受診率が伸びない状況が続い

てございます。

特定健診の受診者と未受診者の医療費の状況を比較をしますと、未受診者が年平均で約2万6,000円医療費が高いといった結果が出ていることから、まずは健診を受けていただき、特定健康診査をきっかけとして健康意識を高め、生活習慣病に対する理解を深めていただくことが重要と考えております。その上で状態に応じた保健指導を実施をすることで、生活習慣病の発症や重症化予防につなげ、医療費の適正化を図るよう取り組みを推進してまいります。

続きまして、大項目4の市民の声から、小項目の1、有害鳥獣等対策についての1、住宅地に出没するキタキツネにより懸念される被害とその対策について申し上げます。キツネは、都市近郊から山岳部までさまざまな環境に生息をしており、北海道では市街地や観光地に出没をする個体がふえております。キツネの苦情の件数と捕獲頭数は、平成26年度では相談が3件で5頭捕獲、平成27年度では相談が6件で7頭捕獲、平成28年度では相談が19件で13頭捕獲をしてございます。本年9月現在におきましては10件の相談件数がございます。捕獲をしたキツネにつきましては、人里離れた山奥に放してございます。

苦情や相談内容としましては、キツネの排せつ物から感染をするエキノコックスへの感染の不安が主なものでありまして、そのほか畑が荒らされるなどの苦情も寄せられております。ことしの傾向といたしましては、市街地より農村部の苦情相談が多くなっております。市の対応といたしましては、市が箱わなを設置をして捕獲をする対応を行っているところでございます。

キツネの排せつ物を介し寄生するエキノコックスにつきましては、人の口から体内にエキノコックスの寄生虫の卵が入りまして、幼虫となって肝臓などに寄生をし、肝機能障害などを起こす病気です。自覚症状があらわれるまで数年から十数年

かかるとされておりまして、気がつかないうちに悪化をしてしまうということでございます。エキノコックス症の発症予防には、外から帰ったら必ず手をよく洗う、キツネを家に近づけないようにごみや飼い犬の餌の食べ残しなどはきちんと処分する、野山の果実や山菜などを口にする場合はよく洗うか、十分熱を加えて食べるなど、予防対策が紹介をされております。感染経路はさまざまで、エキノコックスの卵は直径が0.03ミリの球体で、肉眼では見えないため、北海道での生活が5年以上で検診を一度も受けたことがない方や5年以上検診を受けていない方、特にキツネに触れたことのある方や野ネズミを捕食したことがある犬の飼い主など感染のおそれがある方は、健康診断、これ血液検査なのですけれども、を積極的に受けるよう北海道のホームページでも呼びかけを行ってございます。市におきましても広報においてエキノコックス症予防方法やエキノコックス症検診の周知を図ってございまして、今後におきましても予防方法や検診受診の周知を図ってまいります。

次に、大項目4の小項目1の2、健康の森に群飛するカラスにより懸念される被害とその対策について申し上げます。健康の森、サンピラーパークについては、設置者が名寄市、北海道と分かれるものの、森林等の自然環境を生かした施設でありまして、市内外から多くの御利用をいただいております。しかしながら、その立地条件などから朝夕には山間部や園路上空などにカラスが飛来をしております。両施設内では特に雨降り後の飛来が多く見受けられる傾向があります。現状の対策といたしましては、施設内2カ所に設置をしている爆音器の使用ですとか、職員の巡視に加えてロケット花火を使用するなどカラスなどの追い払いや拡散をし、利用者の安全確保に努めているところでございます。この間指定管理者を含め、カラスにかかわる苦情や対応等を直接求められたケースはございませんが、ただいま議員より御指摘をいただきましたので、改めて状況を確認をす

るとともに、北海道あるいは指定管理者との連携を図りながら、状況に応じて対応を図ってまいります。

次に、カラスの捕獲数についてであります。平成26年度相談件数が41件、駆除実績としましてはひな70羽、卵33個、平成27年度相談件数が41件、駆除実績としましてはひな83羽、卵18個、平成28年度相談件数が47件、駆除実績としましてはひなが66羽、卵24個となっております。これらの駆除に当たりましては、市民の皆様からの苦情により対応しておりますが、そのほとんどがカラスの繁殖期で、4月の下旬から7月上旬ごろまでとなっております。原因としましては、卵や子ガラスを守るために親ガラスがその近くを通行する人間に対し威嚇をしたり、時には攻撃をするなどの行動が駆除してほしいとの声となっております。今後におきましても繁殖期に市民の方が襲われるなど苦情等が寄せられましたら、立ち木等を管理をしている関係機関と連携をしながら、被害のないように確実に対応してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の名寄市の医療、保健等施策に関して、小項目2のがん検診と受診率について申し上げます。

急速な高齢化や生活習慣の変化に伴い、がん、心疾患、糖尿病などの生活習慣病は年々増加し、名寄市においても平成26年次の死亡統計を見ると死因の第1位はがんで、疾病全体の27.0%を占め、次いで心疾患が15.5%となっており、脳血管疾患は8.5%と減少傾向にあるものの、これら生活習慣病の3大疾患を合わせると全体の約半数を占めております。健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命の延伸に向け、生活習慣病予防対策は重要な課題と考えております。本市においても名寄市健康増進計画健康なよろ21を策定し、がんによる死

亡者数を減少させるためには検診によりがんを早期に発見し、早期治療につなげることが最も重要であると考え、受診率向上に向けた取り組みを進めてきているところです。特定健康診査受診勧奨にあわせてがん検診の受診啓発を行っているほか、受診される方の利便性を考慮し、集団健診では子宮がんと乳がん検診を同日受診できる健診体制や特定健康診査と胃、肺、大腸、前立腺がん検診を同日に受診できる健診を土曜日、日曜日も含めて実施しております。また、旭川がん検診センターを直接受診する場合には、一年を通して都合のいい日程を選択することができ、1日で特定健康診査、胃、肺、大腸、子宮、乳がん、前立腺がん検診の全ての健診を受診することが可能となっております。なお、自分自身でセンターに直接受診できない方のためには年5回無料送迎バスを運行させるなど受診しやすい体制づくりに努めてきております。

さらに、平成28年度からは、市独自策として近年女性の大腸がん、20歳代の子宮頸がん、40から50歳代の乳がんが増加しており、女性は男性に比べ職場健診等の機会が少ないことから、女性のためのがん検診推進事業として一定の年齢の女性を対象に子宮がん、乳がん、大腸がん検診を無料で実施し、がん検診の受診促進に努めております。

平成28年度のがん検診受診率は、がん対策推進基本計画に基づき算定対象年齢を胃、肺、大腸、乳がん検診は40から69歳まで、子宮がん検診は20から69歳までを対象に算定した場合、平成27年度と比較すると子宮がん検診は38.6%で、3.2ポイント減少したものの、胃がん検診は20.9%で1.1ポイント、肺がん検診は27.2%で2.7ポイント、大腸がん検診は28.8%で0.1ポイント、乳がん検診は52.8%で3.7ポイントといずれも受診率の増加が見られます。国の目標受診率は、子宮、乳がん検診が50%、胃、肺、大腸がん検診が40%となっており、乳がん検診

については目標を上回り達成することができました。市町村が実施するがん検診は、健康増進法に基づき全住民が対象ですが、一方で職場健診や病院で検査、治療を受け経過を見ている方も相当数いると思われますので、その数を正確に把握する仕組みがないのが現状です。受診率向上に向けてはすぐに結果が出るものではありませんが、がんの予防や早期発見によりがんの発症や重症化を防ぐために一人でも多くの方にがん検診を受けていただけるよう、健康まつり、健康相談、健康教室や地域に入っただけの保健推進委員の勧奨や出前トークなどさまざまな機会を通して、がんは他人事ではなく、誰もがかかり得ることをわかりやすく繰り返し呼びかけていくことが必要と考えております。今後とも予防とがん検診の重要性についてきめ細やかな周知啓発の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、いただいた答弁をもとに再質問を行ってまいりたいと思います。途中で質問の順序が入れかわるかもしれませんが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは最初に、未来年表についてお聞きをしてまいりたいと思います。先ほど参事のほうからいろいろ御答弁をいただいた中で、増田寛也というかつて総務大臣を経験された方がその後日本創成会議という会議の中で増田レポートというのを発表されました。これは、たしか私の記憶では平成25年12月に月刊誌で発表されていたものを私自身も読みました。かなり衝撃を受けまして、翌年の第2回定例会で名寄市は実際の消滅の危機を回避できるかというテーマで質問に立った記憶がございます。それ以来ずっと間断なく名寄市の人口減少の社会について質問をしてまいりましたが、今回市民の方から名寄市が人口減少社

会に進んでいる、あるいは少子高齢化に突き進んでいるということはわかったと。では、その後で名寄市に一体どういうことが起きるのだと、どうなっていくのだろうかということを聞かれたときに、はたと困りまして、それでは私自身も不勉強なものですから、名寄市は統計資料というのをふんだんに発行しているということもありまして、推計にはそれなりに事欠かなかったということでございます。松岡参事監もおっしゃっていましたが、地方創生人口ビジョンや、あるいは社人研の人口推計、あるいは健康なよろ21、名寄の統計、データヘルス、いろんな統計数値がございますから、こういったものをあわせて読んでいくと、それぞれの事業運営や産業分野や行政分野で関連するところで、さまざまな付加価値や生産性が年度の経過とともに衰退、減衰していくというようなことが推測が可能になってきました。その補うためには、周辺自治体から移転所得、入ってくる所得を当てにしないと、名寄市のさまざまな分野で、いろんなところで事象が減衰していくと。そういったことも含めて、今から名寄市の人口減少あるいは少子高齢化に伴う10年、20年、30年のタイムスパンで見ないといかないと、なかなか出てきました、人口減少になりましたというときにやっても、対症療法では決して間に合わないということに気づかされたということでございます。

私は、統計学を修めてもいないし、統計の分析アナリストでも何でもないので、極めて素人の域を出ないのですけれども、さまざまな先ほど申し上げた統計数値を見ていきますとかなり厳しいという数字が出てきました。例えば経済産業の商業活動についても以前お話をしたことがあろうかと思えますけれども、11年から平成26年までの16年間の数値を追ってみますと、当初平成11年には366店舗小売店がございましたけれども、16年経過すると卸売業で81店舗減少し、現在は31店舗しかない。小売業では……間違えました。申しわけありません。卸業で81店舗、そし

て小売業では366店舗ありましたが、現状は140店舗しかない。従業者数も卸、小売業で850人、それぞれ3,000人のうちから850人減少している。ただ、年間販売額は平成26年4月に消費税が改定されましたので、多少24億円ほど平成11年はふえてはいるのですが、このまま現状推移すると仮定して、2030年ころには卸業で19店、小売業で86店舗しかそれぞれ残らないという計算になっていく。加えて、年間販売額も間もなく8%から10%引き上げられるということから消費額も冷え込むのではないかなという予測もされます。こうして商業、小売業だけ見ていきますと、市税の収入にもはね返るだろうし、あるいは雇用機会の激減もあるだろうと、あるいは失業者の増加もあるだろうと、市街には空き店舗もふえるだろうと、極めて悲観的な数字しか出てこないのですけれども、こういった危惧も生じてきます。

また、国交省は昨年の4月に国土のグランドデザイン2050というのを発表しています。その中に主なサービス施設ごとに立地が必要な需要規模というのが存在確率値ということで示されていました。例えば食品の小売店、郵便局、歯科診療所は500人を切ると存在可能だけれども、人口が6,500人を切ると撤退を始める。さらに、ショッピングセンターは7万7,500人、ハンバーガーショップは3万2,500人でそれぞれ撤退を始める。ちなみに、都市でチェーン展開しているコーヒー専門店というのがあります。固有名詞を挙げるわけにいかないので、頭文字でいうとSBというのがありますけれども、こちらは17万5,000人の人口がなければ出店しないという出店計画があるようで、北北海道地区の第2の都市、名寄市には残念ながらSBのコーヒー専門店の出店はかなり期待薄だなという、数字からもわかってきます。こうした存在確率値が示される中で、新たな事業の、あるいは企業の誘致というの、かなり企業は生産性あるいは利益追従の私企業で

すから、なかなか新たな出店という、あるいは企業誘致に乗ってくるという話も厳しい中で、新たな商業活動だけ1点スポットを当ててみてはかなり厳しいというような状況です。

ぜひとも時間がなくなってまいりましたが、結論だけ、1点だけ申し上げます。先ほど1,000年に1度の災害ということで御答弁いただきましたけれども、そこは啓発、啓蒙活動が功を奏したのだと、現下の取り組みによって。名寄市の少子長寿化あるいは人口減少についても10年、20年、30年スパンで取り組んでいかないと間に合わないということですから、ぜひとも今から逆算をしてその対応が可能な未来カレンダーなり未来年表、ぜひつくっていただきたい。

実は、私先ほど申し上げたように統計学のアナリストでも何でもないのでありますが、ちょっと統計資料を見ながらはじき出したのがございます。2018年には18歳人口で名寄市立大学も志願者の確保が大変難しいだろうと。2024年ころには、先ほど申し上げたように女性の過半数が50歳以上となり、出産可能な女性が大きく減る。2020年ころには82町内会の半数が限界集落となり、地域コミュニティー活動が破壊されるだろうと。あるいは、2021年ころには団塊ジュニアと呼ばれる方々が50歳代となり、管理職化で企業の人件費も増大するだろうと。さらには、2020年ころには卸売、小売店の閉店が顕著になる。2025年には、団塊の世代が75歳以上となり、社会保障費が増大するだろうと。先ほど申し上げたように、2030年には卸、小売店は4分の1に激減して、大型店の閉業や撤退も予想されるだろうというのが私の浅学非才なところで数字が出てきました。こうした現象を予見する中で改めてお聞きしたいのですが、未来カレンダー、未来年表をおつくりになって、市民の啓蒙、啓発、10年、20年先を見据えた対応が必要だろうと私は思うのですけれども、この点再度御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松岡参事監。

○参事監（松岡 将君） 大石議員から未来年表ということできまざま事例挙げていただきながら御説明がありました。特に商業施設に関しての国土交通省の国土のグランドデザインに掲げられた資料などにつきましては、この間私も何度か講演等の機会をいただいたときに研究などさせていただいているのですけれども、こちらはより具体的な固有名詞などを挙げながら、かつ全国の自治体の例など挙げながら、おおよそ人口推計と照らし合わせれば今後何が起っていくかという平均的な姿について見るができるということで、大変唆に富んだものであると考えております。ただ、一方で名寄市に置きかえますと、地理的条件、名寄市だけではないですけれども、立地確率が少ないということで、少ない人口であっても成り立つ条件というものがあまして、そういったところも勘案しながら分析が必要かと思っております。

未来年表そのものの作成につきましては、実態版ということで作るとより固有名詞ですとか、固有の地区などを言及されていったものがオフィシャルになるとなるとなかなか影響等も大きいかんと思っておりますけれども、ただ総合計画ですとか、総合戦略の見直し検証ですとか、あるいは次の中期計画の策定などするときに当たって、よりそういう先の想定を仮定としてでもこういうことがあり得るですとか、こういったことも考えられるということを提示しながら物事を考えていくというのは大変重要だと考えておりますので、御指摘があったところも参考にさせていただきながら、引き続き総合計画、総合戦略の推進ですとか、見直し検証ということを進めていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それでは、予算についてお話を聞きましてまいりたいと思います。

ちょっとはしりながらお聞きをしてみたいなと思うのですが、平成28年度決算において

は財政の健全性を示す健全化判断比率がいずれも早期健全化判断基準を下回って財政の指標は健全性を保っているということがわかりました。ただししながら、財政の弾力性を示す経常収支比率というのが27年度から90%を上回り、平成28年度は2.5ポイント増の92.6%増になっていたと。また、加えて今後少子高齢化に伴う扶助費の増加や、あるいはこれから特別委員会も組織されるようですけれども、公共施設の設備や、あるいは施設、こういったものが一斉に老朽化して修繕費が必要になってくるということで、さらなる財政負担が見込まれています。市債残高を見ても平成28年度末で448億343万5,000円と。前年度対比で15億3,026万2,000円増となっていることに向けて、新年度予算に向けて経常収支比率の改善あるいは市債残高に向けて、減額に向けての取り組みについて考え方をお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今御指摘のとおり、経常収支比率、それから公債費残高、特に公債費の残高については非常に財政当局のほうも重要視しているところであります。さきにお示ししました昨年度の中期財政計画と一緒に出しましたこれからの名寄市の財政課題というところでも公債費と基金については非常にうまく使っていかなければならないなというふうに思っております。

平成30年度の財政についてですが、まだ十分な条件出そろっていないというのが正直なところでありまして、1つは地方交付税です。これから合併算定がえの支給があるということですが、どうも国の動き等も見ているとかなり厳しい目が向けられているということに加えて、地方の一般財源総額は平成27から29年度までは一定の分を確保すると。そうすると、30年度どうなるのだというまだ見えていない状況。それから、御指摘のとおり公共施設の老朽化してこれ待たなしの部分もありますし、ただそうかといってす

ぐに更新という形にもならないというのが公共施設等総合管理計画の方針ですので、これらを踏まえてどのような組み立てができるか、現在まで積み残しの部分でローリングもございますけれども、11月1日の市長訓令に向けてそこら辺の整理をしなければならない、そのような状況にあるということだけ御説明させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 予算について、2点目ちょっとお聞きをしたいと思います。

たしか平成28年度であったかなと思うのですが、国の補助事業で当初計画していた小学校の改修工事計画というのが補助対象から外されて、一般財源で財源の振りかえというような事例があったかなという記憶をしておりますけれども、こうしたことから国の補助事業あるいは道の補助事業についてもその動向を注視していかないと後で大変なことになるのだなというのを身にしみて感じたところですが、新年度予算に向けて国や道の補助事業についてどのようにお考えをお持ちなのかお聞かせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 特にハード事業につきましては、国、道の特定財源というのは非常に大きな要因を占めているところでございます。道路につきましても特定財源、国の補助を入れてやっているというところでありますし、今御指摘いただいた義務教育につきましてもそのとおりであります。このあたりについては、私どもの情報収集能力ということもありますけれども、あるいはまた一方でここは地方にとっては重要な財源であるという声も上げなければならないというように思っておりますので、その辺をうまく使いながら、特定財源の確保はしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それでは、ちょっと

はしりながらお聞きをしていきたいと思います。

壇上でもお聞きをしたのですが、平成30年度予算は来春4月に市長選挙があると。そのために平成30年度予算は骨格予算となるというようにお聞きをしました。今のところ次期市長選挙に立起を予定されている方々の予定候補者のお名前もお姿もお見受けしない状況ではありますが、現在2期目の加藤市長が3期目に向けてどのようにお考えをお持ちなのか、また現段階でのお気持ちで結構ですので、ぜひとも出馬に向けての御決意があればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど来人口減少の問題であるとか、それに鑑みての財政的な状況での課題等について御指摘もいただきました。御指摘のとおりでございまして、そうした課題も抱えながらも現在も市政を進めている状況だというふうに思います。この総合計画もできて、その前に総合戦略もつくりましたけれども、名寄市はほかの自治体と比べて人口減少は緩やかだというふうに言われていながらも、ここ何年かやはり人口減少が歯どめがかからないような状況で、一部いろんな団体で人口が下げどまっているところもあるのだけれども、先ほどお話のあったような商業的な分野だとか、そういったところでの活力がそがれているということもあるのかもしれない。総合戦略の中では、2040年までに人口の減少の要因である社会増減をゼロにしていくということと出生率を今の1.4から1.5のものを1.8に押し上げていくということで、人口減少に少しずつでも歯どめをかけていく。そのために6つの柱をつくり、そして総合計画では3本の重点政策を掲げて、名寄市の特色のある資源をさらに優位的に磨いて、ほかの自治体とは差別化をしていく中で人口の減少にはどめをかけていくということと、加えて名寄市だけでなくて近隣の皆さんとしっかりと連携をしながら、あるいは人口が減っていく部分に関しては地域で町内会等のコミュニティーをいかに

持続可能なものにしていくかということが一方でのテーマになっていくのかなというふうに思います。まだまだ課題も山積しているとは思いますが、この間さまざまな市民の皆さんからも御議論もいただいて、各種大きな計画もつくり上げてきたところでありまして、その計画に向けてこの計画を着実に市民が一丸となって推進をしていくということで、この難局を乗り越えていくことに尽きるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 3期目の出馬についてのお考えはスペインのマタドールのようにするとかかわされてしまいましたけれども、それでは時間がなくなってきましたが、1点だけがん検診についてお聞きしたいと思います。

端的に言うと、低い受診率とがん死亡率の高い数値、この乖離がどうにも合点がいかなくて、このがん検診率29.8%の中には先ほど答弁の中にあつたように職域の定期健康診断も含めると意外と高い数値になっていくのかもしれませんが、目標数値29年度がたしか40%だったと思うのですが、この40%の数値を達成できる見通しというものがいいのかどうか、この点についてお聞きして、終わりたいと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） がん検診につきましては、先ほども申し上げましたが、さまざまな受診率向上に向けた取り組みを進めておりますが、なかなか実績に結びつかないという状況が続いております。先ほど申し上げませんでした、平成27年度から健康マイレージ事業を行って、その達成の要因の一つには、がん検診だけではありませんけれども、健康診断を受けるということを要件の一つにさせていただいたり、またコール、リコール運動ということで、受診対象者へ最初の封筒や電話による呼びかけ、なおかつその後しばらくたっても受診されない方に対してリコー

ルということで、再度またお誘いをするというような取り組みの部分については、女性のためのがん検診事業を昨年からはじめさせていただきましたので、この部分に的を絞って実施をさせていただいているような状況でございますし、今後子宮頸がんは20歳から初めてがん検診に市民の方が接するというところでございますので、この部分の最初のときにそういったような検診に絞って受診率向上のためのそういうコール、リコール的な取り組みも進めていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、関係機関、保健所ですとか、あとがん拠点病院、市立病院もございまずので、そこらと連携しながらがん予防対策に対する医療講演会の開催ですとかを開いていきたいと思っておりますし、また国立がん研究センターが公表しておりますが10年生存率につきましては、ことし58.5%ということで、これ昨年からは10年の部分について公表しておりますけれども、昨年よりは0.3ポイント上がっているということで、がんの進行度を占めるステージ別では早期の1と診断された人の生存率は全てのがんを合わせて85.3%ということで、早く発見し、治療を始めるほど早く確実にいい結果が出ているというエビデンスも確立されておりますので、市民全体ががんイコール死ではないというような、そういったような啓発も重要ではないかと思っておりますので、今後そこら辺も含めながら取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時47分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 熊 谷 吉 正

署名議員 佐々木 寿

平成29年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成29年9月20日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 長 正 路 慶

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 中 村 勝 己 君
参 事 監 松 岡 将 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健 康 福 祉 部 長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建 設 水 道 部 長 天 野 信 二 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市 立 総 合 病 院 長 岡 村 弘 重 君
事 務 部 長
市 立 大 学 局 長 松 島 佳 寿 夫 君
こ だ も ・ 高 齢 者 支 援 室 長 廣 嶋 淳 一 君
営 業 戦 略 室 長 水 間 剛 君
上 下 水 道 室 長 粕 谷 茂 君
会 計 室 長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（18名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副 議 長 14番 佐 藤 靖 議員
1番 浜 田 康 子 議員
2番 山 崎 真 由 美 議員
3番 野 田 三 樹 也 議員
4番 川 口 京 二 議員
5番 川 村 幸 栄 議員
6番 奥 村 英 俊 議員
7番 高 野 美 枝 子 議員
8番 佐 久 間 誠 議員
9番 東 川 孝 義 議員
10番 塩 田 昌 彦 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 佐 々 木 寿 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏
書 記 倉 澤 富 美 子

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員からおくれる旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 山 崎 真由美 議員

4番 川 口 京 二 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

市道における維持管理について外2件を、野田三樹也議員。

○3番（野田三樹也議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問させていただきます。

初めに、大項目1の市道における維持管理について2点質問いたします。1点目に、除草作業についてです。毎年春から秋にかけ、雑草等が生えてきて除草作業が必要になってきますが、ことしの市道における歩道の除草作業の実施状況と今後の予定についてお知らせください。

2点目に、市道補修についてです。現在簡易舗装されている市道において幾つもの穴があいており、補修されずに2年、3年と放置された状態になり、簡易舗装の状態が悪くなる一方で、いつになったら直すのかと市民からの声を聞かせていただいておりますが、ことしの補修事業の現状と今後の予定についてお知らせください。

次に、大項目2の教育行政について3点質問いたします。1点目に、特認校制度についてです。特認校制度とは、自然環境に恵まれた小規模校で、

豊かな自然と特色のある教育活動を通して豊かな心とたくましい体を育てていきたいと考えている皆様に一定の条件のもと通学区外からの就学が認められた制度になっておりますが、現在の状況についてお知らせください。

2点目に、児童センターについてです。現在市民の方々が児童センターを利用されていると思いますが、ことしの利用状況についてお知らせください。

3点目に、児童生徒の登下校時における不審者対応についてです。毎年児童生徒の登下校時に不審者が出没する確率が高く、学校からの不審者出没のお知らせプリントなどが配られておりますが、ことしの発生状況と今後の対応についてお知らせください。

次に、大項目3の子供、高齢者における安心、安全なまちづくりについて2点質問いたします。

1点目に、犯罪に強いまちづくりについてです。近年高齢者に対する振り込め詐欺やオレオレ詐欺などが全国的に多発しておりますが、本市における発生状況と今後の対策についてお知らせください。

2点目に、防犯灯、街路灯の設置についてです。現在においても夜間の外出や帰宅時に犯罪に遭う可能性が高く、不安を強く感じるころではありますが、防犯灯、街路灯は犯罪発生率を下げる効果があると考えておりますが、本市における防犯灯、街路灯の設置状況と今後の予定についてお知らせください。

以上をもちましてこの場での質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） おはようございます。野田議員からは、大項目で3点の御質問をいただきました。大項目1及び大項目3の小項目2については私から、大項目2は教育部長から、大項目3の小項目1は市民部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、市道における維持管理について、小項目1、除草作業についてを申し上げます。本市では、郊外路線を主に草刈り業務を名寄地区及び風連地区に分け発注をしており、一部の区間を除き6月上旬を春季、9月中旬を秋季とし、年2回実施することとしております。平成29年度の実施状況としましては、名寄地区が196路線、約285.6キロメートルを名寄三信環境整備事業協同組合、風連地区が36路線、約146.1キロメートルを風連環境保全事業協同組合が受注し、実施しております。道路の形状や工作物の配置状況により、機械もしくは人の力による草刈りとしております。

また、市民との協働した取り組みとして、名寄地区18団体、風連地区9団体の合計20団体の道路愛護団体、主に町内会でございますが、御協力をいただき、市道の草刈りを実施しており、道路空間の環境美化に努めておりますとともに、状況に応じて本市の直営班による草刈りも実施してございます。これらの草刈り実施延長のうち、主に郊外路線の歩道路肩部分の草刈り区間は名寄地区約17.1キロメートル、風連地区約2.6キロメートル、合計19.7キロメートルを実施しております。今後も引き続き市道の利用状況を考慮し、実施区間を研究していく中から道路環境保全に努めてまいります。

次に、小項目2、市道補修についてを申し上げます。市道の補修状況については、日常の職員のパトロールや市民の皆様からの情報、また今年度よりお願いしております町内会からの道路ふぐあい箇所要望一覧をもとに現地確認し、舗装補修工事と穴埋め補修を含めた防じん処理工事をそれぞれ4工区に分け発注しております。要望箇所については全箇所の対応とまではなっておりませんが、現在までに約8割の要望に対して対応している状況となっております。また、市民の方からの直接の補修要望についても受け付けておりますが、限られた予算の中での対応であることや緊急性の

高い箇所から補修している状況であることについて御理解をいただきながら対応している状況です。今後も引き続き舗装補修と防じん処理を実施するとともに、安全性及び快適な交通確保のため、補修並びに維持管理を実施してまいります。

次に、大項目3、子供、高齢者における優しいまちづくりについて、小項目2、防犯灯、街路灯の設置についてを申し上げます。防犯灯や街路灯は、明かりで夜間における道路の見通しをよくするとともに、道路や歩道の明かりを確保することで通行する上での交通の安全上から、あるいは外出時の身の安全を守るといった犯罪抑止の効果についても求められているところであり、議員御指摘のとおり犯罪発生率を下げるといった多大なる効果があると考えております。本市における防犯灯や街路灯、交通安全灯の総数は4,160基を数え、そのうち防犯灯は名寄市大通で実施した白熱球や水銀球からのLEDへの取りかえ工事を平成26年度は341基、平成27年度は167基実施しており、平成28年度には環境省の補助メニューを活用して残りの2,322基を実施しており、防犯灯総数は2,830基に上ります。今後におきましては、防犯灯をLEDへ変更したことに伴い、水銀球などより照度が上がっていることから、今まで以上に明るくはなっておりますが、住宅造成や通学路周辺などで新たに必要になった場合においては、町内会や学校など関係機関とも相談の上、設置について検討してまいります。

また、市街地での幹線道路における照明灯は、既に連続照明になっていることや今現在街路灯設置を伴う道路工事を予定しておりませんことから、現状適正数であると考えておりますので、現状のまま維持管理してまいりたいと考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） 私からは、大項目2、教育行政についてお答えいたします。

初めに、小項目1の特認校制度についてですが、本市については社会情勢の変化に伴い教育環境が進む中で、豊かな自然環境に恵まれた本市の郊外小規模校において農業などの基幹産業を活用した特色ある学習活動を体得し、より豊かな心とたくましい身体を育てたいという保護者の希望がある場合に、一定の条件のもとでこれを認めているところであります。これは、保護者の安易な意思での学校選択を認めたり、不登校児童のみを対象とするのではなく、小規模校の持つ特色の中で児童生徒に教育を受けさせたい場合に限り認めるもので、現在小学校では中名寄小学校、智恵文小学校、風連下多寄小学校が、中学校は智恵文中学校が指定されています。平成29年度に特認校へ通学する児童生徒は、中名寄小学校で16名、風連下多寄小学校で1名、智恵文中学校で7名となっており、智恵文小学校への通学者はいない状況となっております。

次に、小項目2の児童センター施設の今後の方向性についてですが、児童センターほっと21は児童福祉法に基づく児童厚生施設であり、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としております。また、児童センターは自由に来館できる施設であり、児童生徒や保護者にとって安全、安心な居場所として遊びやスポーツに親しみ、各種行事や体験活動を通して心身の健康を増進し、知的、社会的能力を高めるとともに、同年齢や異年齢の集団を形成してさまざまな活動に自発的に取り組めるよう支援しております。このほか教育にかかわる悩みなどに対応する教育相談センターの機能を有しており、適応指導教室や夜間相談では体力増進や気力回復を目指して体育室を有効に活用しております。また、夜間の時間帯には児童を対象に少年団やサークル活動を行うなど、児童センターの施設の機能を有効に活用した事業を実施しております。今年度4月から8月までの利用者数は、放課後等の日中利用者が延べ1,782人、少年団活動を初めと

する夜間利用者は延べ1,282人となっております。教育相談は、延べ46人が来所し、適応指導教室は2人の生徒が通室しているところであります。

次に、小項目3の児童生徒の登下校における不審者対応についてですが、青少年センターでは各町内会から選出されました青少年センター指導員とともに、青色回転灯防犯パトロール車による巡回活動を実施し、下校時のスクールゾーン、公共施設、公園、大型店舗など児童生徒が集まる場所を見守りながら、児童生徒の帰宅時間までに家に帰るように促すなどの声かけ指導を行っております。また、学校、警察等からの不審者情報については、発生場所を中心に数日間特別巡視を行うなど、児童生徒の安全、安心、健全育成に向けた活動を実施しており、平成28年度は巡回回数は124回、延べ375人の指導員が巡視活動を行っております。

しかし、近年声かけやつきまといなどの不審者情報のほかに携帯電話を利用した盗撮が多く発生しており、今年度の不審者発生件数は4件となっております。こうした事案は、重大事件に発展する可能性を多く秘めており、児童生徒が安全に安心してこの名寄で生活できるよう引き続き見守り体制など地域住民や関係する機関などと連携しながら対応を強化していかなければならないと考えております。今後においても青少年センターでは、各小学校区で開催している安全安心会議等に積極的に参加し、地域の方々に児童生徒の見守りや安全に対する注意喚起を促していただくとともに、学校や保護者、関係機関との情報交換や連携を図りながら、子供たちが犯罪に遭わない、起こさない、巻き込まれないよう子供たちの安全確保に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目3の子供、高齢者における優しいまちづくりについ

て、小項目の1、犯罪に強いまちづくりについて申し上げます。

最近の振り込め詐欺、オレオレ詐欺につきましては、手口も巧妙化をし、だまされてATM等で振り込んでしまうだけではなく、詐欺集団が身内や知り合いを語り現金を被害者宅まで受け取りに来るという手口ですとか、現金を宅急便で送るよう指示されるケースなども見受けられます。平成28年度における発生状況につきましては、名寄警察署によりますと残念ながら1件発生しているとのこと。事件の概要といたしましては、永代供養などと書かれた投資関連パンフレットが届き、前後して名義貸しの依頼電話があって、これを承諾をしたところで弁護士を名乗る者から名義貸しが犯罪であると告げられ、示談金名目で数回にわたり犯人に現金を渡したり、宅急便で現金を郵送してしまい、結果的に計630万円をだまし取られてしまうという事件となっております。

このような詐欺事件の対策といたしましては、北海道警察からの指示による金融機関の窓口での取り組みとしまして、100万円以上の払い戻しをする60歳以上と思われる方にアンケートを記入していただいているということでございます。このアンケートは、現金を引き出しする理由について、はいかいいえで回答するものですが、同時に高額な現金の使用目的、高額のお金を持ち帰る理由、振り込みではだめなのかなど聞き取りを行って、はっきりと答えられない場合ですとか、答えが不自然なときには金融機関から警察署に連絡をし、警察官が対応した中で詐欺事件を未然に防止をするという取り組みが警察署と金融機関が連携をして行われてございます。当市におきましても犯罪を未然に防ぐために、名寄警察署を初めとした各関係機関、団体等と連携をし、情報共有を図り、詐欺事件の注意喚起、周知の徹底を図りながら犯罪防止に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） それぞれ御答弁いただきました。ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めにですけれども、除草作業についてなのですけれども、ほかの市道も含めてなのですけれども、特にアーケードが設置してある商店街の歩道の除草についてなのですけれども、縁石の際や敷き詰めている下のタイルなどのすき間から雑草が非常に目立っている部分が多いと。やはり景観的にも見え方が悪く、そして毎年いろいろなイベントも開催されることもありますので、これからももう少し気を使い、そういったアーケードの中の歩道の部分の除草作業を実施したほうがいいのではないかなと私自身考えているのですけれども、その点についてちょっと改めて考え方についてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今議員から御指摘ございました縁石際やブロック内の除草についてということで、ちょっと基本的な考え方申し上げさせていただきたいと思っております。

歩道におきます縁石際に、そこに生えます草刈りににつきましては、先ほど答弁させていただきました委託による草刈り作業、これには対応してございません。それぞれの現状、状況におきまして当市直営班保有のスーパー車をもちまして直営により対応してございます。

また、御指摘のございましたアーケードの設置区間、これは議員のお話の名寄の顔と言うべき場所だというふうに当然認識してございます。そこにはタイルといいますか、インターロッキングブロックが敷き込まれてございまして、確かにすき間に草が生える状況の姿なども見ていますが、こういった作業につきましては当然人の力でなければできない作業ということで、先ほど言いましたスーパー車での作業などございますが、正直そこまで調整ができず、対応に苦慮しているというのが現状だというふうに認識をしているところで

ございます。除草については、当然快適な歩道空間といえますか、気持ちよくお使いいただけるような大変大事なところだという認識でございますので、関係機関にお力をかりながら、何とか解決できる方策がないか、改めて考えてまいりたいなと思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。

アーケードの中ですので、スーパー作業だとかも当然入れないこととなりますので、どう見てもあそこは人力作業でやるしかないの、とても大変だということなのですけれども、これはあくまでも一つの方法としてなのですけれども、あそこに並んでいる商店街の方々に除草作業の協力というのでしょうか、美化活動に協力してくださいと言えいいのか、そういった協力を求めるのも一つの方法ではないかなと考えているところなのですけれども、このような協力依頼などをしていく考えはないのか、改めてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 通常市街地の道路脇の草刈りといえますか、沿線の方々に大変日常、ふだんから御理解、御協力いただいているところでございます。商店街個別各店舗に同じような形でお願いしてはいかがかという提案をいただいていることになるかと思っておりますけれども、商店街には中には当然閉店されている空き店舗等々もございまして、なかなか一つ一つ個別にというのはちょっと正直難しい点もあるかというふうに思っております。ただ、今後商店街組合さんに当然こういった課題も含めて御相談なり協力をお願いするなり、いい手だてがないものかということで、ちょっと一緒に協働して研究してまいりたいなというふうに思っているところがございますので、そのように御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。今後も景観的にも、そしていろいろなイベントが開催されて、地元の市民の方々だとか地方から来られる方もおられますので、何とか維持管理のほうに取り組んでいただくことをお願いしたいなと思います。

次に、市道補修についてなのですが、場所によっては簡易舗装には穴埋めをするとき、必ずマーキングというのですか、どのぐらいの範囲でこの穴は舗装するみたいな感じでマーキングをしていくのですけれども、マーキングをしてもその年に穴埋めをせず、次の年に繰り越して穴埋めを行っている場所もあると。それで、そのマーキングを見ることによって、誰しものがやはりことしここの道路を補修してくれるのだなと思うと思うのです。そこで、市民からマーキングをしておいてなぜ補修しないのかと、そういったお叱りの言葉もお聞きしているところなのですけれども、やはり市民の誤解を招くことのないように、市道を管理する立場として補修を行う事業所等に対して指導監督ですとか、または助言をしていくべきではないかなと考えているところなのですけれども、改めてこの点についてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 議員からの御指摘、そして市民の方の声ということで大変重く受けとめ、理解させていただきたいと思っております。

御理解いただければと思うのですが、道路の補修工事の関係、実施する場合につきましては当然事前の入念な調査というのが必要になります。その調査結果に基づきまして、緊急性、どうしてもここは急がなければならぬといった箇所から施行するということとなります。そういう場合で過年度といえますか、ちょっと一部先送りせざるを得ない場合もございまして、次年度以降の対応になる場合なども正直ございます。できる限り緊急性

の高いものをといった、こういうテーマがござい
ますので、そういった場合もあるということで御
理解いただければと思っています。

業者につきましても、マーキング作業をされれ
ば市民の皆様もこれは工事近々だなということで、
そういう期待をお持ちいただける状況はあるとい
うふうに当然私どもも認識をしております。しか
し、この広い一円の各路線の調査ということでご
ざいますので、ある面やむを得ない部分もあるの
かということでお許しをいただければというふう
に思っています。補修工事といたしまして、
当然発注する工事とは別に私どもの直営班で小規
模な穴あきだとかも含めて、細かな補修、修繕に
ついては適宜実施させていただいてございますの
で、今後も道路の安全性を少しでも確保するため、
そして市民の皆様のそういった道路に対する要望
等できるだけ応えられるようにしてまいりたいと
いうふうには思っていますので、何分御理解
賜ればというふうに思っています。よろしく
お願いします。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。
路線も範囲も広く、なかなか難しいところ
もありますし、どうしても緊急性があるものが優
先されていくということで、その辺は私も理解を
したいと思います。

そこで、先ほども部長のほうから言われていた
のですけれども、毎年市民から市道の維持管理に
ついていろいろと意見や要望などがあると思うの
ですけれども、ことしの市民からの意見や要望の
状況、そしてその対応について改めてお聞きした
いなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 市民の皆様から
の道路に関する要望というのは、適時受けとめさ
せていただいて、対処できるものから対処してい
くという形で、先ほど申し上げさせていただいた

ような気構えを持って対処させていただいてござ
います。

先ほどの答弁させていただいた中で、今年度と
りわけ町内会の皆様に対しまして年度当初の早い
段階で道路における心配箇所のリストアップ作業
をいただきまして、今回8町内会から38カ所の
要望をいただきました。先ほど申し上げたように
おおむね8割程度の解決はしてきたというふう
に思っているところでございますが、その内容とい
たしましては、やはり除雪の影響もあったのかも
しれません。縁石が、そしてまた舗装が破損して
いるのではないか、道路に段差ができたのでない
かといったようなお話が大半を占めてございまし
て、これは例年それぞれの形で御指摘いただい
ている状況とほぼ同様の内容等が多いかなという
ふうに認識をしております。答弁先ほどもさせて
いただきましたけれども、防じん道路や未改良道
路では、春先の凍上現象などの道路が隆起する
といったこと、そしてある程度時間を置いて夏場
になったらややもとに戻るような形といった現象も
毎年これは継続してございます。当然現在進めて
おります道路改良工事とあわせて、適時補修
工事についても私どもパトロール等を実施しなが
ら、道路の安全性、そしてできる限り市民の要望
にお応えできるようにしっかりとこれからも取り
組んでまいりたいというふうに考えてございま
すので、あわせて御理解いただければと思っ
ています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。
どうしても我々名寄市というまちは、雪が
降り、豪雪地帯ということもあり、特に雪の降り
始めですとか、3月、4月にかけての雪解けの時
期に除雪をすると、グレーダーですとか、ドーザ
ーでかけることによって、雪降る前にせっかく穴
埋めした場所が剥がれるなど、そういった現象も
起きることは予想されることであって、それも仕

方がないことなのかなと。そういった繰り返してなかなか先に進んでいかないというのもあるのではないかなと私も実感しているところではあるのですが、やはり市民の方々は少しでも安心して安全に道路が利用できるようにと考えておりますので、今後もよりよい道路維持に努めていただくことをぜひお願いしたいと思います。

次に、特認校制度についてなのですが、この特認入学を認められた児童生徒は通学上の条件として公共交通機関の利用を原則とし、やむを得ない場合、保護者の自家用車送迎を認めていることとなっているという形になっていますけれども、特認校に通う児童生徒にスクールバスの運行はできないのかと思うのですが、これはスクールバスの運行に当たってこうでなければ運行できませんよだとか、そういったルールというのか、規定だとかありまして、厳しくてなかなか難しいところもあると思うのですが、改めて本市の考え方についてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 特認校に通う児童生徒の方がスクールバスを利用できないかという御質問でありますけれども、本市のスクールバスにつきましては国のへき地児童生徒援助費等の補助金を特定財源として年次的に導入、更新をしている状況にあります。現在は、市内6路線でスクールバス6台で運行しております。このへき地児童生徒援助費等補助金の補助要件の中で、1つにはへき地学校の通学指定区域を運行する場合、2つ目に過疎により児童生徒の減少に対処するため学校統廃合がなされた場合に限定されているということになっております。こういった状況から、特認校制度で通学する児童生徒に対してスクールバスの運行はできないというふうになっております。そのようなことから、今後においても今議員からありましたけれども、遠距離通学の補助制度もうちのほうでありますので、そういったものを活用していただきながら、公共交通機関の利用を原

則にしながらやむを得ない事情があった場合について保護者の送迎も可能とすることで今後とも対応していきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。スクールバスの運行については、今小川部長のほうから聞かせていただきましたので、そういった条件に沿っての運行なので、非常に難しいということなので、私も理解はしたいと思います。

そして、先ほどの状況について御説明もいただいたところなのですが、特認入学を認められて通学をしている児童生徒たちの学習面なので、特に特色ある教育活動についてもう少し再度お聞きしたいと思うのですが、改めてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 先ほども申し上げましたけれども、特認校の指定に当たりましてやっぱり子供たちが伸び伸びと生き生きとそこに通うことによって、体の成長であったり、心身の増進、そういったことを含めて行える学校ということで、議員も御承知だと思いますけれども、中名寄小学校でははだしの学校ということで、自然に恵まれた環境の中で子供たちが生活をする、そういったこと、下多寄小学校においても同じように小規模校で、周辺が農村地域ということもありますので、そういった学校を指定しながら、子供たちの心身のことも含めまして、これは成長していく、そういった環境を整えながら、そういった環境に子供たちを通わせたいという、そういった保護者の方がおられましたら一定の基準を設けて、先ほど申し上げた規定の中で特認校制度の活用を図っていただきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。

した。これからも特認学校の入学を認められた児童生徒たちが伸び伸びと健やかに教育を受けて育っていただけるように、学校と保護者がメインになってくると思うのですけれども、それに教育委員会としてもかかわりを持って、連携をとりながら引き続き取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

次に、児童センターについてなのですが、たくさんの方々に利用されているということなのですが、利用するに至って児童センター施設がもう既に築50年ということも、いろいろと施設の維持管理も大変だとは思いますが、築50年を迎え、老朽化や耐震性のことなどを考えるとやはり児童センター施設の今後を考えていかなければいけないのかなと思うのですけれども、今後はどういうふうになっているのか。例えば建てかえをするのか、または複合型を考えているのか、もしくは旧豊西小学校のような場所に移転するのか、模索をしていかなければいけないことがいろいろあると思うのですけれども、改めて本市としてのお考えをお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今児童センター施設の築50年がたって今後どのようにしていくのかという御質問だというふうに思っています。児童センター施設については昭和47年に、また体育施設を含む青少年会館は昭和42年に建設がされているところであります。平成23年には、体育室を残して旧青少年会館を解体し、内部の一部改修を行ったり、平成25年には雨漏りが発生して体育室の屋根の張りかえ等行っているところでもあります。議員からありましたように、施設の老朽化が進んでいる状況、また耐震性の問題など、建てかえが必要な時期に来ているところでもあります。その点につきましては、第2次総合計画や公共施設等総合管理計画等で改築の時期や改築内容について今後協議をしてみたいというふうに考えておりますけれども、その協議につきまして

は子供たちが気軽に安心し、安全に遊び、交流できる場として利用され、また利用者の利便性を高めるためにほかの公共施設との複合化も視野に入れるなど、さまざまな視点から検討をしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。

利用するに当たって、やはり市民の方々が中心になってくると思うのですけれども、そこで児童センターの施設の今後として、利用する市民の方々が何を求めているのか、それを知るためにも一度市民に対してアンケート調査が必要ではないかなと私自身考えているのですけれども、この点についてどのように考えているのか、改めてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 施設の改築に当たっては、議員から御指摘ありましたとおり市民からの意見等、要望等も聞くことも大変重要だというふうに考えています。児童センターの改築に当たりましては、利用者ニーズに応えることが重要であることから、児童会館には運営委員会などの組織もありますし、そういった教育委員会の組織での御意見、御検討をいただくことや子ども・子育て支援事業計画の中で前回はアンケートを実施していますけれども、そういったアンケート結果なり協議内容等々、また総合計画や総合戦略、さまざまな場面で意見等いただいている部分もありますので、今後もいろんな部分で市民の御意見をいただくような形になるかというふうに思っています。そういった意見もしっかり踏まえながら対応しますが、市民のアンケートにつきましては協議状況を勘案しながら、対応についてはまた別途検討していきたいというふうに考えているところで、いずれにいたしましても今おっしゃるように市民の要望に応える、そういったような対応

をしていきたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。築50年という年月もたっておりますので、老朽化や耐震性の問題もあると思ひまして、児童センター施設の今後として取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

次に、児童生徒の登下校時における不審者対応についてなのですが、児童生徒がもしも実際に不審者に遭遇した場合の後の精神的なケアについてなのですが、やはり実際に不審者に遭遇した場合に精神的にも不安を抱えて、なかなか登校しづらいですとか、いろいろと問題を抱えてくると思うのですが、そういった場合のどのように対応していくのか、本市としての考えを改めてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） もし不審者に会った場合の対応ということでありますけれども、不審者に遭遇する被害に遭った児童生徒に対しましては、担任や養護教員などを中心に体調、睡眠、食欲、表情などの健康状態と心配なことや困っていることなどを個別の面談や家庭訪問で確認しているところであります。また、心的外傷による影響などは場合によっては長期化、長期にわたりあらわれることもありますから、学校医や名寄市教育委員会教育相談センターなどの関係機関と連携を図りながら継続的な観察とケアを行っていく必要があるというふうに考えております。各学校には、被害に遭った児童生徒はもちろん、ほかの児童生徒についても心のケアを第一に考えながら、朝の健康観察や授業時間、給食時間や放課後での活動において子供の表情や行動、人間関係にあらわれたサインを捉え、きめ細やかな観察をして、心身の健康状態の変化を見逃さないように努めていくよう改めて指導していきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。

最初の質問のときにも答弁いただいたのですが、説明の中でふだんから地域の住民の方々から協力もいただいているということで、そのほかにも登下校時のパトロールや地域110番の家なども設置していただいておりますけれども、それを踏まえていろいろと防犯訓練もやっているとは思いますが、実際に地域110番の家を利用した実践的な防犯訓練などかは考えていないのか、この点について改めてお考えをお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 各学校におきましては、学校運営計画において不審者に対する安全確保対策の方法を掲載し、対応しているところであります。その方法については、集団下校の形をとったり、地域の安全安心会議の方々に街頭に立って見守っていただけるよう依頼するなど、さまざまな対応が盛り込まれているところであります。不審者の対策の一つの手段といたしまして、議員からありました地域110番の家の方々の協力をいただいているところでありますけれども、その防犯訓練などを実施してはどうかという今の御質問でありますけれども、現時点においてはそのような対応を各学校で実施するよう指示することは考えておりません。ただし、教育委員会の事務点検及び評価における外部評価委員の意見にもありましたけれども、児童生徒のそれぞれの通学路中にある地域110番の家に訪問するなど、ふだんから交流を通していざというときのための対応としてはどうかという、こういった提言もいただいているところであります。議員からありましたように、110番の家の方との連携を大変重要というふうに私たちも認識していますので、今後においても地域110番の家の皆様の協力など連携を

より一層強めていくような手法について対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。今のところは考えていないということなのですが、実践的な防犯訓練を取り入れることにより、体に覚えさせるということになって、もしそういった事案が発生した場合にはとっさに行動に出て未然に防止できるのではないかなとも考えておりますので、時々でもいいのですけれども、やはり子供たちの防犯意識も高まってくると思いますので、実践的な防犯訓練も取り入れてはと思いますので、考えていただければと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、犯罪に強いまちづくりについてですが、高齢者のほとんどが自分はそのような犯罪には遭遇しないと思っているとお話もお聞きしております。実際以前私も報道のほうで高齢者の約8割の方が自分はそういった犯罪に遭遇しないという、報道機関でも見ているのですけれども、もし自分が犯罪に遭遇した場合にどうしていいかわからないと言っています。このような犯罪等は、警察機関等の対応にはなってくると思うのですけれども、本市としてもやはり高齢者を犯罪から守るといった観点から、何か取り組んでいかないといけないのかなと思いますので、本市としての考え、改めてお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） まさに議員御指摘のとおりでございます。自分はだまされないと思っている高齢者の方であっても、実際には被害に遭っているのが現実でございます。こうした卑劣な犯罪に対抗していくためには、犯罪防止について周知啓発がとても大切だというふうに考えております。名寄市消費生活センターにおきましては、平成28年度では12回にわたりましてこうした振り込め詐欺やオレオレ詐欺に関して周知啓発事

業として出前講座を実施をしてきておりまして、延べにすると334名の方に参加をいただいております。また、消費生活センターから詐欺、犯罪について情報があつた場合につきましては、高齢者支援課、地域包括支援センターから市内各居宅介護支援事業所等へ情報提供を行いまして、高齢者に対して注意喚起を図るほか、携帯電話を使ってATM操作をさせる手口に対しての注意喚起ビラの配布、高齢者支援課と社会福祉課が中心になって権利擁護講演会のテーマの一環として、寸劇による詐欺犯罪防止を呼びかける等の活動を行ってございます。全国的には詐欺被害が続いておりまして、当市におきましても名寄警察署を初めとした各関係機関、団体等と連携をしながら、こうした詐欺犯罪を被害を未然に防ぐことができるよう注意喚起、啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。

そういった事案があつた場合には、警察機関や消費者センターなどに電話を入れて相談するというのが基本的になつてくるとは思うのですけれども、もし高齢者の方々から本市にこのような事案があつた、そのような相談があつた場合の対応はどのようになっているのか、改めてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 高齢者から実際に相談があつた場合についての対応ということで、改めて質問いただきました。本市におきましては、市民からの相談という形で消費生活センターでの相談対応という形になりますけれども、警察機関等関係団体等との連携のもとに相談が進められることになりますけれども、実は昨年は4件の事例がございました。緊急対応として名寄警察署等と連携をした上で、問題の解決につなげております。

平成28年では、市民から寄せられた還付金、名義貸し、オレオレ詐欺等の特殊詐欺、悪徳商法ですとか、インターネットの架空請求、不審電話等に関する苦情や消費者庁、国民生活センター、北海道からの消費者被害に関する情報をもとにして、庁内関係部署や関係機関、団体及び広域町村に注意喚起情報として23回情報提供を行ってございます。今後もこのような犯罪を未然に防ぐために注意喚起、周知徹底を図り、犯罪防止に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。これからも高齢者の方々が安心して安全に生活が送れるように警察機関などと連携をとりながら取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

次に、最後になるのですけれども、防犯灯、街路灯の設置についてなのですけれども、毎年市民の方々からも意見、要望などが出ているということなのですけれども、特にことしの意見、要望等はどのような状況なのか、そしてその対応はどのようにしているのか、改めてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 防犯灯、街路灯の設置についてでございますけれども、とりわけ住宅の新たな造成などでは当然地先の市民の方々、またそれぞれの町内会から、公園周辺だとか通学路についてはもちろんPTAの連合会、各学校を通じて御要望をいただいております。そのほとんどと言ってはなんですが、大半が防犯上から安全面に配慮していただきたいといったような御意見でございまして、先ほど申しあげましたように本市としてもこの間防犯灯のLED化工事に取り組んできてございまして、今までよりも照度がより明るくなっているとはもう実感いただいているのではないかと考えてございます。それぞれいただきました要望につきましては、当然現地を確認

をさせていただきまして、設置が必要か否か、そういった判断をしっかりとしながら設置をしていくという筋道でございまして、ただ郊外地区になりますと御要望いただいてもその全てについての対応というのは必要性の本当の検討からということもございまして、なかなか郊外での早急な対応というのはちょっと難しい面も正直ございます。いずれにしましても、今後それぞれしっかりと現地確認して、状況判断して適時適切に対応してまいりたいと考えてございますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。

特に中学生、高校生になると部活動で帰りが遅くなったりして、どうしても防犯灯や街路灯がない暗い通りなどを通して帰らなければいけない場合も考えられるのですけれども、今後そういった場所の防犯灯や街路灯を設置する必要がある場所等を把握しているのか、そして今後は設置することを考えているのか、改めてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 防犯灯、街路灯の設置場所の把握につきましては、繰り返しになりますけれども、当然私どもも日常の道路パトロール等も実施をし、確認といたしますか、してございますが、先ほどの申しあげたとおりそれぞれの町内会さんとか、また学校PTAの方々からそういった情報提供や要望などをいただいております。そして、現地を確認をさせていただいております。議員御心配のとおり、通学路、この安全面、そして危険など、そういった不安箇所については当然配慮してまいりたいというふうに考えてございます。ただ、御要望いただく全ての箇所に設置ということはある面難しい面もございまして、交通量の多い路線だとか、通学路を中心としてしっかりその必要性を見きわめさせてい

ただいてございまして、取り組んでまいりたいと
考えてございますので、改めて御理解いただければ
と思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で野田三樹也議員
の質問を終わります。

住宅セーフティネット制度の活用を外2件を、
高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいた
だきましたので、通告順に従いまして、質問をし
てまいります。よろしく願いいたします。

まず、大きい項目1番目、住宅セーフティネッ
ト制度の活用についてを質問いたします。住宅確
保が困難な低所得の高齢者や障がい者、子育て世
帯などのために空き家、空き地を活用して住まい
を提供する新たな住宅セーフティネット制度が1
0月からスタートします。この住宅セーフティネ
ット制度の周知に向けて、国土交通省は本年7月
に北海道など全国7都道府県で説明会を実施し、
各会場には自治体や不動産会社など関係者らが多
数参加し、関心の高さが示されたそうであります。
生活安全の観点から、管理不全空き家を把握し、
除去し、再利用に努め、新たな管理不全状態とな
った空き家を電子地図上に所有者、相続関係でデ
ータベース化されていると思われま。また、適切
に管理され、活用可能な空き家は貴重な住宅資
源として利活用の促進を図るために、名寄市空家
バンクに登録され、空き家の供給のマッチングを
図るための移住、定住の取り組みを進められてい
ると思いますが、本市の空き家、空き室の状況と
対策について理事者の御見解をお願いいたします。

人口減少や高齢化に伴う世帯数の減少で全国の
空き家は820万戸を数え、そのうち賃貸住宅は
420万戸に上ると言われております。一方で、
地方自治体の公営住宅については応募倍率が高く、
全国の平均が5.8倍、東京では22.8倍に達して
いるなど、公営住宅に入居できない高齢世帯や障
がい世帯や子育て世帯や移住世帯が多くいる状況

にあります。本市の公営住宅の応募状況について
理事者の御見解をお願いをいたします。

新たな住宅セーフティネット制度は、地方自治
体に専用住宅として登録された空き家、空き室に
住宅を確保することが困難な高齢者らが入居する
際、国などが最大4万円の家賃を補助する内容で、
対象は月収15万8,000円以下の方々です。賃
貸契約の際には、必要な家賃の債務保証料として
最大6万円の補助をし、家賃の半分程度とされる
保証料の負担を軽減することができるそうであり
ます。また、円滑な入居を促す支援策として、移
住支援協議会も拡充され、受け入れ家主に対して
は耐震化に向けた改修など1戸当たり最大200
万円の補助が受けられるそうであります。名寄市
の空き家、空き室を利用し、住宅セーフティネッ
ト制度の活用の考えの理事者の御見解をお願いを
いたします。

大きい項目の2番目、リスク検診、ピロリ菌の
検査の導入についてをお尋ねをいたします。ピロ
リ菌は、1983年にオーストラリアのウォレン
博士とマーシャル博士によって発見されたらせん
状の細菌で、人の胃の中にしか生息しないことが
わかっております。このピロリ菌は、幼少時4歳
から5歳ごろに感染、持続的に胃粘膜の炎症を起
こして、慢性的に胃の粘膜の炎症が続いていると
胃粘膜が薄く萎縮したり、慢性萎縮性胃炎などさ
まざまな胃の病気になると言われております。名
寄市もがん検診の受診状況は年々受診率がなかな
か上がらない状況が続いておりますが、リスク検
診とは胃の中のピロリ菌がいるかどうか、胃の萎
縮があるかどうかを調べる検査であります。最近
各市町村では、ドック検診や各種検診のオプショ
ンとして導入されており、導入を視野に入れて一
般質問も多くされておられます。各種がん検診で
早期発見、早期治療のためにも、少ない予算で治
療ができるということで、健康福祉のまち名寄を
全国に発信するためにも、義務教育、中学生時に
ピロリ菌検査を行っている市町村が多数あります。

ピロリ菌検査の導入の理事者の御見解をお願いをいたします。

大きい項目3点目、公立高校の学校間口削減についてをお尋ねをいたします。北海道教育委員会の2018年から5年間教育行政の基本を示す教育計画の素案が公表されました。人口減少やグローバル化が加速する中、ふるさとへの愛着を持ち、国際的な活躍をする人材の育成や教育環境の格差解消が盛り込まれました。ふるさとに誇りを持ちながら地域や産業を支える人材や国際的に活躍する人材を重視されているというのが現状であります。欠員が出て学級減となった高校が生徒確保が見込まれるかどうか、北海道教育委員会が判断され、名寄高校は1学級復活をしました。しかし、名寄産業高校が1学級減となった現状で、この地域に必要な人材を育て、地域経済を支えている産業高校であります。産業高校の学科は、人材育成確保の観点からも必要と思われる学校であるというふうに考えております。名寄市内高等学校在り方検討会議と名寄教育委員会の今後の計画とこの削減に対する対策についての理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 高橋議員からは、大項目で3点にわたりまして質問をいただきました。大項目1の小項目1については私から、小項目2と3につきましては建設水道部長から、大項目2は健康福祉部長、大項目3は教育部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしく申し上げます。

それでは、大項目1の小項目1、本市の空き家、空き室の状況と対策について申し上げます。空き家の実態把握につきましては、平成25年3月に町内会長さんの協力をいただきまして、空き家の戸数とあわせてその空き家の中で管理不全と思われる戸数についてアンケート調査を行いました。その結果、空き家戸数につきましては357戸、そのうち管理不全と思われる空き家は86戸とい

う数字となりました。その後平成26年度の冬期間の現地調査では81戸を確認をし、新たな市民からの情報提供ですとか、苦情等により把握をしたものが22戸ありました。みずから除却されたものが14戸、再利用等が4戸ございまして、平成29年2月末時点では85戸となっております。それ以降の実態把握につきましては、通常業務の中での情報収集ですとか、市民からの情報提供の都度現場を確認しておりますけれども、取り壊して更地になっていたり、既に新築がされているなど利活用が確認をされる一方で、やはり新たに管理不全となる空き家が発生をしている現状でございます。

こうした状況の中で、本市の空き家対策としましては、空家等対策計画を策定をし、空き家の利活用促進に向けた名寄市空家バンクを開設をし、市ホームページで公開するとともに、平成28年11月の広報とあわせて空き家や空き地の登録物件の募集に向けチラシを全戸配布したり、周知を行い、12月には空き家の適正管理と有効活用、空き家放置によるリスク等の周知啓発に取り組み、さらには平成29年7月にも全戸配布で空き家の適正管理と有効活用を周知してまいりました。空き家、空き室とはいえ、基本的には個人の資産でございます。管理不全と見受けられる空き家がある一方で、所有者責任においてきちんと管理が徹底されている空き家も多数ございます。今後におきましても管理不全空き家の発生抑制と適正管理の啓発、利活用の促進に向けた周知、相談窓口での対応を進めるとともに、管理不全空き家の把握を進め、名寄市内全域の空き家の実態把握に取り組んでまいりたいと考えています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 続きまして、私からは小項目2、公営住宅の応募状況についてお答え申し上げます。

本市における市営住宅の応募状況につきまして、

過去5年間の実績をお知らせいたします。平成24年度、募集22戸に対し応募92件で、応募倍率4.2倍、平成25年度、募集15戸に対し応募80件で、応募倍率5.3倍、平成26年度、募集15戸に対し応募86件で、応募倍率5.7倍、平成27年度、募集22戸に対し応募72件で、応募倍率3.3倍、平成28年度、募集20戸に対し応募52件で、応募倍率2.6倍となっており、若干の減少が見られております。

市営住宅への入居資格としては、名寄市営住宅管理条例第6条第3号で現に住宅に困窮していることが明らかな者であることとあります。また、同条例第9条、入居者の選考として、第1号から第6号までの該当者のうちから行うこととなっております。このうちの1号から第5号が住宅セーフティネットにおける住宅確保要配慮者とされる方々の要件とほぼ合致しております。入居を希望される方には、申込書の提出が必要となりますが、その中に住宅の困窮状況を選択し、お知らせいただく箇所があり、その分析によりますとほぼ100%住宅確保要配慮者であることが認識されます。しかし、定期公募における提供住宅のほとんどが抽せんによる入居決定となっているため、申込者が同列に住宅確保要配慮者であり、優遇措置を設けたとしても、全ての申込者がその公募月に市営住宅へ即時入居決定とはなっておりません。先ほど申し上げましたとおり、近年の応募倍率は減少傾向にあります。市営住宅への入居ニーズは地域において高いと思われておりますので、今後も市営住宅の空き家の解消に向け、直営管轄だけでなく、外注修繕もあわせ定期公募における提供住宅をふやせるように努力してまいります。

次に、小項目3、空き家、空き室を利用し、住宅セーフティネット制度の活用についてお答えいたします。さきの答弁にありましたように、市民部において空家バンクの取り組み、登録はまだない状況です。また、市営住宅の空き家については、平成29年度当初時点で公募用空き家が92戸と

多い状況となっております。公営住宅応募倍率は都市部が高倍率となっておりますが、本市においては先ほどのように近年は2倍から3倍程度と落ちついており、極端に不足しているという認識は持っていないところです。議員が御指摘の住宅セーフティネット制度を活用した民間空き家等の解消や利活用は必要なことと思っておりますが、今後北海道を初めとする自治体の動向を見ながら、制度の把握、情報収集してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

私からは以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2のリスク検診の導入について、小項目1の義務教育中にピロリ菌検査の導入をについてお答えいたします。

ピロリ菌は、胃の粘膜に生息する細菌で、胃がんや慢性胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍の原因になり、ほとんどは幼児期に口から感染し、食べ物の口移しも原因の一つと考えられております。世界保健機関は、ピロリ菌除菌について2014年に胃がんの80%はピロリ菌感染が原因で、除菌により胃がんを30から40%減らせるとの報告をまとめており、日本ヘリコバクター学会においては2016年のピロリ菌感染の診断、治療ガイドラインの中で中学生以降では早期の除菌が望ましいと提言しております。しかし、国内のピロリ菌感染者は1960年代までの水道環境の不備のために広まったもので、中高年を中心に約3,500万人と言われておりますが、衛生環境が整ったことにより感染している割合は年々減少し、若い世代では低くなっております。現在日本では、飲料水からのピロリ菌感染はなく、ほとんどは免疫力が弱い5歳以下の乳幼児期に家族などから感染し、長い時間をかけて徐々に胃を荒らし、胃炎や胃がんを引き起こすと言われております。そのため感染している場合は、なるべく若い時期に除菌治療をすることで胃がんなどの病気を予防できるとの

考えから、道内では平成27年度は2市15町が、平成28年度は10市27町村が中学生等を対象にピロリ菌検査として1次は尿中抗体検査を、陽性の場合は2次検査として尿素呼気検査を実施しております。しかしながら、ピロリ菌感染者が必ずしも将来胃がんになるわけではなく、一説では感染者が一生の間に胃がんを発症する確率は1から2%とされ、若い世代への除菌が胃がんを減らす効果がまだ実証されていないことや除菌薬には下痢や味覚異常などの副作用が報告されており、胃炎などの症状が出ていない段階での除菌には慎重な見方もあります。

また、国はがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針において、胃がんの予防には食生活の改善や禁煙、ヘリコバクターピロリの除菌等の1次予防と検診による2次予防がともに重要であるとしつつ、ヘリコバクターピロリ菌抗体検査等についてはがん検診のあり方に関する検討会において胃がんのリスクの解消ができることでリスクに応じた検診が提供でき、検査の対象者の絞り込みにおいても有効な方法となり得るが、現時点では死亡率減少効果のエビデンスが十分でないため、胃部エックス線検査や胃内視鏡検査と組み合わせた検査方法の構築や死亡率減少効果等について引き続き検証を行っていく必要があると提言され、現在も検証を行っている段階であります。そのため、国の見解を引き続き調査研究してまいります。

このような状況から、義務教育中の導入となればさらに症例数が少なく、保護者の理解や学校現場の理解と協力が不可欠であることから、教育委員会、精密検査や治療を担っていただく医療機関と慎重に検討していく必要があると考えます。いづれにいたしましても、ピロリ菌除菌後も胃がんになる危険性が皆無ではないとされていることから、国の指針に基づいたがん検診は有効性が確立された検査方法でありますので、まずは今後も胃がん検診の受診率向上に向けた検診勧奨や受診し

やすい体制づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目3、公立高校間口削減について、小項目1の計画と対策についてお答えいたします。

初めに、道教委では毎年高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本に中学校卒業業者数の状況を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズや進路動向などに対応した学校、学科の配置や規模の適正化を図るために、公立高等学校配置計画を策定しているところであります。本年度は、9月5日に北海道教育委員会議が開催され、平成30年度から平成32年度の配置計画が決定され、平成33年度から平成36年度までの見通しが示されております。この配置計画では、平成29年度入学者選抜における第2次募集後の状況により、名寄高等学校を含め道内では12校12学級の減となりましたが、平成30年度の募集については名寄高等学校の4学級維持を含め道内では5校5学級がこれまで同様の学級数となりました。また、平成32年度から学級減は、名寄産業高等学校が4学級から1学級減の3学級になったのを含め、道内では24校25学級の減となります。さらに、上川北学区の中卒者数は、平成29年度の551人から平成33年度には458人と93人が減少することや現在の欠員の状況から平成33年度から平成36年度までに中卒者数や欠員の状況、学校、学科の配置状況などを考慮し、名寄市内での早急な定員調整の検討が必要との見通しが示されております。以上の配置計画の内容から、今後においても名寄市内高等学校の学級数の維持については依然として厳しい状況が続くものと考えております。

次に、今後の対策についてですが、まず名寄市内高等学校の定員確保については各高等学校と連携しながら対応してまいります。具体的には、1

つ目、中学校への募集案内に対する支援、2つ目、本年度から実施しました高等学校生徒資格取得に対する支援制度を初め生徒の資質向上や魅力ある学校づくりへの支援の充実、拡充、3つ目、市内企業、事業所、団体などとの連携による採用枠の拡大や人材育成への支援など取り組んでまいります。

また、名寄産業高等学校の学科編成や今後の市内高等学校のあり方については、平成27年2月に発足した名寄市内高等学校在り方検討会議を開催しながら検討してまいります。あわせて市内高等学校、道教委や上川教育局とも協議を行ってまいります。今後も子供たちの学ぶ環境を充実しながら、地域の人材育成確保の観点から対応してまいりますので、議員皆さんからの御意見もよろしくお願ひ申し上げ、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 大変ありがとうございます。時間もたっぷりありますので、じっくりと語っていききたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

まず、住宅の確保要配慮者の状況ということで、先ほど空き家等の部分を御説明をいただきました。公営住宅も募集が28年20件に対して52人と言っていますけれども、シルバーだとか、いろいろな部分があるので、そこに行けない方もおられると思うので、減っているのか、それとも前回ちょっとうちの党で研修会がありまして、釧路の人がこの住宅の部分のものを今推し進めておりまして、その中で住宅セーフティネット、市営住宅も可能なような話をされていたのです。そして、その中で釧路の場合は高層階、4階だとか5階のアパートというか、市営住宅が多いものですから、高齢者の方が上の階の募集が来てもなかなか申し込みをしないというふうにも言われていました。この市営住宅、名寄の場合はほとんどあきはないという状況ですから空き室にはならないと思いますけれども、もしセーフティネットの部分の制度を始

めたときに、名寄の空き室があります。そして、住宅確保要配慮者がもし入りたいとなった場合は、この制度を活用できるような状況なのでしょうか。まだ研究してみるという段階ですから、状況はちょっとわからないのかなというふうに思いますけれども、先ほど調査研究されるということだったのですけれども、今現状この制度、67協議会が設立もされています、29年5月現在で。北海道の本別町、山形の鶴岡市、千代田区、江東区、豊島区、杉並、板橋、世田谷、八王子市、調布市、日野市、川崎、船橋市、岐阜市、京都市、神戸市、北九州、福岡、大牟田、そして熊本等、こういう部分でもスタートされている部分があると思うのです。

私この研修会に出たときに、この制度が地方に有効だということで今回質問させていただいたのですけれども、先ほど三島部長が言われた、名寄は余り空き家がなくて、空家バンク登録ないのですよという状況だったのですけれども、市民がこの部分をわかっていないのかなという部分もあるのかなと。空家バンク自体がわかってないのかな、こういう状況でなった場合、空家バンクがありませんよ、移住、定住の方々がもし来たときに紹介してあげますよという、その部分が市民の方でわかっていないのかなという部分も思うのです。先ほど言ったように、空き家は357戸あって、管理不全が85戸ぐらいですと。残り約180戸は空き家部類に入るのか、どういう状況なのかかわからないですけれども、そういうふうに入る中で空家バンクないのですよという部分なのか、ちょっと私も状況がわからないので、あれなのですけれども、その市民への周知というか、対策というのはやられているのか。空き家は空き家であれして、本人に言って住めないところは解体してもらえばいいやという空家バンクなのか、そこら辺の状況をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 改めて空き家の関連でもって質問をいただきました。名寄市における空き家の状況と対策につきまして先ほど答弁をさせていただきます。我々としては、鋭意新しい特措法ができて、従来は危険空き家の対応ということだったのですが、新法の中では利活用を含めて対応していこうという発想でございます。それで、現状特措法ができた中で適切な管理がされていない空き家、これは地域に対してとても深刻な影響が発生をするということで、生活環境の保全を図ることが当然要求されるということでございまして、まず現地調査によって実態を把握をし、データベースの構築に現在取り組んでございます。

加えて、先ほど申し上げました空き家対策における新たな視点として、空き家の有効活用を図るべく、名寄市空家バンクを立ち上げたところではございますが、現状登録物件がないといった状態でございます。原因といたしましては、実は住宅物件の流通が民間ベースの中で活発に行われているということでございます。物件そのものが不足をしている現状があると。それともう一点、名寄市の地域的な特性になろうかと思いますが、すなわち積雪寒冷の地であるという特性がございまして、空き家の状態で何年か放置をされてしまうと、住宅が傷んでしまうという現状になってしまっていて、空き家の活用ではなくて空き家の除却のほうが進んでいるという状況なのかなというふうに、まちの中をちょっと見てみましても随分空き地が目立つような気がしてなりません。固定資産税の課税データの中で家屋の滅失という推移がございまして。平成27年度と平成28年度を比較をしてみたところ、専用住宅、共同住宅と併用住宅を含む居宅、これが滅失の数が124軒から170軒に46軒滅失が増加をしております。その他を加えた滅失数の合計、トータルです。これは236軒から361軒、124軒も滅失が増加をしているということがデータ上で明らかになってございます。したがって、現状新たな住

宅セーフティネット制度そのものには注目をしているところではございますけれども、現状空き家の中には活用できる物件が見当たらないということで、現状について御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。

名寄の場合は、積雪が多くて、住まなくなると屋根が壊れて、壊すほうが早いから空き家は少ないですよという。建てる軒数もふえているのですね、126軒という部分で見ますと。名寄は、意外と公務員の方が多いので、このような状況が続いているのかなという部分も否めないと思うのですけれども、住宅を見ても自衛隊さんの方が家を建てたり、公務員の方が家を建てるというのが多いなというのはすごく見受けられるのですけれども、逆に見えない部分の方々もいるという部分も押さえていただきたいなという。

先ほど言ったように、住宅確保の要配慮者の状況というのは高齢者、子育て世帯、低所得者、障がい者、被災者等がいますけれども、高齢者単身者はきっと名寄は何千人か、高齢者が約4000ぐらいですから千何百くらいは単身者がいるのかなというふうに思いますけれども、平成27年で601万世帯だったのが平成37年には約700万世帯に100万人ふえるというふうに、単身者が増加すると言われておりますし、若年者もその収入、平成9年の時点で若年者で474万円、私は高いなというふうに思うのですけれども、その方が今現状平成27年で416万円に年収が減って12%減になっている。今なかなか子供がふえないという状況が若年夫婦の方が子供を産めないというのは、やっぱり家が狭いというのが16%にもなっている。経済状況ももうちょっとあるのですけれども、家が狭いから子供を産めませんというのが16%に上っているというのです。そして、ひとり親世帯の収入というのは、夫婦、子世帯で約43%減、夫婦、子世帯では年収688万

円なのですけれども、ひとり親世帯では296万円で、392万円の格差が出ていると。そして、今現状大家さんがこういう困窮要配慮者になかなか賃貸の住宅を貸したくないというのが単身高齢者、生活保護受給者、高齢者のみの世帯が55%。ひとり親世帯にもなかなか住宅貸したくない理由が家賃の滞納だとか、孤独死されても困るだとか、子供の事故だとか、騒音への不安でその入居を拒む大家さんがいるというのです。私も何回か市営住宅がなかなか当選できないから、昔新婚さん夫婦のための市営住宅の部分はどうかだとか、あと地方から就職した人、また子育て世帯の方の入居優先だとかと言われたのですけれども、名寄はそういう市営住宅の規約があって、抽せんではないと入れないよという部分がありました。でも、このセーフティネット制度を市としてしっかりと活用して行って、市営住宅が無理であればその空き家、空き家でない空き家180世帯のその中でこういう部分を活用して、私きっとこの話がわからないからこういうセーフティネットが進まないのかなと。きっと不動産会社の方々だとか、なよろっぴい家づくりの会の方々だとかという方々に相談したら、もうちょっと広がっていくのかなという部分があると思います。

先月ですか、ある方から障がい者の方が家が雨漏りで大家さんに出ていってくれと言われた。そして、市営住宅って入れないのですか、いや、なかなかすぐは入れませんと今回福祉のほうに橋渡しして、ちょっとお話ししてもらいましたけれども、そういう方々がたくさんいるのです。私はそう思うのです。だから、それをどう役所として拾っていけるのかというのが重要ではないのかなというふうに私は思うのですけれども、その中でこの登録する部分で、よく生活保護の方々が2万3,000円で家探しなさいよと。それ以上は無理だよと。世帯によっては変わります。でも、単身だったらきっと2万3,000円だったと思うのです。それで、家、入居場所探しなさいよといって

もなかなか探し切れないのかなと。このセーフティネット活用して、共同住宅もオーケーなのですよね。そして、普通の住宅としては原則25平米以上、トイレ、台所、洗面所、浴室がついていること、その制度はあるのだけれども、地方自治体がこの耐震以外はこれはこういうふうにしたほうがいいよ、これでいいのでないのと言えば緩和ができる可能性がありますよと。そして、共同住宅の基準というのもありまして、専用居室の数は1人1室。そして、専用居室の面積が9平米で、共用空間には台所、食事室、団らん室、トイレ、浴室、シャワー室、洗面室、洗濯室を設けるというふうになっているのですけれども、私はこういう状況であれば生活保護者の方々のシェアハウス、障がい者の共同の居宅住宅も可能かなという部分があるのですけれども、どのようなものでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 改めていろいろな場面において質問をいただきました。ただ、新たな住宅セーフティネット制度につきましては、空き家が有効に活用されて、全国各地でふえ続けている空き家の問題、それと深刻化している高齢者などに対する入居の差別の問題を一石二鳥で解消しようとする政策ではないのかというふうに考えておりますけれども、1つには先ほど建設水道部長からも答弁ありましたが、公営住宅とのバランスがどのようになるのか。住宅の確保ですとか住宅の供給の分野では、公営住宅は一定程度の役割を果たしておりますし、一方では単身の高齢者ですとかひとり親世帯など、いわゆる住宅確保要配慮者とされる方々のニーズ、住宅需要がどの程度あるのか。福祉サービスとしての視点も必要でございまして、具体的なニーズというか、需要をどのように把握をしていくのか。制度的な部分におきましても、住宅の具体的な登録は実はこれは都道府県が担うと、こういう情報もございまして、今後どのように進んでいくのか、都道府県の動向な

どを含めて制度の動向を注視をしてみたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） よろしくありません。先ほど三島部長言われたように、高齢者、障がい者、子育て世帯、被災者世帯、低所得者、低額所得世帯、DVだとか、本当にもうそういう方々も市町村では入るのですが、国土交通省はそのほかに外国人だとか、東日本大震災の被災者だとか、そして中国人残留者、そして海外からの帰った方々、ホームレス、被生活保護者、失業者、新婚さん世帯、原爆被爆者だとか、ハンセン病、犯罪被害者、DV被害者等々も国交省では入られているみたいですので、ある程度の部分を調査されて進めていただきたいですし、協議会の登録も含めて都道府県になっていますけれども、その支援法人もいろんな法人つくれるみたいで、それも研究していただきたいなど。住宅管理される不動産会社の方々、またそういう住宅を管理している部分の方々としっかり協議していただいて、このようなすばらしい部分の政策でしたらやるべきかなというふうに感じますので、ぜひよろしくお願いいたします。

では次に、リスク検診、ピロリ菌導入についてをお聞きをいたします。まず、北海道で37市町村がやられております。そして、きのう鷹栖町の資料をちょっととらせていただきまして、中学におけるピロリ菌検査と除菌資料の取り組みを進めたと。その中で先ほど田邊部長も言われたように3歳から4歳で発症して、この資料でいくと約10歳ぐらいからピロリ菌の部分が動き出すというふうに言われております。それで、中学校でこのピロリ菌の感染しているかどうかの検査をされているみたいなのです。鷹栖町のものは、全家庭にこういうふうに同意書、またはアンケートをとってどういうふうにしようかという部分で進められたみたいで、本当に10歳以上の感染が成立が少くないと言われていて、中学校の時点で除菌成功し

た場合、それ以降の再感染はほぼないと考えられるというふうに鷹栖町の資料というか、北海道厚生連旭川厚生病院と連携してやられております。

先ほどピロリ菌になってもがんのリスクがないというふうなほうのことを言われていました。また、胃部エックス線検診と内視鏡検診のほうが有効的だというふうに言われていたのですけれども、予防医療普及協会の方々がネットでピロリ菌の除菌しても意味がない、逆に害がふえるというような部分の意見が出されている部分があって、それを予防医療普及協会がこのように言われています。ピロリ菌が胃癌原因であることは、WHOが認めている。WHOは3つの大規模疫学研究の結果からピロリ菌をグループ1の発がん物質で人に対する発がん性が認められると分類していると。2009年にも再確認されており、2014年にも胃癌の78%、非噴門部胃癌の89%がピロリ菌の原因であるというふうに言われている。除菌治療で30から40の胃癌予防の効果があると報告されている。ピロリ菌にも菌種があって、東アジア株というふうに日本は言われている。でも、イギリスの雑誌や何かは、「メディカル・ジャーナル」では除菌した人のほうが全体の死亡がふえるというふうに言われているのですけれども、それはこの学会では菌が違うから効果も違うのだというふうに言われています。学会では、除菌によるデメリットよりもメリットのほうが多い。除菌によるデメリットは、抗生剤による副作用や逆流性の食道炎の増加やアトピーの皮膚炎増加と言われていますけれども、それは1%以下の副作用にすぎないのだと。じんま疹などの薬剤アレルギーと知られております。だから、2000年に保険適用されて以来、数百万人以上行われている治療であり、特別に危険な治療ではないというふうに言われているそうであります。各市町村、中学校までに除菌を進めている地域が多数あります。ぜひ研究されて推進していただきたいなど。子供の将来のため、今水道水がよくなったから感染は

少ないよと言っていますけれども、先ほど田邊部長が言ったように3,500万、今3,000万人ぐらいにいるというふうに言われているピロリ菌ではないかなというふうに思っております。鷹栖町の調べでも検査した人の約3%がこの感染があったという報告が入っておりますので、3%も100人いれば3名です。その3名の除菌して、がんにかからないというのも必要ではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど37自治体、その他8自治体が実施予定で、全道で約4分の1になるのです。北海道で約10万人口以上のところが函館、苫小牧、帯広で実施されていて、尿ですから、1人約700円で検査ができる。帯広は、中学3年で1,400人おられますので、約152万円の予算の計上をされたという部分ではあります。きっと名寄では1,400人ではなく、学年ですから二、三百人ですから、約14万円ぐらいではできるのかなという部分あるのですけれども、実際には稚内も含めてやられております。名寄でこういう部分は検討は、全く最初からもうやれないよという部分なのでしょう。それちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 最初の答弁でも申し上げましたけれども、世界保健機関、WHOの報告は御紹介させていただいたところであります。成人以上に対するピロリ菌の除菌のがん発症に対する予防の効果は徐々に検証されつつあるという段階ではありますが、まだ国としてはがんの死亡率につながる確たるエビデンスが証明されているという見解は示していない状況でございます。ピロリ菌の感染率は、20歳代以下は10%未満、また中学生は5%以下というような状況のようでありまして、反対に70歳以上の方については北海道のがんセンターによりますと40%以上ということで、今後胃がんの死亡者数を抑制していく

ということについてはかえって中高年の方に対するそういった施策が必要ではないかというようなことも考えておりますし、ピロリ菌除菌ですとか、検査につきましては今後とも国の研究結果を十分に注視しながら考えて研究してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願ひします。高齢者の方々は保健センターでがんの検診を受けておられると思いますので、ぜひそういうふうな40%の方がおられるのであれば、リスク検査も含めて進めていただけたほうがいいかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、学校の高校間口削減についてをお尋ねをいたします。名寄市内高等学校在り方検討会議でこの部分は進められていると思いますけれども、名寄産業が1学級減っている中で、全国で一番最北の農業高校を抱え、本当に重要な位置にあると思いますし、産業高校の生徒というのは名寄の中小企業の方々が採用するぐらいの人材が多いというふうに私は聞いております。その中で道教委が専門高校Progressiveプロジェクトというふうな、8校を選んで観光だとか食だとか産業振興だとか、農、工、商業など職業学科を持つ道内の専門学校、地域産業を担う職業育成だとかに力を入れさせるためにプロジェクトの8校にしてつくり上げていっているのです。札幌の東商業高校では国際経済科では中国語だとか韓国語でホテルの外国人の接待だとか接客だとか、紋別高はホタテの貝殻で浄水、洗う、洗浄のものを研究したり、大野農業高校はバラ科の植物でジャムだとか香辛料をつくったりして、札幌啓北商業高校は観光、スポーツビジネスの分野の人材を派遣する等々があるのですけれども、私名寄産業高校もそういう部分が必要ではないかなというふうに思うのです。そうやっていかないと人がなかなか集まらないのかなという部分なのですけれども、

夕張みたいに英会話の授業を取り入れたり、三笠みたいにお菓子だとか料理に特化したりという部分なのですけれども、この在り方検討会議では産業高校はどういう部分を考えておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいなど。こういう部分というのは出ていないのか。先ほど部長言われたように、生徒の関心を引くような部分で魅力ある学校づくりというふうに言われておりますけれども、魅力がある学校づくりというのはどのように在り方検討会議では言われているのかお聞かせをいただいて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 産業高校、今回の1学級間口減ということで、定員確保に向けてどのような施策を考えているのかということだと思いますけれども、議員が話がありましたように、夕張、三笠、いろんな地域で特色ある、生徒を確保するためにほかにはない学科を取り入れて、定員確保に努めている学校はあるかと思えます。1自治体1校であればやっぱり高校なくなるというのは大変その自治体にとって大きな影響が出ますから、いろんな方策を講じて学校存続というのを考えられるかと思えます。ただ、名寄産業高校におきましては議員からありましたように、1つはやっぱり人材確保、名寄市に対する人材の確保という観点が一番強かったと思えます。もともとは名寄工業高校、名寄恵陵高校、名寄農業高校の3校があって、その要素を今一つに集約して4学級であると。これも本当に必要な学科が残ってきている。名寄にとって、将来に向かって名寄づくりのために必要な学科が残っているという部分では、今高等学校の在り方検討会議で話しているのは、やっぱり受け入れ側の都合からいえば人材育成確保したいという観点から、その中には農業団体であったり、商工業、建設業、公共職業安定所、いろんな方に入ってきていただきながら、いろんな意見をいただいて、どういった人材が必要か、どういったことを高校教育に望むかという議論をしてき

ているところであります。ただ、一方では、中学生が将来どういったことを自分が学んでいきたいという、これも大変重要な観点でありますから、7月25日にも会議をしましたがけれども、やっぱりその中では産業高校の入り口と出口の部分だったり、中学校の動向をもうちょっとしっかり検証して、その分を持ち寄って今後また考えていきたいと思いますというので、また10月か11月にかけて開催をしますけれども、進めていきたいと思っています。今現在では、新たな、何か人を集めるように全く違うような学科というのはちょっと想定はしていません。やっぱり名寄市のためになる高校ということでしたらしっかり検討しながら、一方では子供たちの将来の希望をかなえるような、そういった学科編成ということで意見をさまざまいただきながら進めてまいりたいと思いますので、皆さんからの御意見もいただきながら今後進めていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

二酸化炭素排出削減の促進について外2件を、塩田昌彦議員。

○10番（塩田昌彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問をさせていただきます。

大項目の1、二酸化炭素排出削減の促進についてお伺いをいたします。近年全世界や日本各地で発生している災害は、地球温暖化による海水温の上昇など、異常気象に起因すると言われ、この100年で地球上の海水温度が1.09度上昇しております。地球温暖化の原因として、化石燃料の使用、森林の減少による大気中の温室効果ガス濃度

の増加が極めて高いと言われ、人間の健康、生物の生態系、農業などに多大な影響を及ぼしております。今世界が一丸となって温室効果ガス排出削減対策に取り組んでおり、日本においても環境省などいろいろな場面で啓蒙活動を展開しております。

そこで、小項目1、名寄市の取り組みの現状と今後の対策について、また小項目の2、名寄地域の取り組みの現状についてお知らせください。

次に、大項目の2、地方創生、名寄市の生き残り対策についてお伺いをいたします。少子化等に伴う人口減少は、厚生労働省の将来推計人口を見ると軒並み大きく減少すると推計されており、大都市を除く地方の各自治体にとって大きな問題になっております。名寄市は、地域医療や大学教育などの充実などが幸いして減少幅が小さいと推計されておりますが、地域経済の変化やさまざまな要因から人口動態の変化が将来のまちづくりに大きく影響すると考えられます。地域経済を活性化することは、雇用の確保につながる極めて重要な要素となっております。

そこで、地域経済の活性化に影響すると思われる小項目の1、名寄市内の新築住宅建設の現状についてお知らせください。

次に、5月の新聞報道によると、近年の地元受注が減少傾向にあるとの報道がありました。そこで、小項目の2、新築住宅の地元施工業者受注の減少に対する対策についてお知らせください。

また、地域経済の活性化に関し、小項目の3、公共建設工事が与える地域経済への影響について考えをお聞かせください。

最後に、大項目の3、第2次名寄市行財政改革推進基本計画についてお尋ねをいたします。小項目の1、新・名寄市行財政改革推進計画の検証について及び成果額などについてもお知らせください。

次に、小項目の2、第2次行財政改革推進基本計画についてお聞きをいたします。今回の基本計

画の策定に当たり、前回計画の検証がどのように生かされているのか、計画の特徴と目玉改革について、また計画の基本方針ですけれども、行政運営や財政運営の方針の表現が微妙に変わっております。方針の考え方についてお知らせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） ただいま塩田議員から大項目で3点にわたって御質問いただきました。大項目1及び3については私から、大項目2の小項目1及び3については建設水道部長から、大項目2の小項目2は営業戦略室長からの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

初めに、大項目1の二酸化炭素排出削減の促進について、小項目1、名寄市の取り組みの現状と今後の対策についてお答えいたします。名寄市の事務事業によって生じる温室効果ガス排出抑制の取り組みにつきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、名寄市地球温暖化防止実行計画を平成19年に策定し、取り組んできております。第1次計画は平成19年度から平成23年度、第2次計画は平成24年度から平成28年度までのそれぞれ5年間の計画で、今年度新たに平成29年度から平成33年度までの3次計画を策定したところです。

第1次計画につきましては基準年比0.7%の削減、第2次計画については基準年比23%の増という結果になりました。大幅に増加した理由として、平成23年以後東日本大震災に伴う原発稼働の停止で、火力発電増加による電気の二酸化炭素換算係数が増加したことが大きく影響しています。また、その他の要因として平成25年4月に駅前交流プラザよろーなの開設、平成26年4月には名寄市立総合病院のヘリポートを備えた精神科棟の改築、平成27年5月には新たな文化芸術の拠点として名寄市民文化センターEN-RAYホールがオープンしており、この間のウオームビズ、

クールビズ等の取り組みによる公共施設の温度管理の徹底や節電、使用料抑制の取り組みを大幅に上回る結果となりました。さきに述べたとおり、二酸化炭素排出量の増加の要因は、火力発電増加による二酸化炭素排出係数が増加したことが大きく影響しており、仮に基準年度の二酸化炭素排出係数を使用した場合、二酸化炭素増加率は2.2%にとどまっております。

また、市民への啓発事業として、平成25年度から平成28年度まで年2回、計8回実施してきました節電モニター事業のエコチャレンジでは、参加者の固定などが見られることから、新たな取り組みとして小学生を対象としたこどもエコ隊を結成し、体験メニューを提供することで省エネに対する意識の醸成を図り、家庭や学校で省エネ普及啓発にかかわっていただくことを目的に実施しております。体験メニューとしては、北海道電力様のエネルギー広報車であるエネゴンを活用し、エネルギーの仕組み等を学び、名寄自動車学校様の御協力をいただき、プラグインハイブリッド車によるエコカー試乗体験、名寄駅から風連駅までの鉄道乗車体験、道北なよろ農業協同組合様の御協力により雪室型もち米低温貯蔵施設であるゆきわらべ雪中蔵の見学を行ってまいりました。今後は、バスの乗車体験を行い、公共交通を活用することで二酸化炭素排出量の削減につながることを学ぶ予定となっており、その後こどもエコ隊活動を通しての感想文を提出いただくこととなっております。さらに、10月には市長への活動報告会を開催し、子供たちから思い思いの感想を発言してもらうとともに、名寄消費者協会様が主催するみんなの消費生活展で感想文の展示を行う予定でございます。

地球温暖化対策に関する当市の取り組みとしては、環境省が実施するエネルギー対策特別会計を活用した地域の低炭素に関連する施策等国策である二酸化炭素排出量の削減にかかわる各種制度の情報収集に努め、活用可能な財源の調査に努力し

ているところです。名寄市の事務事業推進に当たりましては、市民ニーズに応える行政サービスを提供するとともに、地球温暖化防止に向けて引き続き節電、使用量抑制の取り組みを進めてまいります。

次に、小項目2、名寄地域の取り組みの現状についてお答えいたします。先ほどお答えいたしました環境省による地球温暖化対策を目的とした各種制度の中で、国民運動、クールチョイスの推進があり、平成29年度新規事業として地域と関係した地球温暖化対策活動推進事業の中の地域コミュニティを利用した地球温暖化対策啓発事業が地域ラジオを活用した啓発への補助メニューであったことから、市内で地域ラジオを運営するエフエムなよろ様と調整した結果、事業申請することとなりました。民間企業主体となる補助事業のため、当市といたしましては補助申請の相談、受け付け、環境省との連絡調整に努め、補助決定を受け事業が実施されているところです。現在は、「私のCOOL CHOICE宣言」を収録し、随時放送されており、市民を巻き込んだ地球温暖化対策について普及啓発を推進しています。今後も多種多様な制度の情報収集に努め、地球温暖化対策に有効な事業を実施していけるよう引き続き努力してまいります。

次に、大項目の3、第2次名寄市行財政改革推進基本計画についての小項目1、新・名寄市行財政改革推進計画の検証について申し上げます。まず、名寄市の行財政改革につきましては、平成19年2月に新・名寄市行財政改革推進計画を策定し、これまで10年余り取り組みを進めてまいりました。また、平成24年度からは後期計画として簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営、市民と協働の行政運営の3つの基本方針及び具体的推進項目に基づき内容を具現化するために実施計画を策定して取り組んでまいりました。平成18年度の計画当初では、72項目の取り組みを目指し、平成23年度までには一部実施を含めて62

項目に取り組み、8割以上が実施されています。後期計画につきましても毎年見直しを行いながら、毎年度おおむね8割以上の取り組みが実施されてきました。

特徴のある改革といたしましては、組織機構の見直しとして、合併後における組織の再編と増加した職員数の適正化を図るため、定員適正化計画を策定し、組織のスリム化に努めてきました。あわせて職員給与などの見直しに取り組み、平成19年から平成26年度までの8年余りにわたり職員の協力のもと給与の独自削減を行ってきたところであります。また、市民の皆様の協力を得ながら、負担金、補助金及び交付金の見直しを進めてきたほか、民間事業者の知識や技術を生かして事務事業の効率化を図るため、指定管理者制度を初めとする民間活力の導入に積極的に取り組んできました。これらの歳出削減の項目だけでなく、遊休財産の有効活用または売却のほか、ふるさと応援基金の推進など自主財源となる歳入の増加にも努めてきました。

効果額につきましては、歳入では今申し上げました遊休財産の有効活用または売却、収納率の向上及び滞納整理などで5億円、歳出では職員給与などの見直しや公債費などの適正などで30億円を超える効果があらわれております。

次に、小項目2の第2次計画の取り組みの基本的な考え方について申し上げます。第2次計画につきましては、これまでの取り組みの検証と職員等の意見を踏まえつつ、前計画の基本的な考え方を継承して策定したものとなっております。目玉政策というわけではございませんが、前期計画からの見直しのポイントとしまして3点挙げさせていただきます。1点目は、持続可能な財政運営を維持するため、自主財源確保の取り組みの推進という項目を新たに設け、従来の取り組みに加えてふるさと応援基金の推進などをこちらに加え、歳入の確保に向けた取り組みの強化を図ることといたしました。2点目は、公共施設等総合管理計画

との整合性を考慮し、第2次計画の中への位置づけを行い、計画的かつ効率的に適正な管理を行うこととしました。3点目は、業務量の増大、複雑化に対応するため、各職場における事務処理方法の見直し、簡素化など業務改善の取り組みの推進の項目を新たに加え、職員が効率的に業務を遂行することにより市民サービスの向上を目指すものです。先ほど申し上げましたとおり、前計画の考え方を継承して策定しておりますので、大きな目玉と言えるものはないかもしれませんが、この計画に沿って行財政改革の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

基本方針の表現についてでございますが、まず1つは簡素で効率的な行政運営から効率的で質の高い行政運営という表現としております。これは、事務事業の簡素化はもちろん必要なことではあります。職員一人一人が市民目線に立ってサービスの向上やコスト意識を持って適切に対応することが質の高いサービスにつながるものと考え、そちらに重点を置く意味合いも含めて変更したところです。また、財政関係につきましては、今後予想される厳しい財政状況を考えた際に、将来にわたって安定した行政サービスを提供するために持続可能な財政運営という表現にさせていただきました。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、大項目の2、地方創生、名寄市の生き残り対策について、小項目1の名寄市内の新築住宅建設の現状についてからお答えいたします。

過去5年間の新築住宅実績については、平成24年度新築58戸に対し市内業者19戸、市外業者39戸、市内業者の割合では32%でございます。以下、同様に平成25年度、新築64戸に対し市内28戸、市外36戸、市内業者割合44%、平成26年度、新築51戸に対し市内25戸、市外26戸、市内業者割合は49%、平成27年度、

新築56戸に対し市内22戸、市外34戸、市内業者割合39%、平成28年度、新築48戸に対し市内14戸、市外34戸、市内業者割合が29%となっております。また、年度により建築戸数や市内受注割合にはばらつきがありまして、平成28年度実績は確かに3割弱ですが、一過性の可能性もあり、短期間で減少傾向なのかを判断するのは困難と言えます。

個人住宅は、言うまでもなく個人の意思により業者を決めるものであり、業者を選ぶ理由は価格やデザイン等さまざまであると考えています。さらには、建て主は建築プランの参考にするため、旭川市内などのモデルハウス展示場などを回り、業者やメーカーを決めているケースもあると予想しております。

続いて、小項目3、公共建設事業が与える地域経済への影響についてお答えします。公共事業は、地域経済の活性化や雇用対策に加えて、下請業者も含めると裾野が広い地域振興策であるとも考えています。

さて、御質問の資材や鋼材の地元発注の現状についてお答えいたします。公共事業契約以後は、受注形態にかかわらず、受注業者の判断において資材等を発注しており、本市としては受注業者の利益にかかわる部分であり、また制約もしておらず、どの程度地元業者に資材注文しているのか、現状把握ができない状況ですが、工事完了後には提出されました工事書類により資材納品状況等はある程度把握をしております。

次に、建設工事に係る左官、塗装、板金、鉄鋼、型枠、鉄筋などの地元企業への発注状況についてお答えいたします。先ほどの答弁でもお答えしておりますが、現状では詳細な把握はできませんが、建物の規模、用途等により、工種別では左官、塗装、板金、鋼材等のほか、生コンクリートや骨材は市内に会社があるため地元発注しているものと推測をしているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目3、小項目2、新築住宅の地元施工業者受注の減少に対する対策について申し上げます。

個人住宅にかかわる助成制度としまして、住宅の改修に要する費用の一部を助成する名寄市住宅改修等推進事業を平成28年10月より実施しており、実施の目的として良質な住環境の整備はもちろんですが、市内の中小企業の振興と地域経済の活性化も含んでおり、申請の要件として施工する事業者は市内に本社または事務所等を有する事前登録している施工業者に限るとしております。

本事業に関しましては、平成28年度実績で71件、総事業費約1億35万円、平成29年度においては8月末現在で163件、確定件数81件で総事業費が約1億円の申請があり、事業開始後1年足らずで延べ230以上の登録施工事業者が受注しており、市内住宅関連事業者の受注機会の促進に大きく寄与していると認識しているところであります。

御質問にありました新築住宅にかかわる市内施工業者の受注減少対策としての助成制度は、当然のことながら市内建設産業の振興につながることは考えますが、技術者の育成や安定した雇用の観点で申しますと、新築に比べ工事期間が短い改修工事で、冬期間も含めた多くの工事、さらにはより多くの事業者が行うことで効果が得られると考えているところであります。地元施工業者の新築住宅の受注促進に向けては、市内建築業者で構成される団体が広報なよりに住宅に関する基礎知識のコラムを7月号より連載しているほか、広報の企画広告欄の掲載など、地元企業の優位性や利便性についてPRをする自主的な取り組みを行っているところであります。

今回の個人住宅に対する助成制度を検討するに当たり、地元施工業者から組織されている団体などと意見交換を行いながら、現在実施している名寄市住宅改修等推進事業の内容を決定させていた

できました。本年度も同団体との意見交換を行い、事業の実績報告、また要望の確認等の情報共有も行っております。また、市内住宅関連事業者につきましては、名寄市住宅改修等推進事業の実施に当たり、昨年の事業開始時や今年度の事業開始時には登録施工事業者を対象とした説明会を開催し、情報提供や意見交換を行ってきております。今後も適宜関連団体と情報交換を行い、今後の施策に反映をしていくとともに、当面の施策として住宅の改修にかかわる助成制度を行いながら、地元施工業者への受注機会の促進を図ってまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） それぞれ御答弁をいただきました。時間の限り再質問をさせていただきますと思います。

それでは、二酸化炭素排出の削減促進ということで、今るる御説明をいただきました。名寄市の取り組みというふうな部分では、多岐にわたっての取り組みを実施をしているというふうなことで理解をいたしました。その中で、名寄市の中での部署の担当といいたいまいしょうか、この事業、二酸化炭素の排出削減対策を担当する部署はどこなのか、そしてこれはいろんな部署にかかわる部分だと思いますので、それがどのように横断的に対応されているのか御説明をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 市民部の担当関係なのですが、地球温暖化防止の実行計画、これは事業体としての名寄市の温暖化対策というか、そちらのほうの集約は環境問題という形で、我々のほうで担当させていただいております。先ほど答弁にありましたそれ以外の事業系のこどもエコ隊ですとか、そういう事業系の内容については総務部のほうで担当をしていると、こういう内容になってございます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） 一般的に担当する部署があれば、そこと連携を図りながら、そこが全て掌握をし、進めていくというのが一般的ではなかろうかなというふうに思うのですけれども、今の御答弁でいきますと事業系の部分、先ほどもこどもエコ隊の、これは消費者協会と連携をして進めているというふうなことでありますし、補助金を使つての地域コミュニティーを活用した地球温暖化対策の啓発事業ということで、エフエムなよろが今行っているというような、そのほかにもいろんな事業を受けながら進めているというふうに思うのですけれども、やはりこれは担当する部署とは意思疎通を図る中で、市民に結果的には啓蒙活動も含めた周知をしていかなければならないことだというふうに私は思っていますので、恐らく担当部署と、それから事業関係で進めている部署との部分では総合的にこの事業というか、展開している事業を全て共有し、理解をしているというふうな部分ではないのかなというふうに思いますので、今後においてはきちっとした形で進めていくべきではなかろうかなというふうに思います。

1つ、私もこの関係で質問といいたいまいしょうか、させていただきたいなというふうに思ったのは、環境省が地方公共団体と市民、そして各種団体が連携をしてこの対策を進めていく国民運動、これはクールチョイスという、そういう表現のもとに展開をされているわけでありまして、この事業については自治体が申請をして受ける事業、28年度事業では道内では9つの自治体が採択を受けて、近いところでは下川町が採択を受けております。いろんな事業の展開をすると。一応モデルケースでいうと10項目ぐらい上がっているのですけれども、全てやらなければならないということではなく、その中でやはり地域が特色ある施策を展開をするというような部分で申請をし、採択を受ければいろんな取り組みを進めていけるといふような部分でありまして、この事業を受けていく、そして推進をしていくと。要するに環境問

題、省エネ問題、これについて進めていくというようなお考えがあるかどうかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 先ほど市民部長のほうからも答弁ありましたけれども、総務部のほうでは新エネにかかわっての事業ということでやっております。今議員のほうから御質問がありました、改めてこの省エネに向けての取り組みということでございまして、少し私の範疇ではどのような補助事業あるいは国のメニューがあるのか、改めてまた勉強させていただきたいというふうに思っておりますけれども、全体的には温暖化に向けて、これは日本あるいはそれぞれの自治体も含めて取り組んでいくという立場については今後も変わりませんし、これからも努力していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） 本当に全国的にしっかり取り組みをしていかなければならない。1つ、我々もそうなのですが、小さなことから気をつけていくということがやはり大事なことだと思いますので、この啓発活動含めた行政の対応というのをよろしく願いをしたいと思います。

そこで、先ほど子どもエコ隊に関する部分でお話もありました。すばらしい事業の展開をしているなというふうに思っております。せっかくいいことありますので、たしか13名の子供たちが今回は登録をし、そしていろんな体験をしたり、勉強をして、そして先ほどもお話をしていた作文というのをしっかり書いて、思いを行政のほうに伝えたり、それから消費者協会のほうで展示というようなことで、これも一般市民に周知、啓蒙というふうな形で進められるということでもありますけれども、今後においてもう少し拡大をするというのでしょうか、いろんな子供たちにもっともっと広い意味で参加をしていただいて、そして教育

の場の中でもぜひこのことは、小さいうちからやはり環境問題、省エネ問題に関心を持っていただくということは大事なことだというふうに認識をするわけですが、今後の展開、せっかくの部分だから、これは拡大をし、そして恒常的に続けていくというような啓蒙、普及を図っていくべきではないかなというふうに思うのですが、このことについてお考えがあればお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 塩田議員のほうから取り組みに対するお褒めの言葉をいただきましたが、あわせてもう少し推進をしてはということで御意見がございました。今回小学生対象ということで、13人ということで公募をさせていただきまして、少し人数は少ないわけですが、今回の一連の取り組みを通じて、改めて次の展開については考えさせていただきたいというふうに思っております。今の取り組みをさらに充実させるということで、少し様子を見させていただきたいというのが今考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） 今後さらなる展開を期待しております。

それから、総務部のほうから話があって、この地域、名寄地域で取り組むというふうなことで、地域コミュニティーを活用した地球温暖化対策啓蒙事業ということで、エフエムなよろが受けて進めているところでありますけれども、朝7時、そして夕方6時ということで、「クールチョイス！」という番組を、これは電気の節約だとか、こういう節電、節約、いろんな観点から省エネに関することを取り上げて放送し、そして啓蒙、周知を図っているということですし、そのほかに15分間のラジオドラマというのをつくって、これは地球温暖化に関する家庭でのいろんな訪問者と会話をしてきた、そういう温暖化に対する取り組

み、自分のところでこんなことをやっているよということをまとめたドラマみたいですが、そういうのを8月から放送を始めたということでもありますし、それからコマーシャルというふうな部分でいうと、各イベントのところに出向いて、これは市民の生の声で自分の家庭で行っている省エネ、エコにかかわる部分録音をし、それを何か25件ほどもう既にあるらしいですが、これを放送で使って行って、やはり市民全体で啓発をするというような取り組みをされているということですし、このことについては本当に総務部としていい事業を民間のほうに振っていただいたなというふうに思っていますので、こういうふうなことがなされているということも市民に行政として広報の中でそういう周知をしていただくことによって、もっと広範囲な形で周知がなされるのかなというふうに思いますので、その辺もお考えをいただきたいというふうに思います。

それと、同じエコといいますが、CO₂の排出削減の関係なのでありますが、今社会的に問題になっている宅配の再配達というのですか、この部分については、名寄でいう大手3社、ヤマトさんなり佐川さんなり、それから郵便局、そこに行ってちょっとお話を聞いてきたのですが、やはり再配達のリスクというのはあって、約3割くらいが再配達になっているという状況です。そうすることによって、一度で済む部分がまた3割ほど多くトラックを動かすというふうなことになりますので、この部分については当然CO₂の排出強化につながるというふうなことになりますので、こういうふうなものというのは、展開的にしていくとそれは何とか抑制することができないかというふうに思っています、その部分でいうと、例えば行政が率先をして、その荷物は午前中の配達をした部分での再配達が夕方6時、7時に配達をしなければならぬというような状況で、やはりこれは過重労働の問題にもつながっている部分ではありますけれども、行政として、例えば単身者

ですとか、大学でいうと学生含めてですけれども、いろんな形の中で職場で宅配業者からの荷物を一時預かり受けるという、これはいろいろ難しい部分もあるのかもしれませんが、そういうふうなことができないのかなと。それが例えば可能になっていけば、その部分再配達のリスクも少なくなるというふうに私は理解をしますので、そういうふうなことの対策といいたし、今私お伝えをした職場で受けて、受け取ることができないかということについてお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今議員のほうから御質問ありました職場でというのは、私どもでいいますと通常公共施設ということで、市役所を含めてということになるかというふうに思うのですが、確かに宅配業者で働く皆さんがどうしても届かない荷物によって再配達という率が、これはきっと配達するうちの2割くらいが届かなくてというような国交省の発表もあるようでありますけれども、相当労働時間もふえるということでございますし、言われたように環境問題でいえば車を長い距離を走らすということで、当然二酸化炭素の排出があります。その削減にもという趣旨かなというふうに思いますけれども、公共施設ということで御質問いただいたのですが、なかなか公共施設ということになりますと、その荷物をまずストックする場所もあるでしょうし、どのように保管をするのかというようなことも出てきますし、管理状況、そういうのもあるでしょうし、ちょっと私ども今そういうノウハウがございませんし、行政がその受け付けをするということでもないのかなというふうに思いますし、公共施設ということであれば、果たして公共的な業務になるのかどうなのか。先ほどの二酸化炭素、CO₂の削減という趣旨でいえば確かに該当するかもしれませんが、公共施設の中での利用ということになりますと十分な協議が必要になってくるのかな

というふうに思っています。私どもそういう業者の皆さんからの例えば公共施設を使わせていただきたいというような問い合わせも今特にございませんで、もしそういった機会があればどのような形でやっていくのがいいのか、本当にそれが活用するのが有効なのかどうなのかも含めて、あるいは名寄市内にどれくらい再配達をしなければならない荷物というのがあるのか、あるいはそこで働く皆さんの労働時間、実態がどうなっているのか、その辺も業者の皆さんの意見、実態なども聞かせていただきながら、今後対応を考えていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） やはり難しいことは難しいことだと思うのです。これは、御検討願いたいなというふうに思っていて、職員から始めて、そしてそういうふうな受けとめができるようになっていく。これが末広がりになって、一般の民間の会社でもそういうふうにするというように広がっていけばいいなというふうに思っていて、実際にコンビニサービスというのはもう既に行っていますし、それからいろんなところでロッカーを置いてやっているというようなことを3社のほうからお話を聞きました。そういうふうなことで、もし市役所のほうでそういうふうな会議を開いていただいて、いろんな声を聞かせていただければありがたいというふうなお話も伺いましたので、それについてはすぐすぐできるものではないのかもしれませんが、やはり御検討を願いたいというふうに思います。

次に、地方創生、名寄市の生き残り対策というような、何かちょっとにぎにぎしいような部分でお話を表題にさせていただきました。先ほどの住宅、これはリフォーム事業のことについては重々、業者さんもすごく喜んでいますが、実際に効果としては昨年は1億円、そして今回は当初予算2,000万円、そして補正で2,000万円ということ

で4,000万円の補助額を用意をしての対策ですから、100万円以上ということは200万円かかっても300万円かかってもというふうなことで対象になる部分ですので、地域における経済の効果というのは非常に大きいものがあるというふうに思います。8月14日現在のということで、先ほどはちょっとずれがあるのかもしれませんが、新聞では129件、まだ決定はしていないけれども、決定予定の部分を含めて3,100万円の実際補助の決定をすると。効果は3億円というふうに、残りが900万円と。割り返していくと何件かになって、それに伴う効果も約1億円ということですから、4億円の経済効果がある。これは、市の市中、名寄市内に財源が落ちていくわけですから、あの効果というのは大だなというふうに思います。

そこで、新築住宅の関係について言えば、28年度だけで申しますと48軒の新築住宅が実際に建築されました。そのうち34軒が市外で14軒が市内というふうなことで、1軒当たり2,500万円の投資をします。これは、個人個人の資産の形成につながる部分ではありますけれども、実際にお金の額の部分で見ますと48軒というのは2,500万円で考えると12億円に相当すると。その分の34軒、市外に8億5,000万円、市内には3億5,000万円ということで、先ほどのお答えの中で24年からの部分でいきますと、4割、5割という形で市内にあったものが28年では3割方に減っているというふうなことで、これは市内からそれだけ名寄市外に大事な財源が流出をしているというふうにとれるのかなというふうに思っていて、これら何らかの対策を講じて名寄市内に施工業者に発注をしていただくことになれば、当然経済にも大きな影響を及ぼすものだというふうに理解をしています。

そんな中、この近隣の状況を見るときに、いろんな補助の形態はあります、考え方が違いますから。地域材を使用するというふうなこととか、一律にただ市内業者を使っただけであれば出します

よと。金額と町村名については申し上げますが、市内、この名寄近隣は全て行っているという状況でありますし、名寄市も今確かにリフォームの関係でやっていることは重々承知をしておりますけれども、やはり早いうちに手を打たないとお金はどんどん、どんどんほかに行ってしまいます。名寄に回るお金が回らなくなると。必ずしも補助があれば全部名寄の施工業者をお願いしてくれるという、そんな甘いものではないと思います。実際に市外の施工業者をお願いをしている発注者側の市民でありますけれども、お話を聞くと、これは先ほども話もありましたけれども、旭川に住宅があって、そこを見学をしてとかいうふうな部分で、まず一番の部分は何かというやはり営業力なのです。営業力が、その業者に頼めば全てと言っていいほどやってくれます。金融機関の関係についても、事前審査から始まって最終申請は本人がしなければなりません、そのときに必要な設計書とか、全てのいろんなあらゆるものがやってもらえるというふうなことでありまして、これについてはなかなか市内の業者も太刀打ちできないかなというふうなところはあると思うのですけれども、市内も一生懸命みんな頑張っているいろいろな発信をしています。ホームページもアップしていますし、それから地域のところと広域的に進めている。地域材、やはり名寄で家を建てる。名寄の近くの近辺で育った木材を使って、やっぱり一番息をしている、生きている木材を使って自分の温かいマイホームをつくるというふうな、そんなことの部分で補助金も創設されたりなんかしている部分もあります。そんな中で、何とか1個1個だと難しいのですけれども、集まってやることによって何かできないかと。誘導するといいたまいますか、そういうふうなことができないのか、それと今お話をしましたけれども、早急な手を打たなければならないというふうなこともありますので、それに対する助成制度のあり方という部分について、助成制度は水間室長のほうになると思います

が、建設業者と一緒にいろんな形で話をし、そしてどういうふうな形で進めていったら名寄に向いてくれるのかというような取り組みもやはり行政もかかわってやらなければいけないことではないかなと思うのです。そんな中、ちょっと建設部長にも御意見をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 議員のお考え、とりわけ地元業者に対するてこ入れといいますが、お気持ちは重々痛いほど感じる場所あるのですが、建築の指導の立場で申し上げますと、これ市民のニーズに応じて、業者がしっかりとした基準にあるものを提供していただくというのが私ども建設水道部の立場でございまして、そこに地元だから、市外だからということでのすみ分けとか、色分けというのは基本的に私どもの立場では考えていないというのが原則でございまして、あくまでも地域の経済、業者の育成、発展、そういったことも加味しての支援策というのは論じられて当然だというふうに思いますけれども、あくまで建築指導の立場で申し上げれば、そこに色分けをするとか、格差をつけるというのはふさわしくないのかなという言い方をさせていただきたくないというふうに申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） 今のお話ですけれども、色分けをすれと言っているわけでは決してないです。市内の業者をいかに守るかということです。地域の経済を守るかということです。そのため何かできないかということ行政もしっかり考えていかなければならないのかということをお話ししているのです。そういうことです。実際にお金がどんどん、どんどん名寄から流出していくのです。それを指をくわえて見ているのですか。そうはならないでしょう。だから、何かできないかということ。お考えいただければと思います。

あとは、済みません。水間室長のほうには助成制度について。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今新築住宅の助成制度についての御質問であります。私どものほうといたしましては、先ほどもお話しさせていただきまして、現行の制度の中では地元の施工業者等から組織されている団体等と重々意見交換しながら、既存の住宅改修事業の制度設計をさせていただきました。ただ、当然のことながら、金銭的な支援策だけではなく、いろいろ団体と意見交換する中で、ソフト的な面も支援というか、連携してやっていこうということで、今年度の7月から名寄広報のほうで住宅に関する基礎知識のコラムなどのそういった取り組みもさせていただいたところでありまして。私どものほうの現行の支援制度につきましては、基本的には来年度までの3年間の部分につきましては現行の制度でいくということでお話しさせていただいておりますけれども、住宅改修事業のいろいろな事業の検証と結果を踏まえて、検証を踏まえて今後事業も含めて継続していくべきなのか、どういった内容等を盛り込んだほうがいいのかも含めて、今後検討させていただくということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） すぐすぐできるものではないとは思いますが、私がいろいろ聞き取りをしてきた背景には、やっぱりそういう制度があれば地元をお願いしたかもしれないというふうに言う、結構いるのです。それが地元へ落ちたとなれば、それだけやはり名寄にお金が落ちて、経済うまくいくのではないですか、少しは。そうかなというふうに思っているのです。いろいろこれから御検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続いて、もう時間もないので、行財政改革に関する部分として御質問をさせていただきます。この行財政改革の部分については、前期6年で72

件のうち62件が実績としてあって、後期の部分については計画をした部分の7割方が実際改革を進めてきたというふうに、今回の第2次の計画の中にはそのように表現をされています。本当に実際にこの11年で35億円という、金額だけで言いますと大きな実績を残されてきたのかなと。職員の協力も得ながらの部分だというふうに思いますが、私も前にもお話ししましたが、73名の削減計画を実際に進めてきて、26年度で69名までいったということですが、その後2年間延長していく中で、やはり国からの権限移譲なり、いろんな要素があったのでしょうか。7名ほどふえて、そして現在はこの最終改革では実績は62名というふうなことになっています。これは、実際にはやはり地域住民のサービスを低下させるということにはなりませんから、そういうふうなことも含めて職場会議を開いたり、いろんな機構改革の中で考えられてきた末の部分だというふうに思っています。これから先ほども新しい計画の中ではそれらも含めて考えていくというような部分で、大きく3つのポイント、財政運営、それから公共施設の管理計画、そして事務処理の改善というふうなことで進めていくのだというふうにお聞きをいたしましたけれども、計画については前期6年、後期4年の10年計画という計画は第2次名寄市行財政改革推進基本計画という計画を示されています。その中で前期の部分はこれに実施計画も示されてきたと思うのですが、今回実施計画がはまだ示されていないということですが、この分についてはちょっとお考えをお聞かせ願ひしたいと思います。それをお答えをいただいて、質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 第2次行財政改革にかかわってということで御質問をいただきました。実施計画の部分につきましては、基本的には既に職員に対しては周知をさせていただいているところでございまして、従前同様全体で取り組んでい

けるよう進めてきているところであります。外部への周知につきましては今行っておりませんが、これまで同様実施計画にあわせて、実施計画につきましては毎年度実績報告を作成をして、次年度に向けた取り組みの総括等しながら、改めて計画を練り直し、考え方については先ほど申し上げましたようにこれまで同様継承しつつとすることでございますので、それぞれ毎年度見直しをする中での次年度へ向けたよりよい計画になるように、逐次修正をしながら実施をしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

公契約条例制定に向けた取り組みについて外2件を、奥村英俊議員。

○6番（奥村英俊議員） 議長より御指名をいただきましたので、順次質問したいというふうに思います。

最初に、公契約条例制定に向けた取り組みについてですが、これまでも条例化については研究、検討するというものであります。そういった中で平成25年12月に名寄市公契約に関する指針を策定し、市が締結する公契約において公平、公正で透明性の高い入札と契約を実施し、品質の高い適正な履行を確保した上で、地域経済の発展と安心して働ける労働環境の確保を実現することを目標として適用を図る。実効性が保たれるためには、名寄市にとってどのような形が適切なのか、引き続き調査するというふうな回答をいただいているところであります。そういった中で、現在の状況についてお伺いをしたいというふうに思います。

次に、行政報告にもあります宗谷本線の維持活動の促進についてですが、宗谷本線活性化推進協議会を中心としたこの間の取り組みと利用促進策を効果的なものとするために実施をしたアンケー

ト調査、これについて結果と分析についてお伺いをしたいというふうに思います。

次に、名寄市総合計画及び観光振興計画にかかわって伺いたいというふうに思います。名寄市総合計画は、第2次がこの4月からスタートし、名寄市観光振興計画も名寄市総合計画の第2次にあわせて見直しが図られましたが、それぞれの計画に基づいて実施される個別事業及び戦略事業の進捗管理の方法についてお伺いをし、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） ただいま奥村議員からは、大項目で3点にわたって御質問いただきました。大項目1及び2については私から、大項目3については松岡参事監からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、大項目1、公契約条例制定に向けた取り組みについて、小項目1の公共サービスの品質確保、公正競争の確保、適正な労働条件のもとの雇用の確保に向けてについて申し上げます。公契約条例については、労働者の雇用や労働環境の悪化防止、公共サービスの品質の確保、地域経済の活性化が趣旨であるものと認識しております。現状本市としては、名寄市公契約に関する指針をもとに公契約の運用をしており、指針に掲げる基本目標の具体的な取り組みといたしましては、1つとして建設工事においては低入札価格調査制度の基準の適宜見直し、2つとしては受注者から受託業者への適正な支払いについての指導などを行っているほか、名寄市建設事業説明会などで指針について周知徹底を図り、今年度からは建設工事等入札参加資格申請審査要件として、事業所の社会保険加入について確認、実施を行っているところであります。これらの取り組みから、今後とも指針に基づき適正な労働環境の確率に向け、関連法令を遵守し、地域活性化、良質な公共サービス、安心して働ける労働環境の確保について努めてまいります。

次に、大項目2、宗谷本線の維持活動の促進について、小項目1、維持、存続に向けての取り組みについてお答えいたします。宗谷本線の維持、存続に向けての取り組みにつきましては、JR北海道が昨年公表した単独では維持することが困難な線区に宗谷本線の名寄一稚内間が該当し、既存組織である宗谷本線活性化推進協議会が活動母体となり、この間道内でも先駆的に活発な活動を続け、いち早くJR北海道を交えた協議を開始してきております。宗谷本線は旭川から稚内までつながって宗谷本線であるとの認識から、沿線一体となって存続に向けて取り組んでいくことが全体で確認されており、道北唯一の鉄道である宗谷本線の重要性から、5月末の総会において新たに興部町、雄武町、旭川商工会議所が構成員として加わり、26自治体、6団体の組織となりました。現在協議会活動においては、事務担当者レベルで構成する幹事会を国、道、JR北海道を交えて開催してきており、沿線自治体で取り組むべきものとして利用促進策を中心に議論しているところです。

利用促進策を効果的なものとするため、鉄道利用者の利用目的や乗車区間、改善要望など旭川から稚内までの主要駅においてアンケート調査を6月29日、8月8日に実施しており、分析結果として各駅において特徴があらわれた結果となりました。宗谷地区においては、観光客の割合が非常に高く、名寄市の特徴としては利用者の6割を超える方が通勤、通学に使っており、7割弱の方がほぼ毎日利用するなど、生活インフラとしての位置づけが高いことがわかりました。

また、8月30日には衆議院議員、石破茂先生にお越しいただき、EN-RAYホールで「鉄道網を活かした地方創生について」をテーマに御講演いただきました。会場があふれるほど多くの来場をいただき、多目的ホールを活用してのパブリックビューイングも設置し、地域を挙げて鉄道の必要性について認識を深めることができたものと考えております。広域の取り組みとして、沿線自

治体の発行する広報において利用促進に関する記事を7月号に取り組みすることも実施いたしました。

また、国や道の動きとして、昨年からは宗谷本線存続に向け道内選出国會議員の皆様を初め、中央要望会を実施しておりますが、国会の場においても北海道の鉄道が話題に取り上げられるなど成果が出ているものと認識しております。道内では、自民党の対策プロジェクトチームが設置され、本年3月30日には民進党代表が旭川入りをし、JR北海道路線維持に向けた意見交換会を開催されるなど、国においても注目されており、沿線地域として鉄道存続に向けて知恵を絞り、国からの抜本的な支援をいただけるよう努力してまいります。

線区をまたがる広域的な連携につきましては、旭川市が会長を務める旭川総合開発期成会が中心となり、宗谷、オホーツクの期成会と情報交換という形で連携していく動きが出てきております。今後も他線区との取り組みも注視し、宗谷本線活性化推進協議会の運営に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松岡企画担当参事監。

○参事監（松岡 将君） 私からは、大項目の3、総合計画及び観光振興計画にかかわる進捗管理について申し上げます。

総合計画の進捗管理につきましては、登載した事務事業の達成状況などを客観的に評価する行政評価制度による進行管理を実施するとともに、社会情勢の変化や行政評価の結果などを踏まえ、総合計画実施計画ローリングを毎年度実施し、基本計画期間中の事務事業の必要に応じた見直しにより計画の実効性を高めることを目指すこととされております。今年度の行政評価につきましては、計画開始早々の年度であることから、総合戦略の登載事業を対象としまして、6月の総合計画推進市民委員会でも御意見をいただきながら実施いたしました。現在実施計画のローリングを行っているところであり、部内作業が終了した後、再び市民委員会等で御意見をいただきながら、これら

の検証プロセスを踏まえた予算編成を行っていくということでPDCAサイクルによる進捗管理を行ってまいります。

また、観光振興計画につきましても各戦略事業における個別実施計画台帳や評価調書に基づいた名寄市観光振興計画策定市民検討委員会での点検評価を踏まえながら、実情に即した実効性が高く、効果のある事業を展開していくこととしております。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） それぞれ答弁をいただきましたので、再質問していきたいというふうに思います。

まず最初に、公契約条例の関係であります。答弁いただきましたけれども、条例制定に向けてはなかなか具体的な調査検討は進んでいるというふうな印象ではなかったかというふうに思います。公契約に関する指針による運用が基本だというふうにおっしゃっていたのではないかというふうに思います。この名寄市公契約に関する指針については、あくまでもとるべき態度や進むべき方向を示す方針から、ガイドラインということだというふうに思います。そういう意味では、絶対に守る、それから担保できるものではないというふうに考えているところです。したがって、市が締結する公契約において公平、公正で透明性の高い入札と、それから契約、品質の高い適切な履行、地域経済の発展、そして安心して働ける労働環境の確保を担保する、そういったことからいえば、これらを担保できるのはやっぱり条例でしかないというふうに私自身は考えるところであります。これは、名寄市で仕事している方にとっては当然の話だというふうに思うところであります。この点についてまずお考えをお伺いしたいというふうに思います。

そもそも公契約条例は、この間少し私も質問していましたけれども、ちょっと言い方もあったか

と思います。労働者の労働条件を上げろというふうに伝わっていた部分あると思いますけれども、もともとそういうことを求める制度ではないというふうに思います。ダンピングによる品質や住民サービスの低下をなくす、そして公共サービスの品質の確保、品質の向上、事業者間での公正な競争を実現すると、そういったものだというふうに思っています。市としてもこれからも当然どういう形のものかということで検討していただくべきだというふうに思いますけれども、既に全国ではこういった条例を制定をして運用している、そういった自治体もあります。そこで、具体的な効果や課題についても調査をしてみるべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

また、条例制定に向けては市民の皆さん、それから事業者の皆さん、働く方、そして発注側である自治体がお互いに必要性の認識、そういったことができるような環境づくりというのがやっぱり不可欠だというふうに思います。その中で特に事業者の皆さんとの認識の突き合わせが必要ではないかというふうに思いますので、この点についてもお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今奥村議員のほうから公契約条例制定に向けてということで話がございました。先ほども申し上げましたけれども、今私どもは名寄市の公契約に関する指針を制定をしているということでございます。議員おっしゃられるように、条例でなければ実効性の確保、担保ができるのかということも重々承知をしているところでありますけれども、改めて今制定をしておりますこの指針について周知徹底をさせていただき、実効性が確保、担保されているのかどうか検証が必要であるというふうに考えているところであります。

また、道内で旭川が今年の12月に条例の制定をしているということであります。条例化に向けては、庁内での議論も必要でしょうし、先ほど議

員からお話がありましたように事業者ですとか、それぞれ関係機関の皆さんとも条例化に対する目的、運用等協議が必要でありますし、事業者の皆さんに対する周知、理解等も必要であるというふうに考えているところでございます。条例を制定をしている、先ほど言いました旭川も含めて自治体の状況を改めて確認をさせていただくとともに、実際に運用している中での課題等も出てきているのかなというふうに思っているところでございまして、あわせて事業者との意見交換等についても今お話がございましたので、そういった機会を検討もする中で幅広い意見を聞きながら、名寄市に合った公契約のあり方について研究を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 今部長のほうからもありました。身近な旭川で条例を制定されています。そこでの実施していく中での状況、それから課題等ぜひ研究をしていただきたいというふうに思いますし、もう一点ありました事業者との意見交換の機会を検討するというふうなこともお話がありました。意見を聞くということがやっぱりそれぞれ必要だというふうに思います。お互いの考え方をしっかり出し合う。認識は、やっぱり一つにするということがまた必要かというふうに思っています。なかなかこの地方で大きなダンピングがされて仕事がとれなかったりということは、今までも経験がないことかというふうに思いますけれども、全国的にはそうも言っていない状況ということが出てきています。そういった点も含めて、実際に事業者の皆さんがどういうふうに考えているかということも含めて、ぜひ広く意見を聞いていただきたいというふうに思いますし、先ほども言いましたように、お互いにやっぱり認識必要だという点も含めて、お互いが認識できる環境づくりということで引き続き努力していただきたいと

いうふうに思います。何回も言うようでありますけれども、ガイドラインということでは本当の担保にはならない。実際はどうだということで検証するというところでありますけれども、条例主義でありますので、自治体として基本的には条例でありますから、公共サービスの品質確保、それから公正競争実現を担保するために、やはり条例制定に向けて取り組みをしていただくことを強く望むところでもあります。これについては、そういうことで引き続き検討していただくということで、次の質問に移っていきたいというふうに思います。

2つ目に、JR宗谷本線の維持活動について質問をしていきたいというふうに思います。これまで加藤市長先頭に本当に宗谷本線の維持、存続に向けてさまざまな取り組みをしていただいているというふうに思っています。これについては、本当に敬意を表するところでありますし、感謝を申し上げますところでもあります。

先ほど答弁少しありましたが、存続、それから維持、存続に向けて具体的な取り組みとしてはやはり利用促進策中心に今議論されていることでもありましたので、その点について少し私も議論させていただきたいというふうに思っています。先ほどちょっとありました石破先生の講演なんかも取り組みをされたということで、その中では具体的な利用促進策は示されなかったということではありましたけれども、9月6日に開催されました、これ先輩議員の方や鉄道にかかわる市民の皆さんが中心になって開催をされたものでありますけれども、宗谷本線未来100年講演会が開催をされたところでもあります。この講演の中で講師として来ていただきました工藤裕之さんからは、新たな100年へ向けて新生宗谷本線に生まれ変わる時期に来ているのだというふうな話、講演とともに17本の具体的な再生プランの提案も含めて考え方が示されたというふうにお伺いしているところであります。また、新聞で拝見しましたけれども、上川地域づくり連携会議では、

旭川空港と旭川を鉄道で結ぶ、そういったアクセスが必要ではないか、それから加藤市長からも札幌と、それから旭川空港を新幹線で結ぶ、そういった提案なども出されたということで、これらについてはぜひ実現すべきものだというふうに私も思っているところであります。

そういう中で、実は私も鉄道をそんな日常的に利用しているかという、そうではなくてやはり車を利用しているのが実態であります。車を所有し、運転できるという人は、やっぱりそういう人が多いのではないかと思います。ただし、今回実施されましたアンケートでは、アンケートにあるように毎日の通学、それから通勤、医療機関への通院もそうでしょう。利用する人からすれば本当に絶対に必要な生活インフラだということでありませぬ。名寄駅の朝、通学、通勤で列車からおりて駅から本当に多くの皆さんが出てくる、それを見るたびに、それこそ石破先生が言った鉄道の優位性、滞留策は鉄道でなければできないのだと、そういったことを実感するところであります。

また、鉄道既に廃止されてしまったところでは、バスでの代行運行とかをされているようでありますけれども、住んでいる皆さん、バス運行は代替にならないのだというふうに言っていますし、これまでの廃止された路線の状況からもこれは明らかだというふうに思います。また、道外や外国からの旅行客皆さんは、鉄道は利用するけれども、バスはやっぱり利用しないのです。そういう意味では、観光にも大きな役割を果たす、こういった鉄道だというふうに思います。こういった点を考慮した上で、長期的に持続可能な利用促進策、そういったものを打ち出す必要があるのだというふうに思います。この点についてお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今奥村議員のほうからお話がありましたように、利用促進策につきましては幹事会においていろいろと御意見、アイデ

アが出されているという状況でございます。JR北海道とも十分連携をとりながら、実現に向けて今後とも研究してまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） これまでも先ほど言った講演や何かいろいろありまして、市長自身からもいろんな、先ほど言ったように新幹線の話や何かも出されました。市長自身が利用促進策等についてお考えがあればそれについてもちょっとお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 具体的な利用促進策ということで、私は象徴的にちょっと大きな話をいろんなところで御提案をさせていただいて、これは沿線というよりも本当に道や国が主体的になって考えていただく案件、今の先ほど言った空港のアクセスの問題だとかということなんです。一方で、沿線としてやるべきこと、できること、例えば本当にダイヤの問題にしても、実は特急のダイヤとか変わっている部分もあるのですけれども、普通列車のダイヤや快速列車のダイヤとかはほとんど変わっていないようなダイヤもあって、この間に地域のいろんなまちづくりの形態とかが大きく変わっている中で50年近く変わっていないようなダイヤもあるということもございまして、このことについても細かなお話や提言もいただいているところでございます。地域としてそうした細かなニーズをしっかりと受けとめながら、そうした細かなダイヤをもう少し地域の具体的なニーズにフィットさせていくということでもありますとか、よりJR、鉄道を利用しやすいような環境に持っていくようなまちづくりや仕掛けや、あるいは少しでも地域でお手伝いできるようなコストの低減だとか、そうしたことも今具体的に議論しているところでございまして、ここは宗谷本線活性化推進協

議会の幹事会、事務局は石橋企画課長を中心にやっておりますけれども、ここを中心にかなり具体的な議論が出てきているというふうに思いますので、年度内をめどにという話をしていますけれども、我々としてはできるだけ早く、年内ぐらいをめどに具体的な提言をしていけるように準備を進めているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 市長からも今具体的に少しお話をいただきました。利用促進とあわせてもう一つ、利便性についてもやっぱり一定の配慮が必要だというふうに思います。この間今年の困難路線の発表以降だけではなくても、その前からも少し住民の皆さんへの利便性への配慮がどんどん欠けていったのは否めないというふうに思っています。この間今ありましたダイヤの関係、特急の乗り継ぎの関係もそうだというふうに思います。日常的に利用している、何百年とは言いませんけれども、もう何十年続いているダイヤ、それが一番だというふうな言い方も一方であるかと思っておりますけれども、もっと利用する市民の皆さんの立場に立ったダイヤというのが求められるというふうに思いますので、そういったことについては引き続き求めていただきたいというふうに思いますし、やはり駅に駅員さんがいる時間が非常に短くなった。朝7時40分から5時5分でしたか、ぐらいまでしかいてもらえなくなった。駅員さんがいないときには、実は自動販売機はあるのですけれども、長距離の切符が買えないというふうなこともあります。従来ありましたSきっぷフォーもなくなってしまいましたし、そういう意味でこういったものの復活や何かも含めて、ぜひ働きかけをしていただきたいと思っております。こういったJRの不便解消に向けての申し入れの関係については、どういうふうにされていくのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今利便性等も含めて、

先ほどありました鉄道、生活インフラということでございますので、その視点からも大変利便性を上げていくことは必要なかなと思っています。私どもこれまで2回駅において乗車されるお客さんのほうからアンケート調査なども実施をさせていただいております、先ほど申し上げましたように名寄の場合は駅を利用される皆さんが通勤、通学が非常に多くて、6割の方が利用されているというような状況でございます。沿線自治体と比較をいたしますと、生活インフラとしての鉄道という意味合いが非常に強い、そういった利用客が多い駅となっているのかなというふうに思っています。

また、利用者の多い特急列車の発車時刻付近では、切符購入に対する職員が少ないためにより混雑をしたり、あるいは発車ぎりぎりまで切符購入の列ができていく状況にあります。また、特急列車が旭川乗りかえになったことによって、利用者が減少しているような状況もあるというふうにお伺いしております。鉄道が分割民営化されてから大きなダイヤ改正というのは行われておりませんが、現在の利用者の皆さんのニーズと少し感覚的に違いが出てきているのかなというふうに感じているところです。宗谷本線の活性化推進協議会に設置をしている幹事会において、利用実態に合わせたダイヤ改正の分析をJRとともに行っておりますので、沿線自治体と協力をしながら研究をしてみたいというふうに思っております。

また、名寄駅から市内の移動手段など、アクセス等についても今後検討の材料になるかなと思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 今その点について私もぜひと思って、言おうとしていた点であります。駅をおいて名寄市内各公共施設なり利用したいところへ行くときに利用できる交通手段、循環バス

ではなくて、ありますけれども、それとのアクセスをもう一度、この間もすごく検討していただいて、どんどん利便性高まっているのですけれども、改めて検討していただくのと、逆に駅に乗り込むときに、着くに当たっての入り込みのバス、特に市内だけではなくて郊外から来る部分についても少し不便があるということをお聞きをしていますので、そういった点についてもぜひこの際自治体としてできることだというふうに思いますので、検討していただければというふうに思います。

もう一点、ちょっと利用の促進策の集客という関係も含めてお伺いをしたいと思います。この春ちょっと聞いていました、名寄駅舎の改築の話が一時出ていたのではないかとこのように思います。その後ちょっと私自身も確認ができていませんけれども、例えば今の駅舎どういうふうに改築するか、利用するかということの中で、キヨスクがもう既になくなって一定のスペースがあるというふうになっているのではないかと思います。そういった場所を利用させていただいて、常設の国鉄あるいはJRの展示コーナーをつくってはどうかというふうにも思っています。たくさんの資料については、北国博物館で相当なものを所有をしています。これ実は全国からも来ていただいて、見ても十分価値のあるものがたくさんあるというふうに承知をしています。こういったものを順次展示をしていく。これは、音威子府でも実はやっているのではないかとこのように思います。そういう形でできれば道内あるいは道外からのお客様を招く、そういったいい材料になるというふうに思いますし、そういったことについてもわかっている状況があればお知らせいただきたいのとぜひJRに対してそういった申し入れも含めていただければなと思いますけれども、その点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今議員のほうから名寄駅の駅舎の関係のお話、またスペースを利用し

た利活用についてということでお話がありました。名寄駅につきましては、JRからの情報によりますと構造補強を実施をする意向が私どもに伝えられております。補強をするに当たりましては、歴史的な外観も非常に魅力がある駅舎でございますので、外観を刷新することなく、現状の趣のある駅舎にさせていただきたいということで私どもは要望をしているところでございます。このことにつきましては、JRも御理解をいただいているというふうに思いますし、今後構造補強が進められることになっていくのだというふうに思っています。

先ほどありました駅舎内の公共展示の活用についてでございますけれども、待合スペースの確保が優先でございますので、駅舎が無人的な時間帯も考慮しながら、今後活用について検討を、JRとも協議をさせていただきたいというふうに思っています。今の段階で利活用について私ども具体的には出せませんが、利用が、活用ができるような部分については検討させていただいて、JRのほうにも協議をさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） どうですか、これ市長。資料展示、ぜひ市長からもJRに求めていただければというふうに思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 中村部長からもお話ありましたけれども、恐らく昔の駅舎に復元をしていくようなイメージで考えていただいたと思うのです。そうすると、多分というか、どうなのでしょう。少し建て増し増築をしているのです、あの建物というのは。そこがスペース的になくなってしまいうような可能性もあるというふうに聞いてまして、そうなってくるとスペース的な余裕もどうなのだろうということはあると思いますので、まずはJRさんのやる工事でありますので、我々

としては最低限度はぜひ残しておいてくださいという提言はさせていただいているのですけれども、その後の利活用について改めて今御提言もいただきましたので、できるのかできないのかも含めてJRさんと協議していきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） ぜひ粘り強くJRさんの理解も得ながら、そういう形でしていただくことが来ていただく方にもいいものだというふうに思いますし、市民の皆さんにもそういう意味では名寄の歴史をしっかりと見ていただくということもできると思いますので、そういったことで引き続き協議をしていただければと思います。

もう一点、実は9月3日の日にスターライトてしおということで、イベント列車を市民の有志の皆さんが走らせた。新聞でも皆さん見られている方たくさんいたと思います。なかなかイベント列車だけで人を集めるというのは難しいし、実際毎週、毎月できるものではないというふうにお伺いをしています。今回も3年ぶりということでの運行だったようでありまして、1両編成ということ、五十数名ですか、の方が参加だったようでありまして。ただ、こういったものを走らせることによって、今回特に沿線の停車をした自治体の皆さんにすごく協力してもらった、あるいは観光協会の皆さんが企画運営で参加をしてくれてというふうな話も聞いています。そういう意味では、沿線の皆さんが存続に向けて一体となれる、そういったものだというふうに思います。簡単に支援するということにはならないかというふうに思いますけれども、PRあるいはお手伝い、もしくは名寄としても一定の参画の仕方があるというふうに思いますので、こういったことについての考えがあればお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 名寄の鉄道ファンが中心になって、9月3日でしたか、スターライトてし

お号が運行されたということで、残念ながら私にはお声がかからなかったもので、こっそりとやったようなお話も聞いています。これいろんな事情があったというふうに聞いていますけれども、それだけ観光列車を運行するというのは大変な中で、企画していただいたというのは本当にありがたいことだなと思っています。本来であれば、JR東とか、いろんなJR各社でこうした観光列車を走らせて収益の向上につなげているのが現実でありますけれども、JR北海道自体がなかなかこういう列車を走らせてくれないと。これは、やっぱりJR北海道自身の余力がないことの裏返しなのかなというふうにも思っておりますけれども、一方で秋口からでしたか、北海道も道内各周遊ルートでJRを活用したツアーを利用促進策として企画をしているということで聞いておりまして、大変こうした動きが出てきているのはうれしいことだなというふうに思います。当然こうした動きに呼応して、それぞれの自治体が地域挙げて応援をしていく体制というのをつくっていけるといいますし、また今現在も宗谷本線の幹事会の中でこうした動きについても具体的な議論も多分出ているのではないかなというふうに思いますので、その辺も我々ができることはしっかりとやり、また一緒になってJRさんや、いろんなカウンターパートとやっていけることを模索していき、提案をし、実行していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 存続に向けてさまざまな取り組み、検討をすることが必要だというふうに思いますし、絶対残していくのだと、必要なのだということを訴え続ける、そういった行動も引き続きしていくべきだというふうに思っています。それとあわせて絶対に維持するのだという、少し本気度も、既に見せていますけれども、今以上に見せていくべきではないかというふうに思っています。

1つ提案でありますけれども、自治体として車両、気動車を購入してはどうかというふうに思っています。先ほどちょっとありました市民の有志の皆さんともいろいろ話ししているのですけれども、市民の皆さんや沿線住民の方からの要望もしっかり取り入れた、そういった意味ではあっと驚く、そういった企画を今検討中であります。これ次回ぜひお示しをしたいというふうに思っていますけれども、その中で車両を所有し、それを使って運行するということができればというふうにもちょっと考えもありますので、そういったことについて検討いただければというふうに思いますので、総計とか個別計画に当然入っていないことではありますけれども、ぜひ御検討いただければと思いますけれども、市長に考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） JR単独では維持することが困難な線区についてと出たのが平成28年11月ですので、もうそろそろ1年になるということですが、この間活性化推進協議会幹事会まで落とし込んでいろんなことで進んでおりますけれども、今議員のほうから御指摘いろいろいただきました。名寄市でやれること、あるいは宗谷本線全体で考えなければならないこと、いろんな見方があると思います。残された時間は余りないというふうにも正直思っているところであります。確かに総計ですとか、そういったものからはすぐにぽっと出てくるものではありませんけれども、いろんな条件を考えますと、いろんなことを考えてこれから進まなければならないなと思っております。

先ほど駅舎の関係もいただきました。名寄市そのものが鉄道のまちということで、鉄道で発展しているまちでありますので、名寄市の優位性を生かした取り組みをできるでしょうし、こういったことを名寄市でやっているよという情報交換を通じてほかのまちも頑張ってください、一つにな

って、それからJRに対してうちは、あるいはこの沿線はこういうことを考えているのだよ、データもこういうことあるのだよ、いろいろ情報交換をしながら、スピードアップしながら進めていかなければならない問題だと思っておりますので、ぜひまた機会を捉えながらいろんな選択肢を積み上げながら進んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 直接なお答えがなかったところでもありますけれども、宗谷本線全体残していくということを考えたときに、一定の参考になることをぜひ提案をしたいというふうに思っていますので、引き続き御検討いただければというふうに思っています。

1点だけ市長にお伺いをしたいというふうに思いますが、経営安定基金の関係であります。これについては、利回りの関係含めて30年間で当初やっぱり4,600億円不足をしているのだというのがこれは事実だというふうに思っています。国土交通大臣や何かもJRの経営努力で対処することが求められるというふうなことを言っていて、国の責任、そういう意味では否定しているのではないかと思っています。JR北海道のほうの島田社長のほうももともと自主運営のための基金ではないのだよと。赤字補填額を保証するものではないというふうなことを言っていますけれども、やはりここは足りなくなっているのは明らかでありますから、見過ごすわけにはいかないというふうに思っています。この点については、最初の答弁の中にもありました。国から抜本的な支援、やっぱりこの分にかかわるのではないかと思っています。これは、それぞれの対応はあるというふうに思いますが、市長としては一方で前向きな議論していくことは当然必要ではありますけれども、ぜひこのことについては見過ごすことなく、道や国のほうにしっかりと訴えていただかなければならないことだというふうに思いますが、

この点についてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 経営安定基金について御質問をいただきまして、6,822億円の安定基金の運用益を赤字分に補填していくという、これが金利が低下したことによって運用金が目減りしていると、こういうことで、このスキームが破綻しているということが国の責任ではないかということですが、一方で国はその後追加の実質基金等も出していると。あるいは、さまざまな支援もしているというような言い方をされていると、こういうことだと思います。現在13線区沿線で鉄道のあり方の議論がそれぞれ始められているところでありまして、特に宗谷本線は日本を縦断する非常に重要な線区であるというふうに我々は考えておりまして、維持、存続をしていくために沿線自治体でも先ほど来お話がある利用促進、あるいは機運を高めていくということも実施をしております。自治体としても当然あらゆる知恵を絞り、協力をしていく考えでありますけれども、各自治体で、あるいは沿線ですることができることはやっぱり限られていまして、議員が御指摘のとおり国による抜本的な支援、仕組みの構築が必要不可欠であるというふうに私も考えております。今後も宗谷本線活性化推進協議会を中心に、北海道ともしっかりと連携をしながら、引き続き国に訴えてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御指導よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） ぜひそういう考えのもとで、これまで同様市民の皆さんの先頭に立って頑張っていたきたいというふうに思っているところでありますということで、次に移っていきたいというふうに思います。

総合計画の進捗管理の関係ということで質問をしました。進捗管理の関係、議員協議会の中でも説明をいただきました。答弁にありましたように、各種の計画、進捗管理は点検評価を踏まえながら

実情に即した効果のある事業展開を進めることが基本だと思います。ただ、観光振興計画の前期の部分において事業総括もできていなかったという、そういったこともありましたので、改めて確認をさせていただいたところであります。

4月から2次の総合計画が始まっていますけれども、その中で前期2年の実施計画に基づいて、今年度の予算執行に当たって個別の事業が展開されているということだというふうに思いますけれども、前期の計画に新たに追加される、例えば個別事業があるとするれば、それはどのような事情に基づくものか、また厳しい財政状況の中で新たに実施するというに当たっては一定の基準があるのだというふうに思いますし、優先順位についてもどのようにつけることになっているのか、それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松岡参事監。

○参事監（松岡 将君） 個別事業について新たに追加される場合の事情ですとか、あるいは優先順位のつけ方ということでございましたけれども、先ほどの答弁の中でローリングについて述べさせていただきました。社会経済情勢の変化への対応、この中には当然国ですとか道の施策の追加ですとか見直しですとか、そういった事情、あるいはその他の新たに生じた事情なんかに対応するというのも入っていると思いますけれども、そういった事情に対応するため、行政評価ですとかローリングを通じた検証を行う中で、財源についての検討も行いながら、最終的には多くは予算編成の中でその財源についての検討を踏まえて決まってくるものと思いますけれども、優先順位をつけているということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 内部的な決め方はそういうことだというふうに思いますけれども、新たに追加される個別事業を含めて、施策の選択、それから優先順位、これについてはやっぱり通常考えられるのは市民生活に直結しているすぐやらな

ければならない事業とか、緊急性の高い事業、国が法律の中でやるようなことになる、そういったことが考えられます。でも、いずれにしても施策決定に当たっての基準が明確であること、それから決定の経過がやっぱり透明であること、それから市民の理解もそういう意味では必要だというふうに思います。当然どこかで決まってしまうのかということではないかというふうに思いますので、そういったそういう意味での市民理解を得る方策も含めて出てくるわけですから、この点についてのお考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松岡参事監。

○参事監（松岡 将君） 総合計画に関して申し上げますと、先ほどの答弁の中で部内の中の話とされましたけれども、当然最初の答弁で述べましたとおりローリングの経過ですとか、あるいは行政評価というのは市民委員会などもやっておりますので、そういったところでの説明ですとか、あるいは御意見をいただく中でも理解を求めていく、あるいは御意見いただいて施策も磨き上げていく、そういうことであると考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 市民委員会も当然市民の皆さんの理解を得る場というふうにはなるというふうに思いますけれども、広く多くの皆さんの意見を聞いたり、理解をいただくということも必要だというふうに思いますので、市民委員会だけではなくてということも含めて対応していただくことを求めておきたいと思います。

もう一点、以前にも確認していることでありますけれども、こういった新たな事業とか出てくることもあわせて、市長公約が優先、それから無条件に反映されるものではないというふうに既に確認をいただいていますけれども、この点について改めて御見解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松岡参事監。

○参事監（松岡 将君） 市長公約との関係性に

つきましては、再度の確認ということでしたので、過去の答弁の繰り返しになってしまいますけれども、基本計画につきましては市長任期と連動させることで市長公約を反映しやすい機会を制度的に設けたものではありませんけれども、これが計画遂行状況の検証ですとか、時代の潮流、課題の分析などを踏まえて市民による委員会、審議会ですとか、議会の議決を経て最終的には決定されるものでありますので、無条件に反映されるものではないという理解で間違いはないということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 答弁いただいたのについて再度確認をさせていただきます。

それから、新規の個別の事業、あるいは戦略事業にかかわってお話を1つお伺いをしたいと思います。実は、あるところから映画を作成をして名寄は知名度向上、地域活性化を図るというお話を聞きました。そのような話が名寄市としてあるのかという点とあるとすれば市としてどのような対応をとるのかお伺いをしたいと思いますというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今御質問がありました映画ロケ地の関係についてですけれども、平成22年度に本市でロケを行いました映画の「星守る犬」のラインプロデューサーであり、また本市の観光大使であります竹山昌利氏より御提案をいただいております。まだ流動的な部分もあることに加えまして、制作側の事情等もありますので、現段階では詳細を申し上げることができませんが、スポーツをテーマにこの道北の地でのロケを企画しており、市民参加の機会も多く設けたいとの意向で、本市にも制作委員会への参画が要請されております。本市といたしましても、本市がメインロケ地となった映画「星守る犬」において地域の活性化やボランティアの育成、ホスピタリティーの向上や文化、観光振興等に大きく寄与

した検証を踏まえ、今後の観光振興策の一つとして名寄市観光振興計画の戦略事業にもフィルムコミッション事業を位置づけしていることから、前向きに検討したいと考えております。ただしかしながら、フィルムコミッション事業のみならず、観光振興策全般に言えることでありますけれども、観光振興の効果を最大限に生み出していくためには、ボランティアも含め市民の皆さんの主体的な取り組み、さらには参加が必要不可欠であると考えております。このことから今後観光大使であります竹山氏による民間の方への説明機会が設けられている予定と伺っておりますので、市民の皆さんや民間団体の受けとめ方なども含めて総合的に判断させていただいた上で、議会にも御相談しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 映画を活用しての知名度向上、観光振興、そういったことについて言えば、一般的に取り組むべき課題だというふうに思っているところであります。ですけれども、不確かな部分もちょっとあるかもしれませんけれども、私が聞いている内容では、先ほどありました名寄市が制作委員会に参加をする、それからもう一つは数千万円出資金も出すという、そういったことがあるというふうにお聞きをしています。そういう意味では、少し問題があるのではないかというふうに考えるところでありますし、この点について議会としてのチェック機能も果たすべきだというふうに考えているところであります。

先ほどの総合計画、観光振興計画の個別計画、戦略事業の決定に当たって、実施をしている分に当たっては多くの時間をかけてたくさんの皆さんの意見を聞きながら決定してきたというプロセス、そういったものがあるのだというふうに思っています。しかし、今回のその映画についてはそういったことではないのかなというふうに思いますし、

特に緊急性が高いわけでもないのかな、それから市民生活に直結する、そういった課題でもないかなというふうに思います。実施に当たって人やお金を使うとすれば、市の職員や、特に税金を使って実施をするということだとすると、それについて簡単に市民の皆さんの理解というのは得られないのではないかというふうに考えるところであります。ほかに重要な優先すべき課題があるのではないかということでもあります。例えば冬の除雪が大変で名寄を出ていこうとしているような、ふえてきている、そういったことがあるのだというふうに思います。私としては税金はそういったことへの対策に優先して使うべきだというふうに思っていますし、私の所属しています経済建設常任委員会では委員全員で除排雪に対しての提言もしているところであります。そういう意味でこの件に関しても役所が前のめりになって取り組むべきではないというふうに私は思っていますし、事業の決定に当たっての優先順位、それから税金の使い方について慎重に対応すべきだというふうに思います。この映画制作がどうしても優先すべきものなのか、それも含めて市長の考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど水間室長からも答弁がありましたが、この走り出しています平成29年度からの5年間の後期の観光振興計画の中で、フィルムコミッション事業を追加をしています。これは、「星守る犬」という映画を制作を誘致というか、向こうからぜひやらせてくれという話だったのですけれども、それを受け入れて、そのときはその受け皿組織というのがなかったものですから、行政が主体となっていていろんな方に波及させていって受けとめてきた経過があると。この映画に関しては、直接的にも、あるいは間接的にも大変な経済効果、地域の振興効果があったというふうに認識をされて、今回の観光振興計画の委員の皆さんの中でこうしたフィルムコミッションの提

言があったということです。これを受けてというか、これでスタートしているということと今回竹山氏からの映画の誘致の正式な構想の提案が年度明けてから、5月ごろというふうには聞いております。それ以降民間のそれぞれの団体に協議をし、具体的な内容はまだこれからでありますけれども、構想を聞く中で、このことは名寄をPRする絶好の機会だということで、全会一致で受け入れを検討していくべきではないかという議論がなされたというふうにお聞きをしています。今後先ほどお話があったとおり、10月に市民の皆さんに説明があったりだとか、あるいは民間主体となるコミッション組織も立ち上げるという話も聞いていまして、ここに行政も一定の役割を果たしていくべく、さまざまな支援をしていかなければならないのかなというふうにも思いますけれども、具体的には中身をしっかりと検証させていただき中で、改めて機会を見て市民の皆さん、そしてまた議会の皆様にも御相談させていただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○6番（奥村英俊議員） 経済効果という話もありました。そうだとすると、内容等についてもはっきりわからない面もありますけれども、民間の皆さんにやっぱりやっていただくという発想があってもいいかというふうに思います。そちらからの働きかけ、そういったことが絶対的に必要だというふうに思いますし、仮に出資金の話についても税金を投入するのではなくて、インターネットを活用したクラウドファンディング、そういった出資を募る方法もあります。そういったことをぜひ模索すべきだというふうに思いますし、そういう中で全国に名寄を発信する、そういったことも可能だというふうに思います。ぜひそういった対応をしていただくことが必要だというふうに私は思います。名寄市がこの事業に前のめりになることなく、間違った税金の使い方をしないように引き続きチェックをしたいというふうに思いますし、

市民の皆さんが主体的に取り組んでいただく、そういったことを願いながら、今後の取り組みを見守っていききたいというふうに思います。

時間がなくなりましたので、以上で終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時02分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 川 口 京 二

平成29年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成29年9月21日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 報告第3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第4号 平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 報告第3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第4号 平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について

1. 出席議員（17名）

- 議長 17番 黒井 徹 議員
副議長 14番 佐藤 靖 議員
2番 山崎 真由美 議員
3番 野田 三樹也 議員
4番 川口 京二 議員
5番 川村 幸栄 議員
6番 奥村 英俊 議員
7番 高野 美枝子 議員
8番 佐久間 誠 議員
9番 東川 孝義 議員
10番 塩田 昌彦 議員
11番 山田 典幸 議員
12番 大石 健二 議員
13番 熊谷 吉正 議員
15番 高橋 伸典 議員
16番 佐々木 寿 議員

18番 東 千春 議員

1. 欠席議員（1名）

1番 浜田 康子 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 久保 敏
書記 倉澤 富美子
書記 開発 恵美
書記 長 正路 慶

1. 説明員

市長 加藤 剛士 君
副市長 橋本 正道 君
副市長 久保 和幸 君
教育長 小野 浩一 君
総務部長 中村 勝己 君
参事 監 松岡 将君
市民部長 三島 裕二 君
健康福祉部長 田邊 俊昭 君
経済部長 白田 進君
建設水道部長 天野 信二 君
教育部長 小川 勇人 君
市立総合病院 岡村 弘重 君
事務部長 松島 佳寿夫 君
市立大局学長 廣嶋 淳一 君
こども・高齢者 支援室長 水間 剛君
営業戦略室長 粕谷 茂君
上下水道室長 常本 史之君
会計室長 上田 盛一 君
監査委員

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

10番 塩田昌彦議員

15番 高橋伸典議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

介護保険制度にかかわって外1件を、川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） おはようございます。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

大きい項目1点目、介護保険制度にかかわって伺います。7期介護保険事業計画の策定が進んでいるかと思いますが、8月には自己負担の上限が引き上げられました。来年8月には、現役並み所得者の利用料の自己負担が3割となります。さきの一般質問でも取り上げましたが、不安は広がるばかりですので、再度伺わせていただきます。

まず最初に、介護労働者の処遇改善について伺います。介護サービス費用の公定価格となる介護報酬の来年度改定に向けた議論が厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会で進められています。報酬変更は、サービス内容にも大きな影響を与えます。市として介護職員の確保について、いろいろな取り組みがされているとの報告がありました。介護職員の処遇改善、介護報酬の引き上げは喫緊の課題と考えますが、市としてどのような対応を考えておられるのか伺います。

2つに、介護保険制度利用者への対応について伺います。自己負担の上限が引き上げられたことや総合事業に移行したことなど、さらに来年からの利用料3割負担などについて周知徹底が求められますが、どのような対策を考えておられるのか伺います。

3つに、家族介護者の負担軽減について伺います。家族介護の大変さははかり知れないものがあると考えています。虐待やそれにまつわる事件等社会問題になっています。名寄市高齢者虐待防止ネットワーク会議が設立されていますが、介護離職、介護放棄など起こさせない取り組みが持たれているところであります。家族介護者の負担軽減について市のお考えを伺います。

4つに、財政優遇について伺います。改定介護保険法では、自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化のため、市町村に財政的インセンティブ、財政優遇を付与する規定を整備するとしました。この財政優遇とはどのようなことなのかお知らせをいただきたいと思えます。

5つ目に、介護医療院についてであります。2018年4月から療養型施設の介護医療院が新設されるといいます。さきの一般質問でも取り上げましたが、詳しいことはまだわからないとのことでした。質の低下などが懸念される中、利用者はもちろん、市民への周知が急がれるのではないのでしょうか。介護医療院について詳しくお知らせをいただきたいと思えます。

大項目2点目、子育て支援にかかわって伺います。2015年時点の子供の貧困率、相対的貧困率で13.9%、7人に1人となっています。子供の貧困という特別な貧困があるわけではなく、問題は格差と貧困そのものであり、貧困が子供の不利につながるようなことをどう食いとめることができるのかを社会全体で考えなければなりません。

そこで、伺います。1つ目に、子供の医療費支援について伺います。日本外来小児科学会子どもの貧困問題検討会代表世話人の和田浩小児科専門

医であります。みずからも参加した佛教大学総合研究所共同研究、脱貧困プロジェクトが小児科の入院症例を対象に行った調査で、貧困層の子供は貧困でない層に比べて繰り返しの入院が1.7倍も多く、ぜんそくでの入院は2倍にも上っている。経済的理由で受診を控えたことがあるかとの問いに、貧困層は非貧困層の4.3倍も受診を控えていたことがわかったと言います。名寄市では、小学校入学前までの外来、入院と小学生の入院のみ自己負担全額無料としていますが、せめて小学生の外来も全額無料とすることを求めたいと思いますが、お考えを伺います。

2つに、学習支援について伺います。子供の貧困対策大綱で教育の支援を掲げています。名寄大学地域コミュニティケア教育研究センターで開催されている子ども食堂だだちゃ、子供の学習支援もっちもちがあります。今年度最初の子ども食堂は約40名の参加といます。このような事業が本当に必要としている子供たちに届いているでしょうか。今後の取り組みについて伺いたいと思えます。

3つに、ひとり親世帯への支援について伺います。毎日の生活に追われ、情報を集める余力がなく、せつかくの制度も必要な方が利用できない現状が見受けられます。制度やその使い方を知らないということのないような取り組みが必要です。考えを伺います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） おはようございます。川村議員から2点にわたり御質問がございました。大項目1及び大項目2、ともに私のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、大項目1、介護保険制度にかかわって、小項目1、介護労働者の処遇改善についてお答え

いたします。介護労働者の処遇改善、特に賃金につきましては、介護報酬によるものが大きく、平成23年度まで実施されておりました介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度から交付金を介護報酬に移行し、交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に介護職員処遇改善加算が創設されました。御案内のとおり、平成29年度の介護報酬改定により介護職員処遇改善加算の拡充が行われまして、この加算を取得した介護保険事業所は賃金改善を実施し、介護職員の賃金等に反映されることとなります。市内の介護保険事業所におきましては、対象となるほぼ全ての事業所でこの加算を算定し、介護職員の賃金改善を行っている旨の届け出が提出されておりますし、今まで加算の算定を行っていませんでした事業所におきましても、今般加算届け出を提出すべく、現在担当課と相談、調整を行っているところでございます。当該事業所によりまして、やはり昨今の介護人材不足により処遇改善を行い、賃金を上げなければ職員を確保できないといったことが加算取得の理由となっております。

介護職員の確保につきましては、市が設置し、名寄市社会福祉事業団が指定管理者となっております介護老人ホーム清峰園、しらかばハイツにおきましても昨年来喫緊の課題として捉え、対策を講じてきております。事業団では、介護職員処遇改善加算の算定はもとより、特に新規採用職員に対してはOJT、現認訓練ですけれども、を実施し、習熟度の確認を面接により新人職員と上司とで実施し、不安や疑問をやりとりする機会を設けて、利用者様に対しての介護のかかわり方をお互いの了解をもとに進め、利用者様が安心して介護が受けられ、職員も働きやすい環境づくりに努めているところです。また、市では本年6月に市内介護保険事業者で組織する名寄市介護サービス事業者連絡協議会を立ち上げ、協議会の中で介護人材の確保や職員の定着化に向けた処遇改善等につ

いても話し合う場を設けていく予定であり、現場の職員の声を聞きながらさまざまな施策に反映させていければと考えております。

今般全国市長会におきましては、処遇改善の推進、適切な介護報酬の評価、設定について重点提言を行っておりますし、全国知事会では介護人材確保対策の抜本強化に向け、介護従事者の処遇改善を上げております。さまざまな提言や国の報酬改定に向けた動きなどを注視しながら、さらなる処遇改善を求めて上部団体への要望を続けてまいります。

次に、小項目2、介護保険制度利用者への対応についてお答えいたします。介護保険制度の改正につきましては、近年毎年のように改正が行われており、利用者の方にとっても混乱を招くことがあると認識しております。要介護認定を受け、介護保険サービスを利用されている方であれば、担当の介護支援専門員、ケアマネージャーや介護サービス事業所の職員から制度についての説明を受けることができますが、要介護認定を受けていない方については情報が届きづらい状況にあります。市では、情報提供のツールとして広報なよろや市のホームページにおいて制度改正などの情報を掲載するとともに、各町内会や老人クラブ、地域や職域での集まりの際に出前トークを御利用いただき、介護保険制度等について御説明をいただく機会を持ちながら、周知を図ってきております。また、高齢者の担当係から利用者等に送付する文書につきましては極力文字の大きさを大きくしまして、通常の文書より高齢者が読みやすいものにするなど、少しずつではありますが、改善を進めております。今般の制度改正につきましては、現在策定中の第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画に登載することはもとより、計画のダイジェスト版を作成し、広報折り込みにて全戸配布を予定しており、市民への幅広い周知を行ってまいります。

次に、小項目3、家族介護者の負担軽減につい

てお答えいたします。要介護認定者を介護されている方への支援につきましては、紙おむつ等の介護用品を支給する家族介護用品支給事業や従前から名寄市社会福祉協議会への委託事業として開催しております家族介護者交流事業がございます。さらには、今年度の新規事業であります要介護3、4、5の認定をお持ちで在宅において生活をされている方に紙おむつ用ごみ袋を支給する要介護高齢者等紙おむつ用ごみ袋支給事業におきましても要介護高齢者等のいる家庭への経済的支援となっていると考えております。

また、認知症の人の家族や認知症の方、専門職が集い、相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことで認知症の人を支えるつながりを支援し、介護負担の軽減を図ることを目的とした認知症カフェの開催につきましては、6月と7月に模擬認知症カフェを行い好評を得られたことから、8月からは月に1回の定期開催とすることといたしました。認知症サポーターの会の会員にも御協力をいただいております。利用者、支援者ともに笑顔になることを目指すことから、にこにこカフェと名づけまして、毎月25日に開催する予定としております。加えて、今年度は従前配付しておりました介護・福祉ガイドブックを刷新し、市内の医療機関等の情報を加えた形で医療・介護・福祉ガイドブックとして高齢者の総合相談窓口を設置するとともに、介護保険事業所や医療機関の窓口にも配付し、市民への情報提供の一環としております。議員御指摘のとおり、さまざまな理由により介護サービス等を利用できない御家庭もありますことから、担当課では各地区の民生委員児童委員の例会に足を運びまして事業説明等を行うとともに、地域の実態把握について情報提供をいただくよう努めております。

また、介護離職の防止に関しましては、第7期計画の策定に当たり国の指示により在宅の要介護認定者に対しアンケート調査を行うこととされておまして、その中で介護離職を防ぐための手だ

てについて全国的に集計、分析が行われる予定となっております。当市におきましても6月に郵送でのアンケート調査を行い、現在集計作業を進めているところです。今後も広報や出前トークでの情報提供はもとより、各地区の民生委員児童委員や多職種の方々との連携を図りながら市民への制度周知を進めてまいります。

次に、小項目4、財政優遇についてお答えいたします。平成29年6月2日に公布されました地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律では、地域包括ケアシステムの深化、推進として、保険者機能を発揮し、自立支援、重度化防止に向け取り組むこととなっております。それに対する支援として国は市町村による自立支援等施策の取り組みを支援するため、市町村に対し予算の範囲内において交付金を交付するとしております。現在進めております第7期介護保険事業計画策定に向けた基本指針では、国から示されたデータを活用し、分析した上で、住民やケアマネージャーなどの関係者間での介護保険の理念や基本方針の方向性の共有、住民主体の会議の場の創出や担い手育成、多職種連携による地域ケア会議の開催、そのほか市町村が地域の実情に応じ取り組みや目標を決め、あわせて数値目標の設定に努めることとされました。

インセンティブ付与の評価内容としては、要介護状態の維持、改善の度合いである要介護認定率の低下や地域ケア会議の開催状況などが想定をされますけれども、国の社会保障審議会介護保険部会での審議において市町村間の格差拡大を不安視する声が多く出されておりまして、これに対して厚生労働省からは適正なサービス利用の阻害につながらないことが制度の大前提であるとし、評価指標に要介護認定率の高低を直接用いず、取り組み自体を評価するプロセス指標を取り入れるという方針が示されております。今後につきましても財政的なインセンティブにより要介護認定率の抑制や適正なサービス利用の阻害につながることを

ないよう国の動向に注視し、基本指針を踏まえながら第7期計画の策定作業を進め、介護保険事業の円滑な実施と地域包括ケアシステムの着実な構築に向け計画の策定作業を進めてまいります。

次に、小項目5、介護医療院についてお答えいたします。平成18年度の医療制度改革により療養病床について患者の状態に即した機能分類を促進する観点から、医療保険、介護保険を一体的に見直し、医療の必要性の高い方々については引き続き医療療養病床で、低い方々については療養病床から移行した老人保健施設等で対応、介護療養病床は平成23年度末で廃止することとなっておりますけれども、その後療養病床から老健施設等への転換が進んでいない等の理由から廃止、転換期限を延長しまして、設置期限を平成29年度末までとし、実態調査を行った上で必要な見直しについて検討することとなっております。今回の改正に向けて国の社会保障審議会における審議では、高齢化の進展により増加が見込まれる慢性期の医療と介護ニーズをあわせ持つ高齢者に対応するため、要介護高齢者の長期療養生活施設として新たな施設類型を創設するべきとされ、このことを踏まえまして日常的な医学管理やみとり、ターミナル等の機能と、それから生活施設としての機能とを兼ね備えた施設を介護医療院として介護保険上新たに創設するものです。あわせて病院、診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院、診療所の名称を引き続き使用できることや現行の介護療養病床の経過措置期間についてはさらに6年間延長することとしております。

大まかな基準としましては、広さを介護療養病床の1床当たり6.4平方メートルから8平方メートルとするほか、プライバシーに配慮したつくりとすることとなっております。施設の類型は、1つのパターンとしましては重篤な患者の入所を想定した介護療養病床相当、2つ目として容体が比較的安定した人を想定した老人保健施設相当以上の2つで検討されており、医師の配置を1のタイ

プでは介護療養病床と同じ入所者48人当たり1人とし、2タイプ目としてはその1のタイプよりも若干少なくする方向となっております。

現在も社会保障審議会介護給付費分科会で平成30年度に向けて介護医療院の報酬や施設基準のあり方、介護療養病床からの早期転換策などについて議論をされておりますが、介護療養病床と医療療養病床からの転換は総量規制の対象外と定められておりまして、さらには医療療養病床からの移行により介護費が増加して保険料や財政負担に影響することが懸念をされております。市としても現在策定中の第7期計画にも大きな影響を及ぼす事項であることから、引き続き国の動向を注視してまいります。

続きまして、大項目2、子育て支援にかかわって、小項目1、子供の医療費支援についてお答えいたします。現在の名寄市における子供の医療費支援につきましては、本来就学前は2割、小学生以上は3割の医療費自己負担に対して、北海道の補助事業を活用し、就学前児童の入院、通院の医療費自己負担を1割負担とし、小学生の入院に係る自己負担についても1割負担としております。このことに加え、平成26年8月診療分からは、名寄市独自に就学前児童の入院、通院の全額助成及び小学生の入院に係る医療費の全額助成を拡大し、実施しているところです。昨年12月には、経済面からの子供の支援について要望書もいただいているところですが、子供の医療費助成の独自拡大については特に重篤化になりやすい就学前児童の入院及び通院と医療費負担が大きい小学生の入院に限らせていただき、医療費助成だけでなく、子供の支援総体において支援を拡大してきております。

続きまして、小項目2、学習支援について申し上げます。子供の貧困対策に関する大綱が平成26年8月29日に閣議決定され、また生活困窮者自立支援法においても子供の学習支援事業が補助事業の任意事業になっており、現在道内市部では

35市中16市が実施中であり、平成30年度も引き続き実施する見込みとなっております。名寄市では、平成29年度より生活困窮世帯の子供の学習支援事業を開始し、対象者は保護世帯、就学援助や児童扶養手当などの受給世帯に属する困り感を抱える児童生徒とし、7月上旬に市内小中学校児童生徒全世帯にアンケート及び参加意向を調査し、参加を希望された方を対象に小中学校の夏休み期間に名寄地区、風連地区にて各1回ずつ実施をいたしました。事業実施に当たりましては、名寄市立大学と連携を図りながら、大学生ボランティアの夏季休暇が終了する9月下旬より学習支援を引き続き実施する予定です。

学習支援の内容ですが、特別な教材などは用意せず、各自が宿題や教科書、教材を持ち寄ります。学習を通じて生活や学習習慣を身につけていただくことを考えながら、名寄市立大学の学生ボランティアが問題の解き方などの支援を行っております。実施に当たりましては、プライバシーに配慮することとし、参加対象である世帯にのみ実施場所、日時をお知らせしております。今後の生活困窮世帯に対する学習支援事業について、参加者のニーズを把握することはもちろんですが、参加しやすい状況をつくるため、定期的な実施のほかに夏休み、冬休み中にも実施したいと考えております。

さて、名寄市立大学で昨年より実施している学習支援ですが、子供たちに対して地域で勉強する機会と場の提供、大学生などとともに学ぶことで学習習慣や学び直しの支援を行うなど、地域で勉強することで得られることを将来の成長へつなげていくことを趣旨として行っております。また、子ども食堂などとあわせて開催することで地域の居場所を提供し、孤立化の断ち切りや生活習慣改善による健全な成長を間接的に支援していくことがより効果的であると考えているところです。最後に、名寄市立大学の取り組みが全ての子供たちが地域で集まれる居場所を提供することで、いろ

いろな情報を吸収し、勉強し、将来の人間形成への一助となるよう実施しているところです。

以上が大学で行われている学習支援などの概要となりますが、これらの大学のプロジェクトと協調し、新たな参加者や効果的に両方の支援を受けられるよう名寄市立大学と連携をとりながら支援内容を検討していくとともに、ケースワーカーによる生活保護世帯への本事業紹介やことし10月に送付される児童扶養手当証書に学習支援の案内を同封するなどし、プライバシーに配慮しながら個別に広く周知してまいります。

次に、小項目3、ひとり親世帯への支援について申し上げます。本市におけるひとり親世帯への支援としましては、相談窓口としてこども未来課に母子・父子自立支援員を配置し、養育費、就労、経済的問題、心情相談など自立支援に係る全般的な相談を受け付けております。また、経済的支援としてひとり親世帯に対する児童扶養手当、経済的に困窮している世帯に対する学用品等の就学援助、ひとり親家庭の医療費助成事業、母子、父子、寡婦世帯への修学資金や生活資金等の福祉資金の貸し付けを初め、名寄市母子会において実施しておりますひとり親家庭への生活資金の貸し付け及び高校生への修学金給付制度についても紹介をさせていただいているところです。制度やサービスにつきましては、毎年実施しております児童扶養手当の現況届提出依頼を実施する際に、ひとり親家庭が利用できる制度、サービスを記載したパンフレットを同封し、周知に努めているほか、名寄市ホームページにおいても紹介させていただいております。また、就学援助におきましては、小学校の新入学説明会での説明を初め学校を通じ周知徹底を図っているところです。平成28年度における母子、父子自立支援相談における相談件数のおよそ4割程度が経済支援、生活支援に関する相談であり、一人一人に支援が届くよう引き続き取り組んでまいります。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律に

おいて計画の策定を努力義務とされている北海道と任意計画ではありますが、政令指定都市の札幌市においては、子どもの貧困対策推進計画を策定するに当たり、子どもの生活実態調査を実施し、推進計画を策定しております。本市における独自の実態調査については実施をしておりませんが、北海道において本年7月に全世帯ではありませんが、抽出により名寄市も含めた全道4,500世帯を対象にひとり親家庭生活実態調査が実施されておまして、統計的に処理された後公表されることとなっております。本調査の結果を参考としながら、実態の把握については母子、父子自立支援相談において経済的な状況や家庭の状況等実態把握に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 御答弁をいただきました。再質問等させていただきたいと思っております。

まず最初に、介護保険制度にかかわって伺いたいと思っております。これ全般にわたる問題ですので、ここというふうにはいかないかというふうに思いますので、御了承いただきたいと思っております。介護労働者の処遇改善のところでありましてけれども、政府のほうで処遇改善加算のお話が今御答弁の中でもされておりました。この加算が今事業所の皆さんの中でも徐々にそれを反映させるべく対策がとられているというお話だったかなというふうに思うのですが、しかしなかなか特別に加算を設けても介護報酬の実質的なところでいうと、全体的にいうとマイナスになっているという実態もあるわけですね。プラスになっていないのです。ですから、事業所を運営するところに圧迫されて、なかなか職員の皆さんのところに、臨時的な手当は出るのかもしれないけれども、基本給というところでは反映されていかないのではないかなというふうに思っています。先ほど御答弁の中で地域での連絡協議会も設定して地域で介護職員の皆さんへの処遇改善等を話し合うという、これはぜひ進

めていただきたいものというふうに思っているのですが、今お話ししたように基本的に介護報酬全体の問題で引き上げがなければ、本当に事業所も、またそこで働く方々も、そして働く方々が安心して働けないとそこを利用している利用者さん、こうした方々がやっぱりゆったりと介護してもらえない、気分的に精神的な部分では負担もあるのではないかというふうな危惧をしているのですけれども、例えば職員さんがやめることによって入れかわりが激しいだとかということもありますよね。そういったときに精神的な部分で落ちついてそこで暮らすことができないのではないかという危惧をしているのですが、そういった部分についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 今介護労働者への処遇の関係で十分に行き届いてはいないのではないかと御質問いただきました。厚生労働省の昨年度の介護従事者処遇状況等の調査結果というのが手元にございまして、一応昨年の実績ですけれども、介護従事者の加算を取得をした、これ全国的なものなのですけれども、処遇改善の取得については9割の事業所で行っているということで、残り10%については届け出、取得をしていない事業所がございまして、この10%、なぜ取得しないかというところではいきますと、事務作業が煩雑というのが一番高くて、次に利用者負担が発生する、それから3番目で対象の制約があるため事業所としてはできないというような回答があったということで、制約があってできないというところで行くと、介護職員のみが加算の対象となっているということで、ほかの職種が、事務の方とか、そういう方とのバランスが保てないというようなことがあって、この加算が十分にその施設にメリットが出ているのかというところで行くと、国のほうの調査の中でもそういった回答が出ているということで、この処遇加算が

できた背景はやはり全産業の平均賃金、平均給与から10万円ぐらい低いということで、そういった待遇が低いということで離職率も高くて人材確保が難しいという背景から、この加算ができたということでございますけれども、また今後も介護報酬の改定がございますけれども、さらに加算をふやして拡充した場合についてはさらに介護給付費が伸びていく。それから、負担が例えば保険料にはね返るだとか、介護財政に影響が出てくるということもございますけれども、先ほどの答弁でも上部機関への要望等も現在させていただいておりますけれども、今後の社会保障審議会の中での議論が動向を見ながらそういった処遇改善につながっていけばというふうに考えておりますけれども、市としてできることとすれば、6月に立ち上げました事業者さんとの協議会の中でいろいろ現場の声、生の声を聞いて、賃金だけではなくて職場の雰囲気だとか含めて、そういった声を聞きながら関係機関のほうに上げていきたいと思っておりますし、それに基づいて計画の中で反映できるものがあればというふうには考えておりますけれども、そういった声も聞きながら、あわせて国の動向も見ながら対応できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今おっしゃったように、全産業から見ると平均で月10万円も低いという介護現場の方々の賃金というか、処遇でありますので、私たち野党4党で法案も出させていただいた経緯もあります。そういった中で今加算が皆さんのところになかなか浸透されないという中、お話もありましたけれども、働いている職員の方々が若干でも上がったというふうに思っているかという調査もあるのですけれども、半数以上の方々が今までと変わらず、それから下がったのではないかとといったような、そんな答えも出ているぐらい、やはり実感としては回っていないという状況です。

ですから、地域の皆さんと連携をしながら、いろんなところでどういった処遇改善ができるのか、それはもちろん必要なのですけれども、私もいつもお話しさせていただく全国市長会なり、また知事会なり、いろんなところで国に向けてやはりきちっとした介護報酬、これが全体が引き上げられるように求めていく。おっしゃっているように、地方だけでは全く労働者も、また利用者の皆さん方にも応えられるような財政にはなっていないというところら辺は十分承知をしながら、やっぱり国にきちっと求めていくことが必要ではないかというふうに思うのですけれども、この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 2018年度は、医療、介護、そして障がい者の3大報酬が改定される年でございます。前回の介護報酬改定におきましては、施設の部分について若干介護報酬がマイナス改定になったという経過もございますので、現在社会保障審議会の介護給付費分科会で検討されておりますが、市長会からの委員も参加しておりますので、その辺は極力マイナス改定にならないような形の要請を今後とも市長会を通じながら国に対して要望してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 次に、利用者さんへの対応についてであります。広報、ホームページで、また詳しい案内も大きな文字で全戸配布したいという御答弁がありました。これはしていただきたいというふうには思っているのですが、とにかく自分は介護保険は保険料は払っているけれども、介護必要となったときにしてもらえるかというのが多くの皆さんの不安です。

それで、今介護制度が見直される中で、介護認定の前の25項目あるチェックリストの活用が介護認定を受けさせない水際作戦になっていないかというところで私は非常に危惧をしています。要支援1、2の方々が総合事業に移行されました。

それで、このところで前回は今までと同じサービスを受けられるようお願いしたいというふうな求めてきたところですが、さらに今進められているのが支援ではなくて要介護度1、2の人です。この方々を軽度者として、訪問介護の生活援助サービス、掃除、洗濯、調理など、こういった生活援助サービスの抑制が進められようとしているという、こういった動きも骨太方針2017の中でうたわれているようですけれども、こういった部分への市民の皆さんへの周知、また不安に対してどのように対応されようとしているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 今議員言われました内容については、そのようなことも可能性として言われております。現在認定を受けている方については、一定程度広報ですとか、いろんな形で個人通知もしながら制度の周知を図っておりますが、現在認定を受けていない方については情報が届きづらいという情報もあって、その制度改正、十分認識されているかということかと思っております。通常行っている先ほど言いました広報ですとか、ホームページだとか、町内会等の集まり等とかでも周知をさせていただいておりますけれども、さらに各地区の民生委員さんと連携をとりながら、今認定を受けていない方でサービスを必要とされる方がおりましたら、把握に努めて適正なサービスの利用につなげているところでもあります。100%把握できているかということ、そこはちょっと言い切れない部分があるのですが、先ほど言いましたけれども、民生委員さんだとか、いろんな関係機関と情報を共有しながらきめ細かい対応をしていきたいと思っておりますけれども、今後の制度改正もまだ明確になっておりませんが、利用者のサービスが低下するようなことがないように、先ほどの繰り返しになりますが、上部機関のほうにも要望していきたいと思っておりますし、

市民に対してはきめ細やかな対応、それから周知に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 本当に不安がいっぱいの制度の中で、高齢者率がどんどん上がっていく中で、本人もそうですし、家族の介護の負担も大きなものがあります。介護人材の確保ができないことによって、施設入所希望者が入れない。また、その負担は重たくなる。そして、今紹介した訪問介護、これの利用も抑制されるというふうになると、家族の介護の負担、これはもう増すばかりであります。いろんなところで、認知症カフェも開設している。いろんな交流会もされている。これは、もう本当に必要なことですし、歓迎したいというふうには思っているのですけれども、基本的なところの負担をなくしていくことが非常に重要だというふうに思っていますので、ぜひとも取り組みを進めていただきたいと思っております。

財政優遇の件で、随分詳しくお知らせをいただいたのですけれども、なかなかわかりづらいかなというふうに思います。はっきり言って、介護予防の取り組み状況や地域ケア会議の開催頻度、この頻度によって評価を上げていくというふうに言われましたね、先ほど。だけれども、介護卒業というような言い方をしながら、サービスの打ち切りを後押しして、要介護認定率の引き下げに成功している、例えば埼玉県のと光市や大分県などが好事例として紹介されています。これは何を言うかということ、介護費用を抑えた自治体への財政優遇というふうに言えるのではないかとこのように思っています。これで本当に先ほども言った介護をされている家族の皆さん方が安心して家族の方々を介護できるかということ、そうはなっていないというふうに私は思っています。さらに、介護卒業、私はもう介護卒業でなくて強制退学というような、そんなふうに介護サービスの打ち切りにつながるのではないかとこのように非常に危惧を

しているところですがけれども、私の調べたところではインセンティブに必要な財源が示されていないというところにあるかというふうに思うのですけれども、実績を上げた自治体に交付金を回して、そして別の自治体の交付金、これは実績が上げられなかった自治体から交付金減らすというようなことになって、事実上のペナルティーになるのではないかとこのように非常に危惧をしているところでもあります。こういった部分について、市としてはどのように受けとめておられるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 先ほど財政優遇につきましては答弁をさせていただいたところですが、交付金につきましては一定の基準が定められまして交付されるということになると思っておりますけれども、議員言われたように交付金の財源がどうなっているのかということと具体的な制度設計についてはまだ詳細が明らかになっておりませんが、うわさされる部分で私答えさせていただいたのですが、目標の未達成によってペナルティーもあるのではないかと。それによって利用者の負担がふえる、また保険料がふえるのではないかとこのように、利用者の不安感ですとか、さらには介護保険財政への影響ということも懸念されるということで、先ほどの和光市の関係ですけれども、モデル事業で先行してやった例で紹介されたということですがけれども、議員言われたような形が実際には想定されるということも言われておりますので、こういったインセンティブ化の影響によって要支援だとか要介護の認定を例えば自主的に更新しないだとか、そういったことがいわゆる介護卒業と言われていますが、高齢者の自立を強いるようなことがないよう、繰り返しになりますけれども、今後国の動向を見守りながら注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 国の動向を見ながらしていただくということなのですから、毎度そういったふうにお答えいただいているのですけれども、動向をうかがって気がついたら大変な状況になっているということは結構あるのではないかと、いうふうに私は思っているのですが、介護を必要としている人が本当に利用しやすい介護保険制度の改善、そして介護報酬の引き上げ、介護従事者の方々の確保の対策の強化と大幅な処遇改善、これらをぜひとも国に向けて強く求めていただきたいと、そのことを申し上げて、子育て支援に移りたいというふうに思います。

子育て支援です。実は、子供の医療費助成が低所得者地域で入院患者を減らす効果があるということを示した調査結果が出ています。慶應義塾大学大学院の後藤先生、京都大学大学院生の加藤先生、調査をして海外の雑誌に発表されていますが、低所得者地域では外来の通院費の助成対象年齢を12歳から15歳に引き上げた場合、入院する子供が5%減ったと。助成拡大によって全体的に入院数が減る結果になったといったことが公表されています。経済的理由で病院に行けずに慢性的な病気にかかりやすかった子供たち、例えばぜんそくなど、こういった子供たちが外来診療を受けやすくなった可能性を指摘されています。ぜんそくやインフルエンザや重篤の肺炎など外来の治療で入院を防げる病気、ちょっとぜんそくの発作が始まったときにすぐ病院に行けば入院をしないで済むということで、入院を減らす効果があるということが示されているわけです。それで、小学生になると、皆さんも子育てされた皆さんはわかると思うのですけれども、風邪なんか引きにくくなります。なかなか病気にもかかること少なくなってくるのですが、だけれども重い病気、ぜんそくなど、こういった子供たち、本当に医療が必要な子供たちが、通院することが必要だという病

気を持つ子供たちにとっては、非常に医療費の助成が助けになるというふうに思っています。対象年齢の引き上げ、必要ではないかというふうにご調査をした先生方もおっしゃっているのですが、医療費を心配して受診を控える、そして病状が悪化することのないように医療費の助成を求めるものですが、再度お考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） ただいま子供の医療費の支援の拡大ということで御質問いただきました。早い段階からの治療によって入院の治療費もかからなくなるということでの調査結果について御紹介いただいたところです。

道内の医療費の独自助成の拡大状況なのですが、道内の35市の状況ですが、全額助成、一部助成の違いはございますけれども、中学生の通院助成を実施しているのが現在9市、入院の助成が18市、小学生の通院助成が17市、入院の助成が13市、未就学児にあっては通院助成が23市、入院の助成が25市ありまして、半数近くの自治体において小学校の通院に係る助成拡大を実施しております。さらに、町村に至っては8割を超える自治体が助成拡大を行っているところです。都市における状況としましては、全額助成ではなく、所得制限を設けまして、ひとり親世帯の医療費助成と同様に課税世帯は1割負担、非課税世帯は初診料のみ負担といった制度が多いような状況です。本市におきましてもひとり親世帯については同様の制度であることから、引き続き北海道の補助事業を活用し、助成を実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、子供の医療費助成の拡大は、自治体間における競争の拡大が続いておりますけれども、これまで国においては医療費助成の拡大は安易な受診を招くとして独自助成をしている自治体の補助金を削減してきておりますけれども、来年度以降は未就学児への助成に限り補助金の減額を実施

しない方針を示しておりますが、小学生以上に対する独自の助成拡大については引き続き減額の対象であります。要望にもございました義務教育卒業までの医療費無料化の拡大は、財源の確保が難しく、子供の医療費無償化はナショナルミニマムな課題であります。昨年12月に本議会において採択されました子ども医療費助成制度の創設を求める意見書にもあるように、全国一律の仕組みとするよう引き続き市長会を通じ、国や北海道に要望してまいりますので、御了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今おっしゃったように、国はこの窓口負担を無料化、軽減しているところの自治体に罰則、ペナルティーをかけていましたけれども、小学校入学前まで、就学前までに限ってはこれが廃止されることになりました。私たちも随分署名もしたり、いろんなことをしてきたところですが、しかし、今お話があったように小学生以上の助成には罰則が残ったままです。これが全体の約7割の自治体で今後もこうした国庫負担への減額が続くと言われているのですが、反対に言うと7割の自治体が小学生以上の子供たちに医療費助成を行っているというふうになっているかというふうに思います。おっしゃるように、国の制度として子供の医療費無料化実現することが非常に強く求められているところであります。ですけれども、それを待っているとということもありますので、自治体として子育て支援、そして子供の貧困克服のためにも子供の医療費助成を広げることを強く求めたいというふうに思います。

次に、学習支援なのですが、先ほどの御答弁の中でプライバシーに配慮して個別に御案内をし、この子ども食堂や子供学習支援を開催しているというふうな話であったかというふうに思いますけれども、全ての子供たちを対象に、来たいと思っている子供たちに、ここに行ってみたいな

と思っている子供たちに案内するといったことではないということなのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 子供の学習支援につきましては、平成27年度ごろから大学ときまざまな協議を行いまして実施に伴う協議を重ねてきたところでありまして、平成28年度から大学の社会福祉学科の先生を中心とした中で、広く子供の学習支援、子供の居場所など、全ての子供たちを対象とした取り組みを28年度にやらせていただいたところであります。また、平成29年、今年度からは、先ほど申し上げましたように生活困窮者自立支援事業の中の低所得の子供たち、いわゆる児童扶養手当受給世帯、それから就学援助世帯など、そのような子供たちを対象に独自の学習支援という取り組みを29年度から始めさせていただいたということでありまして、大学と協議した中で、今までの大学の広く子供たち全部集まっていたかのような部分と、もう一つは特定の子供たちに対する学習支援という取り組みをさせていただいているということでもありますので、その2つが両輪となってお互いに考察しながら、よりよく子供たちの学習支援につなげていきたいというような考えでございますので、決して全ての子供たちが対象でないということではなく、2つのプロジェクトがあるということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今厚生労働省、来年度から対象としている小中学生に加えて、居場所づくりに対して高校中退や中卒の子供にも対象を広げる方針を決めて予算化もされているのです。こうしたときに貧困対策大綱の中で、また別枠のものをというようなことだというふうに今お聞きしたかというふうに思うのですけれども、私はやっぱり全ての子供たちに対して取り組みというか、お知らせをし、必要な子供たちがそこに行くということが求められているのではないかというふうに思うのです。稚内で行っている、ずっと子育て

支援でいろんなことで取り組まれている稚内市、北星大学とも連携しながらやられているようですが、今市街地、中学校区4区あるそうですけれども、ここで1カ所、2カ所なのですから、4地区で開催を目指していきたい。それからまた、子ども食堂の拡大のところでは、関心のある人を対象に活動紹介やノウハウの普及、新たな立ち上げへの支援も広げていきたい。また、定点開催で行ってほしいけれども、小規模な単発企画、これも活動の普及と連携の拡大を目指したいということで、地域に住む子供たち全てを対象にこういった事業をしていますよ、これを必要とする方はどうぞということで、目標も定めながら取り組みを進めているということなのですから、この部分についてどうお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 繰り返しの答弁になって大変申しわけございませんが、国が子供の貧困対策として、貧困対策大綱の中で教育が基本であるということでありまして、学校がその貧困対策のプラットフォームであるということで、学校としてはさまざまな取り組みをしていると。もう一つは、生活困窮者自立支援事業の中の学習支援という部分では、低所得の子供たちに特化して、そこを何とか支援しなさいという取り組みを進めているところでありまして、全ての子供たちに対して居場所の提供ですとか、学習のお手伝い等、また子ども食堂、子供たちと親御さんたち、地域の人たちがともに食事をつくるなど、そういった取り組みは大変必要でありますので、その部分については今後とも大学のコミケアセンターが中心となって続けていく予定でございますし、また本当に生活困窮の部分のお子さんたちの学習支援についても、大学と協働しながら、学生ボランティア、また元教員の方たちの御協力をいただきながら、その部分についてもしっかりと進めていくということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 先ほど御答弁の中でも紹介されていた北海道子どもの生活実態調査、これが道で行われました。これは名寄市が入っていません、この北海道で行った調査の中では、名寄市としても独自に大学も先生方の御協力も得ながら、やっぱりきちとした調査を行い、どういった部分が名寄市民にとって必要なものがあるのか、そういった部分、介護もそうなのですから、子供のところでいうと親御さん、ひとり親世帯の皆さん方が何を望んでいるのか、どうやったら情報を得られるのか、そういった部分もしっかりと調査をしていただくことは非常に望まれるというふうに思いますので、そのことを強く求めて、終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

名寄市の平和行政について外3件を、熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 指名がありましたので、通告に従い順に質問申し上げますが、途中一部昨日の重複もございまして、割愛する部分も後からお知らせをしたいと思います。

名寄市の平和行政について、米海兵隊オスプレイ運用に対する自治体の対応について。8月の日米合同北海道大演習におけるオスプレイ運用について、関係自治体や多くの道民がいつどこでどのように飛行するかもわからない情報統制の中、道民の不安と怒りが交錯をいたしました。これまでもアメリカ、オーストラリア、沖縄、大分県空港等事故が多発し、危険なオスプレイがこれからも自治体や道民の声を無視し、北海道、道北の上空を我が物顔で飛行することとしたら、許すことはできません。市民の安心、安全を守らなければならない加藤市長の見識をお伺いをしたいと思います。

2、核兵器禁止条約について。7月7日、国連は核兵器を法的に禁止する条約制定交渉会議にお

いて、核兵器の使用や保有、製造など幅広く法的に禁止する条約を122の国と地域の賛成で採択をしました。しかし、世界で唯一の被爆国である日本の安倍政権は広島、長崎と被爆者の思いに背を向け、交渉に参加しなかったことについて、非核平和都市宣言を制定している加藤名寄市長の見識についてお答えをいただきたいと思ひます。

3、名寄市の反核、平和事業の取り組みについて。名寄市は、愚かな戦争を戒め、犠牲になった多くの市民を追悼する事業等を行うとともに、反核、平和を願う市民団体等の活動も支援してきましたが、さらに今日的北東アジア情勢を踏まえて、今まで以上に反核平和事業等に取り組む市民とともに強めていかなければならないと思ひます。そのため今まで以上の能動的な姿勢を求めておきたいと思ひます。お答えをいただきたいと思ひます。

大項目2つ目、豊かな教育と健やかな子供の成長のために、1つ、教職員の働き方の現状と課題について。名寄市の小中学校において、給特法等の規定されている限定4項目以外の時間外労働勤務の現状と課題についてお伺いをいたします。

2、労働実態改善を通じた健やかに育てる教育環境への課題について。抜本的には、社会的に大きな問題となっている学校現場の原因をつくってきた文科省の責任により、少人数学級の促進及び教員定数増を含む法の改正が強く求められているところですが、学校現場において近年の子供たちを取り巻く環境の厳しさを踏まえるときに、スピード感を持った解決策が必要と思ひます。お答えをいただきたいと思ひます。

前段触れたとおり、公立学校の配置計画の決定経過については、さきの質問と重複もございしますが、割愛をさせていただきます。

雇用の安定と住環境改善について、リフォーム事業等の継続性について。現行リフォーム事業等の継続性については議論のあるところですが、雇用の安定、地域経済効果、住環境改善等の視点か

ら総合的検証を加え、継続事業としての方向性は必要かと思ひます。お答えをいただきたいと思ひます。

2、既存住宅の経年状況の推移と今後の市場性について。平成25年に策定した住宅マスタープラン策定後の変化を踏まえた経年状況の推移及び今後の市場性についてお伺いをしたいと思ひます。

最後になりますが、市民の声から、1つ、スポーツセンターのトイレの改修と分煙の現状について、それから旧豊西小学校等の活用ニーズに対する対応についてお答えをいただきたいと思ひます。

壇上における質問をこれで終わります。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 熊谷議員から大項目4点にわたっての御質問をいただきました。大項目1の小項目1、2については私から、小項目3は総務部長、大項目2、大項目4については教育部長から、大項目3の小項目1は営業戦略室長、小項目2については建設水道部長からそれぞれ答弁となります。よろしくお願ひいたします。

米海兵隊オスプレイ運用に対する自治体の対応について申し上げます。先月18日から26日まで、恵庭市ほか3市にまたがります北海道大演習場におきまして陸上自衛隊と米海兵隊による日米共同訓練が実施をされました。その訓練では、沖縄県外では初めてとなりますオスプレイの夜間訓練も実施をされ、悪天候のため中止となりましたけれども、上川管内の上富良野演習場での訓練も当初予定をされていたところでした。オスプレイにつきましては、2003年10月から米海兵隊で本格的な運用が開始をされ、防衛省の発表によりますと昨年9月現在で10万飛行時間当たりの重大事故率は2.62%で、海兵隊の航空機全体の2.63%とほぼ同じ数字であり、危険性が著しく高いわけではないとしておりますけれども、昨年12月には沖縄県沖での夜間空中給油中に墜落、先月5日にもオーストラリア沖で墜落事故と報道でクローズアップされているところでありまして、

安全性への懸念が根強くなってきております。一般の訓練に際しましては、北海道防衛局は訓練終了後に参加機数や飛来した時間と翌日の訓練内容を地元自治体に通知をしております、安全に十分配慮されて実施をされていると認識をしておりますが、今後もこのような訓練が実施されるのであれば、道民、市民の安心、安全な暮らしのため、関係自治体とも連携を図りながら情報収集に努めるとともに、市民への情報提供を行うなど不安の軽減に努めてまいります。

続きまして、小項目2の核兵器禁止条約について申し上げます。本年7月7日、核兵器の使用や保有、製造など法的に禁止をする核兵器禁止条約が122の国と地域の賛成で採択となりました。しかし、全核保有国は不参加となり、我が国におきましても核保有国、非核保有国の対立を深めるとし、不参加としたと報道されております。アメリカとの関係性を崩さないためにも仕方がないという意見がある一方で、世界唯一の被爆国であり、広島、長崎の被爆者の思いに背を向けたとの意見もあると承知をしております。いずれにいたしましても、核兵器の廃絶や恒久平和の実現は国民の願いでありますので、本市におきましても引き続き平和行政の推進に努めてまいりたいと思えます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目1の小項目3、名寄市の反核、平和事業の取り組みについて申し上げます。

本市では、非核三原則を堅持していくことが世界唯一の被爆国である我が国の責務であり、人類共通の願いである戦争のない平和の実現と核兵器廃絶、さらには幸せな市民生活を守るという決意のもと、平成19年3月に非核平和都市宣言を制定し、この宣言の趣旨にのっとり、戦没者追悼式や平和音楽大行進の実施、広島、長崎両市が主催する平和首長会議への加盟、名寄市戦没者追悼式

と全国戦没者追悼式の黙祷に合わせたサイレン吹鳴、市民団体が主催する原爆の絵名寄展にあわせて日本非核宣言自治体協議会が所有する原爆に係るパネルやポスターを借用し、展示を行ってまいりました。

今後の新たな取り組みといたしましては、本市が行っている平和推進事業をホームページを活用し、広く発信してはどうかと職員提案がありましたことから、ホームページへの掲載に向け現在準備を進めているところでございます。核兵器の廃絶や恒久平和の実現を全市民共通の願いとして、さまざまな平和推進事業に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目2、豊かな教育と健やかな子供の成長のために、小項目1の教職員の働き方の現状と課題についてお答えいたします。

まず初めに、給与特別措置法等で規定されている超勤4項目については、1つ目、生徒の実習に関する業務、2つ目、修学旅行的行事など学校行事に関する業務、3つ目、緊急を要する場合の教職員会議などの業務、4つ目、非常災害及び児童生徒の人命にかかわるなど、非常時の4つの業務が挙げられ、時間外勤務を命ずることができるとしてはありますが、本市の実態として2つ目の修学旅行的行事以外での運用はないのが現状です。また、修学旅行的行事についても近年は変形労働時間制度を活用することにより、実際に時間外勤務命令が出された例はないと承知しております。

また、超勤4項目以外の恒常的な時間外勤務の実態については、平成28年度から29年度の2カ年で実施される教員勤務実態調査の平成28年度分の速報値によりますと、平成28年度の前回調査に比較し、勤務時間については小学校で平日と日曜日で1時間程度、中学校で平均30分、土、日曜日で2時間程度増加しています。また、2週間当たりの勤務時間についても小学校で50から

65時間の分布が64.8%、中学校で同じく48.3%となり、さらに中学校の65時間以上については36.7%になっており、恒常的な時間外勤務の実態がうかがわれます。時間外勤務が増加した要因となる業務内容を見ると、少人数指導等による授業時間の増加や児童生徒の問題行動への対応、授業準備や成績処理が挙げられますが、中学においては土、日曜日における部活動の指導が大きく増加しています。この教員勤務実態調査は、全国で小学校、中学校それぞれ400校が比例抽出により選考された学校を対象として実施されるもので、本市からも1校抽出されており、この調査の速報値は本市の実態と大きく乖離はしないものと考えております。教育委員会としてもこのような調査結果を参酌しながら、教職員の勤務時間の削減に向けたさまざまな対応を国や道教委と連携しながら進めていかなければならないと考えております。

次に、小項目2、労働実態改善を通じた健やかに育てる教育環境への対応についてですが、国における働き方改革に基づく教員現場での長時間労働への対応については、本年8月に中央教育審議会から出された学校における働き方改革に係る緊急提言において、1つ目、管理職を含めた全ての教職員の勤務時間の把握が業務改善の基本となることから、タイムカードなどで勤務時間を客観的に把握できるシステムの構築、2つ目、部活動については適切な活動時間の設定や部活動指導員の活用、地域との連携、3つ目、長期休業中の学校閉庁日の設定、4つ目、統合型校務支援システムの導入促進や業務の電子化による効率化、ICTの有効活用などについて提言され、文部科学省も平成30年度予算において積極的に反映していく意向を示しております。

また、平成29年度の文部科学関係概算要求時にも教職員定数の大幅な改善を行い、次世代の学校の創生に必要な不可欠な教員数の確保を行い、指導体制の充実を図る取り組みを進めております。

このような学校における働き方改革が進む中、今後どのような形で地方の教育現場に具体策としておりてくるか不透明な部分はありますが、国としても学校、教職員の勤務時間管理や業務改善など環境整備のための支援策を積極的に進めるとしてまいりますので、これからも国の動向を注視しながら各種対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大項目4、市民の声から、小項目1のスポーツセンターのトイレ改修と分煙の現状についてですが、スポーツセンターは昭和50年に開設し、本市の生涯スポーツの中心的な施設として、さらには上川北部における競技スポーツの発展に大きな役割を果たしてきているところであります。施設は、開設から40年以上経過していることから、近年は老朽化に伴う不備が生じており、一部利用者に不便をおかけしていることもあります。特にトイレ設備については、配管も含めて更新時期を迎えており、日々多くの利用者が使用しており、早期の改修を望む声が多く寄せられていることから、現在関係部署並びに指定管理者と協議を進めながら改修内容や時期についての検討をしているところであります。

次に、スポーツセンター内の分煙状況についてですが、ロビー南側に設置していた喫煙場所については、かねてより各方面から御指摘をいただいておりますが、今年度から施設外に喫煙場所を設けて改善を図ったところです。しかし、移設後に一部利用者が灰皿を施設内に戻し、喫煙しているという残念な事例も報告されており、この対応に苦慮しているところであります。本来喫煙をしている人も子供を初めたばこを吸わない人への健康被害を考慮し、喫煙することが求められていることから、喫煙者に対する注意喚起も行ってまいります。また、分煙対策を行っておりますが、喫煙場所の設置などに不十分な点もあることから、指定管理者と検討しながら改善を図ってまいります。今後も分煙対策については、利用者の声に耳

を傾けながら、教育施設として安全、安心な環境を整えて利用促進を図ってまいります。

次に、小項目の2、旧豊西小学校等の活用ニーズに対する対応についてですが、初めに旧豊西小学校については校舎は昭和48年に、屋内運動場は昭和50年の建設で、未耐震の施設であり、これまで施設の活用については耐震化や改修に多額の費用をかけて有効に活用することは難しいとの判断から、民間活力による施設の活用を図るため、文部科学省の未来につなごう「みんなの廃校」プロジェクトでの登録や名寄市ホームページへの掲載を行っております。しかし、現在のところ施設の活用に関する問い合わせはありません。

また、施設の活用については、体育館についての要望を受けておりますが、水道管の老朽化等によりトイレが使用できない状況にあるなど、現状での利用は難しいと判断しております。さらに、施設を解体する場合においても多額の費用を要することから、公共施設等総合管理計画や行財政推進計画などの庁内協議の中で施設の解体を含め、対応について検討してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目3、雇用の安定と住環境改善について、小項目1、リフォーム事業等の継続性について申し上げます。

中小企業の振興と地域経済の活性化、また良質な住環境の整備などを目的に平成28年10月より開始しました住宅改修等推進事業ですが、平成28年度は実質半年の実施期間でしたが、71件の申請があり、登録施工事業者のうち直接受注事業者は63事業者中32事業者、平成29年度においては8月末で163件の申請があり、直接受注事業者は73事業者中48事業者となっております。住宅の改修等にかかわる施工においては、直接受注業者のみならず、改修内容においては板金、塗装、左官、建具、断熱、電気衛生設備等幅

広い業種に波及することから、市内経済及び雇用等にかかわる影響は非常に大きいと認識しております。

本事業につきましては、事業開始当初より平成28年度を含む3カ年の事業とこれまで案内をしてきており、現状の制度における助成事業は平成30年度までの実施と考えております。しかしながら、雇用の安定に関して申しますと、公共工事を初めとする建築、土木工事等においては当面の安定した事業量の維持が理想と考えておりますので、住宅改修に対する助成事業の平成31年度以降の扱いについては、本事業における実績または施工業者及び市民ニーズを検証した上で、制度内容の見直しを含め助成制度のあり方について検討していく考えでおりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、大項目3、雇用の安定と住環境の改善についての小項目2、既存住宅の経年状況の推移と今後の市場性についてお答えします。

既存住宅の経年状況推移につきましては、直近となります調査といたしまして、5年ごとに全国一斉に実施される住宅・土地統計調査の平成25年度版のデータをもとにお答えいたします。住宅総数は1万2,530戸となっており、築年数別では築11年から20年が2,960戸と全体の23.6%を占めているほか、築21年から35年が3,300戸と全体の26.3%を占めており、合わせますと6,260戸となり、全体の約50%を占めることから、この間の申し込み実績を考えますと今後も住宅改修に関する潜在需要は見込めるものではないかと考えております。

また、参考までに近年の新築住宅建設実績については、平成24年度から28年度の5年間で2,777戸建築されており、年平均すると55戸で、今後もしばらく同様のペースで住宅建設が続くと

予想しているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） それぞれ答弁をありがとうございます。

最初に、雇用の安定と住環境改善について、質問の前に確認をさせていただきますけれども、9月18日地元紙の報道で、今お答えいただいた数字的な状況や、あるいは工事の内容だとかありましたけれども、このトップニュースで非常に伸びていていいなという感じも、私も今まで取り上げてきてよかったなというふうに思うのですが、後段の部分には30年あるいは31年後のくだりも少しございまして、これは取材のほうの間違ひではなくて対応した担当のほうでお答えいただいたものなのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、ほぼ100%間違ひない対応、市の考え方だということでもよろしいかどうか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今御質問あった件につきましては、私どもに取材が来てお答えさせていただいたということでの内容となっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 書かれているような内容で対応したという理解をいたします。

あえて聞いたのは、今の事業はとりあえず28、29と30年の3年で始めて、非常にニーズが高いので、30年中ぐらい、あるいはその後の対応についても若干コメントはされておまして、これは市長も同じ認識でよろしいかどうか伺いたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 済みません。具体的に新聞の報道の内容を私もきちっと正確に今把握できていないので、どういう内容だったかをちょっと御質問していただいて、お答えさせていただくということでもよろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 時間があったくないので、地元紙に大々的に大きく出たので、重複は避けましても、30年、来年、今今年度この間の補正で4,000万円になりまして3億円と。これは事実決定したことですけれども、30年についてもさらに財源確保しながら、ニーズ次第ではそれをさらに補正をするということと31年以降も継続的な考え方が出されておりますので、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 28、29、30と3カ年の事業でありまして、この間28年度のスタートに当たってもさまざまな関係する団体等と意見交換をしながら、いろんな意見もありましたけれども、ここに落ちついたと、こういうことでございまして、当然それ以降についても継続という選択肢もありましょうし、そこはしかし今の現状をしっかりと調査分析をしていく中で、あるいは業界の皆さんとも意見交換をしていく中で決定をしていくということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） どんどんふえて、ニーズが高くて、地域経済にも還元をされるということで、基本的には私もその方向がいいなというふうに考えていますけれども、平成30年、31年というとまだ言明はされておられませんけれども、次の市長さんの任期になるので、そこら辺の加藤市長も非常に意欲的なところが伝わっているところを受けとめておりますけれども、これはちょっとおいておきます。

それで、私島市長時代にも3年この事業の経験、そして加藤市長で今回始めてまだ丸1年弱ということで、当時から事業の継続性についての基本的な考えについて、今後これからの市場性だとか、経過年数等については建設水道部長から、これは今事業主体は営戦ということで、まさに実体化した中で市場ニーズだとか、あるいは市民のニーズ

だとか、経済界の雇用確保だとか、人材確保だとか、トータルとしてやっぱり総合的に検証した上で、しっかり定めていかなければならぬのではないかというふうに思っていますけれども、そういう認識については市長、ございますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 全く議員と同意見でございまして、さまざまな角度からいろんな政策の目標とすべき、どこを目標にしていくかということによっても変わってくると思います。今回は、リフォーム事業は経済の活性化や地域のそうした技術的な方への育てていくという分野、そうしたニーズも非常に大きかったということもございまず。先ほど来、例えば新築のお話も出てきています。そういったことのニーズとかも本当にそれが地域のニーズなのかということ、それによって定住促進という部分もあるでしょうし、さまざまな角度からこの種の政策というのはまた議論していかなければならない課題だというふうに思っているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） いわゆるニーズの推しはかり方、もちろん地域経済ということであれば業界の皆さん、そして市民の皆さんからすればそれを活用するということと住環境の改善、これはイコール光熱費関係にも反映をして、非常に変わっていくだろうと、特に名寄の冬の状況を意識をします。あるいは、これは潤沢に雇用が本当に確保できる、人材が確保できるという、情勢的にそういう時期であれば余り心配しないのですけれども、かなりやっぱり業界、労働安全調査、そっちでやっているのかな。2年置きに名寄市でも実態調査をやっていますけれども、67%の業界がなかなか人が大変だと。それは、大きな工事だけではなくてにわかに出る工事もなかなか即対応できないということからすると、同じ継続性でも3年スパンでやるということについての意義ってやっぱり見直すことが必要ではないかと。ですから、

ニーズの推しはかり方も、ある面では市民の側も3年しかないのだからやっぱり今やらないともう枠なくなるという心配で、恐らく今年度の終末も結構あと45件相当分しかないという議論、やりとり、900万円ですね。そういう焦りもあるし、それぞれの所得や生活の状況によって、いつやりたいと。3年後にはやりたいなど、寒いから。5年後にはやりたい、すぐにでもやりたいとさまざまなので、一定の中期的な、あるいは3年が、5年が中期だとすれば10年、この総合計画の範囲の中で一定の基本、行政としてのスタンスを明示することで、業界も市民も雇用だとか景気だとか、さまざまな住環境の改善ということでは判断として変わってくるのかなというふうに、安定的に、島さん時代にやったときも一部の業者かもしれませんが二、三年やられてもそのために人確保して雇うと、やっぱり特に正規職員を安定的に雇うとずっと雇用の責任もあるというような話も聞いたことございまして、いわゆるニーズの推しはかり方についても一回基本的な考え方について整理をいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おっしゃるとおりでありまして、さまざまな角度から検証が求められるのだろうというふうに思います。特に建設業界あるいは建設関係するさまざまな業界があると思いますけれども、そこも当然人を雇用しなければならないということもありましょうし、どうしても人が足りないという状況もあると思います。その中で施策が本当にこれからもマッチしていくのかというようにいろいろな見方もあると思いますので、そのことをしっかりと推しはかるためにも一応3年ということのスパンを切って今回検証をしていこうということございまして、議員がおっしゃるようあらゆる角度からより目標をきっちともう一回明確に定めて、効果的な施策となるように、そして来年度、再来年度のことでありまますので、来年度のできるだけ早い段階で市民の皆

さんに、あるいは業界の皆さんに周知ができるように関係機関等とも速やかに議論をスタートさせたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） ぜひ行政からの情報発信、シグナルをできるだけ早く方向性を定めて、これからも安定して人を確保しても大丈夫なのだなと。リフォーム事業ですから、大工事、何億円もする工事を受注するとかは違って、かなりやっぱり中小零細のところも裾野が広がっているわけでありまして、ぜひ私の立場からもしっかりニーズの推しはかり方について、継続性について示していただきたいし、市場性についても建設水道部長、相当あるというふうに報告をいただいていますから、とりあえずトータル的に推進をしていただくことを求めていると思います。

それと、解体も相当老朽家屋等ございまして、進んでおりますが、民間のお仕事の中で解体イコール新築、解体イコール更地のまま、そういうさまざまなのですけれども、解体事業を今のリフォーム事業を少し拡大をして、より広く小さな業者も受注ができるような機会が必要かなというふうに思っていますので、御検討もニーズの推しはかりという中で改めて考え方少しお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 専用住宅の解体に対します助成の考え方につきましては、危険家屋対策や土地の循環活用の円滑化や新築住宅建設の促進、また定住対策等さまざまな観点から制度設計を検討していかなければならないという課題と考えておりますので、先ほどもありましたように今回の住宅改修事業も含めて、複合的な効果が得られるという制度設計の中で今回は検討させていただきました。今後の検討につきましてもそれらを含めて、どのようなあり方の部分を制度設計の中にも含めればいいのかも総合的に判断させていただいて検討していきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） このことについてはお答えいただかなくて結構ですけれども、市内にはいわゆる名寄市の土地が更地のまま、それぞれ目的を持って、おいておられると思いますが、冬の対策を考えると、やっぱり近間に、郊外の補正で決めたものとはまだ別に、民間で手をつけ切れないような空き地等があれば、かなり地域的に選択をしながら、一定の空き地を確保して、あとは地域にどう維持管理をしていただくかということなんかについての課題も残りますけれども、ぜひそれらも含めた総合的な対策を推進をし、住宅改修等の事業を少し大きくしていただければというふうに思っていますので、次に進みたいと思います。

教育のほうに行きたいと思いますが、給特法はできたのは昭和47年、まさに教育長は若いころからこの時代をもう熟知しているときだというふうに思いますが、施行、制定時のいわゆる給特法の根拠、特に時間外労働に関係するような、そのころの実態と今の現状、先ほど小川部長からお答えいただきましたけれども、どのぐらいの差が具体的に、もうこの法律は実際には機能していないという職場の今の現状はあるのですけれども、それらと比較してちょっと思い起こしていただきたいのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今給特法と、それと現状との乖離のお話であったかと思いますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法と言われておりますけれども、これが昭和47年度に作成されたということでございますが、これとの現状の乖離についてでございますが、教職員につきましてはその職務との勤務対応の特殊性から、御承知のように教職調整額というのが支給されておまして、時間外手当は支給されていないという現状でございます。これは、教職員については正規の勤務時

間の割り振りを適正に行いまして、原則として時間外勤務を命じることはできないという、給特法などに規定されているということでございます。例外的に命じることができるのは、先ほど部長のほうからお話ありましたように、臨時または緊急やむを得ない必要があるときということに限られておりまして、学校行事や非常災害等の場合などの必要な業務に限定されているというところでございます。しかし、今お話ありましたように現状を見ますと日常の業務の延長線上で勤務時間が非常に長くなっているということで、どうも現状にそぐわないような給特法でないかという、そういう認識はしております。ただ、このことについては法の改正を待つ余裕もございませんので、今後も勤務時間の縮減に向けた取り組み、これは着実に、今回緊急提言も出されたとのことでございますので、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 名寄市の教育委員会は、他の市町村と比べて、特に現場の状態の改善に向けて、加配だとか、あるいは教員のOBの皆さんにいろいろ子供たちの指導をいただいたり、特別支援教育関連でも努力していることについては今までも私もお伝えして、敬意を表するのですが、今教育長答弁いただいたとおり、昭和47年、私の調べでは4%相当は月8時間に相当する。これは、お答えいただいたように教職調整額で加算をして、スタートをしてはや何十年も経て、現場の勝手に忙しくなったのではなくて、文科省あるいは道教委にそれを指示を受けて、現場の市町村に学習指導要領等で明確にしながら求めて来た結果、まさに現場の先生たちは善意で、何ぼ努力してもやっぱり限界があって、労働強化の問題ももちろんありますけれども、そのことによって学習指導を受ける子供たち、健やかな子供たちを育てるために、何らかの弊害が出ているということについて、目が行き届かないということで、

特に夏休み、本州等では夏休み明けが一番危ないのだと、1週間くらい。市の教育委員会の直近の会議録見ても、校長さんや教頭さんがそれは周知しているのだというようなやりとりもありましたけれども、市の教育委員会、年間十五、六回ぐらい、ことはまだ秋なので、10回ぐらいですけれども、現場の状況についてどのぐらい認識をされているのか、情報提供しているのか、改善に向けたやりとりした経過があればお知らせをいただきたいのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 急な御質問でございますので、ちょっとその状況については調査いたしまして、その結果を御報告したいと思っております。よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 教育長も教育部長も現場との状況については十分認識をされて、私も今まで一般論では随分教育長に期待をしてお願いもしてきたのですけれども、いよいよ中教審や文科省もまさに社会的問題だと。子供たちの様子、状況から、やっと動き出したのですけれども、事務要員を少し予算化する。3,000億円ぐらいつけるとか、あるいは英語教育のために定員をふやすとかありますけれども、また心配されることは来年度から道徳の教科化がありますけれども、時間外労働の現実にもどのようなことが危惧されるか、ちょっとお聞かせいただきたい。教育そのものではなくて、要するに時間が労働強化になる可能性はあるというふうに私は思っているものですから、そのことについて。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今熊谷議員御指摘のように、今後のことを考えてみますと、例えば教育課程におきましては英語活動でしょうか、それから英語教育、これが小学校のほうで新たにつけ加えられますし、その時間もこれまでの時間帯に乗せという形で飛び込んできたりいたしますので、

確実にこれまで以上窮屈な状況になるということで認識しているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 英語も再来年からということで、35こまでですか、学習指導要領によれば新たな授業が拡大をされたりということで、まさに最大原因は文科省にあるのですけれども、現場の認識がしっかり、校長さん、教頭さんもうら思いを多分されていると思うのです。求められるものは先生たちに会議を通じて求めなければならぬし、しかし次から次と。幾ら小野教育長が一生懸命頑張っていたとしても、改善することはわずかなのです、やれることというのは。そういう意味合いでは、いろんな諸会議通して現状道教委で調査も結果ははっきり出ていますから、過労死状態で、中学校で47%が過労死ラインだと、北海道。道新のこの間の9月9日に随分特集をされておりましたので、そういう認識の差はないかと思えますので、名寄では1校アンケートに答えているということですから、かなり急を要する。子供のために、そして2次的には先生たちが本当にしっかり思いを持って子供たちを育てていただけるような環境づくりについての情報発信をもっともっとお願いをしたいと思います。

それで、市長のほうに関連でお聞きしますけれども、新教育委員会制度との関連でこの現場の課題について、新教育長は、今小野教育長で、私は個人的にはその新教育長にもうぜひ卓越した小野さんの継続の期待をしたいなというふうに思っている一人ですが、それを任命するのはこの任期中でもやろうと思えばできるのですけれども、加藤市長のお答えをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ちょっときちっと理解しかなる……ごめんなさい。今までの流れに、教育大綱が改正されて、会議ができたということで、教育委員長制度も実質的に期限をもって廃止するという事になってはいますがけれども、基本的な考

え方としてはこれまでの流れに沿った中でやっていくという考え方ということで、意味通じますか。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私どもが伝え聞くのは、今の体制、教育委員会体制、恐らく次の市長選挙終わった以降の判断とされているのではないかと思いますけれども、この任期中でも市長、新しい制度に、新しい教育長を任命、もちろん議会、市民の同意もとらなければならないのですけれども、現場がこういう状況にやっぱりスピード感を持って対応するためには、これは認識は私とちょっと違いますけれども、こういう制度を早目に導入することによってスピード感を持っていろんな学校現場の課題が解決急ぐのではないかと。特にこの制度に移行すれば市長も教育委員会の大綱づくりなどについて責任を持たなければならぬということになっているのですけれども、ぜひ少し改めてそういう考え、今の段階では持っておられないかどうか、改めてお聞かせいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 既に教育総合会議の中でその議論はさせていただいて、大綱にかかわることで総合計画の教育の部門を準じてそこを大綱と見立てるということは、既にもう一緒になって議論させていただいてございます。基本的には、教育現場については教育委員会の皆さんがしっかりとやっていただくと。そのことについて当然大事なところで報告いただいたり、意見する場を持っていくということの会議ということで、今までとそんなに変わりなく進んでいくという考え方でおりまして、今回の教育委員長制度が変わったこともこれまでの流れの中でやっていくのだよというようなことを教育委員会の皆さんでそういう方針を決めているということで聞いておりますので、私もその方針に従っていくということでございまして、この任期中にどうのこうのということにはございません。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 結構これについては賛否はいろいろありますけれども、新教育長あるいは首長の役割は物すごく大きくなると。そのために議会や、あるいは教育委員さんそのものがチェック機能をしっかり発揮しなければならぬというふうに言われていますので、ある東大の先生によると教育改革だとか学校現場の改革をスピード感を持ってやるには、任期を待たずして早くやったほうが良いという評価もしている方もおられるということについて申し添えて、次に行きたいと思います。

核兵器禁止条約と名寄市の平和行政問題について、話を移していきたいと思いますが、一通りの、名寄は非核平和都市宣言、総務部長も市長もそれに基づいて、あるいはオスプレイの問題についてもしっかり情報収集したり、対応していきたいという。千歳や恵庭の市長さんも防衛局に要請をしたり、情報を求めたりなんかしたりして地域の皆さんと相談をしたようなのですが、最初防衛省もオスプレイに関しては相わかりましたと、皆さんが不安にならないように情報提供していきますと、あるいは慎重な対応を米軍に要請をしたいという話でしたけれども、二、三日もしないうちに新聞報道では黙認ということで、結果的には何の情報も伝わらないまま、終わった段階で、市長が言ったけれども、報告がありましたと。極めて心配をされますし、ぜひそれについては名寄市の非核平和都市宣言の柱を大切にしながら、事態があったときには対応をお願いをしておきたいと思います。

それで、平和行政の関係について、総務部長からも答弁いただきました。いろいろ名寄でもそれぞれ取り組んでいることについては今までもお答えをいただいているのですが、核の問題、核兵器禁止条約、日本は参加しないまま122の国と地域がきのうから正式な署名に、世界的に始まって50カ国が署名すれば発効するという状況なのですが、日本にとって、日本人にとってやっぱり核あるいは原発、戦争、どこも基本的にそうなので

しょうけれども、それぞれの外国の事情も、アメリカの事情もあるのでしょうけれども、もう少し新たな行事を模索をしていただければなということで、能動性という言葉あえて質問の中に入れました。

敗戦の日、皆さんは一般的には終戦というふうに言っていますけれども、8月15日は奥村議員も取り上げて実行していただいているのですが、8.6、8.9、これらそれぞれ時間は広島は朝の8時15分、長崎は11時2分だったと思いますけれども、ぜひ同じように市民に啓発も含めてこのことを意識してもらえようという問いかけの意味でサイレンの吹鳴等について御検討いただきたいと思いますが、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 原爆投下時刻に合わせたサイレンの吹鳴ということで質問いただきました。現在名寄市では、7月10日の名寄市の戦没者追悼式と8月15日の全国の戦没者追悼式に合わせて黙祷、そしてサイレンの吹鳴をしているということでございます。これにつきましては、市の広報等で市民の皆さんに周知をしながら黙祷をお願いをしているという状況でございます。議員のほうからお話がありました原爆の投下時刻に合わせてということでございますけれども、現状今申し上げましたように名寄市の戦没者追悼式及び全国の戦没者追悼式に合わせた形で恒久平和実現を願って実施をしているということでございまして、現在のところ原爆投下時刻に合わせた吹鳴ということについては予定はしておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） できない理由は何ですか。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 御承知のとおり、現在サイレン吹鳴につきましては消防のサイレンを使わせていただいております、これは8月6日、

9日それぞれ原爆の投下時刻に合わせてということだというふうに思いますので、8月におきまして相当回数もふえることもございますし、サイレン自体が市民の皆さんに広く浸透した中での実施ということでもちょっと現実的には緊急時の火災ですとか、そういったものとなかなか区別がつかなかったりということもありますし、もともとの消防におけるサイレンということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 道内でも幾つも相当前から実行して、お隣の士別市あるいは函館、帯広や、ほか道内の幾つかの市町、まちでもやられておりました。サイレンの本来目的は十分認識はしていますけれども、やれない理由はそうなかなかすくと落ちないなというふうに思いますので、啓発活動をしっかりやった上ということであれば、一定の期間市民の皆さんにもお伝えをしながら、来年度目指してぜひ取り組みを、アイエヌジーでお願いしておきますので。

これは、私ただ求めているというよりも、広島市長がことしの8.6のときにあえてこの核を持つ国、持たない国、持とうとする国、やっぱり意識をして、核兵器があつた冷戦時代から見れば減っているけれども、なくなっていないという現実から立ち感、きのうの20日から署名活動が世界で始まったという思いもあって、核について絶対悪だというふうに挨拶の中で触れておりました。これは、党派もイデオロギーも関係ないと。やっぱり広島市長、8時15分のことをどのようにしてみんな亡くなっていったのかということを経理大臣目の前にしてやっておりましたけれども、そのことについて、それから日本の政府が国連で参加しなかったという、極めていら立ちも含めた、首長ですけれども、国のやろうとしていることについてしっかり意見を持って国民、市民の思いを受けとめて挨拶をされていますけれども、加藤市長、広島市の市長の内容御存じですか。広島市長が挨拶

した内容について。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おぼろげですけども、報道等で接しているところがございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） もうあと時間がありませんけれども、1点だけ聞いて、きのう私「私たちの戦争体験記・いのる」というものを図書館から借りてきまして、今から30年前に女性団体、名婦連、名寄市婦人団体連絡協議会、そのときの会長さんが有田郁子さん、本当に戦争体験記、45人の方が掲載をしておりますけれども、今でも全市民に読んでほしいなという思いがありまして、これちょっと渡していいですか、借りてきたもの。（何事か呼ぶ者あり）

○13番（熊谷吉正議員） その中の一節に有田郁子さんが発刊に当たってということで述べられている部分が1ページに書いてありますので、負けるということを知らずして逝ってしまった私たちの皆さんにも本当に申しわけないと。なぜ私たちは戦争反対を言えなかったのだろうと、本当に申しわけないと。この体験記について戦争を知らない子供たちにもっともっと伝えていきたいということで、まさに広島市長と同じように核も戦争も絶対悪だというようなことを書いてありますので、時間があつたらそこで朗読いただければありがたいのですが、これその団体が発行したものでありますけれども、今の時代にあつても非常に中身が重要な中身ありますので、やっぱり全市民的に読む機会をつくることも重要なというふうに思っていますけれども、総務部長でも市長でもいいですけども、お答えをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 熊谷議員の平和を思う熱烈な思いを改めて受けとめさせていただきました。先ほどのサイレンの吹鳴に関しては、平和を思う気持ちもそれは大事だというふうに思いますけれ

ども、一方で私たちは市民を守っていかなければならない立場として、この消防のサイレンだとかも運用しているということもありまして、これに関しては少し慎重な検討が必要だろうというふうに思います。一方で、今貴重な本もお借りいただきましたけれども、こうした恒久平和を願う思いというのを大切にしながら、これからも行政を進めていき、市民にもこうしたことを発信をしていくことをしっかりと頑張っていきたいと思いますので、また議員にも御指導いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

13時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤市長の市政運営について外1件を、山田典幸議員。

○11番（山田典幸議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、大項目2点について質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1点目、加藤市長の市政運営についてお伺いいたします。平成22年4月、加藤市長は10年、20年先を見据えたまちづくり、民間会社名寄市的発想での行政運営などを基本姿勢に掲げ、当時全道一若い市長として市政のかじ取り役を担うことになりました。平成26年4月に再選を果たし、今年度2期目の最終年度を迎えた中、現在任期満了まで残すところ6カ月余りとなったところであります。加藤市長は、2期目当選後の所信表明の中で、民間会社の発想での行財政運営、さらなる市民参加とよりわかりやすい行政運営、情報公開、地域の宝、財産、特色に徹底的にこだわったスケールの大きなまちづくり、こ

れら3つの政治姿勢を基本として、オール名寄で協働のまちづくり、高齢者、障がい者が安心して住み続けることができるまちづくり、子育てに優しいまちづくり、足腰の強い活力にあふれたまちづくり、人が生き生きと活性化するまちづくり、自衛隊の体制維持強化と支援体制を堅持、以上6つの施策の推進を掲げ、市政運営に取り組んでいくと述べられています。

そこで、加藤市政2期目、最終年度も折り返しを迎えた今、基本的政治姿勢と6つの施策の達成状況と評価について、あわせて今後の市政運営の展望についてそれぞれお聞かせをお願いします。

次に、大項目2点目、名寄市の農業振興施策についてお伺いいたします。初めに、小項目1、有害鳥獣による農業被害への対応について伺います。近年道内各地において有害鳥獣による農作物への被害が非常に多く発生しており、被害状況も深刻化してきております。平成27年度道内全体での農林水産業における被害額は、約51億円に上るとの調査結果も報告されております。当市におきましても毎年多くの農作物被害が確認されておりますが、その中でも特にここ数年はアライグマによる農作物への被害が年々増加してきている状況です。

そこで、当市におけるアライグマによる農作物被害の状況と対応についてお知らせをお願いします。

あわせて、近年は農地周辺のみならず、住宅地等生活圏域への出没が増加しているヒグマについて、出没、被害状況と対応についてお知らせをお願いします。

小項目2点目、労働力確保対策事業についてお伺いいたします。農業従事者の高齢化などによる農家戸数の減少やそれに伴う1戸当たりの経営規模の拡大などのさまざまな要因により、農業分野における労働力不足が顕在化しており、今後地域の基幹産業である農業を持続可能なものにしていくためにも、労働力の確保対策は喫緊かつ重要な課題と言えます。当市においては、平成28年度

より農業補助労働力確保事業として新たな労働力の発掘と雇用労働のミスマッチ解消のための制度創設に向けて調査研究に取り組んでおりますが、現在の事業の進捗状況等についてお知らせを願います。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ただいま山田議員から大項目2点にわたっての御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2については経済部長からの答弁となります。

私の市政運営について、小項目1、市政2期目の最終年度を迎えて、1、基本的姿勢と6つの施策の達成状況、評価についてお答えをいたします。市政運営に係る所信の一端を申し述べる機会をいただきまして、早いもので任期も残り7カ月余りとなりました。この間急速な人口減少、超高齢化社会に備えるため、国の取り組みとも連動し、自主性、主体性を発揮しつつ、本市が有するさまざまな資源や優位性を最大限に生かしながら、将来にわたって自律的で持続的な地域社会を創生するため、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をし、また時代の変化に的確に対応していくために、本市が目指すべき新たなまちの将来像や目標を定め、その実現に向けて市民と行政が連携をして力を合わせながらまちづくりを進めていくための行動指針となる第2次名寄市総合計画を今年度からスタートいたしました。私の政治姿勢では、民間会社発想での行財政運営、さらなる市民参加とよりわかりやすい行政運営、情報公開、地域の宝、財産、特色に徹底的にこだわったスケールの大きなまちづくり、この3つを政治姿勢の根底に据え、総合計画を基本としつつ、具体的には6つの施策を進めることを約束をいたしました。

1つ目には、オール名寄で協働のまちづくりであります。市民と行政が一体となって進めるまちづくりでは、情報の共有、発信が重要であると考

えており、市政への市民参画の機会として、第2次総合計画策定時には名寄市立大学の学生を含めて多くの分野から参加をいただき、実施をした意見懇談会の開催や市民ワークショップ、タウンミーティング等を開催をしております。また、毎年市内全9会場で実施をしているまちづくり懇談会を開催し、市民との対話を深める機会の創出に努めてまいりました。

2点目は、高齢者、障がい者が安心して住み続けることができるまちづくりであります。安心して住み続けていただくために、圏域の基幹病院である名寄市立総合病院を核とし、医療環境の充実に努めてまいりました。この間救命救急センターの認定を受け、さらなる機能充実に図り、新名寄市病院事業改革プランの策定も行ってきたところでございます。現在は、開業医師の確保が課題であり、市民がより安心して住み続けていただくための環境整備に向けて皆様の御意見を伺いながら、解決に向けて努力をしております。また、障がい者の地域生活の場を確保するために、グループホーム設置の促進を図り、市役所庁内に障がいに関する総合的な相談窓口として基幹相談支援センター事業ばっけを設置、多くの方に御利用をいただいております。不安、悩みを抱えた方々の相談窓口としての役割が果たされたものと考えております。高齢者の支援では、認知症サポーター養成講座を積極的に開催をして、多くの市民に受講いただいております。認知症サポーター仲間による市民レベルでのグループが立ち上がり、研修会への参加や各施設見学を行うなど、見守り体制の構築に向け取り組みが進化をしております。まさに協働のまちづくりが実践をされていると実感をしているところでございます。

3点目は、子育てに優しいまちづくりであります。この間子ども・子育て支援法が本格施行され、幼児教育、保育に関しては大きな変化がございました。当市におきましては、早い段階で官民連携をするための組織を立ち上げ、情報共有を図りな

がら、特に混乱なく新制度移行への対応ができたものと考えております。市内では、認定こども園化する施設が1園あらわれるなど受け入れ環境の充実が図られ、子育て支援センターでは専用施設をオープンすることができ、多くの親子に喜ばれているところでございます。平成26年8月からは、乳幼児医療費助成事業の当市独自拡大を実施をし、平成28年度からは乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業を開始することができ、名寄市子ども・子育て支援事業計画の基本理念であるここで育って、ここで育ててよかったと言えるまちづくりに基づき、皆様の御理解をいただきながら、充実に努めてまいりました。

4点目は、足腰の強い活力にあふれたまちづくりでございます。本市の基幹産業は農業であり、引き続き農業の活性化が重要と考えております。この間の取り組みとしては、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所と共同研究契約を締結をし、薬用作物の種苗の育成や栽培技術の研究などを実施してまいりました。農作物の出荷作業効率化のため、施設整備の支援も行い、地域農業の振興を図るとともに、もっともち米プロジェクトを推進をし、特産の一つであるモチ米の市民周知も図ってまいりました。また、トップセールスを通じた都市交流の進化、台湾交流の推進も図ってきたところでございます。

5点目は、人が生き生きと活性化するまちづくりであります。名寄市立大学では、昨年度から社会保育学科を設置をし、4大化を図り、今年度新図書館を完成をいたしました。小学校の関係では、南小学校を整備をし、風連中央小学校にも着手をすることができました。また、市民の長年の願いでありました市民ホールをオープンすることができ、EN-RAYという名前も広く市民に浸透したと感じております。このホールが完成したことにより、市民の文化活動の振興が図られていると実感をしており、さらに活用していただけるよう施設運営に努めてまいります。

6点目は、自衛隊の体制維持強化と支援体制の堅持であります。当市にとって駐屯地の存続が経済活力維持に大きく影響するため、名寄駐屯地の支援ではこの間派遣隊員の留守家族支援に関する協定書を陸上自衛隊名寄駐屯地との間で締結をし、強固な関係を築き上げるとともに、名寄駐屯地の維持強化のため、引き続き関係団体とともに国に対しまして要望活動を行ってまいりました。

以上が所信で述べさせていただいた6つの施策に関する報告とさせていただきます。

続きまして、2番の今後の市政運営の展望についてでございます。今後につきましては、第1次総合計画での課題を洗い出し、新たに策定をいたしました第2次総合計画を基本とし、その推進に寄与する事業を実施していかなければならないと考えております。第2次総合計画から取り入れました3つの重点プロジェクトにつきましては、それぞれ成果指標を示しており、その達成に向け各部署間の連携を密に行い、市民の皆様とともに取り組みを推進していかなければなりません。また、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進においても成果指標を示しており、当市における人口減少、高齢化社会を対応し、自律的で持続的な地域社会を創生するための取り組みを推進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 続いて、大項目の2、名寄市の農業振興施策について、初めに小項目の1、有害鳥獣による農業被害の対応について申し上げます。

農作物の被害防止におけるエゾシカ、キツネ、アライグマ対策につきましては、市、JA、猟友会及び生産者で構成をされます名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会におきまして有害鳥獣の捕獲、駆除に当たってございます。本年度の捕獲状況についてであります。9月14日現在エゾシカ356頭、キツネ22頭、アライグマ39頭と

なっております。昨年同時期に比べましてエゾシカは50頭の減となっているものの、近年増加傾向にありますアライグマにつきましては25頭の増となり、捕獲場所につきましても市内全域に及んでいる状況でございます。捕獲体制といたしましては、エゾシカについては猟友会の協力により実施をしてございます。一方、アライグマにつきましては、箱わなの設置による捕獲は農業者、捕獲後の運搬をJA、その殺処分については市が行うことを基本的な役割としておりまして、外来生物法による防除従事者に登録をされている農業者についてはみずから箱わなを設置しておりますけれども、登録をされていない農業者については設置ができませんので、市またはJAの職員が設置に当たっているところであります。

なお、使用する箱わなについてでございますが、対策協議会におきまして国の事業を活用しながら、現在56基を保有してございまして、希望者へ一定の期間貸し出しを行っている状況でございます。今後も農作物被害の防止に向けた有効な対策について協議会で検討してまいりたいと考えております。

次に、ヒグマの出没状況、被害などについてでございますが、本年度は9月15日現在で61件の出没情報が寄せられておりまして、昨年度の総件数46件を上回っている状況でございます。地域別では、名寄地域が15件、智恵文地域が16件、風連地域で30件となっております。その情報内容につきましては目撃が22件、足跡などの痕跡が39件で、昨年より目撃情報が7件多い状況となっております。また、農業被害についてでございますが、主にスイートコーン、デントコーンの作物被害となっておりますが、件数につきましては昨年より8件少ない7件となっております。ことしの出没傾向といたしましては、名寄、風連地域及び住宅地での出没が多く、智恵文地区では減少傾向にございます。

市の対応としてでございますが、まず注意啓発

として市広報及び全戸チラシのほか、農業生産者へはファクスを送るなどして周知をしてございます。また、出没情報が寄せられた際の対応といたしましては、市担当者と警察署が連携し、速やかに現地に向かうなど対応してございます。さらには、目撃情報や真新しい痕跡などの場合は、猟友会によるヒグマ駆除隊を要請し、出動をいただいております。その都度協議をさせていただき、出没を繰り返す場合や人に危害が及ぶと想定をする場合につきましてはそれら危険度の高さや熊の行動状況に応じまして、市担当職員による夜間パトロールに加えまして、ヒグマ駆除隊による巡回、警戒、駆除、箱わなの設置駆除を実施しているところでございます。今後も農作物の収穫やキノコ狩りの時期が続きますので、警察署や猟友会などの関係機関と連携をし、安全の確保はもとより、農業被害の減少に向けて注意喚起や警戒に当たってまいりたいと考えてございます。

次に、小項目の2、労働力確保対策事業について申し上げます。農業者の高齢化や担い手の減少などの進行により、農繁期における労働力不足が課題となっておりますことから、新たな労働力確保の対策を検討するため、昨年度から市立大学の協力を得て調査に取り組んでまいりました。調査内容といたしましては、JA、名寄公共職業安定所、除雪事業者及び農業者への聞き取りにより現状の把握を行うとともに、国内の先進事例について調査を行ったところです。

また、現時点での対応仮説としてでございますが、1点目として働く側からは通年雇用の希望が強いことから、法人化による雇用環境の整備や他産業との連携による通年化、2点目といたしましては多様な労働力の積極的な受け入れに向けて農家間による作業交換や農業未経験者へのPRなどの取り組み、3点目といたしましてはGPSなどの新たな技術を導入し、女性農業者が機械操縦を担うなど家族労働力のさらなる活用やコントラクター化による余剰労働力の他部門への振り向けな

ど提言いただいたところでございます。今後は、JAなどと協力し、農業者が実際に必要とする労働力の量や時期、作業内容、条件などについて把握をするとともに、あわせて供給側の調査を行い、実現の可能性について検討を進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、順に行きたいと思っておりますので、加藤市長の市政運営についてということから再質問させていただきたいと思っております。それぞれ市長みずからのお答えをいただきましたので、できるだけ市長にたくさんお答えいただけるよう、私余りしゃべらないで振りますので、市長自身の思いも含めてたくさんお答えいただきたいというふうに思います。所信表明でちょうど4年、まだ4年たっていませんけれども、表明された3つの基本的政治姿勢と6つの施策の推進、いわゆる公約ということになりましようか、それに基づきましてそれぞれ取り組んできた事業の成果、また評価についてお話をいただきました。今定例会の一般質問でも細部については取り上げている部分もありますので、大枠での話ということにさせていただきたいと思っておりますが、まず1点目、率直に、単刀直入にお伺いしますが、この4年間、先ほどさまざまな事業を推進したということでの評価もいただきましたけれども、まだ4年たっていませんけれども、3年半たった時点で市長心身が考える、これは成果としてはっきりと名寄市のためにあらわれたという思いのある事業も含めて、市長自身はどう考えておられるのか、まずお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどの答弁とも重複するかもしれませんが、まずこの3年数カ月、一番大きな出来事というのは、合併して10年が

たちまして、新たな総合計画、そしてその前の年になりますけれども、人口減少に対応すべく総合戦略という計画を市民の皆さんと一緒に作り上げたということがすごく大きいことだったかなというふうに思います。国全体が人口減少に突入していく中で、特に地方都市の人口減少、あるいは消滅してしまうかもしれないという危機感の中で、これからのまちづくりをどう持続可能なものにしていくのかということを含めて一度市民の皆さんと話し合いをしていながら、合併後の新たな10年を皆さんと創造すべく、さまざまな議論を重ねて、その計画を作り上げたということが何よりも大きかったのではないかなというふうに思います。これまでのあれもこれもということではなくて、やはりこれからはある程度の選択をしていながらの事業を進めていくということにもなりましよう。一方で、それぞれ名寄市がこれまで持っていた、築き上げてきた貴重な財産をこの4年間でしっかりと伸ばす、その基礎もできてきているのかなというふうに思います。先ほどの病院の問題だとか、大学の問題だとか、これまで名寄市が特色として持っていたものをさらに伸ばしていける基盤を作り上げていくことができたのではないかなというふうに思います。改めて市民の皆さんのこれまでの御理解、御協力と、また議員各位の皆様御指導のたまものと深く感謝を申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 市長、今お答えで財産を磨き上げてきたということでお答えをいただきました。1回目の御答弁の中で、病院についても触れられておりましたし、地域の基幹産業である農業の話等もありましたけれども、名寄市立大学のことを壇上では触れられていなかったもので、いま少し市長のお答えからも市立大学、財産を磨き上げてきたという部分では、まさに名寄市立大学の特にこの3年6カ月の間では、社会保育学科の新設による児童学科が4大化になったというこ

とと、またそれに伴いましてコミュニティケア教育研究センターが設置されて、いろんなさまざまな分野との連携、今模索中なのだというお話、一般質問の中でもこのことはやりとりもあったかというふうに思います。また、ハードの面では大学図書館が新設されたということで、まさにそういう取り組みが今の大学のソフト面もハード面も整備につながったのかなというふうに感じてはいるところなのですけれども、名寄市立大学、こういった一定程度の整備、ソフト面もハード面も整備がされた中で、今後どのような名寄市立大学の展望といたしましうか、今後の展開、市長自身はどのようにお考えになっておられるかお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 名寄市立大学も2006年4月に当時の市立大学から4年制に生まれ変わって、10年の大きな節目も迎えて現在に至っているということでございます。この間振り返ってみると、実は結構名寄市立大学から北海道内の地方都市、市町村に多くの人材を輩出しているということが改めてこの間ある先生からの資料をいただいていたところでありまして、これ全道各地に本当に小さいまち、村まで市立大学の学生の保健師さんが、あるいは保育士さんがそのまちで活躍をしていると。首都圏や都市の大学からそういう地方都市に行くということがなかなか難しい中で、名寄市立大学は名寄市だけでなく北海道内のそれぞれの小さな自治体の人材育成の拠点として実は大きな機能を発揮していたこの10年あるいは11年であったのかなというふうに、この役割の大きさと本当に大学が果たしてきた使命というものを改めていろんな方からこうした御指摘をいただいて実感をしている、自負しているところでございます。

コミュニティケア教育研究センターできまして、新たに研究活動をより進化させるべく、シンクタンク機能を強化していこうということで、大学も

試行錯誤をしていただいているところでありまして、大学のいわゆる専門分野の知見を生かした健康の分野でありますとか、先ほど川村議員の話でも出てきました子ども食堂への取り組みなんていうのは非常にすばらしい取り組みでございまして、これが今いろんなところに広がりつつある問題でありますとか、さらにはスポーツの分野においてもいろんな取り組みが広がっていきそうな予感がしておりまして、これはまさに市のこれからの推進していくべく施策とも連動する形でのさまざまな研究が行われていくと思います。これは、名寄市だけでなくほかの自治体においてもいろんな研究材料がありまして、名寄市以外の定住自立圏の中で提携を結んでいる自治体ともしっかりと連携しながら、この地域の発展のために大学がいかに関与されるか、していただけるかということがこれからのこの果たすべき役割かなというふう思っています。

2018年から18歳人口が少しずつ低減をしていくということで、大学間も非常に厳しい生き残りの時代を迎えていくということでございますけれども、この市立大学は地域に光を当て、地域に人材を輩出をし、そして地域とともに地域が発展をしていく、そうした役割を果たしていく大学として、必ず生き残っていけるというか、大事な大学としてこれからも発展していけるというふうに確信をしておりますし、また市民の皆さんにもぜひこの大学を大きな財産としてさらに市民みんなで育てていくという気概も持っていただけるように、私もいろんなところで発信をしていきたいというふうに思いますので、どうぞ御協力をお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 今大学に対する市長自身の思いも含めてお答えをいただきました。繰り返しになりますけれども、まさに名寄市がもともと持っていたすばらしい財産をより磨き上げたという成果なのだというふうに思います。

また、次の質問というか、次の問いに行きたいと思っておりますけれども、改めて単刀直入にお伺いしたいと思いますけれども、今任期の中でいろいろと成果も先ほどお話しいただきましたけれども、加藤市長自身だから、加藤市長だからできたこと、これは自分なりに、加藤市長なりにどのような事業を推進できたとお考えでしょうか。お答えいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 私だからできたということというのは余り思い浮かばなくて、今の大学のこともそうですし、あらゆるお話をさせていただきましたけれども、これ全てこれまでの歴史やいろんな方が築き上げてきた、積み上げてきたものの上というのか、それを基礎にして磨き上げてきたというのか、新たな政策として立案してきた。これは、しかもその政策立案に関しては市民の皆さんとも協働で、あるいは議会や市の職員の皆さんの英知もかりながら進めてきたというふうに思っているところでございまして、私は一つ一つの政策をみんなで作って上げてきたという感覚を持っているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 市長は、市長になられてから一貫して、これは私が感じている部分少しお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、2期目になられた所信表明の中でも当然そのようなことを述べられていますけれども、市長自身、みずからがトップセールスマンとして名寄を国内または国外、国内外に発信していくと。その上での人脈づくり、人とのつながりを持っていくのだということで、足を使って、いわゆる若さゆえのフットワークのよさで、本当に名寄を売り込むという姿勢で全道、全国を飛び回られてきたのだというふうに思います。ある意味そういった人脈がこれすぐに成果が出るものではなかったかもしれませんが、今少しずつそれが形になってきているというふうに捉えております。例えば冬季スポー

ツの拠点化を目指すという形にしても、阿部雅司さんに名寄市に来ていただいた、豊田さんも来ていただいたということも市長がつくり上げてきた人脈の中でのそういった御縁で今おられて、冬季スポーツの拠点化に進もうとしている。また、台湾との交流、また観光分野でもそうでしょうけれども、そういった部分が加藤市長でなければというのか、それは今までの歴史、加藤市長おっしゃいましたけれども、今まで積み上げてきたものの中にあるのだと言いましたけれども、またそこを新たに開花させたのがそういった市長の行動ではなかったかなというふうに思いますけれども、そのあたりは市長自身はどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） そういう評価をいただいておりますのでありますが、先ほどからお話しのとおり、それらの人脈も今までのいろんな人、人のそれぞれのつながりの中で、そこからまた生まれてきた人脈だというふうに思います。阿部さんにしてももともと名寄にずっと長く合宿で来ていただいて、ファンクラブも名寄にあったぐらいで、観光大使にもなられたというような御縁もあったでしょうし、台湾の関係にしてもこれまで平成元年から交流自治体だった杉並区さんの御縁が今花開いたということございまして、足しげくいろんなところに行くように、また行った際にはいろんなところに顔出しをして、少しでも人のつながりを大切に広げていこうというふうにいつも行動するように心がけてはおりますけれども、それもひとえにやはり今までの積み重ねの上にお仕事をさせていただいているのだなという思いでやっているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 市長らしいというか、控え目なお答えでしたけれども、そういう部分は市民の皆さんも一定程度評価している部分だと思いますし、これはまた本当にお年を召されている

方ができないということではありませんけれども、市長の若さがいい部分で出た成果ではないかなというふうに思っております。そういう部分がこれからまた冬季スポーツの拠点化含めて、観光、国際交流も含めて、最終的にはやはり交流人口の拡大、名寄に人がそういう形でどんどん集まるような仕掛け、それが一步今徐々にできつつあるということなのだというふうに思います。これもなかなか成果として目に見える部分というのはすぐには出てこないのがやっと今見えてつつあるという段階なのだというふうに思います。今後のそのあたりのスポーツの拠点化含めて、そういった交流人口の拡大に向けた市長自身の今後の展開についてのお考え、お聞かせをいただきたいとします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） スポーツもいろいろある中で、名寄市がこれまで育ててきた冬季スポーツをさらに押し上げていこうということで、拠点化ということで重点的な施策として今打ち出しているところがございますし、また観光振興計画も今年度から新たな刷新をしてスタートしていますが、こちらにしてもやはり今までいろんなことで球を打ってきたけれども、これからは少しやはりターゲットを絞りつつ、より効果的な施策を打っていかなければならないということがあろうかと思えます。できるだけ限られた人材や財源の中で、いかに効果を発揮していくかということのをこれから進めていくということになるのかなというふうに思います。それだけの冬のスポーツの拠点の問題にしても、夏のひまわりを初めとすることや農業のポテンシャル一つとっても、それぞれ名寄は名寄にしかない特異的な優位性がある分野がたくさんありますので、それらのことを絞りつつ、またそこに力を入れていくことでさらなる地域の経済の活性化、交流人口の拡大につなげていくことが重要ではないかというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 次に、またお伺いし

たいと思いますが、いい部分からちょっと課題という部分でお伺いしたいと思いますが、それぞれ施策については評価も一定程度の評価があったということで先ほどお答えいただきましたけれども、市長自身が任期の中で、やはりこれはなかなか取り組めていなかった、これは課題が残るなといったことも幾つかあるかと思えます。そのあたり市長自身が考えておられる大きな課題についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 総合戦略、総合計画を策定するに当たって、やはり大きな問題としてクローズアップをされているのが人口減少の問題だというふうに思います。2005年から2010年にかけては、名寄市は極端に人口減少に歯どめがかかった時期でありまして、このときは特異的な大学の4年制化だとか、病院が大きくなっていった、あるいは郊外型のショッピングセンターが立ち上がった時期でもありまして、人口の減少に大きく歯どめがかかった時期でありました。その反動もあったかもしれませんが、2010年から2015年にかけてはやはり社会減、いわゆる転出、増減の転出の部分が大きく拡大をしていって、人口減少がまた進んできた感じがあります。病院や大学といった大事な機関は、さらに組織的にも強化をされてマンパワーもふえていっているような現状でありますけれども、一方で民間の例えば出先の部分でありますとか、こういったことがやはり集約化されていっているような問題だとか、大石議員のときにもありましたけれども、小売店の、あるいは卸売のところでマンパワーが大きくここ何年かで落ち込んでいるような現象もあろうかというふうに思います。この社会増減をいかにゼロに近づけていくかと。総合戦略では2040年までにこれをゼロにしていくというふうに言っておりますけれども、このことは大きな継続的な課題であるというふうに思います。ここの名寄市でやっぱり住み続けたい、働きたい、そして子供を

育てたいという方をいかにふやしていくのかということがこれから継続的でありまして、大きな課題として捉えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） 今市長からもこの名寄で、名寄に住みたい、働きたい、子育てをしたいも含めて、やっぱり私は若い人がまちに定着するというのはいろんな環境、要因あるかと思えますけれども、まずは仕事なのかなというふうに感じています。そういう意味では産業、若干触れられましたけれども、商業を含めた商工業、また農業も含めてなのですけれども、産業がもっともって活性化して、地元で定着するというだけでなく、やはり一定程度外からも多少仕事があるということでは若い人が定着する。そういったことが人口減少、市長は人口減少に歯どめをかけるのが大きな課題だとおっしゃいましたけれども、やはりそこにつながるのかなというふうに感じているところであります。そういう意味では、なかなか特効薬というのはないのかもしれませんが、時間がかかるのかもしれませんが、少したびたび取り上げられています、名寄でいいますと中心街、中心商店街の活性化の問題が残っていたりですとか、それも含めた商工業の活性化、そういった部分はやはり課題の一つではないかなというふうに思いますが、そのあたりの考え方、今後の展開も含めて市長自身のお考え、お答えいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） とりわけ商業の問題だと、やはり奪う、マーケットは限られていて、そのとり合いというか、そこでどれだけということになっていくと、パイ、いわゆる名寄市もそうですけれども、周辺の人口が減っていくとなかなかそこで商売をやっていこうというようなところにはなっていない。そこである程度少しずつでも人口が下げどまっていくとこれから先が見えていくというような、やっぱり期待感もないとなかなかそういうマインドにはなっていないのかなとい

う、これは大きな課題だろうというふうに思います。一方で、この地域だからこそうようなチャレンジをしてみたというような、やっぱりフィールドというか、ステージをもっと明確に発信をしてつくっていくということもこれから必要になっていくのかなというふうに思います。これは、商業だけでなく工業の分野でもそうだし、あるいは農業の担い手の分野でも同じことが言えると思っていまして、この部分がやっぱり少しずつ人口減っていく、しかしこの地域だからこそこで農業をしてみたいとか、魅力的な起業をしてみたいとか、新たな産業を興してみたいというようなことを、そういうマインドにしていくような仕掛け、それはソフトの部分もそうだし、いろんな施策もあると思いますけれども、そうしたことを改めてみんなで知恵を絞りながら打ち出していく必要があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） そういったことで人口減少に歯どめをかける、いろいろな分野、産業だけではないかもしれませんが、そういった部分、やはり若い人が定着するという部分ではまず仕事という部分が第一に来るのかなというふうなのが現実的なところなのかもしれません。そういった部分、より今後も力を入れて、本当に特効薬というのはないのがなかなか時間がかかる部分でもありますけれども、引き続き取り組んでいただきたいと思えます。

こうやってやっていると永遠に続いてしまいますが、時間もないので、小項目でも上げていきますけれども、今後の市政運営の展望についてということで、多少回りくどい言い方もしておりますけれども、そういった課題もある中で一定程度先ほど市長自身のお答えもありましたけれども、やはり評価できる部分非常にたくさんあると思います。また、そういった反面課題も多く残されている中、市長自身のところに届く声もさまざまな評価があ

るのだというふうに思います。私自身もいろいろな話を市民の方から聞く中で、やはり評価は一定程度分かれる部分もありますけれども、だからこそもっと頑張ってもらわなければならないというような声も、まだまだだというような声をたくさん苦言も含めていただくことも多いのが現実であります。いい意味で、余りよく使われるケースってこれないのですけれども、行政の継続性という部分も含めて第2次総合計画、これから10年間進んでいこうという中では、市長自身今後の市政運営の展望について、今お話しできる範囲での市長自身の思い、最後にお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどもお話ししたとおり、任期中に大きな計画を2つ立ち上げて、これが市民の皆さんともよく相談をしながらつくり上げた向こう5年あるいは10年、さらには総合戦略という向こう30年にわたっての大きな計画を策定したということでございます。それぞれ課題もみんなで共有しながら、この計画をしっかりと推進をしていくということが何よりも大事だというふうに思っております。そうしたことも含めて、私も与えられた任期をしっかりと全うしていくことに尽きるのかなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） それでは、次、2番目の農業振興施策に移りたいというふうに思います。

お答えいただきまして、アライグマです。実はけさ私も畑に行くと、はっきり確認はできませんでしたが、アライグマの食害らしきものが散見されまして、キツネのいたずらではないふうな感じだったので、スイートコーンなのですけれども、いよいよ範囲が広がってきているのかなというふうにちょっと感じて、定かではありませんけれども、そんな食害の跡も散見されました、けさでしたけれども。実際の生息数が鳥獣被害防止

計画第3次の中にもありますけれども、私のおります智恵文地区で初めて平成24年に確認されて、それから26年までは本当にその地域にしかいなかったアライグマが27年度に日進地区で発見されてから、それで去年、28年、そしてことしと本当に市内全域に広がっているという状況なのだというふうに思います。捕獲頭数ももう既に9月現在で39頭捕獲されているということで、同時期に比べると25頭多いということで、10月、11月も捕獲多少あるのでしょうか、どんどんふえていくのだというふうに思いますけれども、今後やはり対策の強化というのが当然求められることになってくるのだというふうに思います。実際農業者の方もそんなに被害に遭った方であれば、ちょっと自分のところは大丈夫だというふうな意識まだまだ持っているという部分では、もう早い時点から捕獲に向けての体制というのをとるのが大事なのだというふうに思います。当然行政がやらなければならない役割、また関係機関、特にJAですけれども、JAの役割、そして農業者の役割というのをきちっとある程度明確にして、やはり捕獲に向けて防除体制とっていくべきではないかなというふうに思いますけれども、少しそのあたりの考え方についてお伺いをしておきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） アライグマの捕獲体制の役割分担というところで再質問いただきました。ちなみに、39頭の地区別の捕獲でいきますと、当初に見られた智恵文地区が8頭、名寄地区で20頭、風連地区で11頭ということでありますので、議員が言われるように名寄市内でも各地域で広く捕獲がされている状況であります。年間3頭から4頭、年に繁殖をするということですので、外来生物で天敵などのないということを考えますと今後さらにふえていくだろうということが予想されるということでもあります。

私どものとっている対策としますと、まず捕獲

体制の強化が必要だと。これは、あらわれてからというか、被害が出てからの事後の対策になるかもしれませんがけれども、1つはこの体制を強化するのが必要だろうという考え方していますし、もう一つは被害に遭わないように電気柵などを設置してもらって、自衛の体制の強化というのも必要だろうというふうに思っています。今年度新たな取り組みとして、実はモデル地域を設定して、地域でまとまって設置をしていただいたという取り組みなんかもさせていただきましたが、そのときに専門的な方に実際にその状況を点検をいただいたということで、このときに指摘されたのがわなの設置場所ですとか方法が十分でないだろうというところがありました。また、この間の箱わなの設置状況は80件に設置してございますけれども、実際に捕獲をできたのが35件ということで、歩どまりとしますと4割程度ということですので、さらにアライグマの習性などを踏まえた適切なわなの設置などが必要だろうというふうに思っています。あわせてであります。適切な場所に設置するということはもう手でありませけれども、やっぱり箱わなそのものを広くたくさん設置するというのも必要だというふうに思っていますので、ここについては対策協議会でも一定の数は保有はしておりますけれども、全地域となると限界がございますので、生産者皆さんの御協力をいただきながら、ぜひ長い期間たくさんわなが設置できるような形でお願いしたいなと思っています。

さらに、電気柵の関係についても既に設置されている方おられますけれども、この間どちらかというとエゾシカの対策ということで、電牧の高さが高いというのがありますので、ここをアライグマに合わせた高さに調整するということが必要だと思いますし、さらにはたくさん地域で広げる必要があると思いますが、ここは中山間の事業の対象になりますので、ぜひそういったものでも対応いただきたいと思っています。

役割ということでありませけれども、こういった対策の分析ですとか、お知らせについては私ども行政であったり、JAであったり、関係機関の役割だと思っておりますが、これら実際に取り組んでいただくのはやはり生産者の皆さんでありますので、ここはそういった役割のもとに今後とも対応させていただければと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） しっかりと、これは悪いということではなくて、まだまだ農業者も認知度というか、感覚としてまだ大丈夫だろうという感覚、やはり実際あるのだろうというふうに思います。繁殖力が非常に強いですから、ヒグマのほうもお答えいただきましたけれども、ある意味ヒグマに関しては、これは風連地区本当に駅の周辺まで出てきたということで、ことしは風連地区での出沒が数として多いということは聞いていましたし、ただ事農業被害ということでいえば、ことし実は智恵文地区は非常に少ないです。これは、一定程度今までの対策の効果が出てきているのだろうなというふうに私は捉えています。電牧柵の設置ですとか、あとは去年一定の頭数が捕獲されましたので、捕獲された地域はいまだに出沒の情報、また足跡等がありません。学習能力が高いですから、縄張りとしていないということがわかれば多分行くのしょうけれども、今の段階で捕獲があった地域には出沒していないという状況なのです。ですから、そういった効果も、実は私はヒグマに関しては効果が出てきているというふうに思っていますので、またアライグマの対策、これは今からまた継続してしていかないとやはり一定程度の効果も出てこないのだというふうに思います。多い方でシーズンにもう4頭から5頭捕獲したという話も聞いていますし、春の防除、捕獲がやはり一番効果があるのだそうです。アライグマは春に、3月から5月が一番子供を産むのです。子供を産んで、産んだ雌がその時期、春本当に早

い時期から食害をしたりするのだそうです。その雌を捕まえれば子供は死んでしまって、やはり個体数を減らすには春の駆除が有効だということなのだということでお伺いをしました。ちなみに、アライグマは一夫多妻制で、ですから雄が何頭もの雌に子供を産ませて、雄はもう子育てしないのだそうです。ですから、雌が死んでしまうと子供は一緒に死んでしまう。だから、3頭から6頭産むといえますから、もう本当に雌を捕まえれば大勢の子供が減るということにつながっていくのだということでお伺いをしました。一夫多妻制で子育てもしないという、人間でいえばとんでもないことなのですから、アライグマはそういう生態なのだということです。春の駆除が効果あるということも含めて、生産者の皆さんにもそういった講習会なんかも含めて、また部長からもありましたけれども、わなのかけ方というのもやはり大事なのだということなのでしょうし、餌、5頭ぐらい捕まえたという方からお話聞きましたけれども、スナック菓子が好物なのだそうです。いわゆる商品名言っていないのかな、キャラメルコーン。もうキャラメルコーン代がかかってしょうがないと言っていましたけれども、あれが一番かかるそうです、スナック菓子。ですから、そういういろんな情報も含めて、そこに集約して少しでも捕獲できる体制をとっていただきたいというふうにお願いをしておきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

最後、労働力の確保の対策ですけれども、先般自衛隊の、これはあくまでもボランティアということでの農業体験、カボチャの収穫等私のおりまず智恵文地区でも隊員の皆さんが農家さんに入ってやったということで、農家さんからは本当にスポット的な労働力、非常に助かったというお話を聞いています。労働力の確保という部分で今いろいろと大学の協力を得て調査研究されている中では、一定程度の期間の労働力という部分もこれは当然大事なのですから、やはり繁忙期の本当

にここというときのスポット的な労働力を今後どうしていくのか。これは、来年以降駐屯地の協力が得られるとは限りませんので、また新しい形でそういった労働力の確保の研究も少ししていただければと思いますけれども、そのあたりの考え方についてあればお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今山田議員のほうから今回の自衛隊さんのボランティア体験ということの御紹介をいただきました。本当にうれしい、ありがたい申し出をいただいたというふうに私ども受けとめておりました。雨の影響なんかもあって、希望された方全員の体験ということには至らなかったのですけれども、3日間で163人ぐらいの方々に農業の体験をいただいたことでもあります。言われたように、受け入れ農家の方々も大変よかったという好評をいただいておりますし、特に智恵文地区、作付面積の大きいところについては収穫の作業面においても効果があったというお話を聞きました。この間一定の期間の雇用を前提としながらこの労働力対策考えていましたけれども、今回の事例を参考とさせてもらいながら、こういうスポット的なもの、あるいはアルバイト的なものもあるのかもしれないけれども、そういう一時的な労働力による対応についても視野に入れながら今後検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○11番（山田典幸議員） ぜひそういった側面での労働力というの、実際もうとにかく手の数が欲しいというときもこれは必ず、やはり特に面積をつくっている方でしたらあるのだというふうに思います。そういったことも含めて調査研究をしていただければというふうに思います。

最後なのですけれども、労働力の確保に関してですけれども、お答えの中で法人化の環境整備、また他産業との連携ということでありましたけれ

ども、名寄市としての法人化の推進、農業生産法人も含めて、これらの労働力確保という面も含めて今後の可能性について、少し今後調査研究をするというのもこれ労働力の確保、作業の受委託も含めた労働力という部分も含めてなのですけれども、農業生産法人ということでの組織ができれば、やはり地域の例えばリタイアした方の労働力ですとか、また外から農業という産業へ就職するという可能性も、これは人口減少に歯どめをかけるという部分にもつながっていくことかなというふうに思います。その考え方について最後お伺いして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 農業の法人化というところだと思います。私どもも毎年研修会などを通じながら、農業者の皆さんに法人のメリットなどについてはお知らせをさせていただいたところでもあります。農業の法人化については、それぞれの経営体の強化という面もありますけれども、一方では今山田議員が言われたように、地域農業に対するメリットというのがあると思います。労働力、例えば作業の受委託での労働力の提供であったり、あるいは遊休化しそうな農地を集積するという部分もあると思いますし、あるいは就業という形もあると思いますし、新規就農に当たっての第一弾として法人で研修を積んで、それから独立するなんていう方法もあると思いますので、さまざまな可能性が含まれていると思いますので、私どもも十分それについては研究してまいりたいと思いますし、実際に取り組まれるのはやはり農業者の方、あるいは農業団体となりますので、その御協力もぜひいただきながら、今後研究、検討を重ねていきたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 報告第3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第4号 平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第4号 平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について、一括して御報告を申し上げます。

報告第3号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、また報告第4号については同法第22条第1項の規定に基づき平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を御報告を申し上げるものでございまして、細部につきましては総務部長から説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 追加説明を中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、報告第3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第4号 平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について一括して追加説明させていただきます。

配付いたしました資料1ページをお開きください。初めに、総括表①、健全化判断比率の状況についてであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字が発生していないことから、なし、バー表示、実質公債費比率については前年度より0.8ポイント下がって8.2%、将来負担比率については5.7ポイント下がって28.6%となりました。

次に、各指標の具体的な説明をさせていただきます。2ページをお開きください。総括表②、連結実質赤字比率等の状況についてであります。表

の左上の欄は、一般会計の赤字の割合を示す実質赤字比率を積算する内訳を記載しています。一般会計の実質収支は3億4,795万1,000円の黒字となっていることから、分母である標準財政規模に対する割合はマイナス0.275%で、実質的な赤字が発生していないことから、なし、バー表示となります。次に、一般会計に特別会計、企業会計など全ての会計を対象とした連結実質赤字比率については、全ての会計の実質収支を合計すると表の右下のとおり18億1,791万円の黒字となりました。この額が標準財政規模に占める割合はマイナス14.39%になり、実質的な赤字が発生していないことから、なし、バー表示となります。なお、企業会計については、実質収支を計算する際の数値は純利益、または純損失ではなく、資金不足、剰余額となり、水道事業会計及び病院事業会計のいずれの決算も流動資産、流動負債等から算定した値は黒字となっていることから、資金剰余額として計算されることとなります。

3ページをごらんください。次に、総括表③、実質公債費比率の状況についてであります。実質公債費比率とは、一般会計の公債費を初め特別会計や企業会計、一部事務組合などへの公債費に準じた繰出金や負担金などの合計額が標準財政規模に占める割合をいい、直近の決算の3年平均を用いて算出しています。平成28年度決算では、前年度より0.8ポイント下がって8.2%になりました。実質公債費比率が下がった主な要因は、起債の償還終了に伴い元利償還金が減少したこと、普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費の増加などが挙げられます。

4ページをお開きください。総括表④、将来負担比率の状況についてであります。将来負担比率とは、地方債残高など一般会計が将来にわたって負担すべき金額が標準財政規模に占める割合をいいます。平成28年度決算では、前年度より5.7ポイント下がって28.6%となりました。上段の将来負担額は、地方債の現在高、債務負担行為に

基づく支出予定額、公営企業債等繰り入れ見込み額、職員の退職手当負担見込み額など将来にわたって負担すべき金額を記載しています。また、中段の充当可能財源等は、充当可能な基金や特定歳入、将来にわたって地方交付税で措置される基準財政需要額算入見込み額などを記載しています。将来負担比率が下がった主な要因は、職員の年齢構成の変化により退職手当負担見込み額などが減少したこと、充当可能財源である基金の残高及び基準財政需要額算入見込み額の増加などが挙げられます。

続いて、5ページをごらんください。ここでは公営企業会計の資金不足比率の状況をあらわしております。企業会計である水道事業会計及び病院事業会計の歳出相当の額は貸借対照表における流動負債から翌年度償還の企業債等の額を控除した金額を、また歳入相当の額については流動資産から貸倒引当金を控除した額をそれぞれ記載しており、その差額が資金不足額となります。両会計とも歳入相当額が歳出相当額を上回っているため資金不足額はマイナスとなっており、資金不足比率はありません。

また、食肉センター事業特別会計ほか2つの特別会計については、それぞれ歳出歳入の決算額を記載しており、いずれの会計も一般会計繰入金で調整しておりますので、収支均衡となっており、資金不足は生じておりません。

以上、追加説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） ただいま報告議案追加資料の中で2ページのほう、総務部長のほうから追加説明させていただきましたが、実質赤字比率のところ総務部長のほうからマイナス0.275%というふうに発言ありましたけれども、記載のとおりマイナス2.75%でございますので、改めて訂正させていただきます。

○議長（黒井 徹議員） これより、報告第3号

外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

報告第3号外1件を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月22日から9月27日までの6日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月22日から9月27日までの6日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時12分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 塩 田 昌 彦

署名議員 高 橋 伸 典

平成29年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成29年9月28日（木曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第15号 平成28年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
議案第16号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
議案第17号 平成28年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
議案第18号 平成28年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
議案第19号 平成28年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
議案第20号 平成28年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
議案第21号 平成28年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
議案第22号 平成28年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
議案第23号 平成28年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
- 日程第3 議案第24号 名寄市開業医誘致条例の制定について
- 日程第4 議案第25号 公の施設の使用料及び

利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第5 意見書案第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書
意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
意見書案第3号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書
意見書案第4号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書
意見書案第5号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
意見書案第6号 教職員の長時間労働是正を求める意見書
- 日程第6 報告第5号 例月現金出納検査報告について
- 日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第8 議員の派遣について
- 日程第9 委員の派遣について
- 日程第10 委員の派遣報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第15号 平成28年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
議案第16号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について

て（決算審査特別委員長報告）
 議案第17号 平成28年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第18号 平成28年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第19号 平成28年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第20号 平成28年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第21号 平成28年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第22号 平成28年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 議案第23号 平成28年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）
 日程第3 議案第24号 名寄市開業医誘致条例の制定について
 日程第4 議案第25号 公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 日程第5 意見書案第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書
 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
 意見書案第3号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書
 意見書案第4号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書

意見書案第5号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
 意見書案第6号 教職員の長時間労働是正を求める意見書

日程第6 報告第5号 例月現金出納検査報告について
 日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出について
 日程第8 議員の派遣について
 日程第9 委員の派遣について
 日程第10 委員の派遣報告について

1. 出席議員（16名）

議長	17番	黒井	徹	議員
	2番	山崎	真由美	議員
	3番	野田	三樹也	議員
	4番	川口	京二	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	奥村	英俊	議員
	7番	高野	美枝子	議員
	8番	佐久間	誠	議員
	9番	東川	孝義	議員
	10番	塩田	昌彦	議員
	11番	山田	典幸	議員
	12番	大石	健二	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	佐々木	寿	議員
	18番	東	千春	議員

1. 欠席議員（2名）

副議長	14番	佐藤	靖	議員
	1番	浜田	康子	議員

1. 事務局出席職員

事務局 局長 久保 敏

書 記 倉 澤 富 美 子
 書 記 開 発 恵 美
 書 記 長 正 路 慶

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
 副 市 長 橋 本 正 道 君
 副 市 長 久 保 和 幸 君
 教 育 長 小 野 浩 一 君
 総 務 部 長 中 村 勝 己 君
 参 事 監 松 岡 将 君
 市 民 部 長 三 島 裕 二 君
 健 康 福 祉 部 長 田 邊 俊 昭 君
 経 済 部 長 白 田 進 君
 建 設 水 道 部 長 天 野 信 二 君
 教 育 部 長 小 川 勇 人 君
 市 立 総 合 病 院 岡 村 弘 重 君
 市 立 大 学 松 島 佳 寿 夫 君
 こ だ も ・ 高 齢 者 廣 嶋 淳 一 君
 支 援 室 長
 営 業 戦 略 室 長 水 間 剛 君
 上 下 水 道 室 長 粕 谷 茂 君
 会 計 室 長 常 本 史 之 君
 監 査 委 員 上 田 盛 一 君

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員、14番、佐藤靖議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 野田 三樹也 議員

12番 大石 健二 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第15号 平成28年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第16号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第17号 平成28年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第18号 平成28年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第19号 平成28年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について、議案第20号 平成28年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第21号 平成28年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第22号 平成28年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第23号 平成28年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、高野美枝子委員長。

○決算審査特別委員長（高野美枝子議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会で決算審査特別委員会に付託されました議案第15号

平成28年度名寄市一般会計決算の認定につい

て、議案第16号から議案第21号までの各特別会計決算の認定について、議案第22号 平成28年度名寄市病院事業会計決算の認定について及び議案第23号 平成28年度名寄市水道事業会計決算の認定について、委員会の審査経過と結果の御報告を申し上げます。

第1回委員会は、9月4日に開会し、直ちに正副委員長の互選が行われ、委員長には私高野美枝子が、副委員長には塩田昌彦委員が選任されました。

第2回の委員会は、9月25日に開会し、審査日程を9月25日から28日までの4日間と決め、実質審査に入りました。

審査期間中は、86件の審議があり、市長を初め関係する職員の出席を求め、説明、答弁をいただき、各会派の代表による総括質疑並びに委員による質疑を行い、慎重に審査を行いました。

審査経過につきましては、当委員会では全議員をもって構成された特別委員会ですので、詳細な報告は省略させていただき、審査の結果のみを報告申し上げますので、御了解をお願い申し上げます。

当委員会に付託されました全会計決算中、一般会計及び国民健康保険特別会計については起立多数により、その他の5特別会計、病院事業会計、水道事業会計はいずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

よって、当委員会に付託されました各会計決算につきましてはいずれも正確な収支が行われ、予算の執行が適正であったことが認められました。

以上が審査の結果であります。

なお、委員会開催中は、委員並びに理事者各位におかれましては終始慎重かつ熱心に審査を尽くしていただきましたことにお礼を申し上げます。また、日程どおり決算審査特別委員会を終えることができましたことに重ねてお礼を申し上げます。本委員会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） ただいま決算審査特別

委員会委員長より報告のありました議案第15号外8件については、全議員をもって構成されました特別委員会でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第15号 平成28年度名寄市一般会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

お諮りします。議案第16号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

先ほど議案名を第16号、平成27年度と申し上げましたけれども、28年度の間違いでありますので、訂正をさせていただきます。

次に、議案第17号 平成28年度名寄市介護保険特別会計決算の認定についてから議案第23号 平成28年度名寄市水道事業会計決算の認定についてまでの7件について委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第23号までの7件は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第24号 名寄市開業医誘致条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第24号 名寄市開業医誘致条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本市を取り巻く医療環境につきましては、近年1次診療を担う開業医の高齢化や廃業等により、身近で安心して受診できるかかりつけ医が減少し、他の開業医や中核病院に患者が集中をし、医師への負担が増大している状況にあり、地域の医療体制の整備と強化が急務となっております。この状況を踏まえ、名寄市開業医誘致助成制度の創設について、名寄市保健医療福祉推進協議会に諮問をして、専門的な見地と市民としての観点から活発に審議を進めていただき、このほど助成制度の基本的な考え方の骨子について答申を受けたところであります。

本市では、答申の内容を踏まえ、市内に新たに診療所を開設しようとする者に対し、診療所の開設に要する経費の一部を助成することにより地域の医療体制の充実を図り、もって住みなれたこの地域で市民が安心して適切な医療を受け、健やかに暮らせることに寄与することを目的として、本条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第24号について質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第24号は、市民福祉常任委員会に付託をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 議案第25号 公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第25号 公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本市における公の施設の使用料及び利用料金について同種同類の施設であっても金額の設定に差があるもの、名寄地区と風連地区での扱いが異なっているものなど統一的な基準がなかったことから、行財政改革の取り組みの一環として公平、公正な統一的な基準の策定とこれに基づく新たな使用料及び利用料金を設定しようとするものでございます。

また、障がいのある方などへの配慮や高齢者の健康増進を目指した金額の設定など、新たな制度の導入やこれらに伴う必要な条項の整備をあわせて行おうとするものであり、合計28件の関係する条例の整備を行おうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第25号について質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第25号については、8名の議員をもって構成する公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関わる審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、8名の議員をもって構成する公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関わる審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき、公の施設の使用料及

び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関わる審査特別委員会の委員に委員会条例第7条第1項の規定により、熊谷吉正議員、奥村英俊議員、高野美枝子議員、佐久間誠議員、東千春議員、塩田昌彦議員、東川孝義議員、川口京二議員、以上8名を指名いたします。

正副委員長互選のために暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時20分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関わる審査特別委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長には奥村英俊議員、副委員長には東川孝義議員であります。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 意見書案第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、意見書案第3号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書、意見書案第4号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書、意見書案第5号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書、意見書案第6号 教職員の長時間労働是正を求める意見書、以上6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外5件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外5件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外5件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 報告第5号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣が決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、東千春委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、総務文教常任委員会の行政視察報告を申し上げます。

7月11日から14日までの4日間で、各委員から視察希望先を組み合わせタイトな行程となりましたが、7カ所の視察を行うことができました。委員会のテーマの一つである図書館の将来のあり方の研究として4カ所の図書館、上下分離を含む民間会社による鉄道運営、天文台、防災行政無線など市民生活や今後の課題について学ぶことができる視察先に何うことができました。

初日、和歌山県岩出市の岩出市立岩出図書館は、多くの市民から本格的な図書館が欲しいとの要望を受けて平成18年に建設されました。図書館の基本理念やコンセプト、市内他の図書館との連携やボランティアについて伺いました。説明では、市民の身近にあって、いつでもどこでも誰でも図書館サービスを受けられるように分館、分室ネットワークによる地域密着型の運営を基本理念に、恵まれた自然環境、豊かで読書や学習にふさわしい、駐車場が広い、木のぬくもりを感じる図書館、児童スペースの充実などを特徴としております。図書館ボランティアの登録は73名で、おはなしの会が4グループ、布絵本、プロジェクターのグループ、絵本を題材とする展示グループ、映画会グループ、チラシをつくるPRグループ、見学に対応するインフォメーショングループ、本の補修グループと多彩な活動を行っています。まちの中心部から離れた十分な自然環境で、文化創造の聖地的な図書館ですが、子供の持ち込み学習を認めないなどの規制に違和感を感じるところもありま

したが、理念や環境について参考になるところが多かったものです。

2日目は、京都府宮津市にある京都丹後鉄道を訪問し、上下分離方式を含む鉄道運営について伺いました。京都丹後鉄道は、平成27年からWILLER TRAINS株式会社が運営を開始し、名称も北近畿タンゴ鉄道から変更されました。乗客確保の取り組みについては、地域に愛されるシンボリックな鉄道を目指し、ロゴマークの制作や制服のリニューアル、駅名の変更、インバウンドの利用拡大や観光列車の利便性向上、貨客混載、顧客ニーズに合わせた対応の追求などが行われております。自治体との連携では、公共交通のシームレスなネットワークの構築、地域の若者の働く場の提供とライフスタイルの提案、沿線エリアの教育機関との連携が行われております。さらには、たんてつこども新聞、高校生ボランティアによる幽霊列車、地元で起業を目指したビジネススクールなどに取り組んでおります。保有する観光列車は、JR九州のななつ星を製作した水戸岡鋭治氏のデザインで、丹後くろまつ号は地域の食材を生かしたレストラン列車、丹後あかまつ号、丹後あおまつ号はトレインアテンダントが乗車し、車窓の見どころなどを観光案内をしながら運行しております。京都丹後鉄道は、集客や地域とのかかわりに対し、明確な考えのもと経営されており、学ぶことが多い視察となりました。

2日目午後は、兵庫県豊岡市にて防災行政無線の整備について視察しました。豊岡市では、平成16年台風23号の際に屋外拡声子局が機能しなかった教訓を生かして、防災行政無線の整備が検討されました。戸別受信機を市内3万3,000世帯に全戸配布し、転入時に無償貸与し、転出時に返却されております。今後は、防災行政無線のデジタル化に向けて再整備として低価格化の手法を検討し、再整備の費用を10億円程度としたいと考えているそうです。また、市議会に防災対策調査特別委員会を設置し、さまざまな災害に関する

事項を調査をしております。風水害への準備対応を事前に行うための意識が強く、今後の参考になる視察となりました。

2日目の夜は、鳥取県鳥取市のさじアストロパークを視察しました。さじアストロパークは、旧佐治村時代に当時としては日本最大級の103センチメートル望遠鏡を設置し、建設された施設です。来場者増につながる取り組みとして、定例事業では天体観望会を毎日行い、星空解説、プラネタリウム、太陽観察などを行っております。個別事業では、宇宙ふしぎ探検、星空写真コンテスト、実行委員会による星まつりなどを行っております。情報発信では、市内全小中学校に年間計画を配布、機関紙「星のたより」の発行、アストロニュースや年報で周知を図っております。学校教育、生涯教育では、学校の要望により小中学校に職員が出向き星の授業を行い、高校では宿泊研修、高校天文セミナーの講師を務めております。鳥取大学では、地球科学の非常勤講師を務めるなどの活動が行われております。

3日目午前は、岡山県瀬戸内市の瀬戸内市民図書館を視察しました。平成22年に瀬戸内市新図書館整備検討プロジェクトチームが発足し、①、情報公開、②、建設までのプロセスに市民参加、③、経験ある人材の登用を踏まえ検討され、平成28年6月に開館しました。基本理念を持ち寄り・見つけ・分け合う広場、もみわ広場とし、基本理念を実現するために、①、市民が夢を語り、可能性を広げる広場、②、コミュニティづくりに役立つ広場、③、子供の成長を支え、子育てを応援する広場、④、高齢者の輝きを大切にする広場、⑤、文化芸術との出会いを生む広場、⑥、全ての人の居場所としての広場、⑦、瀬戸内市の魅力を発見し、発信する広場とする7つの指針を定めました。サービスネットワークでは、市内他の図書館、保育所、幼稚園、高齢者施設を巡回する移動図書館を展開し、各小中学校とはオンラインでネットワーク化し、どこからでも検索できるように

なっております。市民との連携では、ボランティアによるおはなし会や絵本ライブなどを行い、図書館友の会もみわフレンズは各種活動をサポートを行っております。

3日目午後は、兵庫県赤穂市の赤穂市立図書館を視察しました。赤穂市立図書館は、読書に集中できなくなるほど美しい図書館としてグッドデザイン賞を受賞した図書館です。旧図書館の老朽化に伴い、市制50周年記念事業として平成13年に完成した図書館です。基本理念として、①、光あふれるパークライブラリー、忠臣蔵に代表される元禄ロマンの和、城下町のたたずまい、塩田の陽光、風などをイメージして赤穂らしさを表現、文化会館や広場の木々と一体となり、訪れる人々に安らぎを与える光あふれるパークライブラリーとしての整備、②、学び、楽しみ、くつろぐ図書館を目指し、さまざまなスペースを配置、③、21世紀の赤穂市の文化情報発信拠点施設としての位置づけをしました。図書館の利用で、レファレンスサービスの充実や子供向けおはなし会、上映会、夏休み手作り絵本教室、茶道教室、科学工作教室、一日図書館職員、チャレンジ読書を行っております。

4日目は、兵庫県明石市のあかし市民図書館を視察しました。あかし市民図書館は、駅前再開発ビルの中に位置し、指定管理で運営を行っております。旧図書館の老朽化に伴い、平成23年に駅前再開発ビル内に建設を決定し、ことし1月にオープンをしました。同じビル内に公共施設としてあかし子育て支援センター、一時保育ルーム、こども健康センター、あかし総合窓口等があります。公共施設の複合化による相乗効果についてはあると考えるが、建設間もないことから正確なデータはとっていないとのことです。あかし市民図書館では、レファレンスサービスなど利用者からの必要な情報、資料の要求に対し、図書館職員がみずからまちに出て明石市の歴史や文化を知る人から情報収集し、利用者に提供するなどの活動も行っ

ております。職員は、指定管理の民間職員ということもあり、対応が明るくはつらつとしており、カウンター設計では立って対応するアイデアを提案するなど接客や作業の効率化など民間企業のノウハウを取り入れております。

今回は、図書館4カ所を視察しましたが、図書館のあり方については設計の段階からどのような人がどのようにかわり、市民とともにどのような理念を持つ図書館を目指すのが重要だと感じました。情熱を持つ担当職員やさまざまな経験を持つ専門家を職員として迎える、指定管理を受注した全国に多くの経験と実績を持つ会社など、人や情報の大切さを目の当たりにする視察となりました。また、鉄道事業は地域と向き合いながら民間的発想で集客事業を目指す姿はこの地域にも応用することができるのではないかと感じました。今回も目的意識を強く持ちながら、有意義な視察をさせていただきました。今後名寄市のまちづりに生かしていきたいと考えております。

以上、報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成29年第3回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1時37分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 野 田 三樹也

署名議員 大 石 健 二

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 9 年 第 3 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	山 崎 真由美 (P 34)	1 安全安心な暮らしを守る取り組みについて (1) 有害鳥獣に対する取り組みについて (2) 緊急時への対応について (3) 防災意識の啓発について 2 名寄市のめざすインクルーシブ教育について (1) 現状と課題について (2) 名寄市の目指す姿について 3 若年世代のまちづくりへの意識を高める取り組みについて (1) 若年世代のまちづくりへの参画について
2	佐久間 誠 (P 45)	1 種子法廃止に伴う地域農業への影響について (1) 種子法廃止に対する本市の見解について (2) 公的種子事業のこれまでの役割について (3) 遺伝子組み換え種子と食の安全について (4) 日本の種子保全のための取り組みについて 2 日EU・EPA合意と地域農業、酪農・畜産業支援について (1) 地域酪農家への経営安定化対策について (2) 乳価下落への影響と補給金制度の強化について 3 名寄市の除排雪のあり方について (1) 福祉施策と連動した除排雪施策について (2) 年次計画での除排雪対策の強化について (3) 市民要望に応える除排雪体制の目指し方
3	東 川 孝 義 (P 57)	1 冬季スポーツ拠点化事業の推進と展望について (1) 各種大会及び合宿誘致支援について (2) ジュニアの育成強化について (3) 庁内組織の横断的な連携について (4) 名寄市の将来を展望して 2 市道の維持管理について

		<p>(1) 市道の舗装・未舗装の現状について</p> <p>(2) 工事発注の現状について</p> <p>(3) 今後の計画的な事業推進に向けて</p> <p>3 観光振興計画の推進について</p> <p>(1) 計画推進に向けてのチェック体制について</p> <p>(2) 資源の活用とストーリー性の創造について</p> <p>(3) 広域連携での取り組みについて</p>
4	大石健二 (P 68)	<p>1 加藤市政の執行に関して</p> <p>(1) 名寄市の未来年表について</p> <p>① 人口減少で行政、経済・産業、大学等で惹起^{じゃっき}される各事象と課題から</p> <p>(2) 新年度予算編成に向けて</p> <p>① 平成30年度予算編成の基本的方針と取り組みについて</p> <p>② 平成30年度予算編成の懸念材料について</p> <p>2 名寄市の医療・保健等施策に関して</p> <p>(1) 特定健診の取り組みについて</p> <p>(2) がん検診と受診率について</p> <p>3 1000年に一度の天塩川水系の洪水浸水対策から</p> <p>(1) 防災訓練及びセミナー開催後の総括について</p> <p>(2) 公共施設の浸水対策について</p> <p>(3) 現今の課題分析と今後の対応対策について</p> <p>4 市民の声から</p> <p>(1) 有害鳥獣等対策について</p> <p>① 住宅地に出没するキタキツネにより懸念される被害とその対策について</p> <p>② 健康の森に群飛^{ぐんび}するカラスにより懸念される被害とその対策について</p>
5	野田三樹也 (P 82)	<p>1 市道における維持管理について</p> <p>(1) 除草作業について</p> <p>(2) 市道補修について</p> <p>2 教育行政について</p> <p>(1) 特認校制度について</p> <p>(2) 児童センターについて</p> <p>(3) 児童生徒の登下校時における不審者対応について</p>

		<p>3 子ども・高齢者におけるやさしいまちづくりについて</p> <p>(1) 犯罪に強いまちづくりについて</p> <p>(2) 防犯灯・街路灯の設置について</p>
6	高橋伸典 (P 93)	<p>1 住宅セーフティネット制度の活用を</p> <p>(1) 本市の空き家、空き室の状況と対策について</p> <p>(2) 公営住宅の応募状況について</p> <p>(3) 空き家、空き室を利用し住宅セーフティネット制度の活用を</p> <p>2 リスク検診(ピロリ菌)の導入を</p> <p>(1) 義務教育中にピロリ菌検査の導入を</p> <p>3 公立高等学校間口削減について</p> <p>(1) 計画と対策について</p>
7	塩田昌彦 (P102)	<p>1 二酸化炭素排出削減の促進について</p> <p>(1) 名寄市の取り組みの現状と今後の対策について</p> <p>(2) 名寄地域の取り組みの現状について</p> <p>2 地方創生、名寄市の生き残り対策について</p> <p>(1) 名寄市内の新築住宅建設の現状について</p> <p>(2) 新築住宅の地元施工業者受注の減少に対する対策について</p> <p>(3) 公共建設事業が与える地域経済への影響について</p> <p>3 第2次名寄市行財政改革推進基本計画について</p> <p>(1) 新・名寄市行財政改革推進計画の検証について</p> <p>(2) 第2次計画の取り組みの基本的な考え方について</p>
8	奥村英俊 (P113)	<p>1 公契約条例制定に向けた取り組みについて</p> <p>(1) 公共サービスの品質確保、公正競争の確保、適正な労働条件の下での雇用の確保に向けて</p> <p>2 宗谷本線の維持活動の促進について</p> <p>(1) 維持・存続に向けての取り組みについて</p> <p>3 総合計画及び観光振興計画にかかわる進捗状況について</p> <p>(1) 個別事業及び戦略事業について</p> <p>(2) 施策の選択と優先順位について</p>
9	川村幸栄 (P128)	<p>1 介護保険制度にかかわって</p> <p>(1) 介護労働者の処遇改善について</p> <p>(2) 介護保険制度利用者への対応について</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 家族介護者の負担軽減について (4) 「財政優遇」について (5) 「介護医療院」について <p>2 子育て支援にかかわって</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの医療費支援について (2) 学習支援について (3) 一人親世帯への支援について
10	熊谷吉正 (P139)	<p>1 名寄市の平和行政について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 米海兵隊オスプレイ運用に対する自治体の対応について (2) 核兵器禁止条約について (3) 名寄市の反核、平和事業の取り組みについて <p>2 豊かな教育と健やかな子どもの成長のために</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員の働き方の現状と課題について (2) 労働実態改善を通じた健やかに育てる教育環境への対応について (3) 公立高等学校配置計画決定経過について <p>3 雇用の安定と住環境改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) リフォーム事業等の継続性について (2) 既存住宅の経年状況の推移と今後の市場性について <p>4 市民の声から</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツセンターのトイレ改修と分煙の現状について (2) 旧豊西小学校等の活用ニーズに対する対応について
11	山田典幸 (P151)	<p>1 加藤市長の市政運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 加藤市政2期目最終年度を迎えて <ul style="list-style-type: none"> ① 基本的政治姿勢と6つの施策の達成状況と評価について ② 今後の市政運営の展望について <p>2 名寄市の農業振興施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 有害鳥獣による農業被害への対応について <ul style="list-style-type: none"> ① アライグマによる被害について ② ヒグマによる被害について (2) 労働力確保対策事業について

平成29年第3回名寄市議会定例会議決結果表

平成29年9月4日～平成29年9月28日 25日間

本会議時間数

14時間05分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	名寄市特別職報酬等審議会条例の一部改正について	— —	— —	29. 9. 4 原案可決
第 2 号	ふうれん地域交流センター条例の一部改正について	— —	— —	29. 9. 4 原案可決
第 3 号	名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	— —	— —	29. 9. 4 原案可決
第 4 号	名寄市地域包括支援センター条例の一部改正について	— —	— —	29. 9. 4 原案可決
第 5 号	名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について	— —	— —	29. 9. 4 原案可決
第 6 号	名寄市農業委員会に関する条例の全部改正について	— —	— —	29. 9. 4 原案可決
第 7 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	29. 9. 4 原案可決
第 8 号	市道路線の廃止について	— —	— —	29. 9. 4 原案可決
第 9 号	市道路線の認定について	— —	— —	29. 9. 4 原案可決
第 1 0 号	北海道市町村職員退職手当組規約の変更について	— —	— —	29. 9. 4 原案可決
第 1 1 号	平成29年度名寄市一般会計補正予算（第2号）	— —	— —	29. 9. 4 原案可決
第 1 2 号	平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	29. 9. 4 原案可決
第 1 3 号	平成29年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	29. 9. 4 原案可決
第 1 4 号	平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	29. 9. 4 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 5 号	平成28年度名寄市一般会計決算の認定について	29. 9. 4 決算審査特別	29. 9. 27 認定すべき	29. 9. 28 認 定
第 1 6 号	平成28年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	29. 9. 4 決算審査特別	29. 9. 27 認定すべき	29. 9. 28 認 定
第 1 7 号	平成28年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	29. 9. 4 決算審査特別	29. 9. 27 認定すべき	29. 9. 28 認 定
第 1 8 号	平成28年度名寄市下水道事業特別会計決算の認定について	29. 9. 4 決算審査特別	29. 9. 27 認定すべき	29. 9. 28 認 定
第 1 9 号	平成28年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計決算の認定について	29. 9. 4 決算審査特別	29. 9. 27 認定すべき	29. 9. 28 認 定
第 2 0 号	平成28年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	29. 9. 4 決算審査特別	29. 9. 27 認定すべき	29. 9. 28 認 定
第 2 1 号	平成28年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	29. 9. 4 決算審査特別	29. 9. 27 認定すべき	29. 9. 28 認 定
第 2 2 号	平成28年度名寄市病院事業会計決算の認定について	29. 9. 4 決算審査特別	29. 9. 28 認定すべき	29. 9. 28 認 定
第 2 3 号	平成28年度名寄市水道事業会計決算の認定について	29. 9. 4 決算審査特別	29. 9. 27 認定すべき	29. 9. 28 認 定
第 2 4 号	名寄市開業医誘致条例の制定について	29. 9. 28 市民福祉常任委	— —	29. 9. 28 開会中審査決定
第 2 5 号	公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	29. 9. 28 公の施設の使用料特別	— —	29. 9. 28 開会中審査決定
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	29. 9. 4 報 告 済
報 告 第 2 号	平成28年度名寄市一般会計継続費精算報告について	— —	— —	29. 9. 4 報 告 済
報 告 第 3 号	平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	— —	— —	29. 9. 21 報 告 済
報 告 第 4 号	平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について	— —	— —	29. 9. 21 報 告 済
報 告 第 5 号	例月現金出納検査報告について	— —	— —	29. 9. 28 報 告 済

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
意見書案 第 1 号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書	—	—	29. 9. 28 原案可決
意見書案 第 2 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	—	—	29. 9. 28 原案可決
意見書案 第 3 号	受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書	—	—	29. 9. 28 原案可決
意見書案 第 4 号	適正な地方財政計画の策定を求める意見書	—	—	29. 9. 28 原案可決
意見書案 第 5 号	道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書	—	—	29. 9. 28 原案可決
意見書案 第 6 号	教職員の長時間労働是正を求める意見書	—	—	29. 9. 28 原案可決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	29. 9. 28 決 定
	委員の派遣報告	—	—	29. 9. 28 報 告 済